

平成18年太宰府市議会第1回(3月)定例会会期内日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
3月2日(木)	午前9時30分	臨時議会運営委員会	第一委員会室	
	午前10時	本会議	議 事 室	施政方針・提案理由説明
	本会議休憩中	臨時議会運営委員会	第一委員会室	
	本会議休憩中	議会全員協議会	全員協議会室	
	本会議散会後	予算特別委員会	全員協議会室	
	委員会散会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会 終了後	議員協議会	全員協議会室	
	議員協議会 終了後	予算審査	議 員 控 室	
	(午後1時)			(一般質問(代表質問)通告締切)
3月3日(金)	午前10時	予算審査	議 員 控 室	
	(午後1時)			(質疑・討論通告締切)
	(午後1時)			(議員予算審査資料要求締切)
3月4日(土)				
3月5日(日)				
3月6日(月)	午前10時	本会議	議 事 室	質疑・委員会付託
	本会議休憩中	臨時議会運営委員会	第一委員会室	
	本会議散会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会 終了後	臨時議会運営委員会	第一委員会室	
	臨時議会運営 委員会終了後	まちづくり総合問題特別委員会	第一委員会室	
	臨時議会運営 委員会終了後	中学校給食・少子高齢化問題特別委員会	第三委員会室	
	(午前10時)			(一般質問(個人質問)通告締切)
3月7日(火)				
3月8日(水)	午前10時	総務文教常任委員会	全員協議会室	
3月9日(木)	午前10時	建設経済常任委員会	第二委員会室	
	委員会閉会後	建設経済常任委員会協議会	第二委員会室	
3月10日(金)	午前10時	環境厚生常任委員会	第三委員会室	
	委員会閉会後	環境厚生常任委員会協議会	第三委員会室	
3月11日(土)				中学校卒業式
3月12日(日)				
3月13日(月)				
3月14日(火)	午前10時	本会議	議 事 室	一般質問(代表・個人)
	本会議散会後	臨時議会運営委員会	第一委員会室	
3月15日(水)	午前10時	本会議	議 事 室	一般質問(個人)
3月16日(木)				
3月17日(金)				小学校卒業式
3月18日(土)				
3月19日(日)				
3月20日(月)	午前10時	予算特別委員会	全員協議会室	
3月21日(火)				春分の日
3月22日(水)	午前10時	予算特別委員会	全員協議会室	
	予算特別 委員会閉会後	議員協議会	全員協議会室	

3月23日(木)	午前10時	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会終了後	臨時議会運営委員会	第一委員会室	
	臨時議会運営委員会終了後	議員協議会	全員協議会室	
	議員協議会終了後	建設経済常任委員会	全員協議会室	
	建設経済常任委員会終了後	環境厚生常任委員会	全員協議会室	
	環境厚生常任委員会終了後	総務文教常任委員会	全員協議会室	
3月24日(金)	(午後1時)			(質疑・討論通告締切)
3月25日(土)				
3月26日(日)				
3月27日(月)	午前10時	本会議	議事室	報告・質疑・討論・採決
	本会議閉会后	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会終了後	議員協議会	全員協議会室	

平成18年第1回(3月)定例会目次

第1日(3月2日開会)

1. 議事日程.....	1
2. 出席議員.....	3
3. 欠席議員.....	3
4. 会議録署名議員.....	3
5. 出席説明員.....	3
6. 出席事務局職員.....	4
開    会.....	5
散    会.....	36

第2日(3月6日再開)

1. 議事日程.....	37
2. 出席議員.....	39
3. 欠席議員.....	39
4. 出席説明員.....	39
5. 出席事務局職員.....	39
再    開.....	40
散    会.....	58

第3日(3月14日再開)

1. 議事日程.....	59
2. 出席議員.....	62
3. 欠席議員.....	63
4. 出席説明員.....	63
5. 出席事務局職員.....	63
再    開.....	64
散    会.....	157

第4日(3月15日再開)

1. 議事日程.....	159
2. 出席議員.....	161
3. 欠席議員.....	161
4. 出席説明員.....	161

5. 出席事務局職員.....	161
再    開.....	162
散    会.....	237

第5日(3月27日再開)

1. 議事日程.....	239
2. 出席議員.....	242
3. 欠席議員.....	242
4. 出席説明員.....	242
5. 出席事務局職員.....	242
再    開.....	243
閉    会.....	305

審議結果

1. 審議結果.....	307
2. 議員の派遣について.....	312
3. 諸般の報告.....	313

# 1 議事日程(初日)

[平成18年太宰府市議会第1回(3月)定例会]

平成18年3月2日

午前10時開議

於議事室

- |       |   |
|-------|---|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第2  | 会期の決定   |
| 日程第3  | 諸般の報告   |
| 日程第4  | 施政方針  |
| 日程第5  | 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて                                |
| 日程第6  | 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて                                |
| 日程第7  | 議案第1号 太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて                     |
| 日程第8  | 議案第2号 財産の取得(史跡地)について  |
| 日程第9  | 議案第3号 財産の譲渡(都府楼保育所)について                                       |
| 日程第10 | 議案第4号 財産の無償貸付け(都府楼保育所)について                                    |
| 日程第11 | 議案第5号 財産の取得(福岡県立看護専門学校跡地)について                                 |
| 日程第12 | 議案第6号 太宰府市体育センターの指定管理者の指定について                                 |
| 日程第13 | 議案第7号 太宰府市立少年スポーツ公園の指定管理者の指定について                              |
| 日程第14 | 議案第8号 太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について                             |
| 日程第15 | 議案第9号 太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について                             |
| 日程第16 | 議案第10号 太宰府市民図書館の指定管理者の指定について                                  |
| 日程第17 | 議案第11号 太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について                               |
| 日程第18 | 議案第12号 太宰府展示館の指定管理者の指定について                                    |
| 日程第19 | 議案第13号 太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について                               |
| 日程第20 | 議案第14号 太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について                            |
| 日程第21 | 議案第15号 太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について                             |
| 日程第22 | 議案第16号 市道路線の認定について  |
| 日程第23 | 議案第17号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について |
| 日程第24 | 議案第18号 筑紫野太宰府消防組合同約の一部を変更する規約の協議について                          |
| 日程第25 | 議案第19号 福岡都市圏南部環境事業組合同約に関する協議について                              |
| 日程第26 | 議案第20号 大野城太宰府環境施設組合同約の一部変更に関する協議について                          |
| 日程第27 | 議案第21号 太宰府市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について                      |

- 日程第28 議案第22号 太宰府市国民保護協議会条例の制定について
- 日程第29 議案第23号 太宰府市国民健康保険事業特別会計財政調整基金条例の制定について
- 日程第30 議案第24号 特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第25号 太宰府市情報公開条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第26号 太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第27号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第28号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議案第29号 太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第36 議案第30号 太宰府市立共同利用施設設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第37 議案第31号 太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について
- 日程第38 議案第32号 太宰府市社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第39 議案第33号 太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第40 議案第34号 太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第41 議案第35号 太宰府市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第42 議案第36号 平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第43 議案第37号 平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第44 議案第38号 平成17年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第45 議案第39号 平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第46 議案第40号 平成17年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第47 議案第41号 平成17年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第48 議案第42号 平成17年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第49 議案第43号 平成17年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第50 議案第44号 平成18年度太宰府市一般会計予算について
- 日程第51 議案第45号 平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第52 議案第46号 平成18年度太宰府市老人保健特別会計予算について
- 日程第53 議案第47号 平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について
- 日程第54 議案第48号 平成18年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

日程第55 議案第49号 平成18年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計予算について

日程第56 議案第50号 平成18年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計予算について

日程第57 議案第51号 平成18年度太宰府市水道事業会計予算について

日程第58 議案第52号 平成18年度太宰府市下水道事業会計予算について

追加日程第1 議案第53号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

追加日程第2 議案第54号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例  
について

追加日程第3 議案第55号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正  
する条例について

2 出席議員は次のとおりである（20名）

1番	片井智鶴枝	議員	2番	力丸義行	議員
3番	後藤邦晴	議員	4番	橋本健	議員
5番	中林宗樹	議員	6番	門田直樹	議員
7番	不老光幸	議員	8番	渡邊美穂	議員
9番	大田勝義	議員	10番	安部啓治	議員
11番	山路一恵	議員	12番	小柳道枝	議員
13番	清水章一	議員	14番	佐伯修	議員
15番	安部陽	議員	16番	田川武茂	議員
17番	福廣和美	議員	18番	岡部茂夫	議員
19番	武藤哲志	議員	20番	村山弘行	議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 会議録署名議員

15番	安部陽	議員	16番	田川武茂	議員
-----	-----	----	-----	------	----

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（23名）

市長	佐藤善郎	助役	井上保廣
収入役	松島幹彦	教育長	關敏治
総務部長	平島鉄信	総務部政策統括 担当部長	石橋正直
地域振興部長	松田幸夫	地域振興部地域コミュ ニティ推進担当部長	三笠哲生
市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	古川泰博
健康福祉部子育て 支援担当部長	村尾昭子	建設部長	富田讓
上下水道部長	永田克人	教育部長	松永栄人
監査委員事務局長	木村洋	総務課長	松島健二
財政課長	井上義昭	地域振興課長	大藪勝一
市民課長	藤幸二郎	福祉課長	新納照文

まちづくり技術  
開発課長 大江田 洋 上下水道課長 宮原 勝美  
教務課長 井上 和雄

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 白石 純一 議事課長 田中 利雄  
書記 伊藤 剛 書記 花田 敏浩  
書記 満崎 哲也



開会 午前10時02分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名です。

定足数に達しておりますので、平成18年太宰府市議会第1回定例会を開催します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（村山弘行議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定によって、

15番、安部 陽議員

16番、田川武茂議員

を指名します。

~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

議長（村山弘行議員） 日程第2、「会期の決定」を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月27日までの26日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月27日までの26日間に決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いします。

~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

議長（村山弘行議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係及び行政視察関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はご覧いただきたいと思ます。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

#### 日程第4 施政方針

議長（村山弘行議員） 日程第4、「施政方針」に入ります。

市長の施政方針を受けることにいたします。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 本日ここに、平成18年第1回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位には大変ご多用の中をご参集賜り、厚く御礼を申し上げます。

このたびの議会は、平成18年度の当初予算案をはじめ、重要施策並びに条例案をご審議いただく重要な議会でございます。議案提案に先立ちまして、今後の市政運営に臨む私の所信の一端をご説明申し上げ、議員各位並びに市民の皆さんにご理解とご支援を心からお願い申し上げます。

私は、平成7年4月に市長に就任して以来、一貫して「市民が真ん中・もっと太宰府らしく」を市政運営の基本姿勢に据え、本市の将来像であります「歴史とみどり豊かな文化のまち」の創造に向けて全身全霊を傾注してまいりました。いよいよ本年度は、私が3期目の市政をお預かりした締めくくりの年となります。元気みなぎるまち太宰府が輝きを放つべく、生まれ育った我が愛するふるさと太宰府の限りない発展と市民の皆様の幸せを願いながら、全力を尽くしてまいり所存であります。

このたび、平成18年度から平成22年度を展望した第四次総合計画後期基本計画を策定いたしました。これにより、人権、教育、福祉、子育て支援、環境、観光、文化など、あらゆる分野において「未来都市」太宰府へのデザインを描いてまいりました。

平成13年度から昨年度までの前期基本計画を顧みますと、九州国立博物館の受け皿づくりとしての散策路整備、地域活性化複合施設「太宰府館」の建設、佐野土地区画整理事業の進捗、地区道路整備事業の完了、コミュニティバス「まほろば号」の充実、上水道の基盤整備による待望の給水制限の全面解除など、着実に都市基盤整備を行ってまいりました。

ソフト面におきましては、「まるごと博物館基本計画」「景観形成基本計画」「文化財保存活用計画」の策定をはじめ、これらの計画を集大成した「太宰府市ゆめ・未来ビジョン21」を作成するなど、施策ごとの将来を展望した指針を示してきたところであります。また、3つの推進プロジェクトの推進はもとより、様々な分野において施策や事業を展開してまいりました。このように3期11年の間、しっかりまいり種が着実に花を咲かせ、実を結びつつあるものと確信いたしております。

さて、昨年度を顧みますと特筆すべきことは、待望久しかった九州国立博物館が10月15日に開館式典を挙行、翌16日にオープンしたことであります。このことは、21世紀における太宰府の新たな歴史の扉を開くものであり、末永く後世に語り継がれることでありましよう。誠に地元市としての誉れであります。国立博物館の設置決定から建設着工、完成、そして開館を地元市長という立場で迎えたことは、また先達が国立博物館の誘致という夢に向かって情熱を傾け

られたことに思いをはせ、万感胸に迫る思いでいっぱいであります。改めて誘致運動にかかわられた諸先輩に敬意を表するとともに、感謝申し上げる次第であります。

九州国立博物館の開館記念特別展「美の国日本」開催期間中の来館者は約62万人にも上り、太宰府天満宮参道をはじめ大変なにぎわいを見せました。その外観の威風堂々としたさまや館内の壮麗さに心打たれた人が多かったのではないのでしょうか。そして、本年2月には早くも来館者数が100万人を突破するという快挙をなし遂げました。まさに、これからのまちづくりに一層弾みがつき、地域に大きな活力を与える存在であると確信した次第であります。また、このような光が見えた一方、交通問題などの影の部分も明らかになったところであります。

このような状況を踏まえつつ、本市の特色や魅力など強みを生かすプラス志向を前面に掲げ、未来に希望の灯をともし、私自身が先頭に立って職員の英知を結集し、持続的、発展的なまちづくりを展開する所存であります。

本市といたしましても、市民一人ひとりが誇りと愛着を持ち、輝きを放すまちこそが来訪者にとっても光を觀たい魅力のあるまちづくりであるという考え方のもと、九州国立博物館を光を放つ源としつつ、悠久の時が織りなした薫り高い歴史と豊かな自然と渾然一体となって古都の風格を漂わせ、人を引きつけてやまぬまち、後世に誇り得るまちを目指してまいります。そして、太宰府の文化遺産を、観光資源を総動員して来訪者の方々が自然と歴史に抱かれ、太宰府の文化に浸れるよう、様々な観光政策を市民の皆様をはじめ関係機関と重層的に展開し、観光交流人口の増加に、地域の活性化に全力を尽くしてまいります。そして、あまたの歴史的な文化遺産を光とし、国博のあるまち太宰府の魅力を全国に、アジアに、そして世界に発信してまいります。

平成17年度は災害や犯罪による社会不安が高まった年でもありました。国内では東北、北陸地方を中心に観測史上初めてという豪雪に見舞われ、多くの方々が亡くなりました。国外ではアメリカ南部が大型ハリケーン「カトリーナ」による未曾有の大災害に襲われました。平成15年7月19日の豪雨災害や昨年3月20日の福岡県西方沖地震を思い起こし、改めて自然の脅威、恐ろしさを認識させられたところであります。被害に遭われた方に対しまして、心からお見舞いを申し上げます。

さて、我が国の社会経済情勢は輸出や設備投資の回復に加え、個人消費の増加で持続的な回復基調にあります。そして、政府による不良債権の処理目標を達成し、財政出動に頼ることもなく、民間主導の景気回復の道を歩み始めているものの、依然としてデフレ傾向が続いております。さらに、原油価格の高騰による世界経済への影響が日本経済に波及するなどの不安定要素により、いまだに先行きの不透明感を払拭できない状況にあります。

国においては、現下の小泉政権は「改革なくして成長なし」との一貫した方針のもと、三位一体の改革、公務員改革、道路公団、郵政民営化、市場化テストの導入など官から民へ、国から地方へと小さな政府を目指し、構造改革を積極的に進め、その流れを加速しております。

平成18年度一般会計政府予算案では、平成17年度当初予算比3%減の79兆6,860億円で8年

ぶりに80兆円割れとなっております。また、地方財政計画の規模は前年度比0.7%減の83兆1,800億円程度で5年連続減となっており、地方自治体の財政基盤を大きく揺り動かしております。

本市におきましても、平成17年度は国の三位一体の改革により、昨年に引き続き地方交付税及び臨時対策債が3億円減額され、歳入に大きな打撃を受けたところであります。

本市の平成16年度の経常収支比率は98.7%と財政の硬直が一段と進んでおりますが、これは将来への「快適で魅力のあるまち」の実現に向けて、必要な社会資本整備を着実に推し進めてきたためでもあります。その一方で、公債費、人件費、扶助費の義務的経費をはじめとする経常経費の削減が求められております。

こうしたことから、本年度は昨年11月に策定した平成18年度経営方針のもと、行政評価と連動した施策別枠配分方式という手法を用い、施策や事業に優先順位をつけ、補助金、交付金などの財源のある事業に重点配分し、地方債の発行を25億円以下に抑えるなど、単独事業の抑制を図り、予期できない災害に備えるため財政調整基金を取り崩すことなく予算編成をいたしました。

また、職員自らの生産性を高めることで対応すべく、委託料の削減、臨時、嘱託職員の削減、時間外勤務手当の削減を行ったところであります。

さらに、不本意ではありますが、市民の皆様にも受益者負担の原則にのっとり、公共施設の減免廃止による負担のお願いをするとともに、団体補助金の削減をいたしております。

このような状況におきまして、私自身はもとより職員が一丸となって財政の健全化に向けて鋭意努力しておりますので、議員各位並びに市民の皆様におかれましても、何とぞご理解とご協力を賜りますようお願いするものであります。

それでは、本年度における市政運営の重点施策及び主要施策につきまして、第四次総合計画後期基本計画の大綱に沿って概要を説明申し上げます。

戦略プロジェクトの推進を機軸に5つの目標を柱とした施策や事業の展開によりあらゆる領域において本市ならではの地域資源を有効に活用しながら、個性と活力にあふれる「21世紀・人が輝く太宰府のまちづくり」に全力を傾注してまいり所存であります。

第1に、「まるごと博物館」推進プロジェクトについてであります。

ひときわ輝きを放つ九州国立博物館を核として、文化の振興をはじめ生涯学習の推進、自然環境の保全や景観づくり、観光や産業の振興のなどまるごと博物館のまちづくりを関係機関や関係団体との緊密な連携のもとに展開してまいります。

西鉄太宰府駅から九州国立博物館までの歩行者動線として、また景観に配慮した住環境の整備として実施した散策路整備事業が昨年9月に完成し、愛称を「国博通り」と命名したところであります。市民の皆様はもとより、来訪者の方々に未永く愛される道路であることを願ってやみません。

また、観光客の市内回遊の仕掛けとして本年度も引き続き万葉歌碑を設置するとともに、観

光関係機関や団体と緊密に連携を取りながら観光プログラムのプロモーション、観光マップの作成、観光ホームページの充実により太宰府の特色と魅力を発信してまいります。

さらに、九州国立博物館から地域活性化複合施設「太宰府館」をはじめとした周辺地域はもとより、観世音寺や大宰府政庁跡、そして水城跡へ、観光客が楽しく回遊できるようにサイン整備を進めてまいります。

このほか、観光協会、商工会、太宰府天満宮、そして本市とで構成する太宰府ブランド創造協議会を昨年立ち上げ、歓迎塔の設置、のぼり旗や横断幕の設置などの観光客のもてなし事業を展開するとともに、関係団体と連携を取りながら様々な関連イベントを開催し、九州国立博物館の開館をまちを挙げてともに祝い、ともに喜びを分かち合ったところであります。本年度は、四季折々の太宰府の見どころ、食事どころなど太宰府が一目でわかる（仮称）太宰府ガイド本の作成を予定いたしております。また、本協議会の本来の趣旨であります自然、歴史、文化、観光や産業など、本物の地域資源に新たな価値を付加した取り組みを展開してまいります。

一方、景観づくりにつきましては、100年後も誇れる「まるごと博物館」のまちづくりを具現化する道具立てといたしまして、本市特有の歴史や自然の彩りが地域を照らすまち、何度でも訪れたいくなる美しいまちの実現を目指し、本年度も景観まちづくり懇話会を引き続き開催し、貴重な意見や提言をいただきながら景観まちづくり条例、仮称ですが、制定に向けた取り組みを進めてまいります。

さらに、地域の歴史や伝統文化を学ぶこと、太宰府の価値や地域の魅力を再発見する太宰府発見塾の後期講座をフィールドワークを交えながら多彩な講師陣を迎えて開催いたします。そして、本年度新たに太宰府の未来を担う子どもたちを対象に、地域の自然や歴史を楽しく学びながら太宰府を再発見する事業として、（仮称）太宰府子ども探検塾の開催を予定しております。

第2に、「地域コミュニティづくり」の推進プロジェクトについてであります。

まちづくりの担い手は市民であります。多様な市民と行政との協働によるまちづくりを進めるため、本プロジェクトにおいては生活エリア型の地域コミュニティづくりの推進と健康・福祉、教育、環境などのテーマ型のNPO・ボランティアの育成、支援による市民活動の活性化を図ってまいります。

地域コミュニティづくりにつきましては、将来の地域分権の確立に向けて地域住民による地域のための住みよい地域づくりができるように、地域の人たちと話し合いを重ねながら仕組みづくりに努めてまいります。

また、子どもたちをターゲットとした痛ましい事件や空き巣、車上ねらいなど犯罪が多発する社会的背景もあり、本市といたしましても関係機関や関係団体と連携して防犯パトロールや安全パトロールなどの防犯活動を展開しております。地域においても行政区、PTA、補導連絡協議会などによる安全見守り活動や防犯ボランティア「ついで隊」による防犯活動が展開さ

れているところであります。本年度は、昨年12月に制定した本年4月から施行する安全・安心のまちづくり推進条例の具現化に向け、一体的な地域の防犯活動が展開できるよう、様々な団体の活動と連携する取り組みを進めるため、関係機関などとも調整を図りながら地域住民の皆さんと協議を行ってまいります。

NPO・ボランティア育成、支援につきましては、本年4月1日に衣がえする太宰府市NPO・ボランティア支援センターを核として、NPO法人やボランティア団体の育成、相談・支援、各種講座の開催による市民啓発事業などを行ってまいります。これらの地域コミュニティづくりとNPO・ボランティアの育成、支援とが車の両輪となり、市民が主役の地域づくりを推し進め、豊かさを実感できる地域社会の実現を目指してまいります。

第3に、「福祉でまちづくり」推進プロジェクトについてであります。

今日、少子・高齢化が進展する中、市民一人ひとりが住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、市が担う福祉行政の役割は極めて重要であります。中でも、子育て支援の充実が本市の重要施策であります。次代の担い手となる子どもを地域の一員として心身ともに健やかにはぐくんでいくためには、お互いが見守り、支え合うことが何よりも求められております。そして、家庭環境や社会環境の変化がもたらす家庭における子育ての負担や不安、孤立感を少しでも軽減していくための支援が求められております。

このような社会情勢の中、本年度は児童手当の拡充などの国の動きに呼応して、子どもを安心して産み育てることができる環境を、また子育ての楽しみや喜びを感じながら働き続けることができる環境を整えてまいります。

まず、4月1日から太宰府市立都府楼保育所の民営化に伴い、新たに子育て支援センターをいきいき情報センター内に設置いたします。保育士たちが保育現場で培った子育てのノウハウを生かし、育児に関するアドバイスや親子遊びなどを紹介するとともに、家庭で子育てをしている保護者のために地域の公民館などに出向きながら、出前保育や子育てサロンなどの事業を行ってまいります。さらに、保健師や関係機関と連携し、継続した家庭訪問をするなど支援を行ってまいります。

また、昨年度から開始いたしましたファミリー・サポート・センター事業や乳幼児健康支援一時預かり事業は、男女がともに安心して仕事と家庭を両立できるための支援として、あるいはひとり親家庭に対する支援として重要であり、本年度も引き続き実施してまいります。

また、高齢者福祉対策として引き続き老人憩いの場づくりに努めるとともに、昨年も大変好評でありましたプラチナパソコン教室を本年度も引き続き開催いたします。

さらに、介護予防の観点から、高齢者の生きがいづくりや閉じこもり予防策として、サークル活動などの取り組みを新たに進めてまいります。

健康づくりにつきましては、保健センターを中心に検診、相談業務など、引き続き市民の皆様の各種ニーズに応じ、安心と信頼を得られる事業を保健・福祉・医療が一体となって展開し、市民の一層の健康増進に努めてまいります。また、本年度新たに市民の健康保持、増進事

業の一環として、筑紫地区歯科医師会と筑紫地区4市1町が一体となり、口腔保健センターちくし休日急患歯科診療所を開設いたします。

また、地域福祉対策として社会福祉協議会が進めている地域福祉活動計画事業における福祉ボランティアや福祉団体・組織の育成、支援、ネットワーク化などに対しましても十分連携を図り、福祉サービスの一層の充実に努めてまいります。

次に、総合計画に定めました5つの柱を説明申し上げます。

第1の施策「人を大切に豊かな心を育むまちづくり」からであります。

市民の皆様が、将来にわたってそれぞれのライフステージにおいてお互いの人権を尊重しながら主体的に行動し、心豊かで個性や創造性に富んだ多彩な人材が育つまちの実現を目指してまいります。

まず、人権の尊重と同和対策の充実についてであります。

人権は、人間の尊厳に基づき各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできないものであります。本年度も引き続き平成13年度に実施した太宰府市同和問題実態調査で明らかになりました課題を十分認識し、太宰府市人権・同和政策基本計画に基づき同和問題解決に向けて人権・同和行政を推進してまいります。

次に、男女共同参画の推進についてであります。

昨年12月に制定いたしました太宰府市男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画推進委員の設置など男女の人権が尊重され、自らの意思であらゆる分野に参画することができ、市民一人ひとりが個性と能力を十分発揮できる地域社会の実現に努めてまいります。

次に、生涯学習社会の創造についてであります。

昨年10月に一般公開された九州国立博物館を生涯学習活動の一つの拠点と位置づけ、太宰府市生涯学習基本計画に基づき生涯学習の機会と場の拡充に努めるとともに、キャンパスネットワーク会議のさらなる活性化を図るなど、文教都市ならではの特色ある生涯学習の総合的な推進を図ってまいります。

市民図書館につきましては、読書は心の栄養と言われるように、文教のまちにふさわしく市民の文化教養の醸成に寄与しているものと確信いたしております。本年度は、開館20周年記念事業として、七夕の織姫と彦星の再会伝説にあやかり七夕まつりを開催し、子どもたちの豊かな個性と情操、感性をはぐくむなど読書普及に努めてまいります。

学校教育につきましては、本年度新たに市民の皆様から要望の多かった中学校給食をランチサービスと称して導入いたします。これは生徒や保護者の多様な価値観を尊重し、家庭からの弁当持参とあわせて都合により弁当を持参することができない生徒への支援として教育委員会が献立をつくり、生徒が必要に応じて委託業者に弁当を注文する方式で実施するものであります。

第2の施策「健やかで安心して暮らせるまちづくり」についてであります。

生涯にわたって市民の皆様が家庭や地域の中で健康でお互いに支え合う心温まる地域づくりを進め、いきいきと健やかに暮らせるまち、そして安心して暮らせる安全なまちの実現を目指してまいります。

まず、社会保障の充実についてであります。

介護保険事業につきましては、本年度は第3期介護保険事業の初年度に当たります。そこで、第3期太宰府市介護保険事業計画に基づき、65歳以上の人の介護保険料を改定するとともに、今まで以上に予防に重点を置き、できる限り地域において自立した生活ができるように支援し、将来にわたって施策が円滑に展開できるよう事業運営の健全化に努めてまいります。

次に、安全なまちづくりについてであります。

安全への備えはまちづくりの基本であり、市民の皆様のかげがえのない生命、財産にかかわる極めて重要な課題でもあります。平成16年9月に施行されたいわゆる国民保護法は、我が国が武力攻撃を受けた場合や大規模テロが発生した場合に国民の生命、身体と財産を保護し、国民生活や国民経済に与える影響を最小限にするため国、都道府県、市町村、放送事業者などの指定公共機関の責務、国民の協力、基本的人権の尊重と住民の避難、救援などの具体的措置について定めたものであります。

本市におきましても、市民の生命と財産を守ることが地方公共団体の本旨であるとの認識から、将来にわたって安全で安心して暮らせるまちづくりに万全を期すべく国や県との緊密な連携のもと、（仮称）太宰府市国民保護計画の策定に向けまして取り組みを進めてまいります。

防災につきましては、本年度新たに福岡県が整備推進している「ふくおかコミュニティ無線」を各行政区に配備いたします。これは通信エリアが広域であるため、災害時などの初動対応として地域住民に対して一斉に情報を伝達できる設備であり、また地域のコミュニティにも活用できるものと大いに期待いたしております。

さらに、災害時における2次避難地である小・中学校の体育館につきましては、耐震改修促進法における国の基本方針を踏まえ、昨年度実施した耐震診断の結果を受けて補強工事が必要な体育館の整備に努めてまいります。

消防、救急につきましては、本年度も引き続き消防ポンプ自動車などの消防資機材の整備、充実を図り、消防・救急体制の増強に努めてまいります。

第3の施策「自然と環境を大切にすまちづくり」についてであります。

市民の皆様をはじめ本市を訪れるすべての人々が、それぞれの役割に応じてよりよい環境をつくり出そうとする主体的行動を通して、緑豊かな恵まれた自然と潤いと安らぎに満ちた環境を大切にすまちの実現を目指してまいります。

まず、緑の保全と創造についてであります。

史跡地をはじめ公園などの緑地は、環境や景観の保全と創造、潤いと安らぎの場、災害時の避難所となるオープンスペースなど、多面的な機能を有しております。

公園につきましては、高雄公園を地域住民の憩いの場となる地区公園とするため、本年度も



引き続き整備に向けた取り組みを進めてまいります。また、本年度新たに通古賀地区都市再生整備事業区域内の落合浄水場跡地に近隣住民の利用に供する公園として（仮称）落合公園を設置し、県による御笠川河川改修事業の親水公園と一体的な整備に努めてまいります。

次に、生活環境の向上についてであります。

ごみ処理は、市民生活に直結した極めて重要な課題であります。可燃ごみの処理につきましては、将来を展望し、福岡都市圏南部4市1町で福岡都市圏南部ごみ処理基本協定を本年1月に締結いたしました。今後も、福岡都市圏域を機軸とした広域行政による処理に力を注いでまいります。

また、不燃ごみの処理につきましては、地元区、農事・水利組合の皆さんをはじめ、関係者のご理解とご協力を得ながら環境美化センターの円滑な運営に力を注いでまいります。本年度は、施設の改修に向けた取り組みを進めてまいります。

火葬場につきましては、現在大野城市と共同で一部事務組合を設置、運営しておりますが、将来を見据え筑紫野・春日・筑前筑慈苑施設組合への加入も視野に入れて適切かつ円滑に事業運営ができるよう、関係機関や関係者の協議を重ねるなど深い議論を通じまして、慎重に取り組みを進めてまいります。

第4の施策「快適で魅力のあるまちづくり」についてであります。

市民の皆様の日々の暮らしが快適で利便性に富んだものになるよう、交通体系の整備、水資源の確保、産業、観光の基盤整備などの生活基盤整備を図るとともに、活力あふれる地域づくりを進め、快適で住みよい魅力あるまちの実現を目指してまいります。

まずは、都市計画の見直しについてであります。

佐野東地区の一部である通古賀・吉松東・国分地区につきましては、秩序ある土地利用、道路、河川などの都市施設の適切な配置、良好な住宅地の形成を図るため、本年度も引き続き市街化区域への編入に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、土地区画整理事業等による新市街地の形成についてであります。

通古賀、吉松東の両地区につきましては、良好な中低層の住環境の形成を目指し、組合施行による土地区画整理事業が進められております。本市といたしましても、新市街地の形成を最重要施策の一つとして位置づけ、この事業の円滑な促進を図るため、技術的側面から可能な限り支援してまいります。

また、これらの土地区画整理事業や御笠川河川改修事業と連動して、御笠川を機軸とした一体的なまちづくりを進め、良好な市街地の形成を図るため通古賀地区都市再生整備計画に基づき、御笠川の水流通など地域特性を生かした個性的で魅力ある空間づくり、災害対策を含め安全な生活空間づくり、多世代が安心して快適に暮らせるコミュニティ空間づくりなどの観点から、本年度も引き続き市道正尻・川久保線、関屋・向佐野線、（仮称）関屋・正尻線の整備、落合橋、下川原橋のかけかえなど、面的整備に全力を挙げて取り組んでまいります。

（仮称）JR太宰府駅を含む佐野東地区につきましては、県立看護専門学校跡地の活用を進

めるため、本市の西の玄関口としての青写真を描き、地元の意向や財政状況を総合的に勘案しつつ、民間活力の導入も視野に入れて事業推進に努めてまいります。

佐野土地区画整理事業につきましては、事業進捗率が本年3月までに全体計画の99%に達しており、いよいよゴールも間近となってまいりました。また、事業の進展に伴い、県道などの幹線道路沿いには各種の商業施設が活気を呈し、また多くの住宅も建設されて良好な市街地形成の効果があらわれてきており、土地区画整理事業の本来の目的を達成しつつあります。今後も保留地処分を進めながら、本年度の事業完了に向けて力を注いでまいります。

次に、交通体系の整備についてであります。

交通体系につきましては、本市の交通施設や交通対策など総合的、一体的なまちづくりを進める観点から、将来を見据えて国道や県道などの幹線道路をはじめ市道、駐車場、公共交通などを包括した総合交通体系調査を実施いたします。また、この調査の中で国土交通省や県などの行政機関をはじめ西鉄やJRなどの公共交通機関あるいは太宰府天満宮などの関係団体を構成員とした（仮称）総合交通問題懇話会の開催も計画いたしております。

道路につきましては、高雄地区内の生活環境基盤の整備、交通の円滑化を図る観点から、市道高雄中央通線の整備を重点的に進めてまいります。また、県道筑紫野・古賀線バイパスの拡幅や観世音寺地区から西鉄二日市駅までの道路の延伸、拡幅の早期実現に向けて、県をはじめ関係機関に積極的に働きかけてまいります。

コミュニティバス「まほろば号」につきましては、公共交通の利便性の向上をはじめ通勤、通学や買い物あるいは観光など、市民をはじめ来訪者の方々の交通手段として定着しつつあるものと確信いたしております。このような中、本年度は財政事情を考慮しつつ、利用の促進や一層の利便性の向上を図りながら合理的、効率的な事業運営に努めてまいります。

次に、上下水道の整備についてであります。

本年度も引き続き福岡都市圏域における取り組みと緊密に連携を取りながら、安心して良質な水の安定供給に努めるとともに、下水道につきましても一層の事業推進を図り、ライフラインの確保に力を注いでまいります。

次に、第5の施策「文化の香り高いまちづくり」についてであります。

我が郷土のすばらしい歴史的文化遺産の保存、活用を図りながら、市民一人ひとりが日々の生活の中で文化に触れることができ、夢を語り合うことのできる後世に誇れるまちの実現を目指してまいります。

まず、歴史と国立博物館を生かしたまちづくりについてであります。

本市の長い歴史の中で生まれ、はぐくまれ、そして今日まで守り伝えられてきた文化財は、私たちの貴重な財産であり、未永く後世に継承していかなければなりません。本年度は文化財保存活用計画に基づいた史跡などの文化財をはじめとした歴史的文化遺産を市民遺産へと大きく広がりを持たせる仕組みづくりを、景観によるまちづくりとともに総合的に展開できる道筋をつけてまいりたいと考えております。

また、蔵司跡の用地取得に努めるとともに、その活用方策を検討してまいります。そして、市域面積の約15%に当たる452haの史跡地の公有化事業を引き続き進めてまいります。さらに、本市の玄関口であります水城跡周辺につきまして、万葉集にも詠まれた特別史跡「水城跡」と一体となった魅力あふれる観光空間の創出に向けまして、青写真を描いてまいります。

次に、市民文化の創造についてであります。

宮城県多賀城市は、東北地方の政治と軍事の拠点として政庁が置かれ万葉文化が栄えるなど、奈良時代以来1,300年の歴史を持つ本市と同じような歴史的、文化的背景を有したまちであります。かつて2つの遠の朝廷と呼ばれた多賀城市と本市は、昨年11月に友好都市盟約を締結いたしました。本年度は、いにしえからの深いえにしに思いをはせつつ、行政はもとより市民や団体間の親善、交流事業による文化の華を咲かせてまいります。

市史活用につきましては、太宰府の歴史や風土の集大成として収集された膨大かつ貴重な歴史資料を光とし、太宰府ならではの魅力を発信していくため、本年度は市史編さん室を市史資料室に衣がえし、市史の保存、公開、活用の取り組みを進めるとともに、太宰府発見塾と連携を図りながら地域に出向く出前講座を開催いたします。

最後に、地方分権時代に即した「市民のための行政運営」についてであります。

本格的な地方分権時代を迎え、地方自治体は従来にも増して自己決定、自己責任を原則とする体制の整備が必要になってきております。このような状況の中で、簡素で効率的な体制整備を図るとともに、地域コミュニティづくりの推進やNPO、ボランティアなどへの市民活動を積極的に支援し、市民との協働の枠組みを構築するなど、時代の変化に応じた公共サービスを提供し、総合的かつ機動的な行政運営を進め、個性的で多様性に富み、持続可能で活力ある地域社会を築いていく必要があります。

まず、行政評価についてであります。

地方分権時代に即した簡素で効率的な行政運営の仕組みを構築するため、企画、実施、評価、そして改革改善に至るマネジメントサイクルの確立を図り、常に職員が目的意識を持って業務を遂行するなどの意識改革を行いつつ、日常業務への定着化を図り、全庁的な機運の高揚に努めてまいります。本年度は、限られた財源の重点配分を実施する観点から、評価の精度向上を図り、総合計画を機軸とした平成19年度の予算編成に努めてまいります。

行政改革につきましては、行政経営の明確な指針として昨年度策定した太宰府市行政経営改革方針「第四次行政改革大綱」のもと、財政健全化、市民参画、簡素・効率化、質の高いサービスの提供、広域行政を主要推進項目として本年4月から南隣保館と南児童館の業務を民間委託するなど、あらゆる領域において行政改革を断行してまいります。

史跡水辺公園、北谷運動公園などの公の施設につきましては、本年度からこれまでの公的団体委託から指定管理者制度へ移行する初年度となることから、民間ならではの専門的な知識や技術など、そのノウハウが生かされ、さらなる市民サービスの向上が図られることを大いに期待いたしております。

人材育成につきましては、昨年度改定した人材育成基本方針には一人ひとりが信頼、納得、やる気、完遂を目標としたあるべき職員像を掲げております。そして、人が最大の財産であるとの考え方のもと、職員自らが自己研さんに努めることを促しつつ、職員研修をはじめ職員の意欲を高める施策を総合的に展開することによりまして、社会経済情勢や職場環境の変化に迅速、的確に、かつしなやかに対応できる人材育成と活力あふれる組織風土の醸成に努めてまいります。

以上、平成18年度の市政運営に臨む私の所信の一端並びに主要施策と事業の概要についてご説明申し上げます。

私は、本市の将来像である「歴史とみどり豊かな文化のまち」を目指し、私に課せられた使命を全うすべく、まちづくりの総決算として私自身が先頭に立ち、全職員と未来への夢を共有しつつ英知を結集し、市民とともに考え、ともに汗を流し、ともに喜びを分かち合える市民との協働のまちづくりを推し進め、「人と地域の個性が輝くまち・太宰府」の実現に向け、総力を挙げて邁進してまいり所存であります。

どうか議員各位におかれましても、私の意とするところをお酌み取りいただき、予算案をはじめとする全議案に対しまして慎重なるご審議の上ご賛同賜りますよう重ねてお願いを申し上げます、私の施政方針といたします。

議長（村山弘行議員） 以上で施政方針を終わります。

~~~~~

日程第5と日程第6を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りいたします。

日程第5、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」及び日程第6、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第5及び日程第6を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 先ほど述べさせていただきました施政方針に続きまして、3月定例議会初日にご提案いたします案件についてご説明申し上げます。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、人事案件3件、財産の取得2件、財産の譲渡1件、財産の貸し付け1件、指定管理者指定10件、市道路線の認定1件、規約の協議4件、条例の制定3件、条例の一部改正12件、補正予算8件、新年度予算9件、合わせて54件の議案をご審議お願い申し上げます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

諮問第1号及び諮問第2号を一括してご説明申し上げます。

最初に、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明申し上げます。

現委員であります安河内興二氏の任期が平成18年6月30日をもって満了となりますので、再び安河内氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるためご提案申し上げるものであります。

安河内氏は、平成12年7月より人権擁護委員を2期6年間務められ、小学校教諭として長く勤められたご経験を生かされ、子どもの人権問題の解決や啓発活動等に努めてこられました。人権擁護委員として最適任の方だと確信いたしております。

略歴等を添付いたしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明申し上げます。

現委員であります山崎多喜子氏の任期が平成18年6月30日をもちまして満了となりますので、新たに後任として吉嗣輝予氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるためにご提案申し上げるものであります。

吉嗣氏は、昭和42年から小学校の教員として38年間の長きにわたり学校教育にご尽力され、平成17年3月末で定年退職されておられます。

現在、春日市立春日小学校の講師としてつばさ学級を担任されており、教育現場の諸問題解決に向けて真剣に取り組んでおられます。本市の人権擁護委員として吉嗣氏は十分任務を果たせる方であることを確信いたしております。

略歴等を添付いたしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、2案件につきましてはご承認いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は3月6日の本会議で行います。

~~~~~

日程第7 議案第1号 太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること  
について

議長（村山弘行議員） 日程第7、議案第1号「太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第1号「太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求め

ることについて」ご説明申し上げます。

現委員であります柴田俊篤委員の任期が平成18年3月24日をもちまして満了となりますので、再び柴田氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定によりご提案申し上げますのであります。

柴田氏は、前委員の任期途中の退任を受け、平成13年12月19日より4年3か月の間委員を務めておられます。福岡市在職中には不動産関係業務にも多く携われ、豊富な知識と実績を持たれた方です。今後も固定審査評価審査委員会委員として十分任務を遂行される方だと確信いたしております。

略歴等をご参照の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は3月6日の本会議で行います。

ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

~~~~~

再開 午前11時15分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を行います。

~~~~~

日程第8から日程第11まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第8、議案第2号「財産の取得（史跡地）について」から日程第11、議案第5号「財産の取得（福岡県立看護専門学校跡地）について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第8から日程第11までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第2号から議案第5号までを一括してご説明申し上げます。

最初に議案第2号「財産の取得（史跡地）について」ご説明申し上げます。

本件は、史跡指定地の土地取得に関する案件でございます。この史跡地取得につきまして、皆様のご理解とご協力により着実に進んでいるところであり、深く感謝申し上げる次第であります。

本年度、買い上げいたします土地につきましては52筆、面積にして7万2,265.44㎡、買い上げ金額6億7,642万2,603円であります。

詳細につきましては、土地買い上げ一覧表をご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第3号「財産の譲渡（都府楼保育所）について」ご説明申し上げます。

太宰府市立都府楼保育所につきましては、効率的な運営を図るため、平成18年4月1日より社会福祉法人「飛鳥会」に移譲することにいたしており、建物を無償譲渡することにより移譲後の法人負担を軽減し、入所児童の処遇を確保するためご提案申し上げます。

次に、議案第4号「財産の無償貸付け（都府楼保育所）について」ご説明申し上げます。

さきにご提案申し上げました議案第3号と同様に、土地の貸付料を免除することにより、移譲後の法人の負担を軽減し、入所児童の処遇を確保するためご提案申し上げます。

次に、議案第5号「財産の取得（福岡県立看護専門学校跡地）について」ご説明申し上げます。

この跡地の活用につきましては、本市の少子・高齢化に伴う市民の多様なニーズに対応するための生涯学習施設及び福祉施設、また災害等に対応するための防災施設からなる多目的利用を想定いたしております。

今回、買い上げいたします土地につきましては6筆、面積にして1万1,540.82㎡、買い上げ金額2億4,697万3,550円であります。

詳細につきましては、資料等をご参照ください。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は3月6日の本会議で行います。

~~~~~

日程第12から日程第21まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第12、議案第6号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」から日程第21、議案第15号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第12から日程第21までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第6号から議案第15号までを一括して申し上げます。

最初に、議案第6号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を平成18年度から2年間にわたり、太宰府市体育センターの指定管理者の候補者に選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項及び第6項の規定により議会の議決を求めます。

次に、議案第7号「太宰府市立少年スポーツ公園の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を平成18年度から2年間にわたり、太宰府市立少年スポーツ公園の指定管理者の候補者に選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項及び第6項の規定により議会の議決を求めます。

次に、議案第8号「太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を平成18年度から2か年にわたり、太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の候補者に選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項及び第6項の規定により、議会の議決を求めます。

次に、議案第9号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を平成18年度から2か年にわたり、太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の候補者に選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項及び第6項の規定により議会の議決を求めます。

次に、議案第10号「太宰府市民図書館の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を平成18年度から2か年にわたり、太宰府市民図書館の指定管理者の候補者に選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項及び第6項の規定により議会の議決を求めます。

次に、議案第11号「太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を平成18年度から2年間にわたり、太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の候補者に選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項及び第6項の規定により議会の議決を求めます。



次に、議案第12号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、財団法人古都大宰府保存協会を平成18年度から2年間にわたり、大宰府展示館の指定管理者の候補者に選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項及び第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第13号「太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を平成18年度から2年間にわたり、太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の候補者に選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項及び第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第14号「太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を平成18年度から2年間にわたり、太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の候補者に選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項及び第6項に規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第15号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会を平成18年度から2年間にわたり、太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の候補者に選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項及び第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は3月6日の本会議で行います。

~~~~~

日程第22 議案第16号 市道路線の認定について

議長（村山弘行議員） 日程第22、議案第16号「市道路線の認定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第16号「市道路線の認定について」ご説明申し上げます。

今回、認定を提案しております関屋・正尻線につきましては、通古賀地区の都市再生整備計

画に基づき整備する路線であり、道路法第8条第1項の規定に基づき認定を行うに当たり、同法同条第2項の規定により市議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は3月6日の本会議で行います。

~~~~~

日程第23から日程第26まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第23、議案第17号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」から日程第26、議案第20号「大野城太宰府環境施設組合規約の一部変更に関する協議について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありません。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第23から日程第26までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第17号から議案第20号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第17号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」ご説明申し上げます。

今回の内容としましては、本年4月1日から中間市が新規加入することのほか、同年3月27日付で「稲築町ほか3か町衛生施設組合」の組合名称が「ふくおか県央環境施設組合」に変更されますことから、団体数を増加し規約の変更を行うものであります。

次に、議案第18号「筑紫野太宰府消防組合規約の一部を変更する規約の協議について」ご説明申し上げます。

筑紫野市の住居表示の実施に伴い、筑紫野太宰府消防組合の事務所の位置の表示が変更されることにより、同組合の規約の一部を変更する必要が生じたため、地方自治法第286条第1項の規定により関係団体と協議することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第19号「福岡都市圏南部環境事業組合規約に関する協議について」ご説明申し上げます。

本件は、福岡市の南部工場が平成27年度には耐用年数に達することから、可燃ごみの処理に関する事務を本市、福岡市、春日市、大野城市及び那珂川町において共同処理するため、福岡都市圏南部環境事業組合を設けることとしましたので、当該組合の規約に関する関係市町との

協議について、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第20号「大野城太宰府環境施設組合規約の一部変更に関する協議について」ご説明申し上げます。

本件は、福岡都市圏南部環境事業組合の設置に関し、大野城太宰府環境施設組合の共同処理する事務の一部を変更することに伴い、組合規約の一部を変更する必要性が生じたため、規約の変更に関する大野城市との協議について、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は3月6日の本会議で行います。

~~~~~

日程第27と日程第28を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第27、議案第21号「太宰府市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について」及び日程第28、議案第22号「太宰府市国民保護協議会条例の制定について」を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第27及び日程第28を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第21号及び議案第22号を一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第21号「太宰府市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について」ご説明申し上げます。

平成16年6月国会で、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法が成立し、同年9月17日に施行されました。この国民保護法は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的として制定されております。この法律で、市町村は都道府県の国民保護計画に基づき市町村国民保護計画を作成することとされており、平成18年1月に福岡県保護計画が作成されましたので、本市におきましても太宰府市国民保護計画を作成してまいります。

この国民保護法第31条及び同法第183条において準用する同法第31条の規定に基づき、武力攻撃事態や緊急対処事態等に至ったときに設置する対策本部に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第22号「太宰府市国民保護協議会条例の制定について」ご説明申し上げます。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法第39条

の規定に基づき、市の区域に係る市民の保護のための措置に関して広く住民の意見を求め、本市の市民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため、太宰府市国民保護協議会を設置することになっておりますので、その組織及び運営に関し必要な事項について同法第40条第8項の規定により条例を制定するものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は3月6日の本会議で行います。

~~~~~

日程第29 議案第23号 太宰府市国民健康保険事業特別会計財政調整基金条例の制定について

議長（村山弘行議員） 日程第29、議案第23号「太宰府市国民健康保険事業特別会計財政調整基金条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第23号「太宰府市国民健康保険事業特別会計財政調整基金条例の制定について」ご説明申し上げます。

現在、制定しております太宰府市国民健康保険給付費支払準備基金条例は、国保会計における保険給付費、いわゆる医療費の支払いに係る不足にのみ使用できるものとなっておりますが、平成12年度から介護保険料を国民健康保険税に含めて徴収し、社会保険診療報酬支払基金に納付しており、本案は今後の国民健康保険事業特別会計内における財源不足に対応するため、現条例を廃止し、新たな基金条例を制定するものであります。

なお、施行日につきましては公布の日からといたしております。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は3月6日の本会議で行います。

~~~~~

日程第30から日程第41まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第30、議案第24号「特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について」から日程第41、議案第35号「太宰府市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第30から日程第41までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第24号から議案第35号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第24号「特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、本年4月1日付で行政機構の一部を変更することに伴うものであります。本市においては、市税、地方交付税が減収となる一方、歳出において公債費の増加や扶助費等の義務的経費、施設管理運営費など一般行政経費の伸びによって財政の柔軟性が大きく損なわれ、極めて危機的な状況になっております。このため、施策、事務事業の再構築及び財政改革等により歳入増と歳出削減についてどのようにバランスよく取り組んでいくかということが緊急の経営課題であります。このようなことから、これまで以上に地方自治体として経営感覚を持ち、政策立案、事業の進行管理が図れるよう市長公室的な組織を設置し、組織体制の整備充実を図ることといたしております。

改正の内容につきましては、この機構の一部変更に伴い、現在当該審議会の庶務を行政経営課人事係が担当しておりますが、この人事係を行政経営課付から総務課付に所管を変えることにするものであります。

次に、議案第25号「太宰府市情報公開条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び太宰府市個人情報保護条例との整合を図るものであります。第2条第2号に規定する情報の定義を行政機関の保有する情報の公開に関する法律第2条第2項の規定に準じて改正することといたしました。また、個人情報保護条例にのみ規定されている公開請求に不備があった場合に補正を求めること、情報の存否応答の拒否、第三者に対する意見書提出機会の付与について新たに規定するとともに、公開決定を延長できる期間を個人情報保護条例と同じく30日に改めるものであります。

次に、議案第26号「太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、土地区画整理法及び公営住宅法施行令の改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第27号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

国民健康保険税は、医療費等の支払いに充てる医療保険分と平成12年度からは介護保険第2号被保険者の介護納付金に充てる介護保険料をあわせて徴収しておりますが、近年の介護給付費の伸びに伴い介護納付金は年々増加しており、医療保険分から介護納付金の赤字を補てんする状況が続いております。

以上の状況から、介護保険第2号被保険者の税率につきましては国保財政の安定化を図るため、国民健康保険税のうち介護納付金課税額の改定を行うものであります。

なお、施行日につきましては平成18年4月1日からといたしております。

次に、議案第28号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」をご説明申し上げます。

今回、教育委員会規則「太宰府市同和教育推進委員会規則」の題名及び条文中「同和教育」に「人権・」を付加し、「人権・同和教育」と改正したことにより条例を改正するものであります。

次に、議案第29号「太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について」をご説明申し上げます。

太宰府市立太宰府南小学校の開放教室について、公共施設減免の改定方針に基づき新たに使用料に小・中学生料金を設定することになったことに伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第30号「太宰府市立共同利用施設設置条例の一部を改正する条例について」をご説明申し上げます。

地方自治法の一部が改正され、指定管理者制度が導入されたことに伴い、条例中に必要な事項を定める必要が生じたので、条例を改正するものであります。

次に、議案第31号「太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について」をご説明申し上げます。

今回の機構の一部変更に伴い、区画整理課を建設課内に統合するため佐野区画整理事務所を移転すること及び土地区画整理法の一部改正に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第32号「太宰府市社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例について」をご説明申し上げます。

社会福祉法人が施設の新設、増築を行う場合の補助金につきましては、従来国、県から法人に対して直接補助金を交付していましたが、市を通して交付するように変更となったため、条例を改正するものであります。

次に、議案第33号「太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」をご説明申し上げます。

今回の改正は、障害者自立支援法の施行に伴い、児童福祉法及び知的障害者福祉法の改正がなされたことによる適用条文の整理並びに重度障害者医療費の支給要件であります「太宰府市の区域内に住所を有する者」を障害者施設等入所者については特例として対象者とするを新たに設けるため、条例を改正するものであります。

次に、議案第34号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」をご説明申し上げます。

今回の改正は、介護保険法に規定されておる3年ごとに見直す介護保険事業計画に基づき、

65歳以上の第1号被保険者の介護保険料を改定するとともに、今回の介護保険制度の一部改正に伴い、保険料の所得段階の見直しを行うものでありますとともに、地域包括支援センター運営協議会の設置に伴い条例を改正するものであります。

次に、議案第35号「太宰府市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本件は、福岡都市圏広域行政推進協議会を構成する市町村のうち、平成17年3月28日の合併により村がなくなりましたこと、及び食品衛生法の改正により容器包装を規定した条文が変更されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は3月6日の本会議で行います。

~~~~~

日程第42から日程第49まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第42、議案第36号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」から日程第49、議案第43号「平成17年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第42から日程第49までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第36号から議案第43号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第36号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出にそれぞれ5億1,494万3千円を追加し、予算総額を212億8,239万8千円にお願いするものであります。

主な内容といたしましては、県立看護専門学校跡地を今後生涯学習施設、社会福祉施設及び防災施設として整備するための用地等購入費、減債基金を用いて市債の繰上償還を行うための元金などを追加計上させていただいております。

その他、残すところ1か月となりました平成17年度予算について、歳入歳出決算見込額の精査を行い、予算の調整をさせていただいておりますので、事業費等の確定により過不足が生じます国・県支出金、市債について調整いたしております。

また、地区道路整備事業、佐野土地区画整理事業、河川災害復旧事業など繰越明許費の追加11件、変更1件、指定管理料などの債務負担行為の追加12件、事業費確定に伴う地方債の変更3件を補正させていただいております。

次に、議案第37号「平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入及び歳出予算にそれぞれ1億470万6千円を追加し、予算総額を55億2,389万1千円にお願いするものであります。

歳出につきましては、保険給付費における療養給付費の増額及び出産育児一時金の減額を行うものであります。

歳入につきましては、社会保険診療報酬支払基金からの退職者医療費交付金及び高額医療費共同事業交付金並びに国民健康保険給付費支払準備基金繰入金の増額が主なものとなっております。

次に、議案第38号「平成17年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ4,653万1千円を追加し、予算総額を59億62万円にお願いするものであります。

歳出といたしましては、社会保険診療報酬支払基金への精算返還金を計上いたしております。

歳入につきましては、国民負担金の現年度分の減額と過年度分の増額、県負担金は過年度分の増額を計上いたしております。

次に、議案第39号「平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳出決算の見込み額の精査を行い、予算の調整をさせていただいております。

主な内容といたしましては、施設サービス給付費から居宅支援サービス給付費及び高額介護サービス費への予算の組み替えによるもので、予算総額は変わらず32億1,390万5千円といたしております。

次に、議案第40号「平成17年度住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、現在までの歳入歳出と今後の収支見込みを考慮いたしまして、歳入歳出1,674万円を増額し、予算総額を3,636万3千円にお願いするものであります。

歳入の内容といたしましては、今回日本郵政公社から償還金の繰上償還分について簡易生命保険資金繰上償還として請求があったことにより、1,674万円を増額するものであります。

歳出につきましては、歳入の増額分及び公債償還元金に計上いたしております。

次に、議案第41号「平成17年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計補正予算（第1号）に



ついて」ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算それぞれ329万円を減額し、予算総額を8,927万円にお願いするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、平成18年度介護保険制度改正に向けたシステム改修委託料の追加、介護認定支援システム購入費の入札減及び認定審査会委員報酬、費用弁償の支出減によるものでございます。

歳入の主な内容といたしましては、認定審査会共同設置負担金の減額及び介護保険事業費補助金の増額によるものでございます。

次に、議案第42号「平成17年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、収益的収支につきましては収入を1,600万8千円減額し、総額11億7,332万3千円とし、支出を2,756万6千円減額し、総額12億5,374万1千円とするものであります。

資本的収支につきましては、収入を1億837万2千円増額し、総額8億5,275万5千円とし、支出を5,308万4千円減額し、総額7億3,692万5千円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、収益的収入につきましては有収水量が当初予測を下回る見込みのため、給水収益を1,283万4千円減額するものであります。

収益的支出につきましては、海水淡水化施設の稼働が昨年4月の予定とされておりましたが、福岡県西方沖地震の影響により6月供給開始となったことに伴う受水費1,877万2千円、契約額の確定により各委託料を538万8千円、新落合浄水場の構築物等撤去費として臨時損失を契約額の確定により1,223万5千円、それぞれ減額するものであります。

資本的収入につきましては、上水道の個人及び団体新規加入者が当初の予測を大きく上回る見込みですので、1億253万3千円を増額するものであります。

資本的支出につきましては、契約額の確定により浄水施設費及び配水施設費の工事請負費を4,051万6千円、配水施設費の委託料を1,295万1千円、それぞれ減額するものであります。

次に、議案第43号「平成17年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、収益的収支につきましては収入を1,040万4千円減額し、総額17億2,041万2千円とし、支出を217万6千円減額し、総額16億7,702万9千円とするものであります。

資本的収支につきましては、収入を1億2,911万2千円減額し、総額14億3,297万7千円とし、支出を1億3,303万2千円減額し、総額17億6,915万円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、収益的収入におきまして有収水量が当初予測を下回る見込みのため、下水道使用料を957万6千円減額するものであります。

収益的支出におきましては、委託料を合計218万8千円、企業債利息を536万円減額し、下水道管等の除却費を85万円計上するものであります。

資本的収入につきましては、対象事業費の確定に伴いまして企業債を1億2,020万円、国庫補

助金を790万円減額し、加入者増に伴い受益者負担金及び下水道加入金を合計425万6千円増額するものであります。

資本的支出におきましては、契約額の確定に伴い委託料及び工事請負費等を減額するものであります。

また、平成16年度下水道事業会計決算が認定されたことなどにより、一般会計繰入金の内訳が変更になりましたので、組み替えを行っております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は3月6日の本会議で行います。

ここで13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時57分

~~~~~

再開 午後1時00分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第50から日程第58まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りいたします。

日程第50、議案第44号「平成18年度太宰府市一般会計予算について」から日程第58、議案第52号「平成18年度太宰府市下水道事業会計予算について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第50から日程第58までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第44号から議案第52号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第44号「平成18年度太宰府市一般会計予算について」ご説明申し上げます。

ご承知のように、我が国の経済情勢は企業部門の好調さが家計部門へ波及し、实体经济は緩やかに回復を続けておりますが、依然として緩やかなデフレ傾向にあり、原油価格の動向が日本経済に影響するなど、いまだ予断を許さない状況であります。

本市におきましても、歳入の根幹となる市税収入が低迷する中、地方交付税などの一般財源収入の減少が続いており、厳しい財政運営を迫られているところであります。

こうした状況を踏まえ、平成18年度の予算編成に当たりましては、施政方針で述べましたよ

うに本市のまちづくりの指針であります第四次総合計画に掲げる各種施策、事業を総合的、効果的に推進するため、行政評価と連動した施策別枠配分方式という手法を用いまして、限られた財源の重点配分と、これまで以上に効率的、効果的な事務事業の推進に努めることを前提に、継続事業を見直し、新規事業を極力抑制したほか、各種施設等の維持管理費の節減、臨時・嘱託職員の削減など歳出全般について経費の徹底した節減を図り、限られた財源の有効配分に努めたところであります。

その結果、平成18年度の一般会計予算総額は186億2,808万円で、これを平成17年度当初予算と比較しますと19億582万8千円減、率にいたしますと9.3%減の緊縮予算となっております。

詳しくは、別紙予算説明資料をご参照いただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第45号「平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

国民健康保険は、医療保険制度の中核として市民の医療の確保と保健の向上に大きな役割を果たしており、今後の高齢化社会においてはその役割はなお一層大きくなるものと考えております。しかしながら、現役世代が加入する他の医療保険制度に比べ財政基盤が脆弱であるため、医療費の増加等により国保財政は極めて厳しい状況が続いております。

このような状況の中で、平成18年度予算につきましては歳入歳出予算総額55億9,696万4千円で、対前年度比9.2%の伸びになっておりますが、国保の長期的な安定運営ができるように国保税の収納の維持、医療費の増加に対応するための適切な保健事業をはじめとする医療費適正化対策など、より一層の運営努力を図ることはもちろんのこと、国、県に対しまして医療保険制度の一本化など、医療保険制度の抜本的な改革に向け、引き続き要望してまいります。

次に、議案第46号「平成18年度太宰府市老人保健特別会計予算について」説明申し上げます。

老人保健特別会計におきましては、平成14年の法改正によって受給者の人数が年々減少しております。しかしながら、受給者の高齢化や医療技術の高度化に伴い、依然として医療費は増加している状況にあります。平成18年度の歳入歳出予算総額は、59億5,858万4千円を計上しております。対前年度当初予算比14.9%の伸びとなっておりますが、老人保健財政の安定化を図るためには今後とも健康に対する意識の高揚や適正な受診への啓発等健康づくりの推進に一層の努力を傾注してまいります。

次に、議案第47号「平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

介護保険事業は施行後5年を経過し、このたび大きく制度の見直しが行われました。人口の高齢化に伴い介護保険サービス利用者も増えており、介護給付費も年々増加の傾向にあります。このようなことから、平成18年度の歳入歳出予算総額は33億9,326万円で、対前年度比6.9%の伸びとなっております。今回、介護保険制度の大幅な改正が行われ、新たな事業を実施することにより利用者の自立支援、在宅介護等の推進はもとより、介護予防の新たな視点か

ら介護保険事業の円滑な運営に努めてまいりたいと思います。

次に、議案第48号「平成18年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

平成18年度の歳入歳出予算につきましては総額1,230万8千円で、昨年度比37.3%の減となっております。予算総額が減額となりましたのは、公債費の償還の減少に伴って歳入の住宅新築資金等補助金が95万9千円、基金からの繰入金を348万5千円、償還金を286万6千円減額したことが主な理由であります。

なお、貸付償還の向上につきましては、夜間の家庭訪問等を行い、償還の促進とあわせて意識向上に努めているところであります。

次に、議案第49号「平成18年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

この公共用地先行取得事業特別会計は、平成15年度に高雄公園用地の先行取得を行うために設けたものであります。平成18年度の予算総額は7,982万8千円で、対前年度比0.5%の減となっております。主な内容は取得の際に借入れを行いました地方債3億1,590万円の元利償還金であります。

次に、議案第50号「平成18年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

筑紫地区介護認定審査会につきましては、平成17年度、平成18年度の2か年間本市が担当市となっており、筑紫地区介護認定審査会事業特別会計予算を計上するものでございます。

平成18年度の歳入歳出予算総額は7,410万5千円となっており、歳入の主なものは筑紫地区の4市1町の負担金であり、歳出につきましては介護支援システムに係る経費及び認定審査会委員の報酬等の経費が主なものであります。

次に、議案第51号「平成18年度太宰府市水道事業会計予算について」ご説明申し上げます。

初めに、予算第2条に定める業務の予定量は、給水戸数2万590戸、年間総給水量486万1,900m<sup>3</sup>、1日平均給水量1万3,320m<sup>3</sup>とし、普及率78.5%を見込んでおります。

主な建設改良事業としましては、通古賀地区都市再生整備事業及び菅谷団地内等の配水管新設を2,225m、事業費1億7,903万5千円、布設替えを662m、事業費5,500万円を予定いたしております。

次に、予算第3条に定める収益的収入及び支出であります。まず収入につきましては総額を前年度比12.6%増の12億3,701万7千円といたしております。

収入増の主なものは、給水収益で前年度比1.0%増の10億5,412万3千円を見込んでおります。

次に、加入負担金であります。一般会計高料金対策補助金が平成16年度に廃止されたことに伴い、収益的収入の財源不足を補うため、予算第4条の資本的収入から営業外収益への予算組み替えを行い、1億3,174万3千円を計上しております。

支出につきましては、総額を前年度比2.8%増の12億2,476万4千円といたしております。

増加の主な要因といたしましては、固定資産の取得に伴う減価償却費の増加によるものであります。

次に、予算第4条に定める資本的収入及び支出であります。まず収入につきましては総額を前年度比75.7%減の1億5,360万円といたしております。

減少の主な要因といたしましては、加入負担金を予算第3条の収益的収入へ予算組み替えをしたことと、平成17年度に投資有価証券売却代金を計上していたことによるものであります。

支出につきましては、前年度比38.9%増の10億2,814万7千円といたしております。

増加の主な要因といたしましては、資金の効率運用を図るため、投資の5億円を計上したことによるものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足する額8億7,454万7千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補てんすることといたしております。

次に、議案第52号「平成18年度太宰府市下水道事業会計予算について」ご説明申し上げます。

初めに、予算第2条に定める業務の予定量は、排水戸数2万4,911戸、年間総排水量682万390m<sup>3</sup>を予定いたしております。

主な建設改良事業としまして、事業費3億100万円を投じ污水管1,925m、雨水管312mを整備することといたしております。

次に、予算第3条に定める収益的収入及び支出であります。まず収入につきましては総額を前年度比8.3%増の18億7,519万2千円といたしております。増額の主な要因といたしましては、平成17年度に一般会計補助金を1億円減額いたしたことによります。

支出につきましては、総額を前年度比1.7%減の16億6,079万7千円といたしております。減額の主な要因といたしましては、企業債利息の減によるものであります。

次に、予算第4条に定める資本的収入及び支出であります。まず収入につきましては総額を前年度比34.3%減の7億2,427万7千円といたしております。減額の主な要因といたしましては、対象事業費の減により企業債及び国庫補助金が減額となったことと、平成17年度に投資有価証券売却代金を計上していたことによります。

支出につきましては、前年度比2.4%減の14億239万7千円といたしております。減額の主な要因といたしましては、企業債償還金が6,105万2千円増となったものの、建設改良費が9,622万円減となったことによります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6億7,812万円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補てんすることといたします。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第50から日程第58までの平成18年度の各会計予算につきましては、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに審査付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、議員全員で構成する予算特別委員会を設置することに決定し、日程第50から日程第58までを予算特別委員会に付託します。

お諮りします。

予算特別委員会の正・副委員長を慣例によって委員長は総務文教常任委員会委員長に、副委員長は各常任委員会副委員長の輪番で、今回は建設経済常任委員会副委員長に決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会の委員長に武藤哲志議員、副委員長に不老光幸議員を決定します。

ここで予算特別委員会の日程について委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 予算特別委員会の日程について報告します。

予算特別委員会の初日は、本日の本会議散会後に一般会計及び各特別会計並びに各企業会計について各予算の概要の説明を受けます。2日目は3月20日月曜午前10時から、3日目は3月22日水曜午前10時からそれぞれ開会します。

なお、予備日として3月23日木曜日午前10時を予定しております。

また、各委員からの資料要求は、あらかじめ配付しております資料要求書により3月3日、明日金曜午後1時まで事務所に提出をお願いいたします。

なお、資料の要求につきましては、必要最小限にとどめていただきますようお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） これで委員長の報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後1時19分

~~~~~

再開 午後2時35分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

本日市長からお手元に配付しておるとおり、追加議案として議案第53号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第54号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第55号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」が提出されました。

よって、議案第53号を追加議案日程第1、議案第54号を追加日程第2、議案第55号を追加日程第3として追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第53号を追加日程第1、議案第54号を追加日程第2、議案第55号を追加日程第3として追加し、議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第1 議案第53号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長(村山弘行議員) 追加日程第1、議案第53号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長(佐藤善郎) さて、追加ご提案を申し上げます。案件でございますが、条例の一部改正3件の議案のご審議をお願い申し上げるものであります。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議案第53号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

平成17年8月15日に出されました人事院勧告におきまして、官民の給与実態をもとにその格差を算定して勧告された平成17年度分の改定とともに、昭和32年に現在の給与制度が確立されて以来約50年ぶりとなります給与制度の抜本的な改革、いわゆる地場賃金の適正な反映、年功的な給与上昇を抑制し、職務職責に応じた俸給構造への転換、勤務実績の給与への反映などの給与構造の改革が平成18年度より実施することが勧告されたところであります。

本市におきましても、国家公務員の例に準じた内容で給与制度の見直しを行うものであります。改正の主な内容につきましては、調整手当を地域手当に改め、給料表を別表のように改めるものであります。

なお、地域手当の支給率につきましては、国に合わせて100分の3としますが、経過措置をとり現行100分の6を超えない範囲内で規則に定めることとしております。

また、地域手当に係る条例の改正もあわせて行っております。

なお、参考といたしまして、地方公務員の給与改定に関する取り扱い等の資料を配布させていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は3月6日の本会議で行います。

~~~~~

追加日程第2と追加日程第3を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

追加日程第2、議案第54号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」及び追加日程第3、議案第55号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第2及び追加日程第3を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第54号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第55号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」は関連いたしますので、一括してご説明申し上げます。

先ほど、議案第53号でご説明申し上げましたように、平成17年8月15日に出されました人事院勧告に関連して改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、現行の調整手当にかえて地域手当が新設されたことにより、「調整手当」を「地域手当」に改正するものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は3月6日の本会議で行います。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は3月6日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会いたします。

散会 午後2時40分

~~~~~



# 1 議事日程(2日目)

[平成18年太宰府市議会第1回(3月)定例会]

平成18年3月6日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第2 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第3 議案第1号 太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第4 議案第2号 財産の取得(史跡地)について
- 日程第5 議案第3号 財産の譲渡(都府楼保育所)について
- 日程第6 議案第4号 財産の無償貸付け(都府楼保育所)について
- 日程第7 議案第5号 財産の取得(福岡県立看護専門学校跡地)について
- 日程第8 議案第6号 太宰府市体育センターの指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第7号 太宰府市立少年スポーツ公園の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第8号 太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第9号 太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第10号 太宰府市民図書館の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第11号 太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第12号 大宰府展示館の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第13号 太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第14号 太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第15号 太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第16号 市道路線の認定について
- 日程第19 議案第17号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第20 議案第18号 筑紫野太宰府消防組合同約の一部を変更する規約の協議について
- 日程第21 議案第19号 福岡都市圏南部環境事業組合同約に関する協議について
- 日程第22 議案第20号 大野城太宰府環境施設組合同約の一部変更に関する協議について
- 日程第23 議案第21号 太宰府市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 日程第24 議案第22号 太宰府市国民保護協議会条例の制定について
- 日程第25 議案第23号 太宰府市国民健康保険事業特別会計財政調整基金条例の制定について
- 日程第26 議案第24号 特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第25号 太宰府市情報公開条例の一部を改正する条例について

- 日程第28 議案第26号 太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第27号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第28号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第29号 太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第30号 太宰府市立共同利用施設設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第31号 太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第32号 太宰府市社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議案第33号 太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第1 議案の訂正について（議案第34号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」）
- 日程第36 議案第34号 太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第37 議案第35号 太宰府市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第38 議案第36号 平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第39 議案第37号 平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第40 議案第38号 平成17年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第41 議案第39号 平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第42 議案第40号 平成17年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第43 議案第41号 平成17年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第44 議案第42号 平成17年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第45 議案第43号 平成17年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第46 議案第53号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第47 議案第54号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第48 議案第55号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第49 請願第1号 「米軍再編」に反対する決議の採択を求める請願書
- 日程第50 請願第2号 「米軍再編」の撤回を求める意見書の提出を求める請願書

日程第51 意見書第1号 さらなる総合的な少子化対策を求める意見書

2 出席議員は次のとおりである(20名)

|     |       |    |     |      |    |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番  | 片井智鶴枝 | 議員 | 2番  | 力丸義行 | 議員 |
| 3番  | 後藤邦晴  | 議員 | 4番  | 橋本健  | 議員 |
| 5番  | 中林宗樹  | 議員 | 6番  | 門田直樹 | 議員 |
| 7番  | 不老光幸  | 議員 | 8番  | 渡邊美穂 | 議員 |
| 9番  | 大田勝義  | 議員 | 10番 | 安部啓治 | 議員 |
| 11番 | 山路一恵  | 議員 | 12番 | 小柳道枝 | 議員 |
| 13番 | 清水章一  | 議員 | 14番 | 佐伯修  | 議員 |
| 15番 | 安部陽   | 議員 | 16番 | 田川武茂 | 議員 |
| 17番 | 福廣和美  | 議員 | 18番 | 岡部茂夫 | 議員 |
| 19番 | 武藤哲志  | 議員 | 20番 | 村山弘行 | 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(23名)

|                    |      |                         |      |
|--------------------|------|-------------------------|------|
| 市長                 | 佐藤善郎 | 助役                      | 井上保廣 |
| 収入役                | 松島幹彦 | 教育長                     | 關敏治  |
| 総務部長               | 平島鉄信 | 総務部政策統括<br>担当部長         | 石橋正直 |
| 地域振興部長             | 松田幸夫 | 地域振興部地域コミュ<br>ニティ推進担当部長 | 三笠哲生 |
| 市民生活部長             | 関岡勉  | 健康福祉部長                  | 古川泰博 |
| 健康福祉部子育て<br>支援担当部長 | 村尾昭子 | 建設部長                    | 富田讓  |
| 上下水道部長             | 永田克人 | 教育部長                    | 松永栄人 |
| 監査委員事務局長           | 木村洋  | 総務課長                    | 松島健二 |
| 財政課長               | 井上義昭 | 地域振興課長                  | 大藪勝一 |
| 市民課長               | 藤幸二郎 | 子育て支援課長                 | 和田敏信 |
| まちづくり技術<br>開発課長    | 大江田洋 | 上下水道課長                  | 宮原勝美 |
| 教務課長               | 井上和雄 |                         |      |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(5名)

|        |      |      |      |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 白石純一 | 議事課長 | 田中利雄 |
| 書記     | 伊藤剛  | 書記   | 花田敏浩 |
| 書記     | 満崎哲也 |      |      |

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（村山弘行議員） 日程第1、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

諮問第1号を諮問のとおり適任として答申することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、諮問第1号は諮問のとおり適任として答申することに決定しました。

答申（適任） 賛成19名、反対0名 午前10時01分

~~~~~

日程第2 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（村山弘行議員） 日程第2、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

諮問第2号を諮問のとおり適任として答申することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、諮問第2号は諮問のとおり適任として答申することに決定しました。

答申（適任） 賛成19名、反対0名 午前10時01分

~~~~~

日程第3 議案第1号 太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること  
について

議長（村山弘行議員） 日程第3、議案第1号「太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第1号は同意されました。

同意 賛成19名、反対0名 午前10時02分

~~~~~

日程第4 議案第2号 財産の取得（史跡地）について

議長（村山弘行議員） 日程第4、議案第2号「財産の取得（史跡地）について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。通告があっていませんので、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第2号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時03分

~~~~~

日程第5 議案第3号 財産の譲渡（都府楼保育所）について

議長（村山弘行議員） 日程第5、議案第3号「財産の譲渡（都府楼保育所）について」を議題とします。

これから質疑を行います。

通告がありますので、これを許可します。

8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） この都府楼保育所の建物の譲渡に当たりまして、その譲渡理由となっている効率的な施設運営に関してこの1年間移譲先である飛鳥会と保護者、行政の協議が行われてきたと思いますが、その協議は何回開催され、主にどのような意見が出て、移譲先及び行政はどのような回答をされたのかお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） 都府楼保育所の保育を継承することを基本とし、円滑な移譲を行うため保護者会、法人、行政の相互の信頼関係づくりを図ることを大きな柱として協議を重ねてまいりました。

主な協議の内容は、新園長、新主任を平成17年度初めに決定し、平成17年度初めから法人の

保育士が都府楼保育所の行事等の折に参加し研修を重ねること、配慮を要する児童の保育を継承すること、移譲前後の子どものメンタルケアを図るため、十分な引き継ぎ期間を設けること、職員採用については太宰府市立保育所民営化に係る法人選考基準を遵守することなどです。

協議は、平成16年10月から現在まで11回にわたり行い、これらの内容に沿った保護者全体への説明を2回開催したところでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 今回行われました協議会におきまして、移譲先が回答し、また実施してきた内容等もあると思いますが、万一こういった回答に反した場合、この建物の譲渡先についての変更の可能性はありますでしょうか。

また、不可抗力の事故などを除いて、問題によっては最終的な責任はやはり市にあるということを確認しておきたいと思いますが、市のお考えをお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） まず1点目でございますが、都府楼保育所の保育の継承が基本であることから、移譲後も保育内容が継承されていくかどうかということは確認をしていくことが必要と考えております。

2点目の責任問題ですけれども、それぞれの責任の内容というのは法人が持つところ、それから保育行政として市が持つところ、それぞれだろうと思っておりますので、そういった時点での判断が必要になってくるというふうに考えます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 明確な回答ではなかったんですけども、一応都府楼保育所のその保育方針を継承していかれるということを回答として業者の方からも引き出したというふうに考えます。

今回、市民の財産を無償で譲渡するわけですから、その運営に関してはまずその当事者である保護者、そして広く市民が納得できる内容でなければならないと思います。このことを踏まえまして、先ほどおっしゃいました方針に沿って今後も指導を続けていっていただくことを要望して終わります。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員の質疑は終わりました。

ほかに通告はありませんので、質疑を終わります。

議案第3号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第6 議案第4号 財産の無償貸付け（都府楼保育所）について

議長（村山弘行議員） 日程第6、議案第4号「財産の無償貸付け（都府楼保育所）について」を議題とします。

これから質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第4号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第7 議案第5号 財産の取得(福岡県立看護専門学校跡地)について

議長(村山弘行議員) 日程第7、議案第5号「財産の取得(福岡県立看護専門学校跡地)について」を議題とします。

これから質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第5号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第8から日程第14まで一括上程

議長(村山弘行議員) お諮りします。

日程第8、議案第6号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」から日程第14、議案第12号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第8から日程第14までを一括議題とします。

これから質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第6号から議案第12号までは総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第15 議案第13号 太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について

議長(村山弘行議員) 日程第15、議案第13号「太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について」を議題とします。

これから質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第13号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第16と日程第17を一括上程

議長(村山弘行議員) お諮りします。

日程第16、議案第14号「太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について」及び日程第17、議案第15号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第16及び日程第17を一括議題とします。

これから質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。



議案第14号及び議案第15号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第18 議案第16号 市道路線の認定について

議長（村山弘行議員） 日程第18、議案第16号「市道路線の認定について」を議題とします。

これから質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第16号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第19 議案第17号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増加  
及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について

議長（村山弘行議員） 日程第19、議案第17号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方  
公共団体数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第17号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第17号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時10分

~~~~~

日程第20 議案第18号 筑紫野太宰府消防組合同約の一部を変更する規約の協議について

議長（村山弘行議員） 日程第20、議案第18号「筑紫野太宰府消防組合同約の一部を変更する規  
約の協議について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第18号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第18号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時11分

~~~~~

日程第21と日程第22を一括上程

議長(村山弘行議員) お諮りします。

日程第21、議案第19号「福岡都市圏南部環境事業組合規約に関する協議について」及び日程第22、議案第20号「大野城太宰府環境施設組合規約の一部変更に関する協議について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第21及び日程第22を一括議題とします。

これから質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第19号及び議案第20号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第23と日程第24を一括上程

議長(村山弘行議員) お諮りします。

日程第23、議案第21号「太宰府市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について」及び日程第24、議案第22号「太宰府市国民保護協議会条例の制定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第23及び日程第24を一括議題とします。

これから質疑を行います。

議案第21号について通告がありますので、これを許可します。

11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 議案第21号については2点お伺いをいたします。

まず1点目に、武力攻撃事態等とはどのような事態を指すのかが1点。

それから2点目、第3条に本部長が必要に応じ会議を招集するとありますが、この必要に応じとはどのような場合があり得るのか、以上2点についてお伺いします。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） まず、武力攻撃事態等についてお答えいたします。

武力攻撃事態等とは、条文からいいますと武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律の規定にある武力攻撃事態等及び武力攻撃予測事態のこの、2つを指しています。

まず、武力攻撃事態とは、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態または武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいいます。

もう一つの武力攻撃予測事態とは、武力攻撃事態には至っておりませんが、事態が緊迫し、武力攻撃が予想されるに至った事態をいいます。

次に、第3条の必要に応じ会議を招集するとあるということはどういうことかということでございますけども、市の国民保護対策本部は住民の避難、避難住民の救助等の措置を的確に、迅速に実施するため、国の指定を受けた場合に設置するものでございまして、市の区域に係る国民の保護のための措置を総合的に推進することになります。したがって、これら任務遂行に当たりましては情報交換や連絡調整が必要となったときに会議を行うものでございます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 武力攻撃事態と武力攻撃予測事態の場合を指すというご説明でしたが、その武力攻撃予測事態、これは武力攻撃事態には至っていないけれども、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態、これは本当にわかりにくい内容なんですけれども、例に挙げて、例えばこういう事態だというのをちょっと挙げていただけませんか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） これは例えば事態等、攻撃事態というのは例えば日本に敵が攻め込んで上陸するとか、あるいはミサイルで攻撃されるとかというのはもう事態ということになります。そういうふうなそこまで至っておりませんが、そういうふうなことが予測されるという部分が事態等というふうな、まだ攻撃されるまでではなくてそれが予測されると、そういうふうなのが事態等というふうになると思います。ちょっとその辺の境目というのはあやふやでございまして、このままですと攻撃に至ると。それまでの前段というふうな考えてもらったらいいと思います。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） そしたら、この件についてはまた一般質問でさせていただきます。

議長（村山弘行議員） これで11番山路一恵議員の議案第21号についての質疑は終わりました。

ほかに通告はありませんので、議案第21号についての質疑を終わります。

次に、議案第22号についての質疑を行います。

通告が 있습니다ので、これを許可します。

11番山路一恵議員。

1 1 番（山路一恵議員） 議案第22号については、協議会の設置の目的についてが1点目。

2点目は、委員の構成について、それから第2条第2項の専門委員についてご説明をいただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） まず、協議会設置の目的についてでございますけども、協議会については武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法というふうに新聞報道ではされておりますけども、その第39条の規定に基づき設置するものでございまして、市の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するために設置するというふうになっております。

具体的には、市長の諮問に応じ重要事項を審議することになっておりまして、協議会の設置後はまず太宰府市国民保護計画について審議をしていただくというふうにいたしております。

次に、委員の構成と専門委員についてでございますけども、委員の構成については国民保護法第40条の規定に基づきまして市長が任命するというふうになっております。このメンバーについては、この国民保護法の以前に防災会議というのがございまして、その防災会議のメンバーに識見者の方を加えまして、25名程度の委員さんになっていただくという形で現在のところ予定をいたしております。

また、専門委員につきましては専門事項を調査する必要がある場合に任命するというふうになっておりまして、例えば一般の人じゃなかなか専門的な知識がないと対応できない。例としましては、例えば原子力発電所の所在の市町村では原子力に精通してある方、そういうふうな方が任命されるというふうに想定されておりまして、じゃあ太宰府市ではどういうふうになるかといいますと、今のところ想定がないのではないかなというふうに考えております。

いずれにしても、専門的な形でどうしても知恵が必要だという場合には、専門委員さんを任命すると、そういうことでございます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

1 1 番（山路一恵議員） まず、協議会設置の目的、大きな目的は国民保護計画を策定することにあるわけですが、この計画はいつまでに策定をするお考えなのかが1点。

それから、この協議会の公開について、会議の傍聴及び会議録の閲覧については当然公開すべきだと思いますが、その点について確認をとっておきたいというのが2点目。

それから、委員の構成について、ちょっとわかりにくかったんですが、防災会議のメンバーと同じと言われたのか、ちょっとわかりませんが、これについては自衛隊員も入るということが言われておりますが、その点についてどうなのか確認したいと思います。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） この協議会は、今山路議員がおっしゃいましたように国民保護計画をつくるのが第1の目的というふうに今考えております。これについては、平成18年度いっぱいまでにつくり上げたいというふうに考えております。

協議会の審議内容については、太宰府市の情報公開条例に基づきまして同じような形で公開をしてまいりたいというふうに考えてます。

この構成については、自衛隊が入ってのるかどうかというのが問いなのかと思いますが、現在でも防災会議のメンバーには自衛隊も救援の活動という形で入ってはいただいておりますので、新たに協議会のメンバーの中にも自衛隊、その方を構成員としてしていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員の質疑は終わりました。

ほかに通告がありませんので、質疑を終わります。

議案第21号及び議案第22号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第25 議案第23号 太宰府市国民健康保険事業特別会計財政調整基金条例の制定について

議長（村山弘行議員） 日程第25、議案第23号「太宰府市国民健康保険事業特別会計財政調整基金条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第23号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第26から日程第32まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第26、議案第24号「特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について」から日程第32、議案第30号「太宰府市立共同利用施設設置条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第26から日程第32までを一括議題とします。

これから質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第24号から議案第30号までは総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第33 議案第31号 太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について

議長（村山弘行議員） 日程第33、議案第31号「太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第31号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第34と日程第35を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第34、議案第32号「太宰府市社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例について」及び日程第35、議案第33号「太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第34及び日程第35を一括議題とします。

これから質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第32号及び議案第33号は環境厚生常任委員会に付託します。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時25分

~~~~~

再開 午前11時00分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き再開いたします。

~~~~~

追加日程第1 議案の訂正について（議案第34号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」）

議長（村山弘行議員） ここで3月2日に市長から提出された議案第34号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」訂正したいとの申し出があります。「議案の訂正について（議案第34号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」）」を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、「議案の訂正について（議案第34号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」）」を議題といたします。

訂正理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第34号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」の訂正についてご説明申し上げます。

今回、3月2日に議案第34号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」提案

をさせていただいておりましたが、条文の解釈において錯誤がありましたので、条文の追加、訂正をさせていただくものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております「議案の訂正について（議案第34号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」）」を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、「議案の訂正について（議案第34号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」）」を許可することに決定いたしました。

~~~~~

日程第36 議案第34号 太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について

議長（村山弘行議員） 日程第36、議案第34号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これから質疑を行います。

議案第34号について通告がありますので、これを許可します。

8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 今回のこの介護保険条例の改正に当たって、その中核になっております地域包括支援センターですが、その運営協議会について質問をいたします。

この運営協議会はいつ設立をされ、どのようなメンバーで構成され、これまで何回協議会を行ってこられたのでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 包括支援センターの運営協議会につきましてご質問いただきましたので、お答えしたいと思います。

地域包括支援センターの運営協議会についてでございますが、今回介護保険制度改正に伴い、本市におきましては市内に2か所の地域包括支援センターを設置するようにならしてあります。地域包括支援センターの適切な運営を図るため、原則といたしまして市町村、保険者ごとになりますが、一つの運営協議会を設置しなければならないことが義務づけられております。今回、それに従いまして設置するものでございます。

地域包括支援センター運営協議会の構成員でございますが、既存の介護保険運営協議会構成員と基準等が同様であることから兼務といたしてあります。

構成員でございますが、規則の中で決めております第1号として市民の代表の方が3名、それから第2号といたしまして介護サービス提供事業者が1名、それから第3号といたしまして識見を有する方につきましては8名、それから第4号といたしましてその他市長が必要と認める者ということで1名でございます。それで、この地域包括支援センターにつきましては、

平成18年4月から設置をいたすようにいたしております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） これは4月から設置をされるということですが、この地域包括支援センター自体はもう既に4月1日から設置運営をされなければならないようになっておりまして、運営協議会はこのセンターの設置と運営に当たっての中立性の確保、人材確保支援などの観点からかかわることが厚生労働省の指導にもあったと思います。他市におきましては、昨年夏ごろに既に運営協議会を設置されたところも数多くあります。そうしなければ実際に本年4月からの開始に間に合わないからです。なぜこのように運営協議会の設置が遅れたのでしょうか。

また、この地域包括支援センターの監視を行うこの運営協議会に先ほどおっしゃいましたが、介護保険運営協議会のメンバーがそのままスライドしていくということですが、その地域包括支援センターの設置団体が入っているということを知っていますが、それは事実でしょうか。もし事実ならば、場合によっては運営協議会の中立性が保てなくなり、その団体に対してではなく、メンバーを構成した市に対して批判が出る可能性があると思いますが、いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 地域包括支援センター運営協議会につきましては、平成18年4月から設置をしていくわけですが、地域包括支援センターの委託というところで、それに関します件につきましては準備委員会というものを設置をして、包括支援センターの選定という形をとってまいりました。それで、中立公正というところでございますが、国からの指導におきましては包括支援センターの構成メンバーにつきましては、介護予防サービスに関する事業者を入れなさいという指導もあっております。それで、今回の運営協議会の中での運営の方法につきましては、中立公平性を当然保っていかなければならないということでございます。それで、その事業者がこの運営協議会の中に入っておりますことにつきましては、いろいろ包括支援センターの運営をやっていく中でいろいろ諸問題が発生をいたしましたことにつきましては、サービス事業者についてはその会から一時外れていただいて、その中で審議をしていくということを考えております。

それからもう一つは、実際包括支援センターをやってある事業者が入ってあることにつきましては、内容については詳しいわけですが、包括支援センターの運営をしていく中でいろんな会の中での情報提供もいただけるのではないかとこのように考えております。今後につきましては、今意見をいただきましたことにつきましては十分参考にさせていただいて、運営を行っていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） これはもう要望になりますけれども、問題があったときにその事業者を外すということではなくて、別の知識のある事業者をあらかじめ入れておいて、その実情につ



いて例えばその事業者を呼んで参考の意見を聞くという形の方が、私は円滑にスムーズに行くのではないかと思います。

また、今回そういった一連の協議会設置が4月にずれ込んだということもありますが、それに至るまでにやはり市側からの説明が十分ではなかったという委員のご意見もたくさん出ておるようですから、この協議会の中立公正を欠くことのないメンバー構成と、そして今後もその協議会への事前の十分な説明を要望いたしまして、質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊議員の質疑は終わりましたが、渡邊議員に申し上げておきます。質疑に際しましては、要望等についてはご遠慮願いますようお願いしておきたいと思えます。

本案は議案の訂正がっておりますので、通告以外の質疑を認めます。

通告以外に質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 介護保険の条例改正というのは大変な状況だと思います。特に、税制の改正があったり、介護保険については40歳からの国民健康保険加入者に賦課する問題があったり、それから年金受給者からは天引きをする、また無年金者については直接納付をすると、こういう状況が様々な介護保険制度による問題が出てきて、当局としても大変な状況だと思うわけです。次から次に国の制度がこういう形で変わりますので、猶予をしてみたり、また減免制度を設けるなど様々ありますが、この新旧対照表を見ておまして、まず1ページに保険料率とあります。平成18年から平成20年の保険料は、1号保険者の区分に応じてというふうになっておまして、どんな状況なのかというのがなかなかちょっとわかりにくいところです。次のページをあけると、第38条第1項を比較しますと2万2,500円が2万6,680円になりましたよと。新たに38条1項の6号は、もう7万7,040円と。そうすると、逆に国民健康保険の加入の最高額、最高所得者はもう最高額で52万円に入れば国民健康保険料も介護保険料も頭打ちになるとか、もういろんな状況があるわけです。

ちょっと私もどもも所管では大変いつも慎重に審査をいただいておりますが、こういう状況の中で次のページの下の方になりますか。保険料の算定を行ったときは納期を定めて通知しなければならないとか、それからページ数がちょっと打っておりませんが、保険料の定まったときは市長は速やかにこれを被保険者に通知しなければならない。変更があった場合も同意するのかなってありますが、大変な実務ですが、これに基づく太宰府市の対象と言われる40歳からと、その後の方の所得区分だとか、いろんな部分についてはできれば所管でも審査されますが、私もども議員にも全員に資料の配付もいただきたい。市民から聞かれたときにどういうふうな介護保険制度になってるかというのも、やはり資料をつくっていただくのは大変だと思いますが、その辺資料をもとに私もども審査もしていきたいと思えますので、議長に資料要求をしたいと思えますが、担当部の方が資料を出すかどうかの回答を求めます。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 今回の介護保険制度につきましては、附則の中でも税制改正により  
ます経過措置というところで、なかなかこの条文を読んだだけではわかりにくいということが  
ございますので、できるだけわかりやすい形で資料の提供をさせていただきたいと思いを。

議長（村山弘行議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 質疑を終わります。

議案第34号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第37 議案第35号 太宰府市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条  
例の一部を改正する条例について

議長（村山弘行議員） 日程第37、議案第35号「太宰府市空き缶等の散乱防止及びその再資源化  
の促進に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第35号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第38 議案第36号 平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について

議長（村山弘行議員） 日程第38、議案第36号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第5  
号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。通告がおりませんので、質疑なしと認めます。

議案第36号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~

日程第39から日程第43まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第39、議案第37号「平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）  
について」から日程第43、議案第41号「平成17年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計補正  
予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第39から日程第43までを一括議題とします。

これから質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第37号から議案第41号までは環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第44と日程第45を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第44、議案第42号「平成17年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について」及

び日程第45、議案第43号「平成17年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第44及び日程第45を一括議題とします。

これから質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第42号及び議案第43号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第46から日程第48まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第46、議案第53号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第48、議案第55号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第46から日程第48までを一括議題とします。

これから質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第53号から議案第55号までは総務文教常任委員会付託します。

~~~~~

日程第49と日程第50を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第49、請願第1号「米軍再編」に反対する決議の採択を求める請願書」及び日程第50、請願第2号「米軍再編」の撤回を求める意見書の提出を求める請願書」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第49及び日程第50を一括議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

19番武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） この請願の内容ですが、請願第1号、請願第2号を一括ということで請願者については同じ方なんです。ちょっと内容がよく似ておりまして、また違うということなんです。

まず、請願第1号なんです。今連日新聞でも市民投票がなされております岩国市、全国各地で沖縄の米軍の、はよ言えばF14戦闘機などが沖縄から日本の各地に移転をするという問題

で、全国の市や自治体でそういう米軍機が来ることによって大変な問題になるから、ぜひそういう米軍機の移設について反対をしてほしいと。特に、福岡県では行橋市周辺の築城基地が米軍の基地として使われる、訓練等されると。そうすると、その訓練区域というのは大変広い範囲に及ぶわけですが、そういう米軍の再編に対して、やはりもともと日本は独立の国なんですが、日米安保条約に基づいてアメリカの基地が全国各地に置かれておる。その費用も全額がはっきり言って日本の国民の税金で行われておって、大変批判を受けてるところですが、請願第1号についてはそういう築城基地をはじめ全国に米軍の戦闘機が配置されることにぜひ反対の決議をしていただきたいというのが請願第1号です。

請願第2号も同じような内容なんですけど、築城をはじめ全国各地ですが、現在米軍の費用というのは世界でちょっと類がないように、日本政府がアメリカ本土まで米軍の費用を負担をしております。その費用だけでも今年2,326億円です。これも国会の中の答弁なんですけど、こういう大変今厳しい中にそれ以外今まで基地交付金とかいろんな部分もあるんですけど、もう大変な額を米軍のこういうここに書いております役割、任務、能力、それから兵力の再編という形で空港整備、港湾整備、こういう状況によって大変財政が厳しいと言われながらも米軍基地強化のために国民の税金が使われておりますし、もし紛争が起これば日本から米軍機が発進できるという、そういう法律もあります。できれば、そういうアメリカの米軍再編と、そういう費用の支出の問題など具体的な資料もありますし、所管の委員会では私の方で資料も配付したいと思いますが、この請願第2号については意見書を提出をしていただきたいという内容です。

以上です。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

請願第1号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、請願第2号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第1号及び請願第2号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第51 意見書第1号 さらなる総合的な少子化対策を求める意見書

議長（村山弘行議員） 日程第51、意見書第1号「さらなる総合的な少子化対策を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

13番清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

13番（清水章一議員）　さらなる総合的な少子化対策を求める意見書について説明をさせていただきます。

今まで、様々な少子化対策が講じられてきておりますが、しかし少子化の傾向というのはなかなか歯どめがかかっておりません。よって、政府に対しましてさらなる総合的な少子化対策を求める意見書を提出させていただきたいと思っております。

案文を参考に朗読しながら説明にかえさせていただきます。

2005年版少子化社会白書は、2004年の合計特殊出生率、一人の女性が生涯に産む子どもの平均数が1.28人と過去最低を更新したことを踏まえ、我が国を初めて超少子化国と位置づけました。予想を上回る少子化の進行によってこれまでの予測よりも1年早く、今年には、これは今年というのは2005年のことです。人口減少社会に転じる可能性があるとして白書は指摘をいたしております。これは白書の指摘どおり、そのとおりになりました。

これまでも様々な少子化対策が講じられてきましたが、依然として少子化傾向に歯どめがかかっておらず、これまでの施策を検証するとともに効果的な支援策についてさらなる検討が必要でございます。その上で、少子化対策は単に少子化への歯どめをかけることだけを目的とするのではなく、すべての子どもたちが生まれてきてよかったと心から思える社会、子どもたちの瞳が生き生きと輝く社会を実現する視点が重要であります。

子育ては、今や地域や社会全体が取り組む課題であり、我が国の将来を担う子どもたちの健やかな成長のために社会全体で子育てをサポートする体制を充実することが必要でございます。子育てへの経済的支援のほか、地域や社会における子育てのための環境整備、働き方を見直す社会の構造改革など総合的に子育て支援策を展開するべきであります。よって、政府におきましてはさらなる総合的な少子化対策として次のような施策を講じるよう強く求めるものでございます。

1つに、抜本的な児童手当の拡充、2つに出産費用等の負担の軽減、3つ、子育て世帯向けの住宅支援、4つ目に子どもを預けやすい保育システムの転換、5番目に放課後児童健全育成事業等の充実、6番目に仕事と生活の調和、ワーク・ライフ・バランスが図れる働き方の見直し、以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出させていただきます。

あて先は衆議院議長河野洋平様、参議院議長扇千景様、内閣総理大臣小泉純一郎様、厚生労働大臣川崎二郎様。

以上でございます。

皆様方のご賛成をよろしくお願い申し上げます、説明にかえさせていただきます。

議長（村山弘行議員）　説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員）　済みません。私が所属しております委員会に付託をされるようですの

で、一つお伺いをおきたいんですが、記の4番目、子どもを預けやすい保育システムへの転換とありますけれども、この保育システムへの転換というのは具体的なものが何かあるのかどうか、もしあるようでしたら委員会に資料の方を提出していただければと思いますが、いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 子どもを預けやすい保育システムへの転換ということでご質問がありましたので、保育サービスを必要とするすべての方が利用できるように、保育所の受け入れの児童数を拡大する。あるいは一時保育、特定保育など保護者の就労形態の多様化にも柔軟に対応できる保育所の整備充実を行う。また、保育所の入所要件の弾力化についても検討していただく。あるいは集いの広場、さらにはファミリー・サポート・センター、すべての家庭を対象とした地域子育て支援サービスの充実や、あるいは企業内福祉の整備を支援していただきたいと、こういった項目でございます。資料等がそろいましたら提出をさせていただきたいと思えます。

議長（村山弘行議員） ほかの質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第1号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は3月14日午前10時から再開いたします。

本日はこれをもちまして散会いたします。

散会 午前11時26分

~~~~~

1 議事日程(3日目)

[平成18年太宰府市議会第1回(3月)定例会]

平成18年3月14日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者【代表質問】及び質問項目一覧表

| 順位 | 【会派名】<br>質問者氏名<br>(議席番号)           | 質問項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 【日本共産党<br>太宰府市議員団】<br>武藤哲志<br>(19) | <p>1. 一般質問の回答は市長が初めに行うのが基本と考えることについて<br/>各議員は一般質問通告の答弁者を市長に求めているが、現状は初めに部長が答弁・回答をしている。市政を担当する市長がまず回答するよう求める。</p> <p>2. 北谷区との協定内容と筑慈苑との委託協議状況について<br/>(施政方針関係)<br/>平成16年3月30日に北谷区と新施設建設に関する協定書を締結しているが、平成17年10月19日に筑慈苑施設組合へ加入依頼を行った。北谷区との協定覚書等、今後の方針について回答を求める。</p> <p>3. 佐野土地区画整理事業の業務は現地事務所で行うことについて(施政方針関係)<br/>事業は昭和61年7月14日に決定し、平成5年まで52億4千700万円を投入し、平成15年に完成する予定が、文化財、大佐野川調整池等の改修築造で事業が延長し、最終的には約211億円の事業となった。<br/>今後、路線価に基づく公示、相続価格、固定資産税評価や清算で、地権者約600名との説明協議や住居表示などの業務は地元事務所で行うことを要求する。</p> <p>4. 生活保護申請の対応と指導について<br/>貧困率は10年で倍加している。最低賃金額の月収入は生活保護支給以下で、国民健康保険税、国民年金保険料を支払えない状況での申請は受け付けるよう、また就労支援専門員の配置について伺う。</p> <p>5. 就学援助、中学校給食補助の実施の充実を求めることについて<br/>就学援助制度は学校教育法関連の法律で、要保護に準ずるとなっているが、予算は国が半分補助を行っている。現在の収入状況で生活に追われる家庭が増えている中、児童・生徒に不安のない教育環境充実のため、就学援助の活用と9月に実施される中学校弁当給食</p> |

|   |                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |                             | は学校給食法に適合していないが、補助を実施していただきたい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 2 | 【公明党太宰府市議員】<br>清水章一<br>(13) | <p>1. 三位一体改革と今後の財政の見通しについて（施政方針関係）<br/>地方分権と財政再建を同時に目指す「三位一体改革」が行われた。このことによる施策の影響や平成18年度からスタートする第四次総合計画後期基本計画達成への財政計画とその見通しについて伺う。</p> <p>2. 安全・安心のまちづくりについて（施政方針関係）<br/>昨年12月議会では「安全・安心のまちづくり推進条例」が制定され、今議会では「国民保護条例」の議案が提出されている。総合的な危機管理体制の整備について伺う。</p> <p>3. 健康で生きがいのあるまちづくりについて（施政方針関係）<br/>高齢社会を迎える中で介護・医療費が年々増大している。介護予防や高齢者の生きがいづくりが急務になってきている。その対応策について伺う。</p> <p>4. 福祉でまちづくり推進について（施政方針関係）<br/>障害者自立支援法や改正障害者雇用促進法が成立し、本年4月1日から施行され、市町村の役割が大きくなる。本市としてどのように取り組もうとしているのか伺う。</p> <p>5. 少子化対策について（施政方針関係）<br/>人口減少社会を迎え、子育て支援は待ったなしである。次世代育成支援計画が制定されたが、2005年版「少子化白書」は地方自治体について、自治体独自の事業や国の基準以上の施策である「上乘せ事業」に言及している。本市の対応について伺う。</p> <p>6. 行財政改革について（施政方針関係）<br/>地方自治体の財政問題は深刻である。ここで改革ができなければ「生き残れない」とも言われている。「事業仕分け」などの歳出削減策や「地域経済の活性化」「企業の広告」など歳入増の施策について伺う。</p> <p>7. まちづくり条例について（施政方針関係）<br/>市長は施政方針で「地域住民による、地域のための住みよい地域づくり」と述べられている。また、平成15年6月の定例議会で「まちづくり条例」について「調査研究を行う」と答弁している。制定する考えについて伺う。</p> <p>8. 教育行政について（施政方針関係）<br/>中学校給食の実施予定、子どもの安全対策、平成18年度の教育行政についての方針を示してほしい。</p> |
|   |                             | 1. 「健やかで安心して暮らせるまちづくり」の安全なまちづくりについて（施政方針関係）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |



|   |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3 | <p>【新風】<br/>門田直樹<br/>(6)</p>      | <p>平成15年7月大雨災害の復旧状況と今後の防災体制について伺う。</p> <p>2. 「人を大切に豊かな心を育むまちづくり」の男女共同参画について(施政方針関係)</p> <p>(1) 本市の参画プランはジェンダーフリー一色であるが、見直す予定はあるのか。</p> <p>(2) 市内の小中学校における、混合名簿の使用、性教育の実態等について伺う。</p> <p>3. 「快適で魅力あるまちづくり」の情報通信基盤の整備について(施政方針関係)</p> <p>太宰府市高度情報化推進計画(IT推進プラン)の進捗状況について伺う。</p>                                                   |
| 4 | <p>【はばたきの会】<br/>片井智鶴枝<br/>(1)</p> | <p>1. 「まるごと博物館」推進プロジェクトについて(施政方針関係)</p> <p>市民への認知度を高め、何度も訪問したい魅力のある太宰府を目指すための「まるごと博物館」推進プロジェクトを推進していく上での問題点、課題について伺う。</p> <p>2. 「快適で魅力あるまちづくり」について(施政方針関係)</p> <p>(1) JR太宰府駅について</p> <p>(2) 県立看護専門学校跡地の活用について</p> <p>(3) まほろば号の効率的な運行について</p> <p>3. 「市民のための行政運営」について(施政方針関係)</p> <p>(1) 行政経営改革方針について</p> <p>(2) 職員の人材育成について</p> |
| 5 | <p>【新世会】<br/>岡部茂夫<br/>(18)</p>    | <p>1. 経済波及効果を高めるまちづくりについて(施政方針関係)</p> <p>国立博物館オープン以来、予想を上まわり観光客は増加したが、本市に果たして経済波及効果があるのかどうか、それなりの仕掛けが必要と思われる。その方策をどう考えるか伺う。</p> <p>2. 歴史と文化の環境税と今後のあり方について</p> <p>いよいよ5月に改定のリミットが迫っている。再検討のうえ財政的対応を考えてみてはどうか。</p>                                                                                                               |
| 6 | <p>【平成の会】<br/>安部陽</p>             | <p>1. 平成18年度予算について</p> <p>今後の歳入増に対する考え方について</p> <p>2. 「まるごと博物館」推進プロジェクトについて(施政方針関係)</p> <p>博物館を核とした観光政策について</p> <p>3. 「福祉でまちづくり」推進プロジェクトについて(施政方針関係)</p> <p>(1) 高齢者対策でのサークル活動の具体策について</p> <p>(2) 市民の健康増進についての具体策について</p>                                                                                                        |

|   |                              |                                                                                                                                                                                                                               |
|---|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   | (15)                         | <p>4. 「人を大切に豊かな心を育むまちづくり」の学校教育について<br/>(施政方針関係)<br/>中学校給食における栄養士の採用と食育のあり方について</p> <p>5. 「自然と環境を大切にすまちづくり」のみどりの保全と創造と<br/>「快適で魅力あるまちづくり」の交通体系(道路)について<br/>(施政方針関係)<br/>高雄公園整備事業と高雄中央通り線整備事業が計上されているが、道路整備事業に重点を置くべきではないか。</p> |
| 7 | <p>【宰光】<br/>力丸義行<br/>(2)</p> | <p>1. 歴史と文化の環境税について<br/>(1) 用途について<br/>(2) 今後のあり方について</p>                                                                                                                                                                     |

一般質問者【個人質問】及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名<br>(議席番号) | 質問項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 武藤哲志<br>(19)    | <p>1. 同和関係の施設の委託と補助金の見直しについて<br/>南隣保館、南児童館、デイサービス施設等を今年度委託計画している。他の公共施設に比べ優遇された予算と考えられるが、その内容について説明いただきたい。また以前から運動団体補助金の廃止を要求していたが、平成19年度に実施するか回答いただきたい。</p> <p>2. いきとどいた学級編制を<br/>新年度の児童・生徒数については、小学校7校では新1年生の入学予定児童を含め40人近いクラス数が6クラス、中学校では3クラスの予定である。県は自治体の判断で少人数学級を認めている。市は最低35人学級を実施していただきたい。</p> |
| 2  | 田川武茂<br>(16)    | <p>1. 超高齢化社会に向けた健康づくり事業について<br/>各老人クラブ、健康推進モデル地区、各婦人会を中心に地区(公民館)単位での出張指導を展開していくこと、また市民の主体的参加による地域健康づくり事業を推進することによって、健康寿命の延長、医療費の削減はもとより、名実ともに健康文化によるまちづくりが定着するものと確信するがいかがか。</p>                                                                                                                       |

2 出席議員は次のとおりである(20名)

|     |       |    |     |      |    |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番  | 片井智鶴枝 | 議員 | 2番  | 力丸義行 | 議員 |
| 3番  | 後藤邦晴  | 議員 | 4番  | 橋本健  | 議員 |
| 5番  | 中林宗樹  | 議員 | 6番  | 門田直樹 | 議員 |
| 7番  | 不老光幸  | 議員 | 8番  | 渡邊美穂 | 議員 |
| 9番  | 大田勝義  | 議員 | 10番 | 安部啓治 | 議員 |
| 11番 | 山路一恵  | 議員 | 12番 | 小柳道枝 | 議員 |

13番 清水章一議員  
 15番 安部陽議員  
 17番 福廣和美議員  
 19番 武藤哲志議員

14番 佐伯修議員  
 16番 田川武茂議員  
 18番 岡部茂夫議員  
 20番 村山弘行議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(37名)

|                   |       |                         |      |
|-------------------|-------|-------------------------|------|
| 市長                | 佐藤善郎  | 助役                      | 井上保廣 |
| 収入役               | 松島幹彦  | 教育長                     | 關敏治  |
| 総務部長              | 平島鉄信  | 総務部政策統括<br>担当部長         | 石橋正直 |
| 地域振興部長            | 松田幸夫  | 地域振興部地域コミュ<br>ニティ推進担当部長 | 三笠哲生 |
| 市民生活部長            | 関岡勉   | 健康福祉部長                  | 古川泰博 |
| 健康福祉子育て<br>支援担当部長 | 村尾昭子  | 建設部長                    | 富田讓  |
| 上下水道部長            | 永田克人  | 教育部長                    | 松永栄人 |
| 監査委員事務局長          | 木村洋   | 総務課長                    | 松島健二 |
| 行政経営課長            | 宮原仁   | 財政課長                    | 井上義昭 |
| 税務課長              | 古野洋敏  | 地域振興課長                  | 大藪勝一 |
| まちづくり企画課長         | 木村和美  | 産業・交通課長                 | 山田純裕 |
| 観光課長              | 木村甚治  | 市民課長                    | 藤幸二郎 |
| 環境課環境施設整備<br>担当課長 | 蜷川二三雄 | 人権・同和政策課長               | 津田秀司 |
| 人権センター所長          | 西山源次  | 福祉課長                    | 新納照文 |
| 子育て支援課長           | 和田敏信  | すこやか長寿課長                | 有岡輝二 |
| 保健センター所長          | 木村努   | 区画整理課長                  | 大内田博 |
| まちづくり技術<br>開発課長   | 大江田洋  | 上下水道課長                  | 宮原勝美 |
| 施設課長              | 轟満    | 学校教育課長                  | 花田正信 |
| 建設課都市開発係長         | 井上均   |                         |      |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(5名)

|        |      |      |      |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 白石純一 | 議事課長 | 田中利雄 |
| 書記     | 伊藤剛  | 書記   | 花田敏浩 |
| 書記     | 満崎哲也 |      |      |

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

本定例会での一般質問通告書は、代表質問7会派、個人質問10議員から提出されております。

一般質問の日程は、議会運営委員会において2日間で行うことに決定しておりますことから、本日は代表質問7会派及び個人質問2議員とし、2日目の15日は個人質問8議員で行います。

議事日程はお手元に配付しておとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1 一般質問

議長（村山弘行議員） 日程第1、「一般質問」の会派代表質問を行います。

会派日本共産党太宰府市議員団の代表質問を許可します。

19番武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 日本共産党太宰府市議員団を代表して、市長に4項目、教育長に1項目質問いたします。

1項目めの質問は、年4回の定例議会では提案理由の説明は市長が行いますが、市長が直接答弁するのは3月の各政党内の代表質問だけで、一般個人質問での各議員の質問に対しては、まず初めに各部長が答弁をします。会議規則第61条第2項の規定に基づいて、各議員が通告している一般質問に対しては担当部課長と調整会議を行い、答弁内容は市長も理解されているはずですが、一般質問に対し太宰府市政に責任を持つ市長がまず答弁し、詳細については担当部長が回答を行うのが基本ではないでしょうか。市長は今後も今までどおりの議会答弁を行うのか改めるか答弁ください。

2項目めは、北寿苑の火葬場建設変更について質問します。

火葬場設置問題は地元の理解がいただけず、北谷区に再三お願いをし、環境整備条件のもとに昭和55年7月24日設置することができました。その間、地元協定に基づいて様々な環境整備等を実施して、関係区の理解と協力をいただきながら事業を進めてきました。契約終了も近まり、私は決算、予算特別委員会で再度北谷区に契約に基づく建てかえ協議をすべきとして発言してまいりました。

その結果、平成16年3月30日、北谷区と新施設建設に関する協定書を締結し、平成17年度に実施計画、平成18年、平成19年度に建設工事を着工すると議会全員協議会で説明を受けていま

した。工事期間中は筑紫野市の山家地区にあります筑紫野・春日・筑前筑慈苑施設組合に一時火葬業務の受け入れのお願いをすると受けとめておりましたが、平成17年10月19日に筑紫野・春日・筑前筑慈苑施設組合加入を文書で依頼しております。また、合併した旧三輪町も組合加入を提出しています。加入が認められた場合の問題点として、火葬業務の受け入れは人口約40万人、火葬実績年間約2,500件、葬儀や日時によっては今後問題も発生します。本来火葬業務は自治体の責任であり、市当局は事業費や管理費が安くなると説明していますが、太宰府市の負担分は42%、大野城市の負担分は58%、16億4,000万円の経費負担軽減があると資料に記載されておりますが、算出根拠は40年間で計算されております。北谷区に建設の場合、負担割合は42%で、1年間4,964万4,000円の負担です。筑紫野・春日・筑前筑慈苑施設組合加入の場合、負担割合は3,280万2,000円です。その差は1,684万2,000円ですが、火葬料金が1万6,000円も値上げされます。市民負担約672万円、差し引きすると実質約1,000万円の軽減です。ところが、契約破棄によって北谷区との協定、覚書の責任もあります。今年度予算計上されている環境整備関係予算3,286万6,000円の支出、今後の施設解体処理費用等様々な問題点が発生し二重の負担と考えられます。北谷区との対応など今後の方針について回答してください。

3項目めですが、佐野土地区画整理事業清算業務は現地で行うべきだと思います。

佐野土地区画整理事業は、昭和61年7月14日に決定しました。当時の区画整理事業費は110億9,000万円で、太宰府市土地開発公社が用地先行取得し、栄泉不動産に花屋敷団地として売却し利益を得たいという説明を受けていました。ところが、バブルがはじけ、当初の実施計画も再三変更し、最終事業費総額は211億5,100万円、当初より2倍を超える100億6,100万円の増額事業となりました。市長は施政方針で事業内容には触れず、99%工事が達成したと報告を行っております。着工から22年経過していますが、この事業の最終処理は直接地権者とのかわりがあります。211億5,100万円の工事内容に基づく価格告示、相続財産評価価格、今後の固定資産評価など路線価に基づく清算業務は、地権者約600名の方々に対し理解と説明責任など大変な労力と時間が必要です。また、今後の住居表示は地籍台帳をもとに行う業務もありますが、機構改革として区画整理現地事務所を本庁の建設部に移し区画整理事業の残事業を対応していきたいとのことですが、私は観世音寺区画整理審議委員を20年させていただきました。その間の担当課の最終処理に対し、職員は地権者に対する説明時間等大変です。現場しかわからない業務もあり、引き続き現地事務所での対応をすべきと考えますが、市長の回答を求めます。

4項目めは、生活保護の申請の対応と指導について質問します。

生活保護法第1条、憲法第25条、生活に困窮するすべての国民に必要な保護と最低限度の生活を保障し、自立と助長を目的として要件を満たす限り無差別に保護を受けることができる。第7条、申請保護の原則、第20条、市長の指揮監督権のもとに第21条社会福祉主事は市長の事務の補助を行うことを定めております。ところが、太宰府市は県下24市の中で平成17年9月時点では人口規模に対する生活保護の受給は少ない自治体です。生活保護受給率は4.5%となっ

ており、239世帯です。現在貧困率はこの10年で倍加しています。貯蓄0世帯の増加、失業率も福岡県は高く、収入状況は社会保障制度のないパート収入や福祉年金での生活など、実態は生活保護基準以下の収入での生活を行っており、国民健康保険税や国民年金保険料も払えない状況です。太宰府市の生活保護行政は他市に比べて市民の暮らしはゆとりがあるという立場での生活保護行政を行っているのか回答ください。

また、生活保護申請に来られた市民に対し、相談には応じるが申請はなかなか受け付けられないの声が聞かれますが、申請書は窓口置くべきだと思う、この点についても回答いただきたい。生活保護受給者に対する自立、助長を援助するために就労支援専門指導員を配置するなどの考えがないかもあわせて回答いただきたい。生活保護申請に対する社会福祉事業法17条第2項に基づく社会福祉主事の有資格者は現在担当課に何人配置されているのか報告ください。平成18年度予算として生活保護扶助費が昨年と比較して1億1,645万円減額になっているが、今後申請実態に合った生活保護支給を認めて補正を行うかもあわせて回答ください。

代表質問の最後は、就学援助の充実、中学校弁当給食実施に対し就学援助の対象にしていただけるかを教育長に求めます。

就学援助制度は憲法26条に基づいて、保護者が生活保護を受けている、また、市民税所得割額が基準以下などの家庭を対象としています。国は就学援助制度補助金を一般財源化しました。その上、税制では老年者控除、配偶者特別控除の改悪を行い、収入が少なくても課税対象となり、現在受けている就学援助が受けられなくなる児童・生徒が予想されますので、生活実態や実情に合う対応を求めます。教育委員会、教育長は教育上どのように対応されるのか回答ください。

また、教育委員会は議会の中学校給食・少子高齢化問題特別委員会の審議を受けアンケートを行っていただき、教育委員会の議決に基づいて、市長部局に中学校弁当給食実施設備予算を要求いただきました。

実施の内容は、学校給食法に適合しないとなっております。その結果、就学援助制度で対応していただくのか、今年度の中学校、教育振興費の要・準要保護生徒関係費1,117万3,000円の対象になっているのか、その場合1食当たりの弁当代金は幾らで予算措置されているのか、対象とならない場合には就学援助制度に反すると考えられますが回答いただきたい。

市長、教育長への再質問については、自席で行います。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま市議会会派日本共産党太宰府市議員団を代表され武藤哲志議員よりご質問をいただきましたので、順にご答弁申し上げます。

最初に、一般質問の回答は市長が初めに行うのが基本と考えることについてのご質問にお答えいたします。

一般質問は、今まで代表質問については市長が答弁し、個人質問については細部にわたる内容が多いので、まず担当部長等で答弁を行い、最終結論を含め私が回答いたしておりました。

しかしながら、このことは議会運営上の問題であり、先日議会側からの要請を受けておりますので、今議会からは答弁者として市長の指名があった場合は、まず私の方で総論的なところを答弁させていただき、各論部分につきましては担当部長等で答弁させていただきたいと考えております。

次に、北谷区との協定内容と筑紫野・春日・筑前筑慈苑施設組合との委託協議状況についてのご質問にお答えいたします。

本市と大野城市で組織しております大野城太宰府環境施設組合が設置運営しております太宰府北寿苑の改築計画につきましては、施設の設置から25年を経過してきて、今後も継続して北谷区内に火葬場を建設することで北谷区と協定を締結し、建設工事期間中の火葬業務の受け入れを筑紫野・春日・筑前筑慈苑施設組合へ依頼いたしました。この協議を重ねる中で、筑紫野・春日・筑前筑慈苑施設組合への加入を検討してみてもどうかとの意見が出てまいりましたことから、筑紫野・春日・筑前筑慈苑施設組合へ加入検討の依頼をしたものでございます。その後、山家地区開発委員会に筑紫野・春日・筑前筑慈苑施設組合への加入検討依頼の趣旨説明を行っており、北谷区にはこうした動きを説明いたしまして、今後の動きを見守っていただくことでご理解をいただいております。

本市といたしましては、筑紫野・春日・筑前筑慈苑施設組合への加入も視野に入れまして、火葬業務が適切かつ円滑に運営できるよう関係機関や関係者との協議を重ねまして、慎重に取り組みを進めてまいりますが、北谷区に対しましては誠心誠意対応してまいり所存でございます。

次に、佐野土地区画整理事業の業務は現地事務所で開催を求め、このことにつきましてのご質問にお答えいたします。

ご質問のとおり、昭和61年7月に事業認可を受けまして、区画整理事務所も昭和62年から設置し、最終的には事業期間20年、事業費としましては211億円の事業となり、国、県から補助を受けながら、また地元住民や議会のご理解、ご協力を得ながらまちづくりを推進してまいりました。

その結果、予定どおり本年3月末に工事関係はほぼ完了し、今後はご質問にありましたとおり平成19年7月の換地処分へ向けて測量、換地計画、清算事務を行っていくこととなります。

市といたしましては、今般佐野土地区画整理事業も工事完了を一つの区切りといたしまして、内外に事業の進捗状況を知らせ、また住居表示担当課をはじめ関係各課との連絡を密にするという意味においても、事務所を市役所本庁に移し再出発することといたしております。

今後も市民サービスの向上を目指しながら、平成19年7月の換地処分完了に向けまして、なお一層職員一丸となって取り組む決意でありますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、生活保護申請の対応と指導についてのご質問にお答えいたします。

生活保護は様々な事情で生活に困窮したときに生活を援助する制度で、資産、就労、能力、

その他あらゆるものを生活の維持に活用していただき、また民法上の援助できる範囲内で扶養義務者からの援助、他法他施策の活用を行っていただき、それでもなお最低生活費に満たない場合において生活保護で補うこととなります。

就労支援専門員の配置につきましては、現在福岡中央職業安定所及び福岡南職業安定所と連携を取り、毎月の協議の中で就労支援に努めております。よって、現在のところ設置の考えはございません。

また、社会福祉法第18条第1項に基づく社会福祉主事の配置でございますが、ケースワーカー3名のうちいずれも同法第19条の資格を所有し業務に従事いたしております。

また、平成18年度予算につきましては、現在の財政状況に照らし予算の編成を行っておりますが、生活保護行政を適切に実施する上で必要な財源につきましては十分考慮いたしております。

次の就学援助、中学校給食補助の実施の充実を求めることにつきましては、教育委員会で答弁をいたさせます。

以上のとおり、ご質問の件につきましては答弁してまいりましたが、ただいま承りました貴重なご意見やご要望につきましては、これからの市政運営に当たりまして十分参考にさせていただきます、一層の努力をしてまいります所存であります。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 就学援助、中学校給食補助の実施の充実を求めることについてのご質問にお答えいたします。

就学援助制度につきましては、従来要保護及び準要保護児童・生徒を対象とした学用品費、給食費、医療費などの事業費に対し2分の1を限度とした国庫補助事業となっておりますが、平成17年度から国庫補助の対象が要保護児童・生徒に限られ、準要保護児童・生徒への就学援助事業は税源移譲予定特例交付金で交付されることになりました。教育環境充実のための就学援助につきましては、現行制度を活用して今後とも実施してまいりたいと考えております。

来年度導入実施を予定しております中学校ランチサービス、いわゆる中学校給食の実施につきましては、弁当を希望する生徒が対象となることや、学校給食法に適合しない給食のため、就学援助は考えておりません。現段階では長年の懸案でありました中学校ランチサービス事業の安全な実施に努めたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上のとおりご質問の件につきましては答弁してまいりましたが、ただいま承りました貴重なご意見やご要望につきましては、これからの教育行政運営に当たりまして十分に参考にさせていただきます、一層の努力をしてまいります所存であります。

以上でございます。



議長（村山弘行議員） 1項目について再質問ありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 1項目について市長から今後一般質問については最初に答弁を行うということですが、詳細については担当部課長の方が詳しいと思いますが、やはり最終的にはそういう部課長と議会との論議の中で最終判断はやはり市長が行うという状況になりますが、最後の答弁も市長が行っていただくかを確認をしたいと思いますが、1項目めについてはそれだけです。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 先ほどご答弁申し上げましたとおり、できるだけ私が答弁できるものは答弁いたしたいと思いますが、ただいまご指摘のような最終答弁等につきましては、答弁内容等の必要に応じては答弁をさせていただきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 1項目の再々質問はありますか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 北谷の北寿苑の。

議長（村山弘行議員） ちょっと、もう1項目めはもうこれでよろしいですね。

19番（武藤哲志議員） はい。

議長（村山弘行議員） じゃ、2項目の再質問です。

19番（武藤哲志議員） 2項目の問題については、大変議会でも論議をしてきました。その火葬場建てかえの状況の中で、一時的に筑紫野・春日・筑前筑慈苑施設組合の方をお願いをするということで進んでおりました。ところが、太宰府市の施政方針と大野城市の施政方針の内容が違います。こういう状況の中で、今市長から回答いただきましたが、北谷区にこの現在の状況、筑紫野・春日・筑前筑慈苑施設組合に加入することを説明し見守っていただくという回答がありました。もしこの筑紫野・春日・筑前筑慈苑施設組合に加入が認められた場合については、今の施設を契約に基づいて更地にしなければなりません。あれだけの建物をですね、火葬施設を更地にするというのは大変な費用がかかりますが、こういう費用的なものは私どもには一切説明がなされておられません。ただ、以前出された資料の中では、この筑紫野・春日・筑前筑慈苑施設組合にお願いすると安くなると言いましたが、これは40年間で計算されておりますし、また北寿苑と筑慈苑の関係では60年間という部分がありますが、そういう金額がやはり太宰府市と大野城市でした方が安い経費になるんじゃないかと、新たにまた建てかえ問題が出てくれば、それなりの費用もかかりますが、今答弁の中でなぜ急遽筑紫野・春日・筑前筑慈苑施設組合に加入をするようになったのか。それから、北谷区に説明をして見守っていただく、見守っていただいて、そして最後の答弁では誠心誠意ということですが、北谷区との協定を破棄した場合はどんな状況になるのかもあわせてもう少し説明をいただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 2つございましたが、ちょっと具体的な内容でございますので、現

在把握をしております部分を事務的な部分で報告をさせていただきたいと思ます。

まず、工事期間中の2か年間の火葬業務を頼んでいた部分について、どうして筑紫野・春日・筑前筑慈苑施設組合の方に加入依頼をしたのかということですが、これは先ほど市長の方から答弁ございましたように、昨年1月の工事期間中から筑紫野・春日・筑前筑慈苑施設組合と私どもの方の大野城太宰府環境施設組合で協議する中で、現在おかれております自治体の厳しい財政状況を考えましたときに、国も改革化路線の中で三位一体の改革を打ち出し、広域的な自治体運営を推進し、自治体間の合併が進められております現状を見ましたときに、火葬業務について広域的な取り組みができないか、これこそ時代の流れに沿ったものではないかとの考えから組合加入の検討をお願いしたものでございます。

じゃ現在約束しておる北谷区とはどうなるのかということですが、今の段階ではその組合加入の方向性が明確に出ておりませんので、先ほどご答弁申し上げておりますように、北谷区につきましては協定に基づきまして誠心誠意協議をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

(19番武藤哲志議員「再質問」と呼ぶ)

議長(村山弘行議員) 19番武藤哲志議員。

19番(武藤哲志議員) その私ども議会に出したときの資料とかですね、こういう状況、だから具体的に予算を私どもに示されました。そして、設計をし着工をするとまでしておいて、そして北谷区にはその説明もせずに最終的になりましたが、その北谷区には11の隣組があります。それから、約40万人を対象とした施設ですね、地元から断られた場合は北谷区にまた戻ってこなきゃいけない。そういう場合については、今まで予算措置をしたり議会に説明した内容がもとどおりになるのかどうか。はっきり言って平成18年度の予算は4月1日から執行です。そういう状況の中で大野城太宰府環境施設組合の平成18年度の予算にはそういう建てかえ予算も含めて計上されているのかどうか。もしその予算が計上されていなかったら向こうをお願いをする、予算が計上されていなかったら新たに補正しなきゃいけない。いろんな問題があるんだけど、具体的に私どもには一切説明なしに市長が地元をお願いに行ったりしているようですが、この協議が調わない場合には大変な問題になりますが、その辺はあなた方はどう議会に説明をし、関係する北谷区に説明するのか、最後の質問として具体的な回答を求めます。

議長(村山弘行議員) 市民生活部長。

市民生活部長(関岡 勉) 今の部分でございますが、まず1点目の大野城太宰府環境施設組合の平成18年度予算に入っているのかということですが、これは入っておりません。

それから、もし話がまとまらなかったときはどうするのかということですが、基本的には私どもの方といたしましては、筑紫野・春日・筑前筑慈苑施設組合に加入の依頼をしておるといのは先ほど市長が答弁申し上げましたが、その推移を見守っておりまして、私どもの方が直接的に地元、いわゆる筑慈苑の地元であります山家地区にアプローチができません。

いのが現状でございます。そうしたことから、今は太宰府市、大野城市が置かれております環境を市長が山家地区開発委員会の方に十分に説明をしまして、あとは地元であります山家地区開発委員会の方が検討をされている状況でございますので、もうしばらくこれは時間を要する形になるであろうというふうに思っております。

いずれにいたしましても、40年、50年を考える大きなスパンでございますので、ここらあたりにつきましてはそうした動きが出ました段階で報告できる状況になりましたら、当然のことながら議会にも十分に説明をさせていただこうかというふうに思っておりますので、もうしばらく推移を見守りいただければというふうに願っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 3項目について再質問ありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） なかなか一般質問ならいろんな角度からお聞きすることができるんですが、あのですね、本当問題が起こりますよ。向こうがだめだということになる、こっちは契約年度が切れる、こういう。

議長（村山弘行議員） 武藤議員、ちょっと。

19番（武藤哲志議員） 申しわけない。

議長（村山弘行議員） あの先ほどで再々質問は終わっておりますので。

19番（武藤哲志議員） じゃ、申しわけございません。

議長（村山弘行議員） 佐野土地区画整理事業の方の再質問をお願いいたします。

19番（武藤哲志議員） 3項目の佐野土地区画整理事業について行います。

今私が質問したように、当初佐野土地区画整理事業、私ども昭和61年に認可をした経過があります。昭和61年の認可した経過がわかる議員というのは少ないと思うんですが、まさかこんなにですね、2倍になるとは思いませんでした。ところが、市長の回答では、もう終わって、現地事務所を引き払ってくるということですが、一番大きな問題は個人情報保護条例と関係があるんですよ。今の庁舎の中でどこに配置するんですか。地権者600名近くおられるんですが、清算をしたりですね、あなたの場合は路線価に基づいてどのくらいの部分ですとか、そういう状況でこの庁舎のいろんな窓口にお見えになるわけですが、そういうことをやっていったり、先ほどもこの住居表示もあるという状況ですが、工事が完了したからもう事務所は要らないということじゃないんですが、やはり庁舎のどこに配置するのか。そして、佐野土地区画整理事業というのはたくさんの事業を行ったり鑑定をしたりですね、いろんな業務がありますが、私も審議委員をしておりまして区画整理事業は大変だと思いますが、今でさえ庁舎の中には帰ってきて配置するような場所がないんですが、そういう個人情報保護やその清算業務とか住居表示とか、職員体制をどう考えているかをぜひ回答いただきたいと思います。これは市長ができなかつたら、その関係課じゃなくて、庁舎を管理している総務部長の方にお聞きしましょうかね。それとも、担当課じゃこれなかなか難しいと思います。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） あの武藤議員さんのそれこそ観世音寺土地区画整理事業のときの長年の経験から温かいご配慮の質問だろうと、そういうふうに思っておりますが、庁舎のどこに、それから職員体制ということでございますが、現在は佐野土地区画整理事務所に課長ほか2係で8名でございます。事業の方がほぼ完了ということで、平成18年の上期ぐらいには大体終わりたいなと、そういうつもりでおりますので、公務の方については建設部のどこかに配置して工事、そういう分には携わると。庁舎の方については、先般から私どもの方と総務の方と十分な情報交換、ヒアリングをしております、先ほど申されました個人情報、そういうところも十分に配慮して会議室なりをどこかを押さえると、一定の期間、そういうことも含めまして今検討いたしておるといところでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 今庁舎の中も様々な形で委託、臨時や派遣職員等がおられ、どこの課ももういっぱいですよ。会議室もない、こういう状況の中で、今後人権センターの職員も引き上げて帰ってくるわ、今出先もですね、本当に市民が来たときに対応しなきゃならないのに社会教育課はいきいき情報センターに行ってる、そんな職員がこうばらばらになっておる状況の中で、本当にこの個人情報だとかお金の支払い計算だとかですね、こういうものを窓口で、またどっかの場所を借りてとか、その都度時間もかかるし、どっか部屋があいてないかどうか、その間当然その職員も対応せざるを得ませんが、もうあと、最低1年ぐらいは、住居表示があったり清算業務があったり、そして5年分割という制度もあるわけですが、一括で払えない方については5年間猶予があるわけですよ。そういう状況がありますが、再度この内部の機構改革とそれから佐野のこの事業について大変な業務、説明しましたように路線価に基づく清算業務、あと一年ぐらいは現地に残して対応すべきと思うんですが、その辺は担当部としてはどういう考え方を持っているかわかりませんが、総務部局としてはどういうふうに考えられているのか、市長あたり、また引き上げてきてもおるところがないと、現実にそうでしょう。この辺はどうされるんですか。

議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 先ほども市長が申しましたとおり、事業、工事が100%終わるという一区切りが平成17年度中に来ます。そういうことから、あとの換地等につきましては一区切りつけた上で市役所に事務所を置くということで進めてまいりまして、区画整理課の職員数につきましても工事関係については縮減になるというようなことで、今回平成18年度から市役所内ということに決定いたしております。

それから、事務所の場所につきましては、現在検討中ございまして、スペースとしてはあるということで進めております。

議長（村山弘行議員） 次に、4項目めについての再質問はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 太宰府市は生活保護の受給率が先ほども言いましたように県下の中で小都市に次いで少ない状況です。239世帯です。やはり市長がですね、あの現場を見ていただきたいと思うんですけど、何か資格を持った方が3名おられるということですが、その社会福祉主事というのは、やはり先ほども言いましたように生活保護法や憲法により、適正な指導をしなければいけない。ところが、この太宰府市は生活保護についてはなかなか受けられない。実態が本当に困っておっても、話は聞くけど生活保護の申請は受け付けないというのが実態のようです。そういう状況の中で回答がなかったんですが、生活保護の申請書は窓口に着くのか置かないのかをまず1点回答いただきたい。

それから、実態を私もよく聞きますが、電気もとめられている、水道もとめられている、税金もたまっている、病気になっても病院にも行けない、健康保険やすべての支払いができない状況になって、その本人が窓口に来て、あんた元気じゃないかと、働けと言ってそういう指導をされているようですが、そういう状況の中で本来はこの就労支援専門員、どうこの人たちに仕事を見つけてやるかと。市長はハローワークに行ってみつけなさいと言うけど、そういうものが高齢化して55歳から60歳ぐらいになったらなかなか仕事も見つからないと思うんですよ。だから、そういう就労支援専門員という制度が行われてですね、大きな成果が出ております。余り新聞記事を対象として話をするというのはあれなんです、就労支援専門員制度によって物すごく大きな効果を上げたというのが出されておりますが、そういう就労支援専門員を活用してですね、やはり自立を助けると、助長するという状況がありますが、そういう制度を活用する。その専門員として派遣してもらって、ハローワークあたりからですね、そういうものは考えられないのかということです。だから、ただ窓口に来たらですね、話は聞くけどと言うけど、それともう一つありましたね、その自立のためにその義務の援助、そりゃもう兄弟がおったりですね、子がおったり、その親がおったりというけど、今の状況はなかなかそんな状況にはならないと思いますよ。本当に生活に余裕があるならば、そりゃ資産があるならばいいでしょうけど。こういう状況の中で今後の窓口業務としてまず申請書を置くのかどうか、それから就労支援専門員の配置は考えていないということですが、就労支援専門員として何らかの形で具体的な指導をする。それから、社会福祉主事は3名置いてるそうですが、そういう社会福祉主事の資格があるならば、こういう憲法や社会福祉法の理念に基づいた行政指導をすべきじゃないでしょうかというふうに思いますが、再質問としての回答を求めます。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） まず、1点目の申請書を窓口に着くべきじゃないかというご質問でございますが、申請書を窓口に着いたとしまして、それを持って帰られて書いて提出をされた。その時点では当然相談を受けながらですね、家庭の状況とか先ほど市長の方から答弁いたしましたように、いろんな資産とかそれから就労、能力、それから民法上の援助できる範囲とかですね、その方たちの援助というところあたりは当然申請書が出された中で聞いていかなければ

ればならない項目でございます。

それで、太宰府市のやり方としましては、まず相談を受けた中でどういう状況かということ把握してですね、適切な指導という方法で行っておりますので、この分につきましては今行っております方法で今後もやっていきたいというふうに考えております。

それから、就労支援専門員の配置でございますが、この分につきましては国の方でも自立支援というところで検討がなされる内容としまして自立支援プログラムというところを考えて進めておられます。それで、当市としましては配置をしないということでお答えさせていただきましたが、ケースワーカーの方でそれぞれ担当の世帯を持っておりますので、その中で就労につながるというところでの指導も当然やっていきますので、その中で具体的に申しますと太宰府市では4名の方をハローワークの方に同行しながらですね、自立に向けた就労支援を行っているという状況でございます。

それから、扶養援助の分につきましては、先ほど申し上げましたので、そのとおりでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤議員、再々質問はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） やはり窓口では適切に対応するべきだと思うんですね。だから、社会福祉主事が3名おられるということですが、社会福祉法、憲法をやっぴりもう一度読み直していただいて、やはり担当部長としても適切にですね、対応するようにすべきです。国はそういう自立を支援するということになっているんだけど、このままではですね、これだけの不況の中で福祉事務所も今後大変な状況になると思うんですが、もう少し充実した内容を。それから、全国知事会としてもこの生活保護について、やはり三位一体改革の中で削るという問題については全国知事会も市長会も一切これは認めないと、今までどおりやってほしいという状況になってきた経過がありますから、その辺もこれだけの財政を減額しておりますが、やはり実態に合ったように補正をするようお願いをしておきます。答弁は必要ありません。

議長（村山弘行議員） 5項目についての再質問ありますか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 教育長から回答いただいたんですが、まず就学援助についてその生活保護を受けている者とそれからそれに準じる者についてはやっていきたいという回答がありました。国が税源移譲という関係で変わっている内容もよくわかっております。

ところが、今年はですね、あの税金の控除がなくなりましてね、皆さんにも大変な税金の負担になっているように、老年者控除や配偶者特別控除やですね、そういうふうに次から次に市民税が高くなるようになりましたが、そういう基準については今までどおりかどうかというのを、就学援助で要保護・要支援については太宰府市の生活保護の基準の1.3倍とか太宰府市の場合ありますが、福岡市に準じておるようですが、これは今までどおり行うのかどうかという

のが1点です。

それから、2点目はやはり中学校給食・少子高齢化問題特別委員会やまた教育委員会、市長部局も努力いただいて2年以上にわたって中学校弁当給食を論議してきました。その結果、議会の要望や教育委員会の審議や市長部局でやってきたわけですが、これは学校給食法に抵触していないという問題がありますが、ところが学校給食法に適合してないからといって生活保護世帯も認めないのかどうか。生活保護世帯の場合は認める必要があるんじゃないかと思うんですが、考えていないということだったんですが、本来就学援助制度の中では検討ができるようになっていっていると思うんですが、給食費は本来実費ですね、ところがこの給食法に該当しないから考えていないということですが、これは内部検討できないかどうかという問題。

それから、回答いただかなかった内容として今検討してあると思うんですが、弁当代1食当たり大体どのぐらい考えられておられるのでしょうか。小学校給食と同じような単価になるのかどうか。もう実施としては以前の12月議会で私に回答いただいた市長や教育長の考え方としては、夏休み明けから実施をしていきたいと。そして、今度の予算措置の中にもいろんな券売機だとかそういうものがもう予算計上されているようですが、こういう対応をしていくために4つの中学校に券売機リースを行うとか、中学校給食のために3,771万4,000円が計上されているようですが、こういう弁当について1食当たりどのぐらいを考えているのか、その辺を再質問として行います。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 1点目の準要保護世帯でございますが、前年度の市民税課税額がその世帯の合計で2万5,900円以下の世帯といたしております。

それから、2点目の生活保護世帯もこの給食費の免除は認めないかということにつきまして、中学校ランチサービスが学校給食法に適合しないために援助は考えておりません。

また、今後内部で検討できないかということにつきましても、今申し上げたとおりでございます。

3点目の弁当代1食幾らになるかということでございますが、議員が申されましたように平成18年度の予算には中学校ランチサービス関係費用として嘱託栄養士の人件費、食器類の消耗品費、給食用備品の購入費、配膳室の改造工事費用などを計上いたしております。1食当たりの弁当代、給食費は幾らかということでございますけれども、食材費と調理費用を考えておりますけれども、今後業者の選定とあわせまして検討をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 再々質問ありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 生活保護法というのがあって準要保護は別としてですよ、当然その生活保護法でその給食費は認められているけど、やはり学校給食法に適合しないところがありますが、教育委員会としてはやっぱりその辺内部的にね、それから世帯数としてもこの太宰府市

も先ほど言いましたように、生活保護世帯数の中ではですね、県下でも2番目の自治体という  
か市ではですね、239世帯の中にほんのわずかな中学生ですよ。だから、そういう中学生に対  
する配慮はやはり今後行うべきじゃないかと。それと同時に、いつまでも弁当代は1食当たり  
というのは何もかんもかかる経費を含めてやるというのもあれなんです、小学校やられてお  
りますし、小学校の場合は委託もありますし直営もありますが、調理員の、そういう基準があ  
るわけで、それを超えたりするというのもまた問題があると思うんですが、この弁当代につい  
て市民の中では1食600円になりますよとか500円になりますよとかですね、本当様々な形でこ  
う飛び交っている。そんな金額になるはずはないと思いますとこちら答えざるを得ないんです  
よ。子どもに券売機に持って行って現金を入れさせるのに、お金を500円も600円も持っていか  
せるようなことになると、かえって弁当買わなくて別の費用に使われて問題が起こるんじやな  
いかと思うんですね。だから、早く金額を示すのと、それから券売機を利用するのがいいのか  
どうか、どういう方法なのかというの、また中学校給食・少子高齢化問題特別委員会が議会  
の中にありますが、こういう検討をいただくのかどうか、その辺も最後の質問としてお答えい  
ただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 給食費を早く示せということでございますけれども、実施を2学期の中  
ごろというふうにご答弁申し上げましたけれども、それまでにはできるだけ早く示すように努  
力をしてまいりたいと思います。

それから、券売機が要るかどうかということでございますが、近隣市町の実施状況も参考に  
検討を進めておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 以上で日本共産党太宰府市議員団の代表質問は終わりました。

ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前10時59分

~~~~~

再開 午前11時15分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、会派公明党太宰府市議団の代表質問を許可します。

13番清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

13番（清水章一議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、公明党太宰府市議団を代  
表いたしまして、市政全般と市長の施政方針並びに教育方針について質問をさせていただきます。

施政方針でも述べられていますが、市長は本年度を3期目の締めくくりの年と位置づけられ  
ております。私も公明党も同様でございます、この1年間は掲げた公約の実現に向けて全  
力を傾けていく所存でございます。そのため、幾たびか政策提案や質問をしてまいりました



が、実施してほしい課題がまだまだございます。重ねての質問も幾つかございますが、市長の明確にして前向きな答弁を期待するものであります。

まず最初に、三位一体改革と今後の財政の見通しについてお尋ねをいたします。

政府は地方分権と財政再建を行うために、平成16年度から3年間にわたって三位一体改革を進めてまいりました。国からの補助金を削減して地方に税源を移譲し、同時に地方交付税も見直す、地方にできることは地方にということで、私個人としても大いに期待をいたしておりました。しかし、ふたをあけてみると地方六団体がまとめた河川改修や農道整備などの公共事業関連は手つかずで、義務教育費国庫負担金、児童手当等の負担率の引き下げによる補助金の削減で、地方分権というにはほど遠いように感じられました。この三位一体改革で地方分権はどこまで進められたのか、市長はどのような評価をされているのか所見をお聞かせください。

また、地方交付税と臨時対策債の大幅な減額で歳入に大きな打撃を受けたと施政方針で述べられています。本市のみでなく、どの自治体もそのあおりを受けております。今後の施策に大きな不安を感じるものですが、平成18年度からスタートした後期基本計画の実施にどのような影響があるのかお聞かせをください。また、あわせて総合計画達成へ向けて今後の財政計画についてのお考えをお示しください。

第2点目は、安全・安心のまちづくりについて伺いをいたします。

私は今年のまちづくりのキーワードは、「安全・安心」と考えています。昨年6月議会でも危機管理体制について質問をいたしましたが、その後も災害や事件事故が多発をいたしております。8月12日は日航機墜落事故から20年、奇しくもその夜、福岡空港から飛び立ったJALウェイズ機から炎が噴出し、福岡市内に金属片が落下、小・中学生らがけがをしました。また、8月16日には宮城県南部で震度6弱の地震で仙台市のスポーツ施設で天井パネルが落下してけが人が多数出ました。11月には耐震強度偽装事件の発覚、22日には広島市小学校1年生の女の子が殺害され、12月にも栃木県で小学校1年生の女の子が殺害をされました。また、アメリカではハリケーンカトリーナで1,100人を超える死者、パキスタンではマグニチュード7.6で7万人以上がとうとい命をなくされました。

このような中、本市において昨年12月に安全・安心のまちづくり推進条例を制定、今議会においては、国民保護条例の議案を提出されております。市長は、施政方針で安全への備えはまちづくりの基本であり、市民の皆様のかげがえのない生命財産にかかわる極めて重要な課題であると述べられ、将来にわたって安全で安心して暮らせるまちづくりに万全を期すとの強い決意を表明されております。しかし、どんなに立派な条例や計画書ができて、いざというときに役に立たなければ何なりません。私はそういった意味も含めて、総合的な危機管理体制の整備が必要と考えております。昨年6月議会では、先進地の事例を調査して検討すると答弁をされておりますが、その後の経過についてお聞かせください。

第3点目は、健康で生きがいのあるまちづくりについて伺います。

このことについては、数度にわたって質問をさせていただいております。大事な施策であり

ますので、再びお聞きをいたします。

まず、財政面で見ますと平成18年度の一般会計予算は186億円、昨年度より19億円の減であります。しかし、特別会計である国民健康保険、老人保健、介護保険を合わせますと総計149億円、昨年度より14億円の増であります。このまま推移すると、一般会計を上回るのは時間の問題ではないかと考えておりますが、市長の所見をお聞かせください。医療費や介護費を抑制することは、なかなか容易ではありません。そのためにいかに健康で生きがいのあるまちづくりが大切であるか、改めて当初予算を見て感じているところでございます。政府も医療制度改革をやろうと国会で議論が交わされるようになっております。この制度改革は介護も含めて治療から予防へと力点を移そうといたしております。健康で生きがいのある人生は、だれでも望んでいることです。

そのような中、各自治体も工夫を凝らしながら様々な施策を展開いたしております。国会でも取り上げられましたが、東京都江戸川区で取り組んでいる「すくすくスクール」という事業が江戸川区内73校すべての小学校で行われております。この事業は放課後から夕方まで、学校の教室や体育館など1年生から6年生までの子どもたちが地域の大人たちと一緒に遊んだり、様々な活動をするというものであります。そして、午後5時の活動終了後、子どもたちの自宅近くまで送りながら本人が帰宅することも少なくないといえます。高齢者の地域貢献、子どもとお年寄りの交流という視点からも期待がされております。高齢者の多くは、学びたい気持ちとともに教えたい、伝えたいという意欲と能力を持っております。また、団塊の世代が間近に大量の定年退職を迎えます。こうした能力を生かしていく施策が求められております。教育委員会等も含めて全庁的な協議が必要と考えていますが、市長の所見をお聞かせください。

介護予防という視点もまた大事な施策であります。今年1月の朝日新聞の記事からですが、東京都千代田区では昨年11月に7,119㎡の公園に事業費800万円で10基の健康遊具を設置いたしました。それを目当てにお年寄りが集まってくるそうです。背筋を伸ばしたりバランス感覚を保ったりするための簡単な器具で、介護予防に役立つと言われております。69歳の常連の女性は、太ももの内側を伸ばす「あしのばし」や細い台を歩く「ふみ台わたり」、背もたれ部分が湾曲している「背のばしベンチ」など利用され、体を動かすとぼかぼかしてくる、友達も誘っているということだそうです。国土交通省の調査では、お年寄りの健康遊具が公園など公共施設の場所に設置されているのは平成16年3月現在で9,618基で、平成13年度調査に比較して32.9%増加をしているそうです。本市としても取り組む考えはないか、お尋ねをいたします。

また、今回の医療制度改革の特徴も予防でございます。特に、生活習慣病の予防対策の強化対策であります。医療費適正化のかぎは、予防意識の高くない人たちにどれだけ広く検診率の向上も含めて運動を浸透させていくかがポイントになります。今回の医療制度改革は、公的医療保険を運営する自治体などに積極的な取り組みを求めています。その上、結果に対する責任も明確にする方針とのことも聞いております。市として今後の医療費適正化への取り組みを

お聞かせください。

第4点目は、福祉でまちづくり推進についてお聞きをいたします。

本市は3つの戦略プロジェクトを掲げ、その1つが福祉でまちづくり推進プロジェクトであります。その中で、障害者施策についてお尋ねをいたします。

昨年の通常国会で改正障害者雇用促進法が、また特別国会で障害者自立支援法が成立をいたしました。本年の4月と10月から施行をされます。この法律は日本身体障害者団体連合会や全日本手をつなぐ育成会、全国精神障害者家族連合会など障害者5団体が今国会での成立を求めておりました。しかし、一方で個々の障害者からは福祉サービスと医療にかかわる利用者負担を中心に不安の声もあります。これを受けまして市町村、都道府県は、障害者福祉計画を作成することが求められています。障害のある人が普通に暮らせる地域づくり等の基盤整備や相談支援体制の設置、あるいは就労支援の取り組みなど、根本的な見直しが必要になりますが、本市としての作成に当たってのお考えをお示しくください。

第5点目は、少子化対策について伺います。

平成17年度版の少子化白書は、「社会全体で若い世代や子育て世帯を支援することにより、少子化の流れを変えていかなければならない」と明示をいたしました。昨年の初の白書では、理念的に支援の必要性を説いておりますが、平成17年度版は企業や地方自治体、さらに諸外国における子育て支援策の紹介に紙数の大半を割いているそうでございます。白書は平成18年度から人口が減少する可能性がある」と指摘をいたしました。もう既に昨年からは人口減少社会に転じております。こうした社会背景に対して、「あれかこれかと逡巡する時期は過ぎた、あらゆる事例を参考に必要とされる政策を総動員すべきである」と警鐘を鳴らしている論調もあります。白書は、今回あえて自治体独自の事業や国の基準以上の施策であるいわゆる上乗せ事業に言及し、事例を挙げております。そこで、お尋ねします。

市長は子育て支援の充実が、本市の重要施策であると施政方針で明らかにされましたが、本市独自としての子育て支援事業は何があるのか。また、今後国や県の上乗せ事業や独自の施策をお考えになっているのか、具体的な事例があればお示しくください。

平成19年1月から県の事業として乳幼児医療の初診料無料化の事業を行おうとしております。市の負担も必要ですが、市としても実施してほしいと考えていますが、市長の所見を求めます。

また、国も様々な事業を展開しようとしています。その一つとして、放課後児童健全育成事業等の充実の一つとして、中高年パワーを生かした児童生活塾という施策が動き出しております。厚生労働省によれば、核家族が増える中、両親ともにフルタイムで働く家庭も増え、そうした家庭においては小学校が終わってから親が帰宅する間までの時間帯、子どもをどのように安心して育てるかが切実な問題となっております。一方、人生経験豊かな退職者や子育てを終えたベテラン主婦の世帯などの中には、自由になる時間を利用して仕事と子育ての両立に苦しんでいる家庭を助けたい、子育てをサポートしたいと積極的にかかわることを希望する者が多

く存在すると考えられる。この両者を結びつけようという事業であります。現在モデル事業がスタートし、今年の夏に報告書をまとめ、国は全国へ普及を図ろうとしています。こうした動きも見据えて、少子化対策、子育て支援、あわせて高齢者の生きがいづくりにも結びついてくると考えていますが、市長の所見をお伺いいたします。

第6点目は、行財政改革について伺います。

国は三位一体改革の中で、地方も歳出削減に努力せよとあって地方交付税を削減しております。市長は施政方針で本格的な地方分権時代を迎え、地方自治体は従来にも増して自己決定、自己責任を原則とする体制の整備が必要となると述べられました。最少の経費で最大の効果を発揮して、市民の皆さんの期待にこたえる行政サービスを提供していくには、現在の行政を簡素で効率的かつ効果的な行政システムに変えていくことが重要でございます。

本市としても第四次太宰府市行政改革大綱に基づいて改革を進められています。私はそれに加えて役割を終えた、また薄れてきた行政サービスを大胆に整理し、企業経営手法のメリットを生かした形で改革を行う必要があると考えています。その一つとして現在行っている市の事業に関し、事業ごとに必要なのかそれとも不要なのか、必要ならその事業はだれが行うべきか、民間か国か県かそれとも市かを市民の視点で仕分けする事業仕分けを行うことによって、歳出削減に効果を上げている自治体が注目をされております。事業仕分けは民間シンクタンク構想日本が提唱したもので、平成14年2月から13の自治体、9県4市で事業仕分け作業をスタートさせております。また、昨年12月行政改革の重要方針が閣議決定をいたしました。この中でも事業の仕分け、見直しが明示されております。本市としても取り入れることによって、むだな事業の削減に効果を上げることができると思いますが、所見をお聞かせください。

また、行政改革といえば歳出削減に目が行きますが、今後の財政運営に欠かせないのが、いかにして歳入増加を図っていくかであります。今後の行財政改革を進めるに当たって、こういった視点について、どのように考えているかお尋ねをいたします。

歳入増加を図るためには、人口増加策、優良な企業誘致、観光基盤の拡充など様々考えられます。の中で考えられるのは、地域経済をいかに活性化させるかであります。今、九州国立博物館がオープンして新たな観光客が本市を訪れております。600万人から700万人の観光客は大変な魅力であります。この宝を生かし切れていないように思えて仕方がありません。昨年12月議会で宿泊施設の誘致を提案させていただきました。それ以外にも人が集まる市場のようなものも考えられます。この宝をどう生かすか、本市にとって最大の課題であると思います。経済効果を高めその結果、税収が増える、これほど喜ばしいことはありませんが、市長の所見を求めます。

地方交付税や税収の減収など深刻な財政難に直面する各自治体が、従来の歳出削減一辺倒から一歩踏み込んで自ら稼ぐ広告ビジネスに力を入れ始めております。予算が足りないから稼ごうというわけでございます。ホームページへの広告、広報紙への広告の掲載など議会からも提案がっておりますが、市としても本格的に取り組むべきと思いますが市長の所見を求めま

す。

第7点目は、まちづくり条例の制定についてであります。

まちづくり条例の制定について、平成15年6月議会で質問をさせていただきました。そのとき市長は、次のように答弁をされております。

「近年、地方自治体は地方分権の推進を背景に、住民に最も身近な総合的な行政主体として住民との協働を通しまして、市民ニーズを反映し、地域性、歴史性など地域の実情に応じた個性的なまちをつくろうと、本来の住民自治への胎動が見られます」と述べ、さらに「自治体の憲法ともいべき基本条例あるいはまちづくりの条例を制定し、この条例に基づき、行政のみならず市民や事業者、NPO、ボランティアなど様々な活動主体が協働したまちづくりが進められております。このようなまちづくりを追求する上で、地域の抱える課題は何か、それをどのような状態にしたいか、そして実現に向けて、だれがどのような役割を担っていくのかということにつきまして、真摯な議論が必要となります。こうしたことから、本市といたしましても、条例の根幹となる市民との協働という観点から、条例自体を市民参画のもとで制定する仕組みづくりを含め、今後調査研究を行ってまいります」と、このように答えられました。

引用が少し長くなりましたが、あえて紹介をさせていただきました。今年度の施政方針でも「将来の地方分権の確立に向けて、地域住民による地域のための住みよい地域づくりの仕組みづくりに努めていく」と述べられております。条例制定についてどのように調査研究をされているのか、その後の経過と市長の考えをお示してください。

最後に、平成18年度の教育行政方針について伺います。

平成18年度は市民待望の中学校給食が導入されます。また、子どもの安全対策も求められています。義務教育費が一部とはいえ地方に移譲されます。このことによってどのような影響があるのかお聞きをしたいところです。こういったことも含めて平成18年度の教育行政方針についてお聞かせください。あとは自席にて再質問をさせていただきます。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま市議会会派公明党太宰府市議団を代表されまして清水章一議員よりご質問いただきましたので、順にご答弁申し上げます。

最初に、三位一体改革と今後の財政の見通しについてのご質問にお答えいたします。

三位一体の改革とは、ご承知のとおり地方自治体の自由度を高め、住民の皆さんにより身近で地域の特性に合った施策を展開するため、国と地方の役割を見直し、財政面での自立を図り、真の地方自治の確立を目指す地方分権改革であります。しかし、残念ながら現在までに税源移譲された項目は、地方自治体の自由度を高める項目が少ないものとなっており、今のところ改革の効果が各施策に影響しているという実感はございません。

また、平成18年度からスタートする第四次総合計画後期基本計画達成への財政計画とその見通しにつきましては、平成19年度以降に地方税などへの本格的な税源移譲が始まりますが、財政状況の好転は見込みにくい状況であります。しかしながら、総合計画と連動した施策別枠配

分方式という手法を用い、施策や事業に優先順位をつけ目標達成に向けて重点配分を行い、総合計画の目標達成を目指してまいります。

次に、安全・安心のまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

昨年の12月に制定いたしました太宰府市安全・安心のまちづくり推進条例は、市民が安全に安心して暮らすことができるまちづくりを推進するための基本理念を定めたものであります。この理念に基づき、現在市民に悪影響を及ぼすような行為をさせないようにするための施策を検討しているところであります。また、本議会でご提案いたしております太宰府市国民保護協議会条例及び太宰府市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例につきましては、武力攻撃事態等や緊急対処事態等を想定した中で、いかに市民の保護に関する措置を実施するかということが基本になっております。このように災害や武力攻撃、犯罪や事故等内容の違いはありますが、多種多様な危険因子から市民の安全・安心を守るという共通した大きな目的があり、今後も市民の安全を守るための総合的な危機管理体制等につきましてさらに調査を行い、市民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりを推進いたしてまいります。

次に、健康で生きがいのあるまちづくりについてですが、4月からは介護保険制度が予防重視型システムへと転換されます。介護保険の定義には要介護状態の発生をできるだけ防ぎ遅らせることと要介護状態にあってもその悪化をできる限り防ぐことという2つの要素があります。新制度のもとでは、前者の介護予防地域支援事業として後者の介護予防を新予防給付としてサービスの提供を行ってまいります。

地域支援事業においては、まず生活機能が低下していると思われる高齢者に対しまして基本チェックリストに基づき、支援事業に参加することが望ましいかを判定し、望ましいとされた方が特定高齢者となります。そういった方々に運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上等に効果があると認められる事業を通所型介護予防事業として実施いたしてまいります。ほかには閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある特定高齢者を対象に、保健師等が居宅等に訪問し、必要な相談指導を実施いたします。

次に、新予防給付としてのサービスにつきましては、現行の予防給付の対象者の範囲、サービスの内容、マネジメント体制等を見直したものとなり、本人ができることを増やし、生活機能をレベルアップさせることが目標となります。なお、その他の一般高齢者対策につきましては、各地域において閉じこもり防止の取り組みとして、高齢者サロン、趣味活動やレクリエーション活動等を、さらにNPO団体等と行政が協働して高齢者の生きがいづくりを支援してまいりたいと考えております。

また、健康づくり対策といたしましては、健康推進員と連携し、地域の公民館等で筋力アップ等を目指した「はつらつ貯筋教室」を本年度も引き続き実施したり、食生活改善推進員と連携し、食育の学習や調理実習を通じた健康づくり事業等によりまして、介護予防の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、福祉でまちづくり推進についてですが、本年4月1日から施行する「障害者自立支援

法」と時を同じくして「障害者の雇用促進等に関する法律」の改正内容は、障害者の就業機会の拡大を目的とした各種施策を進めるためのものであると言えます。このことから、働きやすい職場、働くことを希望する障害者を支援するため、なお一層ハローワークや社会福祉施設等と緊密に連携し、雇用と福祉のネットワークによる就労支援の促進を図らなければならないと、このように考えております。

次に、少子化対策についてですが、地域全体で子育てを支援する体制を整備し、安心して子どもを産み育てることができ、子どもたちが健やかに育つことができるまちづくりを目指しまして、平成17年3月に「太宰府市次世代育成支援対策行動計画」を策定いたし、子育て支援の充実に向けて事業を行っておるところでございます。お尋ねの自治体独自の事業としましては、乳幼児医療費、母子家庭等医療制度、重度心身障害児看護料等の事業を行っておりますが、平成18年4月に都府楼保育所を民営化することに伴い、子育て支援センターを新設し、保育士が地区公民館等へ出向いて実施する出前保育、子育てサロン、子育て広場等の地域子育て支援センターやつどいの広場の類似事業を行い、独自事業として新たに実施する予定でございます。

また、乳幼児医療費支給制度につきましては、現在受給資格者本人の負担としております初診料、往診料の自己負担相当額を福岡県が平成19年1月から3歳未満に係る者に限り、公費負担とする予定でありますことから、本市においても検討していきたいと考えております。

次に、行財政改革についてですが、厳しい財政状況のもとにありまして限られた財源の配分を選択集中し、市の将来像の実現に結びつく成果を上げるという視点から、行政の役割や施策の範囲、水準を再構築していくことが必要であります。このため住民、事業者、行政の役割分担や施策の成果に貢献する事業の選択、公共関与の妥当性などを評価いたします行政評価制度を導入し、予算編成と連携させることで財源の有効活用を進めてまいりたいと考えております。

また、歳入の増加策につきましては、行政経営改革方針実施計画におきまして、広告収入によります新たな財源確保の検討を位置づけしておりますことをはじめ、中・長期的観点から組合施行によります土地区画整理事業の円滑な促進、歴史的資源と国立博物館を生かした観光の振興に一層の努力をしてまいり所存であります。

次に、まちづくり条例についてのご質問にお答えいたします。

平成12年12月に北海道二セコ町がまちづくり条例を制定してから全国各地で自治体基本条例や市民参加、協働のまちづくり条例等いろいろなタイプのまちづくり条例制定の動きが出てきております。この動きの背景には地方分権の流れがあると思います。また、情報公開や行政評価、まちづくりへの市民参画など地方が取り組んできた市民との協働体制の実績もあろうかと思っております。地方分権時代のまちづくりを考えたとき、本市におきましても自分たちのまちを共通のルールで豊かに築いていくために、やはり地方自治体の憲法となるべき基本条例が必要であらうと考えております。今後は第四次総合計画の後期基本計画に明記し、まちづくり条例の

制定に向けた具体的な研究を進めてまいりたいと考えております。

次の教育行政については、教育委員会で答弁をいたさせます。

以上のとおりご質問の件につきまして答弁してまいりましたが、ただいま承りました貴重なご意見やご要望につきましては、これからの市政運営に当たりまして、十分に参考にさせていただき、一層の努力をしてまいる所存であります。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 教育行政についてのご質問にお答えいたします。

平成18年度の教育行政の方針につきましては、現在、太宰府市教育施策要綱の検討を行っておりますが、今までの本市の基本的な考え方や福岡県の教育施策との整合性を持たせ、教育施策方針としてまいります。

本市の教育の基本として、次世代を担う健全で心豊かな青少年の育成、健やかな体と豊かな感性をはぐくみ、主体的に対応する強い意志意欲に満ちた社会人の育成などを目指しております。

義務教育におきましては、学習指導要領に基づき、児童・生徒に基礎基本を確実に習得させ確かな学力を身につけさせるとともに、豊かな人間性の育成を目指します。社会教育においては、多様な社会的課題に対し、家庭、学校、地域社会が連携しながら学習機会の拡充や指導者の養成及び学習情報の提供を図るなど、市民が生涯にわたって主体的に学習や地域活動を継続できる環境整備や青少年の体験活動等の充実を図る施策の推進に努めてまいります。現在、国においても教育の構造改革が行われており、今後国の動向を見きわめながら、本市の教育行政に取り組んでまいる所存でございます。

平成18年度、教育委員会といたしましては、市民の皆様の要望が強かった中学校給食をランチサービスとして実施することにしております。実施時期につきましては、実施方法等の検討を行う必要がございますので、2学期中ごろには実施できるものではないかと考えております。

また、子どもの安全対策についてですが、昨年、広島県や栃木県において、下校途中に小学生女児が殺害されるという痛ましい事件が発生して以来、各学校におきましてはPTA、地域と連携し、教師による引率、集団下校、安全マップづくりなどを実施しています。一方、地域においては、補導連絡協議会による青色回転灯装備車による防犯パトロールや、市民やシルバー人材センター会員の「ついで隊」による監視、また市職員による下校時の安全パトロールを実施しております。なお、庁内では地域振興部を中心に関係課で防犯、防災の活動について検討されているところでございます。

以上のとおり、ご質問の件については答弁してまいりましたが、ただいま承りました貴重なご意見、ご要望につきましては、これからの教育行政運営に当たりまして十分に参考にさせていただき、一層の努力をしてまいる所存であります。



以上でございます。

議長（村山弘行議員） 1項目についての再質問はありませんか。

13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 市長が今答弁いただきまして、三位一体改革についてですが、この自由度を高める、要するに真の地方分権を図ると、平成12年に地方分権一括法が成立をいたしまして、そして今日まで進んできて地方への税源の移譲がないと真の地方分権にならないと、そういうことで三位一体改革がスタートしたわけです。

一応、平成16年、平成17年、平成18年ということで1期、第1期と言われていますが、これが決着したと言われておるわけですが、この中身を見ますと税源の補助金の削減が4兆円、それでその中から税源移譲されるのが国レベルでいきますと3兆円、そして地方交付税と臨時対策債、合わせて5兆円、トータルで9兆円の削減、その中で地方に対して3兆円、これは地方分権というか税源移譲をもらわなかった方がよかったじゃないかと思うぐらい、結局9兆円のお金が税源移譲というような形の中で6兆円もトータルとして削減されていると、こういう形になっているんです、私が見た限り。しかも、今市長が答弁されましたように、税源移譲された3兆円の中身を見ても、ほとんどこの何と申しますか、国の国庫補助の負担率の引き下げ、例えば国民健康保険とか、それから義務教育費とか児童手当、児童扶養手当、介護保険の国庫負担の引き下げということで、実際に本当にこの地方分権と言っていますけども、自由に使えるお金がどれだけあるのかなということで楽しみにしているわけですが、今の市長の答弁ではほとんどないというお話でございますが、所得譲与税が今年度たしか2億3,900万円税源移譲された分ですけど、具体的な事例として、この中で地方としてどの程度、この太宰府市として使えるお金があったのかなかったのか、総務部長は補助金が削減された分だけ地方譲与税でその分を補てんされたとおっしゃっていますが、要するに国全体としては4兆円から3兆円、この1兆円の差額があるわけです。そこで何らかの影響があるのかなのか、この部分で廃止とかいろんなことが出てくるのかどうかという疑問も、そういう不安も持っているわけですが、実際に太宰府市としてその辺の補助金の削減額と地方譲与税額がほぼイコールなのか、予算特別委員会では大体ほぼ同じような金額だというお話がありました。そう意味において、市としてその中で自由に使えるお金がどの程度あるかということが1点目です。

2点目に、この市長が本当にもう時間がないと。新聞の論調なんか読みますといろんなもの読みますと、地方六団体は中央省庁に押されてしまったんじゃないかと、こういうような声があるわけです。一応これから、1期が決着したけども2期がスタートしようとしています。やはりこの2期のスタートの中で言われているのが地方交付税をさらに削減しようと、こういう国の動きが新聞では見られるわけです。それはなぜかということ、歳入歳出一体改革を2010年代の初頭までにやり上げようということで、国は赤字だと、地方は黒字じゃないかと、そんな中で与謝野さんが地方はウナ重を食っているとかというような話が出てきているわけですけども、このままいくとこの地方交付税、先ほど好転するのはなかなか難しいという話でしたが、この

まま黙っていくとさらに削減されていくんじゃないかという心配を持っているわけですが、これは議長会も含めてですが、やはりもう一回地方としてきちっと声を上げていかないといけないんじゃないかと、そういう思いを持っているわけです。そういうことで、全国市長会として市長はどのようにお考えになっていらっしゃるかその辺のところ。これはもう地方が一つになってやらないと、結局地方は本当なめられているんじゃないかという言い方までされているわけです。これじゃいけないなという感じをいたしております。

それと、所得譲与税は今年度の分だということで、来年度からはこの部分を税源移譲ということで、国民の所得税を減税して個人住民税にこの転嫁をすると、そういう形で増税をしないと、要するにペイにしようという、組み替えをやろうとしてるわけですが、こういう形になったときに市としての個人住民税に移った場合の市としての財政は増えるのか減るのか、変わるのか変わらないのか、その辺はどうなのか、まず3点にわたってお尋ねしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） まず、1点目の三位一体改革に伴います税源の移譲、あるいは国庫負担金の改革については、清水議員が言われたとおりの数値で推移いたしております。今回4兆円とか9兆円とかというお話がございますけども、ほとんど市町村に余り関係がないというようなものが大幅な税源移譲でございます。私どもで言いますと、大きいものについては保育所の措置費が税源移譲されたとか、今、清水議員が上げられたように児童扶養手当の負担金とか、国民健康保険というところがございます、私どもやはり補助金、数字が入ってこない金額と、どれだけ税源移譲されたかというのは毎年はじいておりまして、金額はそう大きくございませんので、大体ほぼ均等しているのかなというふうに考えております。それより痛いのは、地方交付税が大幅に減額されたと、どうもこちらの方がねらいのようございまして、平成16年度には12%ショックというお話をしたと思いますが、いきなり6億円地方交付税と税を補てんする特別地方債を含めまして、これが非常にいまだに引きずっているということでございます。

今年も経営方針の中で、総枠の予算を決めるときに、やはり経費の削減をしようということで、みんなで知恵を絞っている論議したわけでございますけども、どうしても6億円が埋まらないというような形からスタートしてまいったのは、やはりこの12%だと。平成16年度のカットがいまだにずっと続いて響いているということがあるようでございます。

地方六団体の交付税のさらに削減が第2期であるのではないかと、これは私も非常に心配いたしております。このごろ新聞報道では地方はピフテキを食べよんじゃないかとか、そういうような議論がなされておりますけども、我々は本当に骨身を削って、削った形で今回も予算を上げております。ご指摘のように昨年度よりも大幅な総額予算の減少になってきておるのはそのあらわれだろうというように思います。さらに市長会等々を通じまして、幸いにも福岡県知事が都道府県知事会の会長になっておりますので、市長も身近に接する機会がありますので、折に触れてその対応についてはお話が 있습니다し、市長会を通じてでもやはり地方には地

方の仕事に応じたものを要求していきたいと思っています。

今まで三位一体改革で移譲があったのは、自由度の低いものばかりです。経常経費で必ず要るものについての移譲と。我々は道路とか橋梁とか自由度の高い、自由に工夫できるものについて移譲してほしい、それは自己責任でやって市民にいろんな還元が工夫次第ではできるんだというふうに思って、そういうものを私も本当に期待しておったんですけども、そういうことがないというようなことで非常に市長も不満と思いますし、私もこれに全然満足はしていません。さらに地方交付税の引き下げとなると、本当にやっていけないんじゃないかと思っています。

それから、さらに所得税の税を減らして個人住民税への組み替えということでございますけども、これも十分にはわかっておりません。試算したところでは見合う分が来るのではないかなというふうに思っていますが、国の考え方と根底にあるのは、今度地方に税源移譲すれば、地方がいろいろ工夫をしたりあるいは陳情をしたりというような経費が要らなくなる。最終的には、そこに1割ないし2割の軽減が工夫でできるのではないかというスタンスを持っておりますので、何らかの形で移譲した仕事の量と財源とイコールに今後なっていくのかなということは非常に懸念を持っておりまして、今後ともその推移を見守りながら、国あたりにそういう陳情あるいは要望をしまいたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 再々質問はありませんか。

13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 個人住民税と所得税との関連は計算はしていないということでございます。いずれにしても、個人住民税の方に税源が削減された分だけ行くようになるわけですが、そうなりますと当然人口が大きく影響をしてくるわけです。働き手が多いということになってくるわけですので、再々質問でございますので、要するにこれから人口減少社会に入っていくわけです。うちの方のこの総合計画書を見ますと、様々な区画整理の案が後期基本計画の中には書いてあります。5つほど、4つぐらい、佐野土地区画整理もこれは終わりました。あと通古賀と吉松東、国分、この2つは今見通しがついていると思うんですが、4番目と5番目、佐野東地区の土地区画整理事業、それから高雄地区の土地区画整理事業、こういったことを今後期待をしているわけですけども、この辺の見通し。要するに総合計画で掲げています平成22年までの人口が7万2,000人これについての見通しと申しますか、どのような計画を立てておられるのか。今計画ありますけども、5年間で達成できるのかどうか。この辺の人口増加策というものが、個人住民税がそういう形で税源移譲になってきますので、非常に人口とのかかわりが増えてくるわけですが、この辺の部分から7万2,000人の見通しについてお聞かせをいただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 私たち今回新しい手法で経営会議というのを行いました。いろんな事業の点検をしまりました。いろんな事業をするけども、財政の方に貢献された事業はどれだ

けあるかという視点から見てみました。そうしますと、ほとんどのものが経常経費が増える事業を一生懸命やってきたというような点も見出しました。今後、こういうふうには財源がない時代に太宰府市が生き抜くにはどうしたらいいのかと。それにはやはり人口を増やしていくべきではないかという答を得ました。今回の施政方針の中にもありますように、そのためにはやはりまだまだ都市圏で、全国的には人口の減少地域でございますが、太宰府市は福岡市の都市圏ということでまだ人口が増えてくる要素があります。そのためには開発を認めるべきだということで、今回は通古賀、吉松東、国分の区画整理、あるいは今後の佐野東についても太宰府市として取り組むべきものではないかと。そしてもう一つは、人口を増やすのについてやはり子育て支援、若い人たちの居住、住戸を増やそうと、そういうことも必要ではないかということで、今回重点項目としては区画整理の増進あるいは子育ての支援、そういうことによって人口増加を図っていこうと、そういうふう考えております。非常に人口減少とともに太宰府市は高齢化時代に突入しております。それらを含めまして、やはり若い人の流入というのは今後は必要ではないかと。そういうことも考えましてそういうふうな方針のもとに今後は進むべきだと。7万2,000人についてはそういうことを含めて到達に向けて努力をしていくと、そういう考え方で経営方針の中で皆で論議をしたところでございます。

議長（村山弘行議員） ここで13時まで休憩をいたします。

休憩 午後0時07分

~~~~~

再開 午後1時00分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2項目についての再質問ありませんか。

13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 安全、安心のまちづくりで危機管理体制の総合整備をやってほしいということで、市長の方からこれはさらに検討していきたいというご答弁でございましたので、ぜひその方向に向かってお願いをしたいと思っています。

それで、この検討ということはずっと前も何年前にそういう形で検討ということをやられているわけですが、その検討は大いにしてもらって結構ですが、私は前向きな答弁かなあと、こういうぐあいにとらえておりますが、その辺のところのお答えをしていただいで2項目は終わりたいと思います。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） はい、そのとおりでございます。

議長（村山弘行議員） では、よろしゅうございますか。

3項目について再質問ありませんか。

13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 健康で生きがいのあるまちづくりにつきましてご答弁をいただきまし

た。

まず最初に、冒頭述べましたように、介護保険、それから国民健康保険、老人保険合わせましてすさまじい伸びをやってるわけですね。一般会計からの繰り入れも平成15年度が12億円、平成16年度が13億円、平成17年度が13億円、平成18年度が14億円と、要するに右肩上がりになっているわけです。これでいいのかということが一つあります。高齢者もこれから増えていくわけですね。でも健康のことについては再三にわたっているんな議員さんからも質問がっております。そこそこで一生懸命対策はやられているだろうと、そのこと自体は否定をしないんですが、もう少しやはり先進地のことをですね、やはり有効なものをやっていただきたいと。例えばですね、私は数値目標をね、やっぱりね、そこそこに掲げていく必要があるんじゃないかと。老人医療はこの前の私いつだったかな、健康問題で質問させていただきましたが、長野県健康補導員さんのお話もさせていただきました。長野県は全国平均で一番低いんですね、老人医療費一人頭63万円。福岡県がですね、一番多くて一番高いんですね、全国で、96万3,000円。そして、太宰府市の分も出してもらいましたが一人頭89万6,000円、大体平成15年度ベースで90万円。これが国の平均と比較しますと11万1,000円高いわけですね。そのところで、少なくともですね、この全国平均にやはり努力していただきたいと。そうしないと、ただ数字でいきますと一生懸命努力してますよという形やけど、我々からするとやっぱりその結果はどうなったかということは、もうこの医療費のこの金額で見る以外にないわけですね。そういった面においてきちとした形でやはり全国平均難しいにしてもやはり努力を、そこを数値目標を掲げることによってどうしたらいいかということですね、事業としてやっていただきたいと思いますので、これが1点。

私先ほど江戸川区の「すくすくスクール」という例を出させていただきましたが、これは高齢者と子育ての兼ね合いの中でやっています。これはまた、江戸川区は少子化の問題で同じ問題で紹介させていただきたいと思いますが、非常にこの長い間高齢者が元気で過ごすための施策に力を入れてきたと。独自に開発したリズム運動やカルチャー教室が盛んで、老人医療費も介護保険の要介護認定者も23区内で最低レベルと。その元気な高齢者たちをボランティアとして積極的にそういう形で子育てに要請していると。私はもうこのこのことですね、老人医療も介護の要介護認定者も23区で最低レベルと。その一つの事業として、先ほどのこの「すくすくスクール」というものを、これは朝日新聞の社説ですけどね、紹介しているんじゃないかなということで、先ほどの答弁としては市がいろんなことをやっているとお答えになっていらっしゃるんですけども、これは教育委員会との検討も必要だと思いますので、全庁的にですね、ぜひ取り組んでいただきたいという考えを持っていますが、今回総合計画見ますと高齢者の生きがいづくりと、同じようなことが書いてあります。教えたい、伝えたいという、そういったことが高齢者の生きがいづくりになるということで、今度新たにこういったことをこの総合計画書の中に盛り込まれております。そういう意味においては、教育委員会なんかとしっかり検討していただきたいと思っておりますので、再度ご答弁をいただきたいと思っております。

す。

それからですね、先ほど紹介しました健康遊具のことについてご答弁がありませんでした。これは実は千代田区で東京都老人総合研究所というところがございまして、これも以前の議会での質問のときにこの東京都老人総合研究所の取り組みを紹介させていただきました。千代田区というのは介護予防に物すごく力を入れておるわけですね。その一環として、この東京都老人総合研究所の指導を受けながら介護予防にどういうものにつながるかということで、この公園にですね、800万円ですけども10基の健康遊具を設置したということです。こういう形で遊具の内容がインターネットでホームページを見ていただけますと出ておりますので、ぜひご参考にしていただきたいと思います。

しかし、ただこれ設置したからといってすぐ年寄りが使える物じゃないと。やっぱりインストラクターを使ったりしてですね、いろんな形でリピーターを呼んで介護予防に効果を上げていくということで、今後の公園づくりの中にもですね、こういったことが必要じゃないかと思っておりますので、この2点目についてですね、お答えをいただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 再質問でいただきました医療費が一定の目標を立てて、数値目標立てて計画をすべきじゃないかというご質問でございますが、医療費を下げるためのいろんな取り組みをやっていかなければならないというふうにも思っておりますし、当然高齢者につきましては介護保険につきましても介護予防ということでの方向転換もあっておりますので、そういうものも含めて当然取り組んでいきたいというふうには考えております。

それで、医療費の適正化につきましては、1つ国の方で今回の医療制度改革の中でも医療保険制度の将来にわたっての医療費を抑制していくということもございしますが、改革の中では高齢者医療保険制度の創設ということが一つ、それから医療費の適正化、それから保険者、太宰府で言えば太宰府市の太宰府になりますが、保険者の再編・統合というあの県単位とする広域化もしていこうということが大きな目標の中で上げられておりますし、太宰府市としては一つは医療費の適正化に向けてはレセプトの点検の充実、それから健康づくり教室、それから保険事業等そういうものにつきましても国民健康保険を実際担当しております国保年金課の方で保健師を一人増員した中で、生活習慣病の予防とかですね、検診指導を充実していきたいということがございます。そういうことで、いろんな取り組みをする中で医療費の抑制につながる事業をやっていきたいというふうに思っております。

それから、江戸川区の取り組みのことを言われたんですが、介護保険料が低いというところなんですけど、介護保険そのものにつきましても予防を中心とした取り組みになっていくんですが、元気な高齢者の方々につきましても、平成18年4月からは非営利法人になるんですが、太宰府ボランティアネットワークの協力を得ながらシルバーいきいきサロンというのを一つの生きがい活動として取り組んでいこうと。それにつきましては、市としても協働しながらいろんな事業をですね、その中で取り入れていただいてやっていただくことも介護予防につながるん

じゃないかなというふうに思っていますし、現在4月13日が第1回目になるんですが、こういう一つの生きがい活動というところですね、どういうものを取り入れていこうかということも含めながら説明会を開催していくということも一つの事業でございます。それから、いろんな情報を提供していくということも大切な事業の一つだというふうにも思っております。

それから、太宰府のシルバー人材センターの方でも中・長期計画の中なんですけど福祉高齢化への対応というところで、シルバー人材センターの中でも家事援助サービスとかそれから育児支援とか介護サービス、そういうものも一つの事業の中で取り組むことによって、元気な高齢者の持続というところにもつながってくるかということで取り組みをされております。これは生きがいづくりの事業の中の一つにもなってくるかと思えます。

それから、遊具の件でございますが、これは実際遊具をつけるときに800万円ぐらいというふうに言っておりますから、かなり高額だなというふうに思いますし、その辺につきましてはこれも担当しております建設部の方ともですね、協議を重ねながら検討していきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 再々質問はありませんか。

次に、4項目についての再質問はありませんか。

13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 障害者自立支援法あるいはこの障害者雇用促進法という形で新しく今回法律が施行されております。たくさん聞きたいんですが、もう時間がありませんので、1点だけですね、お聞きをしたいと思います。

今回自立支援法とともに障害者を雇用促進法という形で障害者の就業機会の拡大を目指してということで3つポイントが上げておられます。1つは精神障害者に対する雇用対策の強化、2つ目が在宅就業障害者に対する支援、3つ目が障害者福祉施策との有機的な連携と、ということが障害者の就業機会の拡大を目指してということであるわけですが、その中でですね、在宅就業障害者に対する支援というのがございます。障害者の方ができるだけ地域で、そして働く意欲を少しでもつくっていきこうという形で今回こういう制度をつくったわけですね。この在宅就業障害者に対する支援というのは、在宅の障害者の方に企業が業務を発注すると。例えばホームページをつくってくれと、そういったもので企業がその障害者の方に発注をすると、企業に対して特例調整金あるいは特例報奨金の支給を国がすると。これは発注の奨励をしようという一つの大きな改正でございます。これ見ますと、企業と在宅就業障害者が直接に結びつくということですが、なかなか在宅の障害者の方たちにとってみれば、この企業との結びつきというのは難しいんじゃないかなと、こういうぐあいに思っているわけですね。そこで、本市のこの後期基本計画の障害者福祉の中で障害者プランが平成19年度で終期を迎えるので見直しを行うと。その中で地域福祉活動の推進あるいは就業の促進云々ということで就業の促進という項目もしっかりうたってあるわけですね。これを見たときに、この企業とこの在宅障害者、あるいはその中間に今度新しく新設されます在宅就業支援団体、大体10人以上の在宅就業者に

対して継続的支援を行う団体と形になっているわけですが、こういったものもこれから任意にできてくるだろうと思うんですけども、要は企業とこの在宅就業障害者とのこの橋渡し役がなかなか難しいんじゃないかなと、そういうことで市町村の果たす役割が私はあるのかなあということをおっしゃっているわけですので、この就業の促進ということ、先ほどはハローワークという話がありましたが、今度こういう形で新たな部分が出てまいりましたので、市としてですね、ぜひ検討をしていただきたい。これは企業がその発注するという話ですが、市としても、市は特例調整金とか特例報奨金がいただけるかどうかわかりませんが、市としてもいろんなところに民間に委託をする前に、これは障害者の人もできる仕事じゃないかというような形ですね、これは福祉課だけでできる話じゃありません。福祉課は行政各分野における役割を明確にするという形の中で、こういうことも福祉計画の中に盛り込んでほしいなあと、こういうぐあいに思っているわけですが、このことについてお答えをいただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 障害者の雇用の促進等に関する法律、こういうものが平成18年4月から改正されるわけでございますが、質問の在宅されておられます障害者に対する就労支援というところでは、障害者に対するいろんな施策につきましては10年前ほどになるんですが障害者プランというものをつくりまして、今回新たに障害者福祉計画というものをつくるようにいたしております。それで、恐らく平成18年度中につくり上げていくわけですが、その中で当然この法律に盛り込まれております制度、それから行政の役割ですね、それともう一つは企業と、それから当然就職のあっせんという、就業のあっせんというところが出てきますので、いろんな関係機関との調整と、それからいろんな意見を聞いていく必要があるというふうに思っております。

それで、この計画をつくる中では、障害者施策推進協議会というものを障害者プランを作成するときにつくってございましたので、こういう協議会でいろんな意見をもらっていききたいというふうに思っておりますし、もう少し広い範囲では筑紫地区の4市1町の中で自立支援法という法律が新たにできましたこともありまして、筑紫地区で同じような課題を持っておりますので、そういう情報交換も含めましていろんな協議を進めていきたいというふうに思っております。

それで、もう少し具体的になりますと、在宅就業支援団体も当然4月からそういう団体が出てくるわけでございますが、それと同じように行政としてもいろんな就業の場とか就業できるものをですね、あたりをできる限りの範囲でですね、橋渡しというものも考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 再々質問はありませんか。

次に、5項目についての再質問はありませんか。

13番清水章一議員。



13番（清水章一議員） 少子化対策についてですね、再質問させていただきます。

先ほど県の事業で本当は江戸川区の紹介をしたかったんですが、時間がありませんので省かせていただきまして、1点だけお尋ねします。

医療費の初診料、往診料の無料化、県が来年の1月からするということで検討していきたいということでございました。検討というのいろいろ幅がありますので、先ほどの総務部長のような答弁でそうですと言っていたらもうそれでいいわけですが、前向きに検討するという形ではよろしいのかどうか。はい、そうですと答えれば、それで終わりです。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 乳幼児医療の件につきましては、4歳までの無料化というところで実施しております。それで、あと初診料それから往診料ですかね、その分で福岡県の方でも実施をしていこうという動きがございますので、そういうものにあわせて本市としても行っていきたいというふうに思っております。

それで、1つ違いますのが、県としては3歳というところがございますので、本市としては4歳まで無料化しておりますので、その辺も含めましてですね、十分検討していきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 再々質問ありませんか。

13番（清水章一議員） ありません。

議長（村山弘行議員） 6項目についての再質問ありませんか。

13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 6項目について再質問させていただきますが、特に事業仕分けについては、これはもうちょっと時間がありませんので、一般質問の方でまた機会があればさせていただきますと思っております。

歳入増加をいろいろ図っていこうということで、うちの第四次の行政改革の中にもその旨が書かれているということでございます。そして、横浜市がですね、広告ビジネスを自治体の新たな財源にということでいろんな形でやりまして、大きなところですがここは広告収入で2004年度、2004年度やから2年前やから平成16年度からスタートして、今年度の予算の中では1億8,300万円の収入を見込んでおるといふ形の部分があるわけです。これは後でホームページを見ていただければあるかと思いますが、ホームページを見ますともう横浜のバナー広告がたくさんあるわけです。

こういったこともありますし、それから先ほど申しました観光客がお見えになって本当にどれだけの経済効果があるのかということもはっきりわからない部分もあるわけですが、これから言うならばお金を稼ぐ、歳入を稼ぐという形の中で、私どこがやっているのかという所管ははっきり見えてこないんですね。宿泊施設になれば観光課になるのかなあ、商店街の活性化になれば産業交通課になるのかなあといういろいろあるわけですが、要は全体として市がこういう振興をすることによってこういう広告収入もあるわけですが、歳入増加を図るためにどこかの所

管がやっぱりきちっとまとめてやる必要があるんじゃないかなあと、そういうことを今回どうしても質問したかったものですから、その辺のところをですね。もうこれは政策になるのかどうか分かりませんが、今後やっぱり必要じゃないかと思えます。どこか窓口で、ここでしっかり稼ぐと、それでそれぞれの所管は所管でまた仕事をしていただくという形ですね、しっかりした窓口、窓口というか所管が必要やないかなと思えますが、その辺のお考えをお聞きしたいと思えます。

議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 歳入の増につきましては、いろいろの関係課がございまして、それぞれに知恵を出しながら歳入増を図っていくものというふうに理解しております。

ただ、政策的に現在進めておりますのが税務課の納付書の発行、これ一度に2万通とか3万通を出すわけですし、よその市でも行っておりますが、その封筒に広告を入れることによって広告料の収入を図る、そういうようなことも考えてございまして、その場合は税務課が中心となりまして財政課も封筒をつくっておりますし、国保年金課も通知を出すときに封筒に入れて出しておりますので、税務課を中心として市としてどう広告を出していくかと、そういう封筒についてはですね、そういうことで進めていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 再々質問はありませんか。

7項目についての再質問はありませんか。

13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 平成18年度の施政方針の中で、総合体育館、小・中学校の体育館の耐震構造を調査するということでありまして、実は昨年の6月議会でですね、水城小学校の体育館の天井を、新耐震基準で補修したけども、震度4の地震で落下したということで、その原因に関してはよくわからないということで、内部の方でもう少しよく関係者に聞いてほしいということで調べさせているという答弁があるわけですが、あれはその後どのような調査の結果が出たか教えていただきたいと思えます。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 水城小学校の体育館につきましては、3月20日の西方沖地震で躯体部分には影響はなかったわけですが、附帯部分で一部落下が見られました。それをすぐさま補修工事を行いました。4月20日の余震で再びその附帯部分が一部はがれたということがございまして、附帯部分についてはもう撤去しようということで撤去をいたしておりますので。原因については激しい揺れであったということだろうと思えますが、そういうことで補修工事を行っております。

議長（村山弘行議員） 再々質問はありませんか。

13番（清水章一議員） はい。

議長（村山弘行議員） 8項目についての再質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 以上で、公明党太宰府市議団の代表質問は終わりました。

次に、会派新風の代表質問を許可します。

6番門田直樹議員。

〔6番 門田直樹議員 登壇〕

6番（門田直樹議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、新風を代表して平成18年度の市長の施政方針について質問させていただきます。

まず、基本的施策「健やかで安心して暮らせるまちづくり」の安全なまちづくりについてですが、平成15年7月の大雨災害後の復旧状況と今後の防災体制について伺います。

今まで多くの議員が何度も質問に立ち、詳細な回答をいただいております、重複するところがあるかもしれませんが、いま一度よろしくお願ひします。

1時間100mmを越す大雨のため、市内全域で被害が発生、特に三条、国分や北谷はがけ崩れや土石流で家屋の倒壊、死者1名など大変な被害が出ました。また、御笠川のはんらんで多くの民家が冠水し、内装から家具、自動車まですべてを失った市民の嘆きはいまだに記憶に鮮明です。

また、災害の後は被災住民と行政区、市当局との間で災害復旧や財政支援について大変混乱していたことを覚えています。

その後は砂防ダム、治山ダムの建設、水路の整備と進んでまいりましたが、まず1点目として平成18年夏の時点で平成15年7月当時と同じ量の雨が降った場合、どの程度の被害が予想されるのかお聞かせください。

2点目は、防災のソフト面としての地域防災計画についてお尋ねします。

各行政区では市の指導のもと、図上防災訓練や避難経路の見直し、災害時の避難所設置や支援体制などを検討、それぞれ地域の实情に合った防災計画を立案、施行しているところですが、各区の現状、特に被害が大きかった区の進捗状況についてお聞かせください。

また、高齢者世帯や身障者、いわゆる災害弱者と言われる方々については、個人情報保護の関係もあり各区とも把握が十分でなく、また緊急時の対応もご近所任せにせざるを得ないのが現状です。ここのところも市としてどのようにお考えなのかあわせてお聞かせください。

次に、基本的施策「人を大切に豊かな心を育むまちづくり」の男女共同参画についてですが、ご承知のように本市は昨年12月に太宰府市男女共同参画推進条例を制定しました。

この条例は、苦情処理機関として男女共同参画推進委員を設けています。この推進委員は独立した第三者機関として市民や事業者を監視、摘発するものですが、全国各地で混乱を引き起こし問題になっていることは今まで再三申し述べてまいりました。結局賛成15、反対4で可決しましたことは、大変残念かつ遺憾なことでありますが、この反対4名は我が会派新風の4名であります。我々は今後もこの条例が市民に与える影響を注意深く見守り、問題点を指摘していく所存であります。

さて、本市におきましてこの条例が制定されるまでの流れをもう一度振り返ってみたいと思

います。

国では昭和60年の男女差別撤廃条約批准、平成7年の北京宣言及び行動綱領の採択に続き、平成11年第45回通常国会で男女共同参画社会基本法が成立いたしました。さらに、平成12年男女共同参画基本計画が策定され、都道府県及び市町村の一部で条例の制定が進められてきました。

本市におきましては、平成元年に婦人問題懇話会の設置、同3年に女性行動計画策定、平成13年に懇話会を男女共同参画審議会へ変更、平成15年に同審議会の答申により太宰府市男女共同参画プランを策定しました。そして、平成16年3月、市長は同審議会に対し条例に盛り込むべき基本項目について諮問、同年8月の中間答申の後、12月に最終答申がなされました。しかし、そこで出てきたものは諮問されたはずの基本項目ではなく、前文に始まり全33条にわたる条例案でした。

さきの12月議会でも、いかなる理由で基本項目が条例案に化けてしまったのかお尋ねしましたが、納得のいくご回答はありませんでした。このような条例の制定に当たり、条文の内容そのものを審議会等に丸投げするというようなことはかつてないことであると理解しておりますがいかがでしょうか。

さて、本日は真の男女共同参画を進めてまいります上で大変問題があると思われまるところの2点、1点目は太宰府市男女共同参画プランに関する事、2点目は太宰府市内の小・中学校において成長の度合いや理解を考えない過激な性教育が行われていないか、また混合名簿の使用実態等についてお尋ねします。

1点目ですが、本市の男女共同参画プランは全編これジェンダーフリーであふれ返っています。ジェンダーフリーの意味ですが、おおむね生物学上の性差以外はすべて慣習に基づく偏見として排除しようという考え方です。1970年代にアメリカで社会的、文化的に形成された性といった意味のものをジェンダーと名づけ、さらに日本でフリーを加え、性別秩序の破壊、性別秩序からの開放を意味するとした和製英語です。また、男らしさ、女らしさ、伝統文化や慣習、専業主婦などを否定し攻撃する男女平等原理主義ともいえます。

過去の一般質問でも何度か取り上げましたが、執行部のご答弁ではこのジェンダーフリーという用語について「一部に画一的に男女の違いをなくすという意味で使用している人がいるが、本市においてはそうではない」と言いながら、「性別による役割分担はなくしていく」ともおっしゃり、また国はどのような用語を使うかは地方公共団体が判断すべき問題であると言っているとも明言されています。これらのことは、太宰府市は男女の役割分担を否定し、その支柱であるジェンダーフリーという言葉と概念を自らの判断と責任でプランに盛り込み実現を図っていくということによろしいのでしょうか、お答えください。

私どもの知るところでは、ジェンダーという概念そのものが性的秩序を破壊することを目的として一部の急進的な学者が考え出したもので、現在ではほとんど否定されつつあることは周知の事実であります。古くはウーマンリブなどと称して活動してきたフェミニズムが、形を変

え、理論武装し、さらに男女平等を掲げながらその実あらゆる価値の否定、ひいては歴史や文化の否定まで盛り込んで登場してきたのがこのジェンダーフリーであります。

あるシンポジウムに出席された方が女性ですが、「ジェンダーフリー思想の根本には男性に対する敵意があり、女性であることはとても不幸だという発想がある。子どもを産み育て、朝ご飯をつくり、夫を送り出し、学校から帰ってくる子どもたちを迎えてあげる。しかし、ジェンダーフリー思想はそのような女性を敗者と決めつける。普通に見れば国の礎となる人を育て面倒を見ている立派な彼女たちが誇りを持ってないでいるのが本当に問題です」と発言されておりました。私も全く同感です。

大学では、最近ジェンダー学を必修科目としている学部も増えてきましたが、そこでは「区別は差別」、「結婚は女が家事とセックスの奴隷になること」、「中絶は女性の基本的人権だ」などと教えられています。これは余りにも一般的常識、感覚からかけ離れた特定イデオロギーではないでしょうか。

先ほども申しましたが、太宰府市は平成15年3月に男女共同参画プランを策定しました。この中にジェンダーフリーという文言が27か所も出てきます。その他、性と生殖に関する権利、いわゆるリプロの問題や表現の自由の制限、審議会、外郭団体、補助団体への強制的数値目標の設定など問題が多いと言わざるを得ません。

3年前の策定当時と比べ、男女共同参画に対する市民の意識も変わってきていると思います。男女が互いにその違いを認め合った上で助け合い協力し合って、真の男女共同参画社会が実現されるよう本市の参画プランを見直す時期に来ていると思いますが、お考えをお聞かせください。

次に、市内の小・中学校における混合名簿の使用、性教育の実態についてお尋ねします。

様々な学校行事で、だれだれさんと呼ばれるのを聞いて女の子かなと思ったら男の子だった、あれっと思われた経験をお持ちの方は多いと思います。教科書や教材でも男児の「君」呼びが「さん」に変わっているようです。

また、数年前から学校現場で混合名簿が使われ出しました。混合名簿推進派の主張によると、男女別名簿は上下、優劣からやがて抑圧、支配、服従につながるそうです。何ともはや大げさというかイデオロギー丸出しの珍説としか言いようがありません。君呼び、さん呼びもつくられた性、つまりジェンダーであり不平等であるから排除しなくてはならないそうです。当の子どもたちと親の気持ちにはお構いなしです。

東京都国立市の例ですが、教師たちは男女の分離と男が先の男女別名簿を性別役割分業のまかり通る差別社会の象徴と見て、これを突き崩す初めの一步として混合名簿導入を位置づけました。続けて、学校生活の中でのあらゆる男女の分離の習慣を男女をまぜるという原則を立ててひっくり返し、入学式、卒業式、朝会での並び方を変え、さらに男女の特性に応じた扱いを否定する観点から男子を君、女子をさんという呼び方をすべてさんづけに変更しました。体育を混合で行い、運動会での男女別徒競走、リレー、組体操、騎馬戦も男女混合で実施、これま

での体育係が男子、保健委員は女子を見直し、学芸会でも役割分業にならぬよう配役を調整しました。また、女子に対して女のくせに女らしくない、同様に男子に男だろう、さすが男だなどという言葉が教師が口にしないよう呼びかけました。

この思想を突き詰めていくと、学校の職員名簿も校長、教頭という順番ではなくあいうえお順の名簿が生まれ、先生と呼ばず校長も職員も同様にだれだれさんと呼ぶ学校が生まれてきます。さらに、教師と児童・生徒は人格的にも対等だからと、小学生が校長に向かって土下座すると迫る事件が国立市で発生したのも当然の帰結と言えるでしょう。太宰府市の小・中学校において男女混合名簿とさんづけ呼称がどこでいつからどのように行われているのか、その実態についてお答えください。

次に、市内の小・中学校における性教育の実態についてお尋ねします。

以前過激な内容が問題になった「思春期のためのラブ&ボディBOOK」なる本について質問したことがありましたが、そのときの教育部長のお答えは「そのたぐいの本については知らない」、つまり聞いていないとのことでしたが、その後はどうでしょうか。

平成17年3月4日の参議院予算委員会で自民党の山谷えり子参議院議員が大阪府や神奈川県で使われている過激な性教育教材を示すと、答弁に立った小泉首相もこれはひどいと絶句されました。男女共同参画基本計画の中に、本来男女共同参画とは全く関係ない性教育の充実がうたわれていたことが子どもたちの無節操な性交渉を招いていると同議員は指摘しました。

この質疑がテレビで全国放映されると大きな反響が寄せられ、自民党は安倍晋三幹事長代理、当時ですが、を座長に「過激な性教育・ジェンダーフリー教育実態調査プロジェクトチーム」を立ち上げ全国調査に乗り出しました。3か月で全国から寄せられた事例は約3,500件に上り、中にはショックで声が出ない議員もおられたようです。

前回一般質問の折、この中の幾つかを資料として配付していただくようお願いしましたが、議長の許可を得られませんでした。私としては残念だったのですが、やはり余りの内容の激しさ、おぞましさに不適切と判断されたことだと納得しております。太宰府市内の中学校4校、小学校7校においてよもやこのような事例はないとは思いますが、その実態についてお聞かせください。

最後に、基本的施策、快適で魅力のあるまちづくりの情報通信基盤の整備についてお尋ねします。

ちょうど1年前の3月議会でC I O（情報化統括責任者制度）の導入についてご提言申し上げたのですが、今回は太宰府市高度情報化推進計画（IT推進プラン）の進捗状況について伺います。

まず、情報化推進計画の趣旨について概略で結構ですのでご説明ください。

次に、高度情報化推進プランにおいて、市のホームページの充実等について今後どのように整備されるのかお聞かせください。

また、行政情報化の取り組みとして電子申請システムの稼働状況について、また電子投票シ

ステムの将来の導入はお考えかお聞かせください。

以上、再質問は自席にて行います。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま市議会会派新風を代表されまして門田直樹議員よりご質問いただきましたので、順にご答弁申し上げます。

最初に、「健やかで安心して暮らせるまちづくり」の安全なまちづくりについてご質問にお答えいたします。

まず、平成15年7月の大雨災害の復旧状況でございますが、平成15年7月19日未明の未曾有の降雨により本市をはじめ近隣都市も大きな被害を受けました。市といたしましては、地元住民の願いを十分に承り、その声を国、県へ伝えて、できるだけ早急な対応をいたしてまいったところでございます。

本市におきましては、国、県、地元関係者及び地権者のご協力によりまして、一部を残し本年度中に災害復旧工事を完成予定であります。これほど早く工事の完成ができたのも、市議会関係者や市民のご協力のたまものと、この場をおかりいたしまして厚く御礼を申し上げます。

さて、本市の災害を改めて顧みますと、県事業といたしましては概算、治山・砂防事業費30億円、河川事業費として御笠川全線改修で200億円を超える莫大な事業であり、本市だけでも20億円の改修費となっております。また、本市の事業費は河川事業をはじめ30億円を超える災害復旧事業でありました。

県事業の治山・砂防事業はまだまだこれからのところもございしますが、いずれにいたしましても本市復旧事業費として80億円を超える大変な事業でございました。冒頭申しましたように、皆さんの大変なご協力を得まして、そのほとんどが予定どおり進んでまいりました。まだ関連事業としていろいろな整備をいたさねばならないところもございしますが、災害復旧事業は3年間という原則のもとに一応の復旧事業を完了いたしましたところでございます。

また、ご質問の平成18年に平成15年と同じ雨が降ったときのことですが、土石流対策につきましては災害後水城、国分、三条、北谷、内山地区、四王寺山系及び宝満山系に林野庁福岡森林管理事務所によります治山ダム18基、県農林事務所によります治山ダム16基、県那珂土木事務所によります砂防ダム3基の計37基が平成17年度末に完成いたします。今後も危険度の高いところには順次施工されますので、土砂災害を高一度合いで防げるものと考えております。

河川のはんらんにつきましては、市施工の内山・北谷地区の4河川につきましては災害関連工事により改修されましたが、県施工の御笠川の改修が落合橋が工事中でございしますが、前述いたしましたようにできるだけの対策を講じてまいりますのでご理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、地域防災計画についてですが、平成15年7月の豪雨災害を教訓にいたしまして、初動体制確立の時期や災害対策本部における各班の分掌事務を詳細にわたり明確にするなど一定の見直しを行っております。災害防止や被害を軽減するためには、市と地域との情報の連絡、共

有等が重要であることから、地域における最大の防災力である自主防災組織の結成に向けた取り組みを行っておるところでございます。

特に平成15年の被害が大きかった区については、災害図上訓練を通しまして速やかな自主防災組織の押し上げを呼びかけているところでございます。

また、いわゆる災害弱者と言われる方々の避難援助など緊急時の対応につきましては、個人情報との関係では全国的な課題となっておりますが、地域におけるコミュニティづくりの推進とあわせてその対応について考えていきたいと思っております。

情報通信体制につきましても、平成18年度にはふくおかコミュニティ無線を整備することにしたしております。このことによりまして市民の皆さんに対し一斉に防災情報を迅速、的確に周知できることとなります。今後も災害図上訓練や総合防災訓練等を通しまして、常に防災体制を点検、精査しながら体制の充実強化に努めていきたいと思っております。

続きまして、「人を大切に豊かな心を育むまちづくり」の男女共同参画についてのご質問にお答えいたします。

まず、本市の男女共同参画プランの見直し予定についてですが、本年4月から男女共同参画推進条例を施行し、条例に定めている市の責務、基本的施策に沿って施策を行っていくことが基本でございますが、本プランの具体的施策について条例と合わない箇所がある場合があれば見直していくところになるかと思っております。

さて、男女共同参画社会を実現していくとき、男女の人権が尊重されることや、仕事と家庭生活の両立ができるようにすること、あらゆる分野の意思決定の場に参画を進めていくということ等があります。その際の大きな障害の一つとして、人々の意識の中に長い時間をかけて形づくられてきた性別に基づく固定的役割分担意識があり、時として男女の差別や活動の選択の制約につながっていることもあります。

このプランの中では画一的な男性像、女性像を押しつけることなく、だれもが性別にかかわらず個性と能力が十分に発揮できるよう理解を広めるためにジェンダーフリーへの意識の改革という方向で取り組んでいるところでございます。これは、本市条例の基本理念や基本的施策の趣旨に沿っているものと理解しております。

また、ジェンダー、ジェンダーフリーという用語に関しては、国の男女共同参画基本計画で整理されたものを参考にしながら、市民の理解が進むようさらに広報啓発に努めたいと思っております。

次の市内小・中学校における混合名簿の使用、性教育の実態等につきましては、後ほど教育委員会でご答弁させていただきます。

次に、快適で魅力あるまちづくりの情報通信基盤の整備の太宰府市高度情報化推進計画（IT推進プラン）の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

最初に、情報化推進計画の趣旨の概略につきましてお答えいたします。



国におきまして平成13年1月に、e-Japan戦略の中で、5年以内に世界最先端のIT国家となるという目標が示されました。それを受けまして、福岡県ではふくおかIT戦略を策定し、電子自治体構築に向けた取り組みを推進しており、各地方公共団体におきましても高度情報化時代に対応した施策の推進が求められております。

本市におきましても、こうした国や県の方針に沿って平成15年3月に太宰府市高度情報化推進計画（IT推進プラン）を策定いたしましたところでございます。

本計画策定の目的といたしましては、市民サービス向上及び行政運営の効率化、高度化の実現に向け、本市にとって必要な情報施策を見きわめるとともに、国の支援策や県の施策を有効に活用しながら効率的で効果的な情報化投資を行うため、情報化施策の方向性やスケジュールを明確にすることを目的としております。

計画期間といたしましては平成15年度から平成17年度までの3か年とし、21事業33項目の計画を掲げ事業を進めているところでございます。

次に、市のホームページの充実について今後どのように整備されるのかということについてお答えいたします。

本市のホームページにつきましては、平成12年9月に市職員の手づくりにより開設し運営を行ってききましたが、平成15年4月からはリニューアルし、現在は職員の手作業と一部業者委託により運営を行っておるところでございます。

アクセス件数につきましては、この3年間で言いますと平成15年度が10万2,150件、平成16年度が15万3,879件、平成17年度は今年度途中でありますが既に22万件を超えており、年々増加の傾向にあります。ホームページにつきましては、市民サービスの向上や行政事務の効率化のため有効な手段だと考えております。市民や市外の皆さんが今以上に必要な情報を容易に取り出せるよう、情報コンテンツの充実に努めますとともに、平成18年度にはホームページデザインやメニューの変更も検討することにいたしております。

次に、電子申請システムの稼働状況についてお答えいたします。

現在市ホームページメニューの中にダウンロード申請のページを設けており、ここから現在10課15種類の申請書や届け出書などの様式がネットから取り出せるようになっており、市役所まで出向かなくても用紙を手に入れることが可能でございます。

しかしながら、国が進める電子自治体の目標であります電子による申請書等の提出など本格的な電子申請の構築につきましては、技術的な問題や導入にかなりの経費が発生することから、現在本市も加入しておりますふくおか電子自治体共同運営協議会で開発中の電子申請システムの開発状況を見守りながら検討しているところでございます。

次に、電子投票システムの将来の導入についてお答えいたします。

電子投票システムが導入されますと、タッチパネルなどを利用した選択式の投票となることから、無効票や疑問票の削減で有権者の意思が正確に反映されるなど市民サービスの向上につながるるとともに、コンピューターによる正確で迅速な集計作業で開票事務の効率化、迅速化が

図れ、人件費などの費用の削減もされ、行政事務の効率化が図れることとなります。

しかしながら、先進自治体において導入が始まったばかりであることやシステムのトラブルなども発生していることから、本市といたしましてはシステムの成熟度や法制度の整備を踏まえ慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上のとおりご質問の件につきましては答弁いたしてまいりましたが、ただいま承りました貴重なご意見やご要望につきましては、これからの市政運営に当たりまして十分に参考にさせていただき、一層の努力をしてまいる所存であります。

以上であります。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 市内の小・中学校における混合名簿の使用及び性教育の実態等についてのご質問にお答えいたします。

まず、男女混合名簿の使用につきましては、市内のすべての小・中学校で使用されております。ただ、運用につきましては、例えば出席簿は混合名簿で身体測定用の名簿は男女別というように状況に応じて使われております。

次に、性教育の実態についてですが、まず内閣府の平成17年10月の事務連絡において、学校における性教育の充実については、児童・生徒の発達段階に応じた性教育を重視しており、決して過激な性教育を容認するものではないことが明記されております。

太宰府市内の小・中学校における性教育についても、すべての性差を否定する方向での指導は行っておらず、校長の指導のもと学習指導要領ののっとり児童・生徒の発達段階を踏まえて行われているところです。学校における逸脱する事例があるとすれば、男女共同参画が目指すものとは全く異なるものであり、教育委員会としても改善に努めたいと考えております。

以上のとおり、ご質問の件について答弁してまいりましたが、ただいま承りました貴重なご意見やご要望につきましては、これからの教育行政運営に当たりまして十分に参考にさせていただき、一層の努力をしてまいる所存でございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） ここで14時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 1 時58分

~~~~~

再開 午後 2 時15分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1 項目について再質問はありませんか。

6 番門田直樹議員。

6 番（門田直樹議員） 大雨災害の復旧状況と今後の防災体制ですけれども、災害復旧は3年が原則ということで、実際私が住んでおります国分のあたりも本当にきれいにでき上がってですね、これならばかなり改善できたんじゃないかというふうには思っています。思い出してみま

すと、当初質問の中でも言いましたけども、まずいつ復旧できるのかとかですね、窓口はどこにどう行っていいのかわからないとかですね、私なんか議員になったばかりでよくわからなかったんですけど、その中でやはりこういうふうな大規模な災害になりますと補償とかそういうふうな財政支援とか一体どうなっているのかと、ある程度当然何らかのものはやっていただけるといふふうに思われているわけですよ。我々もそりゃそうじゃないかといふふうに思いまして、その後本当に長い間ですね、議会の中でもいろいろとお尋ねしたりお願いをしたりしてきたわけですが、なかなかやはり私有財産といいますが、個人のものに対しては、一円も出せないということで厳しい現実が待っていたわけですね。ただ、非常にいろいろな措置、いろいろな税関係の免除、減免とかですね、あるいは低利の貸し付け、あるいはそういうふうな仮設住宅はつくらないけれども、いろいろいいところを宅建協会さんとも協力してお世話する等々、たくさん努力していただいたことはわかっているんですけども、実際家がですね、少々の被害だったらいいんですけど、やっぱり家一つ倒れたりすると、もう途方に暮れているわけですよ。

そこでまず、本当に特に建設部長、富田部長なんか地元にも何度も何度も出てきていただいでですね、物すごい嵐のような中でずっと説明していただいでですね、また助役も来ていただいで最後、市長も来ていただいで、いろんなお話をしていただいたんですけど、何度も繰り返してわかるのはわかるけれども、やはりそういうふうな水がですね、襲ってきたところに何らかやっぱり行政の責任があるんじゃないかということですね。開発がいけないというんだったら、開発を許可した行政の責任はどうなるんだとかという考えもあると思います。そういうような中で、しかしやっぱりないということで、寄り切ったというのが事実だと思うんですけども、やはりそうやって寄り切ったといいますが、こうなった以上は、本当にもう二度とやっぱりそういうことがないと、これだけやったんだからこれから先は本当の意味の天災だよと言えるようなですね、ものをやっていただきたいということで、今日質問したわけですが、そういうふうなハード面ですね、に關しましては、本当に目に見える形ですばらしいものが国、県ですね、また地元の我々太宰府市の力というか努力でできてきていますので、かなり安心もしております。

そこで、このいわゆる自主防災組織というものを市の指導のもとにですね、各行政区につくったらということをやっているんですけども、実際机上の論と言いますとちょっと言い過ぎですけど、なかなか難しい面があります。その辺をもう少し地域コミュニティとあわせていろいろ検討していくといふふうなたしかお答えだったと思いますけれども、1点目は、もう少しこの災害弱者ということを取り上げたんですけども、何らかの消防また市で、ある程度何か緊急連絡的なものをですね、この防災無線の話もありましたけども、もう少し何か具体的に、例えば対策本部が総務を中心に置かれると、今度はそこが連携してとかですね、何らかのもうちょっと具体的なものがないのか、もう少しお話しください。1項目めの再質問はそれだけです。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 豪雨災害で歯どめについては3年間で一応終了をしつつあるということ  
で、あとは本当に災害が起きて初めて地域の連携が必要ではないかと。阪神大震災のときもテ  
レビではそういうふうに言っていたのを思っていたんですが、自分の身に受けて初めてこの連  
携というのが大切だなと思っています。それで、各区においても自主防災組織のマニュアルと  
いうのがございますので、各区長さんにどうぞつくって今から自主活動をしていきましょうよ  
というふう呼びかけております。

しかしながら、先ほど被害に遭わなければと言いましたけども、その地域は大体でき上がっ  
ております。それ以外に被害に何も遭わなかったところについては、やはり足踏み状態とい  
うのがあるようでございまして、それでも防犯と結びつけて今少しずつ組織をつくりつつあるよ  
うでございまして、私の方も側面から地域コミュニティの推進という形でこの防犯とか安全・  
安心のまちづくりとかいろんなメニュー、福祉に関する部分とかというものをメニューをそろ  
えて今推進しておりますので、実は今各行政区の方に、どのような組織がどういう形ででき  
ていますかというふうなことで問い合わせ中でございます。私の方で、はっきり今つかんでい  
るのは6行政区でございますけれども、もう少し増えるのではないかなと思います。その状況  
を見ながら今からそれこそ国民保護法の関係等もございまして、また条例もつくっております  
ので、もう少し強く働きかけていきたいとそういうふう考えております。

議長（村山弘行議員） 建設部長は答弁はないですか。

建設部長（富田 譲） ありません。

議長（村山弘行議員） 1項目についての再々質問はありませんか。

（6番門田直樹議員「ありません」と呼ぶ）

2項目についての再質問はありませんか。

6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 男女共同参画について、質問を私するのは4回目なんですけど、条例も  
できてですね、ある意味、今さらみたいなことを言われるんですけども、ただまだまだ参画プ  
ランは今日のメインなんですけども、非常に問題があると思って質問をさせていただいてい  
ます。

この前知り合いといいますが、ちょっと知り合いになった福岡市の市議会議員と話してた  
ら、ひどいのできちゃったねと言われてですね、恥ずかしいやら腹立つやらありまして、まだ  
まだですね、条例というの我々人間がつくったんですから将来どうなるかわかりませんけど  
も、そこで今お答えをいただいたことですね、なかなかまとめ切らんかったんですが条例と  
の関係ですね、基本法との関係ということをおっしゃられたと思うんですけども、まず要はジ  
ェンダーフリーでいいのか、見直すのかということでした、私が言ったのは、その前に丸投げ  
と私表現したんですが、ちょっと表現が悪かったかもしれせんけど、審議会に諮問したのは  
先ほど登壇した中でも言いましたように、条例に盛り込む基本項目ですね、それがなぜいつの

間に条例案になったのかということをもう一度説明してくださいということをお願いしたんですけど、ちょっとその辺がなかったように思います。ですからその辺を、まずもう一度説明してください。

それから、ジェンダーフリーでいいのかということで、もう一回このジェンダーというのをもう少し、あるいはジェンダーフリーですね、というものをもう一回考え直そうじゃないかと、この英語ないしは和製英語ですね。先ほど言いましたようなつくられた概念だということ私を言いたいんですが、ジェンダーについて単なる男女平等とか女性の社会進出の話と思われると、これは大間違いなんですよ、違うんですよ。ジェンダーフリー運動のねらいというのは、もともとフェミニズムと言いますが幅がある言葉ですから、悪意とかそういう意味で言っているんじゃない決してありません。いわゆる婦人参政権運動です、19世紀から20世紀の半ばぐらいまでですね、欧米から始まりましたそういうふうな運動に始まりまして、要するに女性も男性と同じような政治的、社会的権利を持つべきだと、これは当然のことですよ。そういうふうなことで、いわゆる第1期とよく言いますが、その中でそういうふうな運動が発展してきたと。ただ、現在日本でこの吹き荒れているいわゆるジェンダーフリーとかですね、言っているこれはちょっと違うんですよ。これは、いわゆるラジカル、激しい過激なラジカルフェミニズムとか、あるいはマルクスフェミニズムとか言われているようなものですね。どうということかちょっと説明しますと、いわゆるラジカルフェミニズムというのは、アメリカのウーマンリブで、先ほども言いましたがウーマンリブ運動というものがありましたが、そこから発展したもので、いわゆる男性に対する憎悪でわかると思いますが、を基調とした運動で、要は彼女たちは男とのセックスは強姦だとか、あるいはレスピアンこそ最高の性だといった過激な主張をしています。これはそういうふうな本を読んでいただければ、あるいはそういう講演会を聞きに行きますと必ずもう途中から本音を出してそういうふうな発言ですね、されますからすぐにわかると思います。

このラジカルフェミニズムですけども、この男性に対する憎悪というのは裏を返せば幸福な女性、つまり男性に愛されている女性、子どもや夫と一緒に幸せそうな家庭におさまっている主婦などに対する憎悪が根底にあるわけですね。あるいはまた、マルクス主義フェミニズム、マルクス、唯物論的フェミニズムとか言っているみたいですけども、ただ簡単に言えばですね、いわゆる古典的なマルクス主義ですね、支配階級と労働者階級があるという考え方ですね。結局、これを男性をブルジョアジー、女性をプロレタリアートに当てはめて、当然当てはめると女性の階級が社会を独裁せいかんと、いわゆるプロレタリアートの独裁ですね、ということをしなやかんと。しかし、そうはならないわけですよ。だから、これは永久に対立が続くと、男女間の対立というのはずっと続くということですね。この人たちは主婦は夫に搾取されている家内奴隷であるとか、月に17万円ずつは搾取されているとかといった主張をしていますね。

こういうふうなものの柱となっているのがジェンダーなんですけども、今日はまず、さ

つき1点聞きましたけど、もう一点はですね、先ほどのお話を聞きますとジェンダーフリーは問題ないというふうにも聞こえたんですね。それともう一つは基本法ですね。そうすると、今まで何度も言ってきましたけど、例えば宇部市ですね、あるいは東京の荒川区、ほかにも幾つもありますけども、そういうふうなところでは我々この太宰府市の条例とは正反対と言っていいような内容ですね。もちろんジェンダーフリーとかというのはありません。男女が互いにお互いを助け合って違いを認め合って助け合って伝統文化を尊重し、とかというそういう内容なんですけど、じゃあそういう自治体というのは、基本法を無視したりしているわけですかね。国の指導を無視してつくっているのか、そこがどうしても疑問になってくるわけですよね。太宰府市が正しいのだったらどっちも正しいのかですね、その辺をもう少し説明してください。

もう一つ、幾つか事例があるんですけどちょっと事例幾つかご紹介します。例えばですね、女性の先生ですが、音楽の教科書、小学校の先生ですね。「僕」がつく歌は授業から抹殺すると。僕らはみんなという歌がありますね、確かに「僕」とつくのがある。あれは何か性差別らしいですね、そういうものはもう教科書から抹殺すると、そういうふうなことを言われている。あるいは小学生の女子生徒が将来かわいいお嫁さんになりたいという夢を作文に書いた。これが上手だったからコンクールに出そうとすると、これジェンダーフリー教育の妨げになると校長が却下したと、大阪ですけどね。幾つか全国の事例を言っているんですよ。ジェンダーフリー教育に熱心な学校では、男らしさ女らしさを自分らしさ人間らしさ、その他ですね、母性、父性を親性というんですかね、育児性などと子どもにも大人にもその性別意識を持たせないような新語造語をつくっているわけですね。混乱が起きているようです。また新潟県の小学校で、逆の話ですが、校長先生が混合名簿はいわゆる特定イデオロギーであると、ジェンダーフリー運動の一貫と見抜いてこれを元に戻したと。そしたら、直ちにいわゆるオンブズパーソン、当市でいいますと推進委員ですね、が異議申し立てをしているみたいです。

そういった中ですね、これを一つ教育長の方にお聞きしたいんですけども、中学校体育の授業で体ほぐしの運動ですか、人間トランポリン、人間いすなどというもの、あるいは運動会で男女の風船挟み競争、こういったものがいわゆる恥じらいや異性への畏敬の念を奪うのではないかと、いろいろ各地で問題になっています男女同室着がえや、あるいは同室宿泊ということともかかわってくるんですが、太宰府市で別にこういう事例があったという認識をしたわけじゃありません。これはあちこちで、そういうものが起きて問題になっているということを私は今申しておるんですが、それらに対してどのようにお考えかお聞かせください。

以上、お願いします。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 条文の内容そのものを、審議会に丸投げするようなことは、かつてなかったであると理解しておりますが、というご質問でございます。

ご案内のとおり、私どもの男女共同参画審議会には条例に織り込む基本的事項について諮問

をいたしております。それを受けて、審議会は条例の形に整えて答申を出されたわけでございます。その方法が、答申の趣旨を正確に直接的に市に伝えたいという判断があったのではなからうかというふうに理解をしております。それを受けまして、市はそれを基本といたしまして、庁内組織で条例案を慎重に次ぐ慎重に検討した結果、昨年の12月議会にご提案申し上げ、ご賛同をいただいたものだというふうに理解をしております。

それから、るる言われました問題のジェンダーの解釈でございますが、これは国の方もいろいろな部分があるようでございまして、国が男女共同参画基本計画第2次の計画を平成17年12月27日で、これちょっと厚いものをつくっております。その中に、今門田議員がご指摘をされていることについての部分が載っておりますので、ちょっと時間をいただいて説明をさせていただきたいというふうに思っております。その項目はたくさんの項目がございまして、男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行の見直し、意識の改革という項がございまして、この計画書から行きますと18ページになっておりますが、その中の国民的広がりを持った広報啓発活動の展開という部分の中に、今お話がされております部分が出てくるわけでございます。わかりやすい広報啓発事業の推進という項がございまして、男女共同参画の理念や社会的性別、ジェンダーの視点の定義について、誤解の解消に努め、また恣意的運用、解釈が行われないうわかりやすい広報啓発活動を進めるといふ部分でございます。その中に、社会的性別、ジェンダーの視点という部分がございます。21ページになりますが、これは2つあります。ちょっと長くなると思いますが、「人間には生まれつきの生物学的性別、セックスがある。一方、社会通念や慣習の中には社会によって作り上げられた男性像、女性像があり、このような男性、女性の別を社会的性別、ジェンダーという。社会的性別、ジェンダーは、それ自体よい、悪いの価値を含むものでなく、国際的にも使われている。社会的性別の視点、ジェンダーとは社会的性別が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的につくられたものであることを意識していこうとするものである。このように社会的性別の視点、いわゆるジェンダーの視点でとらえる対象には性差別、性別による固定的役割分担及び偏見など、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがある。その一方で、対象の中には男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行おうとするものではない。社会制度、慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要がある」というのが1つです。

もう一つが、何度も出てまいります「ジェンダーフリーという用語を使用して、性差を否定したり、男らしさ女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと、また家族やひな祭りなどの伝統文化を否定することは、国民が求める男女共同参画社会とは異なる。例えば、児童・生徒の発達段階を踏まえない行き過ぎた性教育、男女同室着がえ、男女同室宿泊、男女混合騎馬戦などの事例は極めて非常識である。また、公共の施設におけるトイレの男女別色です、色表示を同じに、同色にすることは男女共同参画の趣旨から導き出されるものではない」という今申し上げた2点について、国は計画期間中に広く国民に周知徹底をするという

ふうになっております。市といたしましてもこうした趣旨を受けまして、広く市民に周知徹底を図ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 今の部長の答弁と重なる面がございますので、それぞれの行為についてはどういう状況であったのか、またそれぞれの教育委員会がどのように対処されたのか等私もよく聞いていると勉強させていただきたいなと思います。

先ほどの答弁で申しましたように、逸脱した行為、そういうものがあれば教育委員会としてはその是正に努めてまいります。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 再々質問はありませんか。

6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 他の市との条例との関係は今お答えしていただけなかったような気がするんですが、それと太宰府市の中でのですね、この男女共同参画に関連するいろんな事業として、この前シンポジウムがありましたね。このシンポジウムに講師が来られて、開口一番に男女の違いなんてないのが常識だよということを言ってありますね、ご存じだと思いますけど。そのとき、根拠といいますか、なぜかということの理由でマーガレット・リーズという学者ですかね、おられる生物学者か社会学者かちょっと記憶にないんですけど、この方がどっかニューギニアだったかアフリカだったか、そういうところに行かれてその男女の役割が反転、一般的な文明社会といいますか我々の社会から見ると変わっていたから、だからそもそもそういうものはないんだと、そういうのは後天的につくられたジェンダーなんだということを論文で書いて、一時期それがわっと話題になっていったという話を聞いています。ただし、その後その論文が非常に何か脆弱なものというか論破されて、最後はこのマーガレットさんもしかもうその間違いを認めたというふうに聞いているんですけども、ただ一般的にそういうふうなことというのは普通の人は知りませんから、ああそうなのかなと思うので、どうかなと思いました。

でですね、もう一つ今度ルミナスフェスタが土曜日にあるんですが、ここにまた講師で来られている方トマトさんですかね、芸名だと思いますけども、いわゆる劇団の名前ちょっと忘れたんですが、何とかという劇団です。この方々のホームページですね、見ればすぐわかるんですけど、いわゆるおかま、ご本人たちがそう自分たちのことを言ってあるから間違いのないと思いますけども、そういう方々が来てそういう何かお話をされるんでしょうね、テーマとしては自分らしくと、自分らしさですかね、自分らしくと。そういうのが自分らしくか、ということなんですけど、そのことを別にここでどうこう言いません。それと違う自分らしさも当然あると思います。しかし、行政がですね、やはり先ほども今いつもそうなんですけど、いつも部長、あるいは助役がいやそうじゃない違うんだと言われてそうだと思うんですけども、実際そっちの方に何か動いているんじゃないかと。施策もそっちの方を応援しているんじゃないかと思わ



ざるを得ないような気がするわけですね。その辺の、これは太宰府市と教育委員会が後援であったと思いますが、その辺がぜひですね、これが本当にそれでもいいのかなという気がいたします。

あと、最後は2点質問しますから、お答えください。

まず、太宰府市男女共同参画条例第24条のですね、苦情及び救済の申し出ですけども、この申し出人ですね、申し出人はこれは要求があればこの申し出人をどこそこのだれそれということ公表するのかもしれないのが1点ですね。

もう一つが、混合名簿、さんづけ呼称の拒否、これは実際、全国何か所かで自分の子どもは、さんづけ呼称あるいは混合名簿から外してくれということを経験して、そして実際、これは法的な根拠は何もないらしいですね、そういうふうなことで実際に外したと。1行あけてですね、自分の子どもは名前を記載してもらっているというふうなことを聞いておりますが、もし太宰府市でそういうふうな要求があったときにはどういうふうにお考えなのか、この2つを聞いて次に行きます。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 先ほど答弁が漏れておりました他市の条例との関連ということでございますが、それぞれの市におきまして基本法を解釈し、それぞれの議会の中で十分に議論がされた結果としての条例でございますので、私の方からそれがどうだこうだとやかく申し上げる立場にはないというふうに理解をしております。

それから、シンポジウムの中で出したいいわゆる価値観の関係でございますが、これは言いたかったのは、いわゆる男が仕事をして女が家庭を守るという、世界にはその反対の女が仕事をして男が家庭を守るという社会もあるよというような話をされたんじゃないかなというふうに私は理解をしております。

それから、公表の関係でございますけども、これはプライバシー等の人権に配慮しながら、公表をすることができるという形になっておりますので、どういうケースになるかということを見た上で、それを公表するかもしれないかという部分の判断をさせていただくという形になるかというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 男女混合名簿、それからさんづけ呼称についてということのご質問でございますが、今までそういうふうな事例を直接私は聞いておりません。そういうことがあれば、まず学校の方で十分に話し合っていくということになっていくんじゃないかと思っております。教育委員会は、ああしろこうしろというところまでいくのかなということを感じているところです。

以上です。

議長（村山弘行議員） 3項目について再質問はありませんか。

6 番門田直樹議員。

6 番（門田直樹議員） IT 推進プランの進捗状況について伺ったわけですが、まず市のホームページですね、ちょうど3年前になりますけれども、私が最初に質問させていただいたときから非常にまたレベルアップしているなど、率直にそう思います。結局、私もホームページをつくったりすることとか、もともとそういう仕事をしていたんですけど、家と一緒になんですよね。門だけ立派だけど中に入ったらひどいとか、あるいは門は何かぱっとしないけど非常に奥行きもよくてあるいは使い勝手がいいようにできているとかですね、そういったところが非常にうまくできていると思います。聞くところによると、職員とその業者さんですね、大体すみ分けとか分担してやってあるみたいですが、うまいことやっているの、あとサーバー容量もまだいっぱいあるみたいですから、ぜひにいろいろできたら予算関係のデータをできるだけ款項ぐらゐの感じで載せていただければ非常に我々だけじゃなく、一般市民も非常にいいんじゃないかなと思うたりはしております。

次の電子申請システムですが、これも身近なもので代表的なものという体育館とか公共施設への申請ですね、もう本当にこれが登場する前はもういつもいつも学校に行き、行ったときにはもう職員会議があったり、いや済みません教頭先生がおられませんとか、何度も足を運んで、ようやく行ったら、ああこの日はつまりませんとかですね、そういうことだったんですが、もうかかっている人間からしますと画期的ですね、本当に大げさですけど涙が出るぐらいうれしいんですよ。そういうものがまずうまくいっている。15種類ほどそういうことがあるということでしたが、また個々の申請ではありませんけれども、いろいろ情報公開にかかわるところですが、いろんな入札の情報等も公表されてありますし、非常にその点評価といいますかすばらしいと思います。

ここで入札ですね、特に入札とかで多量の書類なんか配布するときですね、例えば私どもといいますかちょっと例の指定管理者ですね、程度でもかなりのボリュームの書類が必要なんですけれども、そういうものもインターネットでホームページで公開されてダウンロードできるということで、大変な便利を感じております。こういったものももっともって広げていくと、結局はペーパーレスといいますか、だんだんにこちらの方の出費が経費がなくなっていくということで、いいことだと思いますので、ますますこれは進めていただければと思っております。

最後に、電子投票システムですね、これちょっと一応どういうお考えか聞いたんですけど、確かにこれはあちこちで大変な問題が起こっております。確かに何せ電子的な記録ですから、極端な話をしますと大きなスピーカーのアンプの横なんか行ったら消えたりする可能性がないとは言えないんですね。その他いろいろ雷が近くに落ちることもあるかもしれません。そんなこともあって、逆に私は今のところは慎重な方がいいかなと思ったりもしております。

最後に1点だけですね、フリーソフトですね、これたしかちょうど1年前のいわゆるCIOのことをお聞きしたときに、ちょっと提案もしたんですが、いわゆるフリーソフト、シェアソフトということに関しまして、非常に信頼性が高いものもできてきているみたいです。システ

ムに関しましてもいわゆるリナックスですね、ただそれを入れるとかという意味じゃありません。そんなところを、ただ検討しているところもあるみたいです。この前テレビでやっていたんですが、思い切ってそういうふうないわゆるエディターですね、文書作成ソフトとか表計算ソフトとか、そういうもののフリーソフトを使って、いわゆる例えば太宰府市でも恐らくウィンドウズ関係で何千万円というお金を使っていると思います。そういうものが要らなくなった。ただ、大変それは研究して慎重にやられているわけですけども、ちょっと飛んでるかなと思いましたが、そういうふうなことは何かご検討されましたでしょうか、最後をお願いします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 先ほどの質問でフリーソフトの関係ですけども、やはり今後こういうITの推進化をするときには、限られた予算の中でいかに新しいシステムを導入していくか、つまり費用対効果を十分勘案しながら進めていく必要があるというふうに思います。門田議員がご提案されていますそうしたいろんな内容につきましても、今後十分検討を進めていきたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 再々質問はありませんか。

（6番門田直樹議員「終わります」と呼ぶ）

以上で新風の代表質問は終わりました。

次に、会派はばたきの会の代表質問を許可します。

1番片井智鶴枝議員。

〔1番 片井智鶴枝議員 登壇〕

1番（片井智鶴枝議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、はばたきの会を代表し、通告に従い3点質問をいたします。

まず、まるごと博物館プロジェクトについてお尋ねいたします。

この太宰府市まるごと博物館の意図するもの、そしてそのネーミングは国立博物館のあるまちとしてはもちろん、歴史の折々で大きな役割を担ったいにしへの太宰府への想像をかき立てられる、大変夢の持てる計画だと共感しております。このプロジェクトの推進により、多くの市民が太宰府の持つ文化・歴史的遺産など地域資源、また季節ごとに様々な趣を見せる四王寺、宝満山、竈門神社周辺などその緑豊かな景観のすばらしさを再発見することができるそのことにより、市民の誇るべき貴重な財産としての共通認識を持った市民の輪が広がる、このことがまず太宰府市のまちづくりの基本であると私も考えておりますので、この計画の推進に関心を寄せながら見守っていきたいと思っております。

さて、このように大変夢があり、遠大で広大な計画であるがゆえに、多くの財源や人材、時間を要するなど多くの困難課題も抱えているのではないかと思料します。既に、この太宰府まるごと博物館基本計画に沿い、ハード、ソフト両面にわたり様々な事業が展開され、一定の成果を見たものもあると思いますが、さらに市民の認知度も高め、来訪者にとっても魅力ある太

宰府づくりを目指すためにも、このまると博物館推進プロジェクトは市民の理解を得ながら、着実に進めていかなければならないと考えます。

では、そこでお尋ねをいたしますが、この計画の推進に当たって課題、難問があるとすれば、それは何だとお考えでしょうか、市長のお考えをお聞かせください。

第2項目めは、快適で魅力のあるまちづくりの施策の中から、JR太宰府駅、看護専門学校跡地の活用、まほろば号について順にお尋ねいたします。

市長の施政方針では、新設が予定されているJR太宰府駅に加え、県立看護専門学校跡地活用も含む佐野東地区の事業推進については、民間活力も視野に入れながら事業推進に努めていくとの考えが示されておりました。ご承知のとおり、佐野東地区に隣接する大佐野地区は土地区画整理事業も終了間際となり、この間商業施設が相次いでオープンし、大変な活況を呈している市内でも有数の地域であります。この西地区にJR太宰府駅が新設され、さらに看護専門学校跡地の活用が有効になされれば、太宰府市の新たな顔としての新市街地が形成され、経済的な波及効果も十分もたらされると考えますので、今後の事業展開には大きな関心を寄せています。しかしながら、市単独の区画整理事業は財政的な問題も含め、極めて困難でありますので、この事業は民間活力を導入する以外道は残されていないと考えています。

さて、今日本では人口減少化社会の到来への危惧や対策が様々な方面から叫ばれています。このことは太宰府市も例外ではなく今後急速に進んでいく高齢化社会と人口減少社会への対策を視野に入れながら、市の将来像を描いていくことは当然ではあります。しかしながら、本市は全国の政令指定都市で唯一人口が増加し、さらに今後は急速な経済的発展を遂げている東アジア諸国に地理的に近い利点を生かし、これらの国々との政治的、経済的あるいは文化的交流を拡大させ、国際都市としての発展を目指す西日本屈指の都市福岡市の都市圏に位置しています。その福岡市に電車で30分前後で行ける本市のベッドタウン的な需要が急速に下がるとは考えられません。このことから、太宰府市における今後の人口予測は区画整理事業の進展により、若干の増加があった後、当面は現状を推移もしくは緩やかな減少ではないかと考えています。このような福岡都市圏内にあるという太宰府市の地理的環境をまちづくりに生かしていく上からも、この西地区をどのようなまちにしていくのか、その青写真の描き方は今後の太宰府を左右する大変重要なテーマであると考えています。

そこで、市長にお尋ねをいたしますが、この西地区における大きな課題、JR太宰府駅と看護専門学校跡地の活用において、民間活用のあり方、また今後の進め方などについてはどのようなお考えをお持ちなのか、そのお考えをお聞かせください。

次に、まほろば号についてお尋ねいたします。

まほろば号は今日では市民の足として定着し、子どもたちから高齢者まで利用され、大変喜ばれています。その一方で、毎年多額の補助金が投入されており、この件については市長も本年度は市の財政状況を考慮しつつ効率的、合理的な事業運営に努めると述べられております。では、このまほろば号について今後の事業運営のあり方、方向性など協議されている点があれば

ばご回答ください。

次、3項目めは、市民のための行政運営についてお尋ねをいたします。

地方分権に即した行政運営を目指していく中で、その成否の大きな要素となるのは市長以下全職員の意識改革にあると言っても過言ではありません。今日地方分権への動きは、さらに加速度を増し、昨今では住民に密着した基礎的自治体である市町村の権限を大きくし、現在の都道府県を廃止し、複数の都道府県を統合した道州制への動きもにわかに現実味を帯びてマスコミに連日報道されてきております。これら一連の動きに対し、これまでの中央集権とも言える体制や地方行政制度が均一的で地域の実情に合わない、さらには時間的、財政的に非効率であるなど、制度的な矛盾が限界に達している。道州制への方向は必然であるとの識者の指摘もなされています。

このように時代に対応できなくなった制度や事務事業は、見直しや思い切った廃止が必要であり、多くの市町村は知恵を絞り工夫を凝らし、様々な改革を進め、自立への道を模索しています。しかしながら、時代の大きな変革期とはいえ、様々な施策は市民のためにという行政本来の役割まで変わることはありません。この点を、市長は市民のための行政運営についてという文言で述べられておりますので、その中から行政経営改革方針と人材育成についてお尋ねをいたします。

まず、行政経営改革方針の中で次の3点についてお尋ねをいたします。

1点目は、行政改革から行政経営と名称を改めたその意図について。

2点目は、市の財政の現状や、改革の必要性、また市がどのような取り組みを行っているのか受益の負担者である市民にわかりやすく説明すべきであると考えますが、市民の側へ現状はどの程度伝わっているとお考えでしょうか。市長のお考えをお聞かせください。

3点目は、市民参画や市民との協働はさらに推進していくべきだと考えますが、現状を見ると審議会への参加やパブリックコメントなどが行われていますが、そのような形式では不慣れた市民側から意見が出しにくく、議論も活発になりにくいなど形骸化してしまう懸念も多いと考えます。市民参画の推進は、避けて通れない現状において市民参画のあり方を再度見直し、一つのテーマや地域ごとの課題を議論する、例えば百人委員会のような市民委員会や市民会議を年度計画に織り込み、市民が参画しやすく自由な意見が言える環境づくりを考えていくべきではと思いますが、今後の方向性についてご回答ください。

次は、職員の人材育成についてお尋ねをいたします。

職員の人材育成は、行政経営の観点からもまた大きく変化する地方自治の現状においては、時代に素早く対応できる専門性の高い人材育成は不可欠であると考えます。では、市の人材育成の現状はどうか、現在の研修内容について、またその研修内容で人材育成は十分図れるのかどうか、市長のお考えをお聞かせください。

以上、再質問については自席にて行います。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま市議会会派はばたきの会を代表されまして片井智鶴枝議員よりご質問をいただきましたので、順次、ご答弁申し上げます。

最初に、まるごと博物館推進プロジェクトについてのご質問にお答えいたします。

まず、本市のまるごと博物館とは、九州国立博物館及びその周辺エリアをコアエリアとする市全域において、歴史や文化を五感で感じ、味わうことのできる屋根のない博物館であります。そして、まるごと博物館のまちづくりとは太宰府の光、すなわち悠久の歴史である時がもたらした様々な有形無形の歴史的文化遺産や自然環境、景観をはじめ、産業や暮らしなどの地域資源の再発見を通して本市への誇りと愛情とを育成するものであり、それは市民、事業者及び行政が一体となってその実現に向けた息の長い取り組みを展開するまちづくりそのものであります。

このようなまるごと博物館のまちづくりの理念に沿って、どのように市民や事業者とのかかわりを持って進めていくのか、さらにはハード・ソフト両面についてどんな楽しい事業があるかなど、市民や事業者への周知や情報を提供して理解を得ることが、まずもって重要な課題であると考えております。そのことから、今まで市の広報やホームページあるいはパンフレットの配布などにより、周知に努めてまいりました。今年度新たに開催する（仮称）太宰府子ども探検塾を計画し、子どもたちへの周知を含めまして、今後も市の広報やホームページをはじめあらゆる機会を通じて、市民や事業者の皆様へ情報の提供に努めてまいります。と同時に、観光振興の側面から観光宣伝を総合的に展開し、県外はもとより全国に太宰府の特色と魅力を発信してまいります。

続きまして、快適で魅力あるまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

まず、（仮称）JR太宰府駅とその周辺のまちづくりについてですが、第四次総合計画後期基本計画及び都市計画マスタープランにおきまして、その設置は（仮称）JR太宰府駅を交通の拠点としてその周辺地域を交通、商業、業務の核と位置づけ、中低層の良好な住環境の整備を図るなど、土地区画整理の手法を用い西部地区の拠点として市街化形成を図ることとしております。今後は総合計画等の方針に沿って交通結節点の整備、活力ある商業空間の創造など、（仮称）JR太宰府駅と周辺地域とが一体となった新市街地の整備に向けて、まずは地元住民の意向も参考にしながらその把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、県立看護専門学校跡地の活用についてですが、現在、本議会におきまして公有地の取得に向けた議案を上程しているところであります。取得に当たりましては、ストックの活用を図る観点から、県とあらかじめ協議を行い、既存の施設を残してもらうことにいたしております。

具体的には、まず地域住民の健康づくりのための体育施設などの生涯学習施設、2番目に社会福祉事業など福祉施設、3番目に地域防災に対応した防災器具格納庫などの防災施設、以上の3つの機能を有する多目的施設として活用してまいります。

次に、まほろば号の効率的な運用についてのご質問にお答えいたします。

まほろば号の運行につきましては、平成10年4月に運行を開始し、現在では運行コースは6コース、運行便数は平日109便、土曜、日曜、祝日78便となっております。利用者も延べ250万人を超えて市民の交通手段の一つとして定着しているものと考えております。まほろば号の効率的な運行につきましては、これまで機会あるごとに費用対効果も十分考慮しながら運行ダイヤの見直し等に取り組んでまいりましたが、さらに利用状況に即した運行ルートや便数、時間等の見直しを行うとともに、観光客などの利用促進を含めて効率的な事業運営に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、市民のための行政運営についてのご質問にお答えいたします。

まず、行政経営改革方針についてですが、その意図といたしましては地方分権社会の到来により、これからの行政運営は行政主導型ではなく、市民と行政の役割分担、いわゆる地域への分権という視点に立ち、これまでの行政改革になかった市民との協働、市民参画といった視点に加え、太宰府という地方自治体を経営していくという指針として策定したものであります。また、第四次総合計画策定の際に、百人委員会を設けましたように、今後も様々な形で市民相互で議論を交わせるような市民参画の場づくりに努めてまいりたいと存じております。

次に、職員の人材育成についてですが、本市におきましても太宰府市人材育成基本方針に基づき、あらゆる角度から職場風土や人事制度を改革しながら、自律型職員の育成に努めていきたいと考えております。この方針では、職員の信頼、納得、やる気、完遂の頭文字をとって何事にも「しなやか」に「柔軟」に対応できる職員を目指しており、今後さらに職員研修にも創意工夫を加えながら、市民と協働の地域づくりに向け、これからの新たな時代の要請にこたえ得る職員の育成に努力してまいります。本年度において実施しました内部外部各種の研修に参加しました職員数は、延べ881人となっております。一定の成果はあるものと考えております。

以上のとおりご質問の件につきまして答弁いたしてまいりましたが、ただいま承りました貴重なご意見やご要望につきましては、これからの市政運営に当たりまして十分に参考にさせていただき、一層の努力をしてまいります。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 1項目についての再質問はありませんか。

1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 今市長のお答えをいただきまして、まるごと博物館については周知に努めて、今後も広報などで積極的に情報を公開していくということでした。私自身がこのまるごと博物館推進プロジェクトについて何が問題なのか、というか課題なのかなと考えてみた場合にですね、市民ネットワークと交通ネットワークが構築されていないですね。それと、ハード面は整備されてもやはりそこにソフトである市民ですね、その市民の参加と広がりがなければプロジェクトは有意義にやっぱり展開しません。

それともう一点が、観光カリスマ、観光学やまちづくり、観光関連産業界の専門家など計画をリードしていく人材が配置されていない。これは大きなやはり課題ではないかと思えます。

市長もおっしゃいましたように、まるごと博物館はやはり太宰府市の地域性を生かしたまちづくりでありまして、それは地域の産業振興、そのことは観光産業ですね、このことについてずっと関連がありますので、やはりまるごと博物館を市の総力を挙げて取り組むべき施策だと私は思っております。

交通ネットワークと市民ネットワークの考え方として、私が考えたことなんですけども、現状のまほろば号を交通ネットワークで利用するという考え方は現状では、これは困難、不可能に近いと思います、便数とかコースとかですね。ですから、ここに市内の事業者を参加させていく、事業者というのはタクシーになるんですけども、タクシーを利用した周遊コースを設定していく、それを少人数のグループだとか目的別観光を持った人をやはり対象にしまして、太宰府の中で2時間あるいは3時間で行ける周遊コースを料金と時間をあらかじめ設定してコースをつくっていく。その際、そのコースは市民が中心となってコースをつくり上げる、その市民というのは、例えば太宰府発見塾に参加している市民だとか、いろんな太宰府の中で生涯学習で太宰府の歴史とかを勉強しているこういうグループに呼びかけてとっておきの太宰府ですね、市民でしか知り得ないスポットを、やはりいろんなところに織り込みながら新たな太宰府の観光コースというのをつくっていく必要があるんじゃないかと思います。

さらに、このプロジェクトが市民の共感を得、市民全体に浸透し広がるためには、市民の目に見える形での仕掛けが必要だと思います。その仕掛けの中に見える形といいますと、例えばですね、市内のどの道路に行っても街路樹がきちんと手入れされているとか来訪者を温かく迎えるもてなしの雰囲気があるとかですね、そういうことをですね、やっぱり市民全部で行ってまち全体が国立博物館のあるまちだなということをやはり市内外に実感できるような取り組みをやっぱり時間をかけて計画的に取り組む必要があると思います。

それで、もう一つの仕掛けなんですけども、これは例としまして福岡市がオリンピックの招致に向けて委員会をつくったことはご存じだと思います。その委員会の総指揮者として世界的な建築家の磯崎新さんが起用されております。このオリンピックと太宰府のまるごと博物館がどうなのかということは置きまして、やはり国立博物館ができたということは社会的、文化的にも大変インパクトが大きいわけです。ですから、この好機を逃してやはりプロジェクトを大々的に内外に発信するぐらいの意気込みが必要ではないかと思っております。

ここで、3点質問したいと思います。まず、1点目が観光カリスマ、観光学、交通機関、まちづくりの専門家を入れたシンクタンクの要素を備えたプロジェクトチームを発足させてはいかがですかという、このことについてのお考えと、もう一点は、政庁通りから西鉄太宰府駅までの通りを美観地区として広告物の規制、カラーを規制して通りをまち全体としての統一感を持たせる。これは事業者とか市民の理解がポイントになってきますけども、やはりこれは太宰府の付加価値を高めていくためには、やはりまち全体に統一感を持たせるということは今後取り組むべきことだと思います。

もう一点は、これは長期的な時間と財源が必要なんですけども、市内全域をですね、電柱を地中



に埋めて、やはりどこから見ても太宰府は美しいまちだなと感じさせるようなこういう仕掛けも計画の中に入れていく必要があるかと思えますけども、この3点についてお考えをお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） まるごと博物館のまちづくりというご質問なんですけども、ご承知のとおりこのまるごと博物館、いわゆる推進するための基本計画というのを平成14年の6月に策定をいたしております。この基本計画の中で43の事業を計画し、それぞれ予算との兼ね合いも含めながら一つ一つ事業を展開しておるわけなんですけども、ご承知のとおりこの43事業にいたしましてもいろんな内容がございますので、いわゆる一朝一夕でできるものではございませんで、ご提案のありましたように息の長い事業で市民あるいは事業者を含めてまち全体で取り組んでいく必要があるというのは十分ご承知のことというふうに思います。ご提案をされております、例えば観光面を含めて専門家を含めたプロジェクトチームというような提案ですけども、今現在、当然この基本計画につきましては市だけではできない事業、イベント、取り組みがたくさんございます。一つの例といたしまして、これは平成16年に発足をしたんですけども、太宰府ブランド創造協議会というものを立ち上げました。これは市が中心になりまして商工会、それから観光協会、そして天満宮この4つの団体がそれぞれ新たな太宰府のブランドを創造しながら提案しながらいろんなまちづくり、市民を巻き込んだ中でのまちづくりを展開しようということで、今もいろんな提案を出し合いながら、いろんな事業を計画いたしております。

それから、いま一つはこれは西日本鉄道、西鉄さんの方が提案をされたんですけども、太宰府沿線活性化協議会というものも立ち上げました。これは、西鉄のいわゆる沿線沿いの市を中心にまちづくりをやろうと、いわゆる西鉄が中心になりまして関係団体としては、国立博物館、それから太宰府天満宮、この太宰府天満宮の関係も含めてそういう5つ、6つの団体が集まりましてそれぞれ観光客をいかにして太宰府に呼び込み、あるいは滞在時間を長くして市内を回遊させるかという一つのキーポイントを中心にいろんな事業計画をやっております。こういうことで、議員さんご提案になっております観光関係の専門家のプロジェクトということになりますけども、私どもとしては現在このまるごと博物館を推進するために、例えばの事例ですけども、そういうプロジェクトチームをつくりながら、いろんな事業を展開いたしております。

それから、広告関係あたりも含めまして景観の問題ですけども、今現在担当の方で景観まちづくり懇話会というものを立ち上げております。これは、できますれば平成19年度に市の景観づくりの方針と申しまししょうか、太宰府の景観まちづくり条例なるものを制定したいという考えのもとから、今現在それぞれの立場の専門家の講師等によりまして、太宰府の将来の景観のあり方について提言をいただいている状況です。これらも含めてご提案の分についても十分検討を加えていきたいというふうに思います。

いま一つの電柱の地中化という問題になりますけども、ご承知のとおり、こういう事業をやるにはやはりかなりの事業費なるものが必要になってまいります。実際私どもも天神様のほそみち事業でありますとか、最近完成いたしました国博通りにいたしましてもかなりの投資が必要になります。そういうことで、将来的にはそういうまちづくりも視野に入れながら、必要あらうというふうには考えておりますので、現時点でこの事業をいつどうのという部分については、将来的な一つの検討の中身だろうというふうに判断いたします。

以上です。

議長（村山弘行議員） 1項目について再々質問ありませんか。

1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） ありがとうございます。商工会とか天満宮とか入れて太宰府ブランド協議会というのを立ち上げて今なさっているということでしたけども、やはりこういう協議会とかを立ち上げて、そこにいる出席者だけではなくて、それぞれのですね、団体の構成員にまでやはりこの内容がわかるように、もっともっとすそ野を広げて、皆さんの理解を得るようにして行ってほしいと思います。

それと、この太宰府まるごと博物館推進プロジェクトではですね、市民はもちろん市への来訪者、いわゆる観光客も対象となっているんですけども、最大のネックは太宰府までの交通アクセスだと思います。これは市としても今後取り組むべき大きな課題ではないかと思います。この交通問題で駐車場を整備するという視点だけではもう限界がありまして、慢性的な交通渋滞がもたらす影響はやはり市民生活を脅かしますし、排気ガスなどの環境問題など社会的な経済的な損失は大きいわけでありまして、ですから、今後はですね、これまでのやはり発想を転換させまして、車の乗り入れを規制とか、バス、タクシーなどの優先通行などですね、多角的また長期的な視野で取り組む必要があるのではないかと思います。やはり交通問題というのは、どうしても太宰府だけでは困難ですし、限界もありますので、国立博物館という、やはり国とか県とかもかかわっておりますので、これに市町村との連携を取りながら今後の対策を考えて行ってほしいと思います。

それで、交通アクセスのことについて質問したいんですけども、例えばよく太宰府に来られる方がですね、ツアーではなくて個人で来られる方が、太宰府まで行く行き方がよくわからないということを観光協会とかでおっしゃるそうです、何度も電車とかバスとか乗りかえないといけないので。ですから、福岡空港からのアクセスですね、それとかJR太宰府駅ができたとき、新たな公共輸送の導入を検討すべき余地もあるのではないかと思います。例えば、鉄道ですね、路面電車とか、この路面電車ですね、導入に関しては、今国土交通省が環境面からもかなり積極的に補助も出して対応しているんですけども、この鉄道とか新たな公共輸送のことに関して今後検討が進められるのか、検討すべき余地はあるのか、その点についてお尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 昨年の10月に国博が開館いたしまして、想像以上の観光客、入館者がお見えになりまして、一時はもう太宰府の周辺がかなり渋滞を起こしたという、身をもって体験をしたわけです。そういう大きな問題も含めまして、将来的には太宰府へのアクセスをどうするのかと。いわゆる渋滞を少しでもなくして全体の交通体系をどうするのかという問題が非常に、現実を見ておりますので、今回、平成18年度の予算の中に総合交通体系の調査ということで予算を上げております。お願いをしているわけですが、これは概要といたしましてですね、今までは確かに市が中心になって、いろんな市内あるいは周辺を含めた交通体系、あるいは道路計画をしておりましたけども、やはり今回の一つの体験からいたしまして、国あるいは県、それから国立博物館、そして関係団体といたしましては太宰府天満宮、あるいは商工会、そういういろんな関係機関、団体にもお願いをいたしまして、一つの懇話会なるものを立ち上げ、太宰府を含めた周辺の今後の交通体系をどうするのかという一つの調査、あるいは計画書を今回つくろうということをお願いしております。その中で、将来的な新しい交通システムのあり方につきましても、いろんな角度からの提案をいただきながら、今後十分に検討していきたいというふうに思います。

以上です。

議長（村山弘行議員） ここで15時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 3 時23分

~~~~~

再開 午後 3 時40分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開催いたしますが、お諮りいたします。

会議規則第8条第2項の規定によって会議時間は午後5時までとなっておりますが、本日の日程終了まで延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認め、本日の日程終了まで延長いたします。

第2項目めについて再質問はありませんか。

1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） 先ほどの市長のご答弁の中に、まほろば号についての今後どうするかということに対して、具体的にご回答はなかったんですけども、例えばまほろば号については、今西鉄に委託しておりますけども、今後運転手についてはですね、経験のある定年退職者など、やはり市内に住む市民などを運転手として採用していくなど、またですね、福祉タクシーが今使われておりますけど、そういう福祉タクシーとも連携させて、予約制による乗り合いタクシーなどの導入も今後検討していく必要があるのではないかと思います。まほろば号については提言だけでとどめたいと思います。

次ですね、JR太宰府駅と看護専門学校の跡地について、これなんですけども、これはですね、総合体育館建設ということを前提で県との協議も進めてこられたと思いますけども、やは

り果たしてそれでいいのかという素朴な疑問があります。

市の財政状況やですね、また長期的な視点で見ると、公共施設の建設が果たして妥当なのかどうか。それと、やはりこれが当初言われていたときとですね、太宰府市の状況は全然変わってしまっていて、またいわゆる箱物ですね、箱物は建設資金にお金がかかるだけではなくて、それからの管理というのがかなり長期的に続くわけですから、こういったことはもう一度考えないといけないのではないかなと思うんですけども。やはり市民のですね、要望が多い事業や施設の建設などは、市長が政策的な判断をされて優先順位をつけてこれまで実現されてきたと思います。しかしながら、今後の地方分権時代においてはですね、やはり受益には負担が発生するというのを、まず市民に説明をして理解を得る必要があると思います。また、そして市民の側の合意も必要でありますので、そういうことをしないと、やはり市民の要望ということですね、前面に出していったら市の財政再建はまず不可能でありますし、市の存続さえも危ぶまれるのではないかと危惧しております。

本来なら看護専門学校跡地のことについてですね、そういう話があった段階からですね、これまで数年の時間があっただけですから、まず体育館建設ありきではなく市内のスポーツ公園などの施設や文化施設すべてについて、利用者、アクセス、駐車場、さらにはその維持管理費など、すべての現状を再点検し、整理統合していく作業と並行して、看護専門学校跡地をどう活用していくかということが、その必要性があったと思います。

ここで、市長の方にご回答をお願いしたいんですけども、以上のようなことを踏まえてですね、総合体育館建設を前提とせず、様々な観点から再検討する余地が残されているのかどうかご回答ください。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 看護専門学校跡地の用地取得の問題でございますが、ご承知のようにあの土地は県立看護専門学校の用地でございます、田川市の方に、廃止して移ったわけでございますが、その用地につきましては、当然県に対しまして、あの用地提供の経緯等もあり、ぜひ太宰府市に提供いただきたい。他の用途に使わんでくれということから始まったわけでございます、看護専門学校の用地につきましては、いろいろ看護専門学校が移転の話が出たときから、あの地をどう有効活用するかということで、体育館の建設の提言等もございましたが、今そういうことを決定しての用地じゃございません。

我々といたしましては、看護専門学校跡地には他の民間施設等を建ててもらっては困ると、我々といたしましては本市の西市街地形成について仮称のJR太宰府駅を含めて、あの西地区の新市街地形成または市街地の今後の計画のためにはならない大変必要な、また中心を占めるような用地であるから、ぜひ本市で確保したいと。そのためのいわゆる取得価格について県といろいろ今日まで経過したわけで、ああいう用地価格で手を打ったわけでございますが、いろいろ今問題になっております建物等につきましては、これは当面市が必要とする施設のストック活用という意味で、建物を残してもらった意味で、これが永久に固定的な施設でも

何でもございませぬ。そういう計画で将来の計画を見据えながら最上の用途を今後考えてまいりたいと、そのように思っております。

議長（村山弘行議員） 再々質問ありませんか。

1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） ありがとうございます。ということは、看護専門学校跡地も今後いろんなことを考えながら市として活用していくということで受けとめております。確かにあの場所はですね、本当に太宰府市が取得するには本当に魅力のある土地ですので、やはりそれを最大限生かしつつやっていかなければいけないと思います。

私、最初質問しましたですね、民間活力の導入のことなんですけども、そういう考えがあるのでしたらですね、例えば法定再開発にかかわっている都市開発の実績がある民間企業のプランニングなどをですね、全国から公募したりとかですね、同時にあの土地、あの近辺は一部筑紫野市との協議も必要だと思うんですけども、近隣の地権者によるまちづくり協議会などを立ち上げ、その中で資金面やら計画期間、看護専門学校跡地など活用も含めて総合的に協議、検討をしていくようなアクションがまず必要だと考えます。そうじゃないとですね、今後の財政状況とか、どうするというふうなことを言っても宙に浮いたままの状態になりますので、それは避けなければいけないと思います。やはりある程度年度的にどういうふうにやっていくかということをしていかなければいけないんじゃないかと思っております。

今後ですね、全国からですね、JR太宰府駅だとか、看護専門学校跡地を含めた土地の利用法について、プランニングを公募したりとか、地元地権者を入れて、まちづくり協議会を立ち上げることとか、そういうことに関してどのようなお考えをお持ちでしょうか、市長のお考えをお答えください。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 太宰府市の将来のまちづくりでございますが、何度も申しますように、太宰府市の悲願でございました国立博物館、九州国立博物館が開館したわけございまして、これを核とする新しい、今までのまちと違った国立博物館を核とするまちづくり、これが一つの将来展望でございます。まるごと博物館構想をはじめとする新しいまちづくりを考えております。と同時に、西部地区の新しい開発、これも大きな残された課題であると。そういう意味で、まるごと博物館を中心とする水城あるいは政庁跡等々を含める史跡の整備、歴史遺産を活用する方策と同時に、佐野土地区画整理事業の完了、そして今考えております通古賀地区区画整理、水城・御笠川の改修工事、あるいは佐野東の方の区画整理、そしてまた考えられますJR太宰府駅の新設等々を含めた西部地区の新市街地開発のためのプランを、今後皆さんの、また多くの識者の知恵をかりながらプランを立てる必要がある。そういう意味で、後期基本計画を含めてあらゆる太宰府の未来計画を今いろいろな形で作成しております。そういう意味での看護専門学校跡地の視点もあるわけでございますので、今申されますように、国立博物館開館後の新しいまちのづくり、そしてまた特に西部地区のまちづくり、そしてまた都市圏における

太宰府の個性ある魅力あるまちの位置づけ等々も考えて、皆さんと一緒に新しい基本計画に向けて努力し、また皆さんと一緒に計画を練っていききたいと、そのように思っております。

議長（村山弘行議員） 次に、3項目についての再質問はありませんか。

1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） 行政改革からですね、行政経営改革というふうに名前が変わっているわけなんですけども、経営といいましたら、顧客が存在しますので、行政経営というのであれば、その顧客というのは対価を支払った市民であると思います。ですから、市役所はサービス業であり、どのような行政サービスを提供していくかということをもとに考えなければならぬと考えています。

ただ、行政サービスを提供していくからといって、やみくもに行政サービスを提供することはできないわけで、市民の方にもですね、あれもこれもですね、何を選ぶかという、市民の側の意識の改革はこれからもう本当に必要になってくると思います。ですから、そのためにもやはり情報提供をですね、わかりやすく市が行政経営改革で何を取り組み、どうしているかということ、やはり市が市長以下一丸となって、その改革に取り組んでいるんだという決意とか覚悟とかの姿勢を見せる必要があると思っております。それが市民の側に伝わらなければ、やはり行政経営改革というのはいけないんじゃないかなと思います。

これから、ぜひ市民の側にもですね、広報の中でですね、行政経営改革という言葉ではなくて、市民がよりわかりやすい言葉で、例えばシリーズでですね、市民の側にわかりやすく積極的に伝えていくことも考えていいのではないかと思います。

ここで、質問3点したいと思っておりますけども、行政経営改革といいますけども、その究極の選択の中にですね、合併であるとも言われているんですけども、例えば合併ということをしなないとすればですね、近隣自治体での広域行政は推進していかなければいけないということは、これから大変重要になってくると思います。今、広域行政の中では、消防とか、水道事業とか実施されておりますけども、これは先ほどのまほろば号との関連でもありますけども、コミュニティバスを今それぞれの自治体が走らせておりますけども、かなり補助金を導入していますし、市境をですね、区切ってやはり乗るといのはどうも、何というか近くに来るんだけど乗りにくいとか、そういうことがありまして、今後コミュニティバス関係で相互乗り入れとか、そういうことを考えていく必要もあるのではないかと思います。そういうことに対する検討がなされないのかどうか、その点とですね。

もう一つは、職員の人材育成のことなんですけども、やはり今企業がかなり収益を回復してですね、長かった景気低迷から脱出しようとしております。今ですね、企業では一番言われていますのは、大量のリストラをしたとか、やはり中高年のこれから団塊の世代の大量退職で人材不足ということが大きな問題になっております。それで、今正社員を採用しようという会社がどんどん増えております。それは、やっぱり人というのが一番宝であり、人づくりというのがその企業の一番大切なことというふうに気づいたからだと思っております。これは行政にとっても

その中にいるのは人ですから、やはり人づくりというのが大きな課題ではないかと思いません。

そこで、お尋ねしたいんですけども、職員の職場配置というのは、やはり適材適所ということを考えていってもいいと思うんですけども。職員の希望によってどこに行きたいという、そういう希望を取り入れることはできないのかということと、それとやはり職員の人事異動といいますが、職場配置は大体2年から3年置きになっていると思いますけども、これではですね、やっと覚えたところがまた一から出直しになってしまう。それとか、市民の側からしてもですね、行ったらまた担当者がかわっていて、また説明しないといけないと、市民の側の不都合もあるんですけども。今後、職員の希望の職場を自分で指定できるようなことができないのかということと、二、三年ごとの人事異動を改められないのか。

それと、もう一つですけども、やはり今市の職員の研修は地方自治にかかわる研修が多いと思いますけども、これからやはり大きく変わる自治体をめぐる環境の中ではですね、そういう地方自治だけの観点ではなくて、経済界だとか学会、あるいは政策研究グループなどのですね、レベルの高い研修に参加させて、やっぱり若手ですね、やる気のある職員の育成をしていく必要があると思うんですけども。こういうふうな若手、中堅職員を公募して、そういった研修を積極的にやっていくというふうなことを考えていけないのかどうか、その点について、全部で3点お尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） まず1点目のコミュニティバスの、いわゆる筑紫地区との連携の問題ですけども、実は既に平成15年度から4市1町の担当課長で連絡調整会を立ち上げております。定期的に会議を行いまして、ご提案のそれぞれの市、例えば大野城市だったら下大利駅、あるいは筑紫野市だったら西鉄二日市駅というふうに連携が図れないかと、既に調整会議を立ち上げております。また状況が進み次第、機会があれば報告を含めて連絡をしたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 先ほどの質問で職員の配置については希望をとってはどうかということですが、既に希望をとっております。

2、3年置きの異動になっているということですけど、職員の配置のぐあいではそういうところもあるかもわかりませんが、基本的に5年をめぐりというふうな考え方を持って配置をいたしております。

職員研修についてですが、多種多様な研修を持っておりまして、例えば一般的な、先ほど言いましたように、地方自治法、公務員の研修からスキルアップというんですかね、の研修まで。例えば、こういう研修もしております。トヨタ方式の指導の実践と新しい教育媒体の展開についてというような、トヨタの経営方針を学ぶというような研修にやったりですね、あるいはモチベーションを高めるためのセミナーとかですね、そういうふうな研修、あるいは専門的

な研修にいたしましては、精神保健の保健福祉費の研修とか、免許を取るような実際の研修、そういうものなどを行っております。今後も、やはり人材というのは今から本当に問われるような時代になってきますので、いろんな研修を行っていきたくと思いますが、まずはやはり自己啓発、自分で能力を高めるという意識を持たせるような研修をして、それぞれが、おのの自分で自ら自分のスキルアップを図ると、そういうふうな体制に持っていきたいなというふう

議長（村山弘行議員） 再々質問ありませんか。

（ 1 番片井智鶴枝議員「ないです」と呼ぶ）

ございませんか。

以上で、はばたきの会の代表質問は終わりました。

次に、会派新世会の代表質問を許可します。

18番岡部茂夫議員。

〔18番 岡部茂夫議員 登壇〕

18番（岡部茂夫議員） ただいま質問の許可をいただきましたので、新世会を代表して通告書記載の2点についてお尋ねをいたします。

まず、第1点の問題は、本市を訪れる年間650万人を超える観光客が九州国立博物館オープン以来さらに増加し、連日にぎわっているようでありますが、果たして経済波及効果となりま

すと先行き明るさが見えてまいりません。

市長は施政方針の中でも回遊性のあるまちづくりを掲げられ、万葉歌碑の増設などをその仕掛けの一つとして打ち出されました。ただ、万葉集への興味や理解は観光客の数%に過ぎず、私どもまちづくり総合問題特別委員会で訪ねた湯布院町や豊後高田市のように、ある仕掛けをしてまちの活気を取り戻したところでは、本当に歩いてみたくなるまちのまちづくりというのは、大人から子どもまでいろいろ楽しくおもしろい仕掛けをつくり出したところに、ついついあちこち見て歩きたいなと、思わず知らず引き込まれてしまう魔法が不可欠だと感じ入った次第でございます。

施政方針の中で、他の団体との連携、それから観光マップの作成、四季折々の太宰府の見どころを一目でわかるガイド本の作成等をうたっておられますが、いつごろまでにまとめられるのかお尋ねいたします。

それがひいては本市にとって経済波及効果をもたらす大きな仕掛けになってほしいものでございます。ある仕掛けを講じて成功しているまちに共通するのは、地元商工会との共同研究や緻密な連携、実質的な共同作業、今回他の団体との連携を打ち出されてはおりますが、今まで商工会青年部あたりとの共同歩調をとられてのまちづくり策に当たられたというのを余り感じたことはないように思います。私が見る限り、まやかしくも思える国の三位一体改革も地方自治体に明るい未来を及ぼす期待とはなり得ない今、各自治体では自力で築くほかないと思えます。英知の限りを結集して、さらにさらに経済波及効果のあるまちづくりへ向けご尽力くださ



るようお願い申し上げます。

第2点は、導入後この5月で3年を迎えようとする歴史と文化の環境税についてであります。

確かにこうした法定外普通税という、ある意味では画期的な税の導入で、特に観光客にあふれる本市にとっては、観光整備という目的達成にはそれなりに効果があったと思います。ところが、この税の導入段階では、この税収入の範囲内で使われると理解しておりました我々の予想を超えて、市財政の非常に厳しい現況のさなか、一般財源1,705万円を加えて使うという新聞報道が先般なされました。だれがいつ、そんな取り決めをしたのか。財政にゆとりのあったころならまだしも、金がなくて敬老会の各行政区への助成金を、平成18年度からは2,800円から2,500円に300円減らす、あるいは高齢者の方の配食サービスの自己負担額を400円から450円に50円増やさせてほしいというほど、財政は殊のほか窮迫していると言っても過言ではございません。仮設トイレの整備をはじめ観光関連の整備に効果があったことも評価はいたしますが、利用者から税を徴収し、市へ納めている事業者側は、できれば今後は手段、方法を変えて市の財源確保への協力方法を協議したいとの意向もあるようです。

九州国立博物館開館効果でさらに観光客が増えるというのも事実ではありますが、今の1回100円が、滞留時間が相当長くなることで時間併用メーターを取りつけた場合、回転率が悪くなり税収は下がるという現象が出てまいります。

そこで、一つの問題提起ですが、既に取り組んでいる大分市をはじめ幾つかの自治体で進めている市庁舎の壁はもちろん、市の広報紙、関連施設、ありとあらゆるところを活用して広告料収入を得るという方法、現在の駐車場経営者の方々にも税相当額を広告料として納めていただく、3年間の実績を算定の根拠としてご理解いただければ摩擦はなくなるのではなかろうかと思えます。当然このほか病院その他の方々のご協力で幅広い運用は可能だと思えますし、すそ野は思いのほか広いはずでございます。

埼玉県蕨市も庁舎壁を利用した広告料収入を実施しており、市のホームページの広告などは予約待ちの状態だという話であります。来庁舎の評判は、無機質な壁面をきれいな彩りで広告がある方が楽しいと好評のようでございますし、今後深刻な財政難に遭遇するおそれなしとは言えません。神奈川県鎌倉市や北海道庁、あるいは4月からは愛媛県などは職員の給与明細書の裏面に企業広告を載せて増収を図るということです。給与明細書の用紙を節約するために、その用紙の一部に銀行の広告を載せたものを無料提供していただく、1枚の紙といえども買わず節約するという徹底ぶりは実に見上げたものでございます。ともかく歴史と文化の環境税も対立の構図ではなく相互の信頼関係を損なうことのないように、納得できる方策をご考慮くださるよう一つの提案とさせていただきます。再質問につきましては、自席にてさせていただきます。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま市議会会派新世会を代表されまして岡部茂夫議員よりご質問いただ

きましたので、順にご答弁申し上げます。

最初に、経済波及効果を高めるまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

昨年10月16日の九州国立博物館開館に伴い、予想をはるかに超える多くの観光客が太宰府を訪ねられたことにより、太宰府天満宮参道も大変なにぎわいぶりを見せ、太宰府名物の梅ヶ枝餅や土産品を買い求める観光客をはじめ、市内への回遊も相まって滞留時間も長くなり、周辺地域も含めた経済波及効果は高まっているものと確信いたしております。

市といたしまして、「献上願塩」の販売、あるいは大宰府政庁跡の梅の実を使って地元酒販組合との共同企画による梅酒「東風の梅」の販売やお菓子づくりなど、太宰府ブランドとして歴史とロマンを感じられる新しい特産品の開発支援を積極的に取り組んでまいりました。また、商工会では、九州国立博物館開館記念イベントを多数開催し、市との協賛行事にも積極的に取り組んでいただき、考古学ムードの盛り上げには大変なご協力をいただいております。

ご質問の太宰府ガイド本の作成時期につきましては、現在観光協会、商工会、太宰府天満宮、そして本市とで構成する太宰府ブランド創造協議会の中で鋭意検討いたしております、平成18年度末には完成の予定であります。今後もより一層国博のあるまち太宰府の魅力を発揮できるよう、商工会や観光協会など関係団体ともタイアップしながら、特産品の開発支援や観光関連産業の振興に重点を置き、地域経済の活性化を積極的に図っていきたいと考えております。

次に、歴史と文化の環境税と今後のあり方についてですが、本税は平成15年5月23日に施行され、導入当初は一時混乱の時期もありましたが、関係者からの一定の理解をいただき、3年間で約1億円の税収になる見込みであります。今日の厳しい財政事情の中、新しい試みへのチャレンジを行い、大きな自主財源が確保できたことは、財源面では市や市民に潤いをもたらし、精神面では職員に創造力と行動力の重要性を再認識させてくれたと思います。今では、この税は市民、納税者、駐車場事業者の一定の理解を得ているものと考え、また当市のまちづくりには必要不可欠な財源となっていると認識しております。

しかしながら、条例が本年5月に3年の適用期間を迎えますので、4月に税制審議会に継続、廃止、条例の見直しに関して諮問いたしたいと考えております。市としましては、市民の意向や納税者の意見等を十分に踏まえ、税制審議会の答申を参考にし、21世紀は市と市民の協働のまちづくりという将来の展望を見据えた上で、最終的に判断をしたいと考えております。

税の使途につきましては、歴史と文化の環境税運営協議会で本市の特性を生かした事業の提案をいただき、市民参加の中でロマンあるまちづくりが着々と進行しつつあり、来訪者や市民の皆様からも一定の評価を得られていることを感じております。

この税を活用した事業の中には、史跡地ライトアップ事業など、従来から実施していた事業で財源の確保ができずに縮小または廃止せざるを得なくなっていた事業でも、本税の目的に合致したものについては削減された一般財源にプラスする形で事業を進めております。

また、岡部茂夫議員から税ではなく広告などの視点を変えた財源確保についてご提言をいた

だきました。この歴史と文化の環境税については、負担の公平性や将来にまでわたる財源の見込みから、他の方法での徴収では財源確保の担保が確実でないのではないかと考えておりますが、広く市民や事業者からまちづくりのために負担をいただく方法として、昨今ホームページや印刷物、庁舎内や公共施設、市営バスなどへの広告を募集し、自主財源の確保に努めている自治体があります。

本市におきましても、関係課と調整を図り、様々な方法で調査研究をし、さらなる自主財源の確保に努めたいと考えております。

以上のとおりご質問の件につきまして答弁してまいりましたが、ただいま承りました貴重なご意見や要望につきましては、これからの市政運営に当たりまして十分に参考にさせていただき、一層の努力をしてまいり所存であります。

以上であります。

議長（村山弘行議員） 1項目について再質問ありませんか。

18番岡部茂夫議員。

18番（岡部茂夫議員） 第1点の経済波及効果のあるまちづくりというのは、本市の第四次総合計画でありますとか、「ゆめ・未来ビジョン21」、あるいは平成18年度の経営方針の中では抽象的なお題目が並んでおりますけれども、なるほどと思える具体策に乏しいのが欠点といえは欠点でございます。

そこで、大変耳の痛い話になるかも知れませんが、皆さんもご存じの、あのおとぎ話の中のネズミの相談、ネズミたちはあの恐ろしい猫から身を守るために、猫の首に鈴をつけておけば安心して過ごせるという相談がまとまりました。が、さて果たして、だれがいつまでに、どういう方法でつけに行くかという肝心な手段がわかりませんでした。要は、いろんすばらしいビジョンは並んでいるけれども、だれがどういう方法でいつまでにという、実施手段が具体的に示されないと具現化はなかなか難しいと思います。せっかくすばらしい企画がありましても、ネズミの相談で終わることのないようにあえて申し上げる次第でございます。

昨年、自治体合併で柳川の市長選挙で新しく市長に就任された前大和町長であった石田さんは、ローカルマニフェストを市民に提示されまして、すべての項目について、いつまでにを全部明確にされました。期限を切って政策を打ち出すというのは並大抵のことではできないと思いますが、多くを語らず逆に自分で自分にプレッシャーをかける、そうした厳しい姿勢が住民の賛同を得たのであろうと思います。私も石田市長と親しい友人の一人として温かく見守っている次第でございます。本市の「ゆめ・未来ビジョン21」も含めて夢に終わることのないようお願いを申し上げます。

そこで、NHKが全国へ向けて公募をいたしました「歩きたくなる道500選」には本市からは応募はしておられませんでした。この500選の中身を上層部の皆さんは吟味、研究されたでしょうか。なるほどと思える大変おもしろいヒントがたくさん盛られておりますが、今後何か妙案はございませんか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） ご質問のNHKが公募した作品については残念ながら提出はいたしておりません。そして、その内容についても私どもとしてはまだ見ておりません。

以上です。

議長（村山弘行議員） 再々質問は。

18番岡部茂夫議員。

18番（岡部茂夫議員） これは今インターネットで取り出せば簡単に取り出せますので、やはりそれを見て参考にされることは非常にいいことだと思います。一度そういう方法で出してみてください。

やはりここで結論づけてですね、何も回答を迫ろうというものでも、そういうテーマでもありませんので、やっぱり今後十分な内部討議をされまして、斬新かつ奇抜な仕掛けを含めて経済波及効果のあるまちづくりへ向けてご尽力くださるようお願いを申し上げます。

第1点はこれで終わりまして、第2点に移ります。

第2点の問題については、歴史と文化の環境税の代案としてということ、これは後ほど、恐らく会派幸光の力丸議員からもまた別の提案があるかと思えます。5月下旬には見直しなり何らかの動きがあるかと思えますが、利用者へのアンケート調査、そういったものは今のところどうなっておりますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 歴史と文化の環境税の適用期限が迫っておりますが、それにやはり市民、それから利用者、あるいは徴収をしていただいています事業者等々の意見も聞きながら我々判断をしたいということで、現在その準備、あるいはもう行いつつあるという状態でございます。

議長（村山弘行議員） 再質問について。

18番岡部茂夫議員。

18番（岡部茂夫議員） アンケート調査を含めましてですね、多くの人々の声にやはり冷静かつ謙虚に耳を傾けていただいて、税のあり方というよりも財源確保のあり方を広く各自治体の動向を見据えつつ、全体的な本市の経済全般の活性化についての論議を重ねられましていくべきではなかろうかというふうに思っております。本市は人口も6万六、七千人でございますし、行政面積も29.61km<sup>2</sup>という30km<sup>2</sup>足らずの行政面積でありますけれども、知名度だけはやはり今やもう全国ブランドとなっております。本市の場合には何かと注目の的となりますので、執行部の皆さんは気の抜けない行政対応を余儀なくされることと思えますが、1点、2点含めて一つの問題提起でございますので、新しい年度へ向けてこのときに柔軟に慎重に、できれば声なき声にもご配慮をいただいておりますようお願い申し上げます、会派の代表質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 以上で新世会の代表質問は終わりました。

次に、会派平成の会の代表質問を許可します。

15番安部陽議員。

〔15番 安部陽議員 登壇〕

15番（安部 陽議員） ただいま議長の許可を得ましたので、平成の会を代表いたしまして質問をいたします。

平成18年度の施政方針は多岐にわたっており、焦点を市の財政面から見た特に歳入面に対する考え方と政策のあり方について伺います。

今回の平成18年度の予算を見まして、まず頭に浮かんでまいりましたことは、総予算が前年度より一般会計で19億円からの予算減であり、逆に特別会計では、この特別会計は国民健康保険、老人保健、介護保険事業での14億6,000万円からの増額予算となっております。この現象は何を物語っておるのでしょうか。私は明るい歴史とみどり豊かな文化のまちを目指して、あるいは安心安全のまちづくりの政策が鈍ってくるのではないかと危惧する者の一人でもあります。

一般会計で186億円、健康や医療に係る特別会計では146億円と今や一般会計に迫る勢いで、私に言わせれば、特別会計におきましては今までの施策を意識改革によってむだな部分の経費が節約できたり、場合によっては投資効果が出てくる事業もあるのではないかと思料する者の一人であります。平成18年度予算では、国におきましても3%減の79兆6,860億円で、この減少傾向は全国の各自治体にも及んでおりますことは承知しております。しかしながら、今回の一般会計での予算減は、佐野土地区画整理事業、地区道路整備事業、散策路整備事業等の完了によるものと思われませんが、せめてもの事業が完成すれば次の事業ができるくらいの財政資力と能力が欲しいものです。このため、できるだけ入りを増やし出を少なくする施策を考えるべきで、来年度予算も支出をいかに抑えるか苦労されたものと推察いたします。

私は、予算編成で歳入増を考える場合に、そのツケを市民に負担をかけてはなりません。私が見る限りでは、歳入増を図るためにはすぐに税を増やしたり、手数料や受益者負担等の見直しで市民に負担をかけようとされます。しかしながら、市民のほとんどの方は高齢社会となり年金暮らしです。また、この年金も見直しで徐々に減額されております。このように相反する政策では、市民の生活は根底から覆され、健全な市政、安心安全なまちづくりとは言えません。

そこで、お伺いいたしますが、健全な市政、市民生活を考えた際に、今後の歳入増に対する考え方について、どのような施策があるのか伺います。

私は、市民に負担をかけずに歳入を増やしていく政策は九州国立博物館、太宰府天満宮、大宰府政庁跡等史跡地の活用にあるのではないかと思料いたします。すなわち観光産業の育成と活性化ではないかと思います。

また、あと一つは、高齢者の医療費の削減、寝たきりにならない政策ではないでしょうか。この問題につきましては、同じ会派の田川議員からも一般質問がありますので簡略いたします

が、施政方針の中で観光マップや太宰府ガイド本の作成が予定されております。このようなソフト面も一方策ではありますが、直接歳入増につながる生きたハード面に資本投下として取り組むべきではないでしょうか。すなわち以前から何度も提言しておりますように、1時間コース、2時間コースあるいは4時間コースなど、観光客や来訪者が長時間滞在できる実態に合ったモデルコースをつくとともに、本市で唯一のまほろば号の運行方法と利用の活用にあるのではないかと思います。そのためには、もう一度行ってみたい、また訪れたいというような施設整備と工夫とが必要ではないかと思います。

私は、観光産業政策なくして本市の財政は豊かにならないと現時点では思っていますが、この九州国立博物館を核とした観光政策についての見解と、またこのほかの歳入面に対する見解をあわせて伺います。

次に、福祉でまちづくりについて伺います。

少子・高齢者社会を迎え、特に子育て支援の充実は今後私たちに与えられた重要な施策であり課題でもあります。今回、都府楼保育所の民営化に基づき出前保育や子育てサロンなど市民に直結した政策が盛り込まれましたことは、大変有意義な活気ある改革ではないかと評価いたします。

一方、高齢者対策につきましては、今回高齢者の生きがいについてはサークル活動を進めていきますとありますが、どのような取り組みをされるのか、また具体策を伺います。

私がシルバー人材センターの理事長と話す機会がありまして、その中でシルバー人材センターに登録をしてある方は寝たきりはおられないと言われ、やはり生きがいと希望を持ってある方は病気にもなりにくいのだなと感心しました。これからの高齢者には何か仕事や皆さんと活動できる機会や趣味など、活躍できる場をつくるべきと感じた次第です。

また、今回の予算で、人間ドックが廃止されておるようですが、これは事業の見直しと思われませんが、検診、相談業務などのほかに健康増進、寝たきり予防について、どのような対策を考えてあるのか伺います。

トヨタ自動車はグループの社員、家族約21万人を対象に、予防医療に取り組みます。予防医療は、医師が保健師や栄養士らと連携し、生活習慣病やうつ病などの精神病にかかるのを防ぐ取り組みです。こうした疾病は、治療が長引き医療費増大につながるからであります。本市も横の連携を強化し、予防医療に取り組むべきと思いますが、その見解を伺います。

次に、生涯学習社会の創造の中で、中学校給食がいよいよ導入されます。導入されますことは生徒や保護者にとって価値あるものと評価いたします。

私は3校の給食の実施状況を見学させていただきました。その中で、宇美東中学校の栄養管理士の献立を見まして大変感心いたしました。それは毎日のように料理の中にニンジン、カボチャなど取り入れられ、これらに含まれている食物繊維やビタミンC、Eなど、欠くことのできない栄養素がたくさん含まれている材料を使ってあるからであります。また、保護者に渡される献立表の中に、体に必要なものや、どのようなビタミンが含まれているのか、また体をつ

くる食べ物など詳しく説明されていたことでもあります。人それぞれ仕事に対する熱心さで人の心や感謝の気持ちなど変わってくるものと思われませんが、今回取り入れられる中学校給食における栄養士の採用と、今後取り入れられます食育がどのように行われるのか伺います。

最後に、高雄地区の関係で伺います。

今回、高雄公園整備事業で8,100万円、高雄中央通線整備事業で3億2,100万円ほど計上されておりますが、周辺の市民の方は、公園よりも早くまほろば号の開通や安心して通れる道路を待ちわびておられると思いますが、この際道路整備に力点を置き、整備した後に公園整備に取りかかるべきと思料いたしますが、ご見解を伺います。あとは自席にて再質問をいたします。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま市議会会派平成の会を代表されまして安部陽議員よりご質問をいただきましたので、順にご答弁申し上げます。

最初に、平成18年度予算についてのご質問にお答えいたします。

今後の歳入増に対する考えについてですが、ご存じのとおり国、地方とも財政は依然として厳しく、三位一体の改革において、国の歳出見直しと歩調を合わせて地方歳出も見直し、地方交付税の抑制等が進められており、税源移譲についても議論がなされる中、大幅な歳入増は見込めない状況であります。また今後、国レベルでの少子・高齢化の進行や人口減少への転換、団塊世代の大量退職時期の到来など、今後も歳入の減少と高齢化対策等歳出の増加が予想されており、本市におきましても人口は微増傾向であるものの、人口と歳入の増加を誘引するための対応を図ることは重要な課題であります。

このようなことから、中・長期的観点からは、新市街地を形成いたします組合施行土地区画整理事業の円滑な促進や、（仮称）JR太宰府駅を含む佐野東地区をも視野に入れた人口の増加策により、財政基盤の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、まるごと博物館推進プロジェクトについてですが、九州国立博物館を核とした観光政策については、ご承知のとおり九州国立博物館の入館者は開館から4か月余りで100万人を超えており、これまでの太宰府天満宮一極集中であった人の流れが九州国立博物館の開館に伴って変化が生じております。全国からの問い合わせがあるなど注目を浴びており、これは太宰府観光の長年の懸案である市内回遊を促し、滞留時間の延長に結びつけるための絶好の機会であると考えております。

これまでの事業として、楽しみながら市内を散策し、歴史遺産だけでなく、地域に引き継がれておる文化にも触れることができるような観光プログラムを作成し、市内を回遊していただくための様々なルートを準備し、ホームページでも紹介しており、旅行社やグループからの問い合わせや申し込みも数多くなってきました。ご質問いただいたような観光産業政策として財政面で潤うような展開をしていくには、例えば食事どころの充実や来訪者をもてなす心の醸成など、よりレベルの高い観光地づくりに取り組んでいく必要があります。これらの実現のためには、行政の力だけではなく、地元商工会や観光協会、天満宮等とも連携を図り、地域が

一体となって取り組む必要があると考えております。今後も地域固有の観光資源を最大限に活用し、市民や関係団体と一体となりまして、文化と商業の共存する魅力ある観光行政に取り組んでいく所存であります。

続きまして、福祉でまちづくり推進プロジェクトについてのご質問にお答えいたします。

まず、高齢者対策でのサークル活動の具体策についてですが、介護保険認定非該当者で閉じこもりがちな方を対象に、いきいき情報センターにおいて、生きがいづくりや介護予防を目的とした高齢者サロンを、NPO法人太宰府ボランティアネットワークと協働して展開していきたいと考えております。また、平成16年度から、高齢者が高齢者を指導することによる双方の生きがいづくり、仲間づくりを目的としてスタートいたしましたプラチナパソコン教室を、今年度も継続し行ってまいりたいと考えております。

次に、市民の健康増進についての具体策についてですが、健康診査を受診した結果、生活習慣病の発生のおそれがある人や市民を対象として、生活習慣病予防学習会や講演会の開催、また月2回健やか相談を実施し、保健師、栄養士や医師が相談を受け、健康増進、寝たきり予防対策を図っております。うつ病等の精神的症状の予防につきましては、月に1回、心の相談日を設けまして専門の相談員が相談を受け、症状の早期発見に努めております。また、相談の内容によっては、筑紫保健福祉環境事務所との連携や精神科の専門医等との連携を取りながら、治療につなぐ取り組みを進めております。

また、予防医療の取り組みは、医療保険制度を将来にわたり安定して持続していくためにも極めて重要な課題です。国民健康保険では、今までにも様々な取り組みをまいりましたが、平成18年度からは特に生活習慣病に着目した保健指導を重点的に進め、将来的に医療費の抑制を図ってまいります。

次の、「人を大切に豊かな心を育むまちづくり」の学校教育については、後ほど教育委員会で答弁いたさせます。

次に、「自然と環境を大切にすまちづくり」の緑の保全と創造と、快適で魅力あるまちづくりの交通体系（道路）についてのご質問にお答えいたします。

高雄地区のまちづくりにつきましては、幾つかの重要な施策が必要なことから、第四次総合計画後期基本計画に示しております。特に、道路整備につきましては、平成17年度は家の前・今王線を整備いたし、今年度から2年間、平成18年度から平成19年度で高雄中央通線を整備いたします。また高雄公園の整備につきましては、地域住民の憩いの場、交流の場を想定し、平成15年度から用地の取得を行い、平成19年度と平成20年度の2か年で整備の計画をいたしております。

いずれにいたしましても、高雄地区のまちづくりにとりまして重要な事業でありますことから、まちづくりの推進を図ってまいります。

以上のとおり、ご質問の件につきましては答弁いたしてまいりましたが、ただいま承りました貴重なご意見やご要望につきましては、これからの市政運営に当たりまして十分に参考にさ



せていただき、一層の努力をしてまいる所存であります。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 「人を大切に豊かな心を育むまちづくり」の学校教育についてのご質問にお答えいたします。

まず、中学校給食における栄養士の採用についてですが、中学校ランチサービス、いわゆる中学校給食の実施に当たりましての栄養士の採用につきましては、経験豊富な嘱託栄養士の確保に努め、中学校ランチサービス事業の充実を図りたいと考えております。

次に、食育の考え方ですが、中学校の時期は、子どもから大人への成長期に当たり、心身がともに発育する大変重要な時期と考えています。このような中で、子どもたちが将来にわたって安心して健康的な生活が行えるよう、正しい食事のとり方や栄養について理解させ、また知識を持たせ、自己管理ができる力の育成を図ることが求められております。そのようなことから、学校や家庭と連携しながら食育の推進を図っていきたいと考えております。

以上のとおり、ご質問の件につきまして答弁してまいりましたが、ただいま承りました貴重なご意見、ご要望につきましては、これからの教育行政運営に当たりまして十分に参考にさせていただきます、一層の努力をしてまいる所存でございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） ここで17時まで休憩いたします。

休憩 午後4時40分

~~~~~

再開 午後5時00分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1項目めについての再質問はありませんか。

15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 先ほど市長答弁で大体納得はしておるんですが、やはり今、微増の人口増でございますから、高層ビルだとかホテル等の進出を考えた政策が必要じゃないかと思えます。したがって、用途地域を変える考えがあるのか、それによって人口増がさらに変わってくると思いますが、それ1点お願いします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 現在の後期基本計画の中にも明記しておりますけども、将来人口、平成22年度には7万2,000人を目標ということに設定をいたしています。これは変わっておりません。やはり、例えば通古賀地区の区画整理にしましてももう工事が始まりますし、その範囲の中でも、今のところ多くて2,000人ぐらいの予定をいたしております。そういうことで、あとホテルの誘致につきましても、後期の基本計画の中でもきちっと明記をしておりまして、いろんな関係機関、団体とも連携をしながら、そういうホテル誘致にも努力をするということ

明記しておりますので、それに向かって努力はしたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 再々質問はありませんか。

15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 用途地域を見直すかということだけでいいんですよ。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 現在のところ、用途地域の変更は考えておりません。

議長（村山弘行議員） 次に、2項目めについて再質問はありませんか。

15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 今回、観光立国法が43年ぶりに改正されます。その中で、政府は各省庁や自治体の積極的な取り組みが期待されておるといってございまして、私、最近九州国立博物館に行きましたら、九州国立博物館では古代の虫はどのようなものであるかという研究をされた方が、マスコットをつくられたわけですね。これが修学旅行生に大変人気があって、かなりの購入があるということございまして、したがって、そういうような研究等をするために、各省庁への働きかけをどのように今後、恐らくこれは支援事業として、今後観光立国するために支援事業が出てくるとは思いますが、その取り組みをちょっと、どのように考えてあるのか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 観光立国法の改正につきましては、まだ新聞情報なんですけども、今回43年ぶりに基本法を改正するというふうな情報があります。この内容につきましては、やはり観光客を含んだ中での地域経済の活性化というのを一つの目標にしております。こういう一つの基本法あたりが明確に私の方に情報が入った段階で、また新たな本市としての観光誘致に対するいろんな施策を検討すべきだろうというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 再々質問はありませんか。

15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） それでは次に、まるごと博物館構想で、先ほどもまほろば号のことが出ておりましたけれども、やはり私は観光産業というのは大事だと思いますので、大宰府政庁跡に、これは田川議員も言っておりましたけれども、南大門あたりをつくったりして、やはりもう一度行きたいなというような気持ちを起こさせる施設は必要ではないかと。それと、まほろば号での史跡地等への移動、回遊というものを重要視しているわけですね。したがって、西鉄太宰府駅、大宰府政庁跡、西鉄都府楼前駅、これを結んだまほろば号の増便あるいはそういう特別な時間帯が組めないかということで再三申し上げておりますけれども、なかなかこれも取り組めないというような状況ですね。したがって、今後の本市の財政に必ず寄与すると私は思っておりますが、その取り組みについてお願いします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） まほろば号の運行につきましては、今回も平成18年度予算に減額を

した予算を計上いたしております。これの一つの目標と申しますのは、やはり今現在、バス8台で運行しておりますけども、これをいかにさらに経費を節減するか、あるいは今回の九州国立博物館の観光客も含めてかなり観光客も増えてまいりましたので、いわゆる収入増につきましても様々な視点から方策を検討したいということで、いわゆる経営目標という数字を立てながら今後、このまほろば号の運行のあり方についていま一度原点に戻りながら研究を重ねていきたいというふうに思います。特に、安部議員さんから過去にも再三、観光客への利用ということでご提案をいただいております。確かに、先ほど申しました九州国立博物館へのお客もたくさん増えましたので、これはもう既に行っておるんですけども、九州国立博物館の担当の方と協議をいたしておりますのが、九州国立博物館の施設内でこのまほろば号のPRをぜひさせてほしいということで、時刻表でありますとか、パンフレットをこの館内に置いていただき、九州国立博物館においてになった方が市内を回遊できるような一つの情報提供を今後もちっと続けていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（村山弘行議員） 3項目めについて再質問はありませんか。

15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 先ほど福祉のサークル活動については市長から答弁あったわけですが、やはり、いきいき情報センターで高齢者サロンだとか、プラチナパソコン教室だとか、そういうものはその場所ではないわけですね。しかしながら、高齢者の方たちは各校区あるいは各公民館でもいろいろやってあるわけですが、そういう人たちにやはり支援策をもう少し考えるべきと思いますが、そういうような例えば運動的なものと文化的なものがあるわけですが、そういうものについての支援を今後どのように考えてあるのか、その点ちょっと詳しくお願いしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 今ご質問されております事業につきましては、NPO法人の方にお願ひしてる分ですが、これはいきいき情報センターで平成18年度の事業として新たに立ち上げるものでございます。それで、こういう活動につきましては、確かに1か所でするよりも各行政区、44行政区がありますから、そういうところでやっていくという方が参加しやすいということがあると思います。現在でも、地域コミュニティ運動教室というものを各公民館とか学校の体育館を使ったりして実施しているものもございまして、その中には運動も当然ございまして、調理実習を通した中での高齢者のふれあいの場というところですね、そういうものも今現在推進しております。それで、職員でそれぞれの地区公民館の方にその都度出ていくというのは、体制につきましてもちょっと無理な面がありますので、健康推進員さんの協力を得ながら広めていきたいというところで、健康推進員さんを対象にしたいろんな催し物も計画してですね、それを全市的に広げていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 再々質問ありませんか。

15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 午前中の武藤議員の質問ともちょっと触れるわけですが、今回、佐野土地区画整理事業の終結を見まして、建設部関係の職員の方の減ということが考えられると思います。それから、もう一つは都府楼保育所の民営化、そういうことによって職員の引き上げということも出てきておるわけですが、そういう職員の方を、私は福祉部の方に異動していただいて、そちらの方で出前健康づくり、健康行政マンを育成していただいて、各地区にその人たちが実動部隊として健康づくりに寄与していただく、そういう方策をとられたらどうかと思えますが、機構改革もまだ4月からしか行われませんが、その考え方ですね、今まで完了してきた職員の配置がえ、福祉部にそういう重点施策を置いてもらいたいと思えますが、そういう考えについてお願いします。

議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 今回、事業の一部終了、それから業務の委託等で職員が市役所の方に引き上げてくるわけですが、その分については、平成18年度は大幅に嘱託職員の削減をいたしておりますので、そういうものに職員を充てていくという方針で現在進んでおります。

議長（村山弘行議員） 次に、4項目めについて再質問はありますか。

15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 先ほど、教育長から丁寧な回答を得ておりますので、申し上げることはありませんけれども、どうも考え方によっては、新規採用はされないということですかね。その1点だけでございます。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 教育長の方で答弁申し上げましたように、嘱託職員で対応したいと考えております。

議長（村山弘行議員） 再々質問ありませんか。

15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） そういう職員の方を採用されるときには、やはり熱心な、研究心を持った優秀な人をひとつよろしく願いしておきます。

議長（村山弘行議員） 次に、5項目めについて再質問はありますか。

15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 公園関係が、地元では余り好まれていないというふうなうわさも聞いておるわけでございますけれども、やはり、地元としては早くまほろば号を通してもらいたいという方が強いんですね。それで、そういう予算が、これは補助金との関係もありますのでやむを得ず公園の予算も出ていると思えますけれども、もう少し重点施策を道路面に持っていかれないか、それが1つと、それから、公園をつくるとしたらどの程度情報を現在得てあるの

か、対象をどういう人に絞ってあるのか、そういうことについてお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 道路整備を重点的にできないかということですが、市長答弁も含めまして、そういう精神で道路の整備をいたしておるところでございます。道路整備につきましては、本当に長い間ちょっとできない状態がちょっと続いておりまして、昨年の市長の施政方針の中で、家の前・今王線を整備するという、それから高雄中央通線を平成18年度、平成19年度で整備するという、その特に生活道路の整備を中心に進めておるところでございます。また公園につきましても、いろんな環境整備事業等のこともありまして、それから高雄区のまちづくりの中に公園が1つ必要であるという市の方針のもとに、今用地の買い戻しをやっておるところでございます。その整備につきましては、農事水利組合あるいは高雄区の方に、こういう方針でつくっていくということを説明をいたしておりますし、また、何度も申しますように、今年度につきましては近隣の行政区あたりに意見を聞きながら最終的な公園の面整備といいますが、そういうものをしていきたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 再々質問ありませんか。

15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 一応地元の意見を大切にしながら進めていっていただきたいと思っております。

これをもちまして私の代表質問を終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） 以上で平成の会の代表質問は終わりました。

次に、会派宰光の代表質問を許可します。

2番力丸義行議員。

〔2番 力丸義行議員 登壇〕

2番（力丸義行議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、会派宰光を代表し、通告に従い質問させていただきます。

太宰府が太宰府たるゆえんは、九州国立博物館の設置について九州のどこからも反対しないほど文化財をはじめ歴史資源がたくさんあり、今日があるのであると思います。古きをたずねて新しきを知る、温故知新という言葉があります。太宰府は、その昔九州を治めた役所があったところであり、先人たちがみんなこれを守ってきたからこそ太宰府1300年の歴史の流れの延長線上に、やはり太宰府の未来があるのではないのでしょうか。太宰府には、太宰府天満宮や大宰府政庁跡、観世音寺など本物の歴史資源がたくさんあります。これらの宝は逃げたはきません。昨年オープンした九州国立博物館も逃げることはありません。いつまでも太宰府に存在するわけでありまして。また、学問の神様を祭る太宰府天満宮があるおかげで、進んで大学も太宰府に進出してきております。本当に素晴らしいことでもあります。これらは太宰府の底力と言えるわけでありまして、私はどうも底力を出し切っていないように思われてならないので

あります。自治体によっては、ホテルを誘致したり、大型スーパーができて、その条件整備で道路や周辺の整備をするわけでありまして、採算が合わなかったらすぐにでも出ていくわけでありまして。そうしますと、自治体は条件整備した借金だけが残るとということにもなりかねません。しかし、太宰府は違います。繰り返し申し述べますが、太宰府天満宮をはじめとした本物の歴史資源があります。九州国立博物館ができました。今こそ太宰府の底力をしっかりと示し、まちの元気と地域の活力をそういうものに結びつける政策を次々と立案し実行していかなくてはならないのではないのでしょうか。

そこで、新たな施策として立案、制定され、間もなく見直しが見られる太宰府市歴史と文化の環境税について伺います。

太宰府市歴史と文化の環境税の第1条には趣旨が書いてありますが、これを読みますと、「この条例は、本市固有の歴史的文化的遺産及び観光資源等の保全と整備を図り、環境にやさしい「歴史とみどり豊かな文化のまち」を創造するために課す歴史と文化の環境税に関し必要な事項を定める」とあります。私が考えますに、「歴史とみどり豊かな文化のまち」は太宰府市の将来像でありますから、当然その実現に向けて取り組んでいかれるということはわかります。そうすると、文章の流れから、「本市固有の歴史的文化的遺産及び観光資源等の保全と整備を図り」、もってこの将来像にかかっている言葉、要するに「環境にやさしい」という部分がこの税の本来のねらいであろうと考えます。この環境にやさしい取り組みは、例えば東京都のトラック排ガス規制のような、税収そのものが目的ではなく、排ガス規制に適用していないトラックの進入を防ぎ、環境に配慮した取り組みといえます。これは目的とすることが一致していると思うわけでありまして。まず、趣旨といいますが、本来の導入の使途、目的について伺います。

環境にやさしい取り組みとはどんな事業をいうのでしょうか。そして、近い将来においてどのように太宰府を変えるのか、市長の考えをお聞かせ願いたい。

次に、今後のあり方について伺います。

まず、ネーミングは非常に大切だと思います。わかりやすくすれば、人はすっと納得すると思います。それに引きかえ本市が導入した名称は、「歴史と文化の環境税」で、一体歴史のためなのか、文化のためなのか、環境をよくするためなのか、なかなかわかりにくいと言わざるを得ません。多くの人たちに納得してもらいたいという思いで欲張ったネーミングではないでしょうか。もっと単純で明確なものにする必要があります。すると市民は、そうか、そのために使うのかとすごくわかることはとても大事だと思います。新聞社やテレビ局が「駐車場税」と言って報道したことは、やはり視聴者などへの配慮からだと思うのであります。また、課税する場合は十分その趣旨を説明し一定の理解を得る必要があります。導入には反対であるが市の言い分はわかるという、一定納得できるものであることが必要と考えます。しかしながら、見直しまであと2か月ほどであります。今後どのように進めていかれるのか、もし継続するのであれば、十分駐車場事業者の説明をし、理解を求めるには時間があるとは言えません。2

か月後に迫った期間内での継続の理解を得るのは難しいのではないのでしょうか。市長の考えをお伺いいたします。

再質問については、自席の方で行わせていただきます。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま市議会会派宰光を代表されまして力丸義行議員よりご質問いただきましたので、順にご答弁申し上げます。

歴史と文化の環境税についてのご質問にお答えいたします。

最初に用途についてですが、この税の用途につきましては、歴史と文化の環境税運営協議会の中で、本市の特性を生かした様々な事業を提案いただいております。この税を活用したものといたしましては、正月期における臨時駐車場や仮設トイレの設置、花いっぱい運動や観光マップの作成など、来訪者にも喜ばれる事業を実施しております。

次に、将来の本市のデザインをどのように考えているかについてですが、本年3月策定いたしました第四次総合計画後期基本計画や、平成17年3月に策定しております「太宰府市ゆめ・未来ビジョン21」にお示した市の将来に向けてのビジョンに沿いまして諸施策を展開してまいりたいと考えております。

次に、今後のあり方についてですが、歴史と文化の環境税は平成15年5月23日に施行され、導入当初は一時混乱の時期もありましたが、関係者からの一定の理解をいただき、3年間で約1億円の税収になる見込みであります。今日の厳しい財政事情の中、新しい試みにチャレンジすることで、財政面では市や市民に潤いをもたらす、精神面では職員に創造力と行動力の重要性を再認識させてくれたと思っております。今ではこの税は、市民、納税者、駐車場事業者の一定の理解を得ているものと考え、当市のまちづくりには必要不可欠な財源となっていると認識いたしております。しかしながら、本年5月、3年の適用期間を迎えますので、4月に税制審議会に継続、廃止、条例の見直しに関して諮問いたしたいと考えております。市としましては、市民の意向や納税者の意見を十分に踏まえ、税制審議会の答申を参考にして、21世紀は市と市民の協働のまちづくりという将来の展望を見据えた上で最終的に判断したいと考えております。

以上のとおり、ご質問の件につきましては答弁してまいりましたが、ただいま承りました貴重なご意見やご要望につきましては、これからの市政運営に当たり十分に参考にさせていただき、一層の努力をしてまいり所存であります。

以上であります。

議長（村山弘行議員） 再質問はありますか。

2番力丸義行議員。

2番（力丸義行議員） それでは、2点再質問いたします。

まず、やっぱり私は、この税のねらいは、先ほども述べましたように、環境にやさしいということだと思えます。じゃ何が環境にやさしいのかですね、本当に多岐にわたる問題だと思

ます。例えば、今口ハスという生き方が静かに広がりを見せています。口ハスとは略語で、健康を重視し、持続可能な社会生活を心がける生活スタイルのことです。このような意味で、乗り物としては自転車が最適な乗り物になるんじゃないかなと思います。これは個人の生活スタイルなんですが、このような考え方を少しでもやはりまちづくりに取り組んで、持続可能なまちに、環境に配慮したまちにしていくことはやっぱり、これからの社会に大切な考え方ではないでしょうか。そして、本市においてこういった考えの延長線上といえますか、観光客や我々市民が自転車や徒歩で史跡地などを回遊し、また散策するといった風景がこういったことから想像できるわけでございます。またもう一方では、五条の交差点から天満宮の大駐車場までの通学路の危険性はかなりの間指摘されてきました。この問題は、今の財政状況ですぐにということは大変難しい問題だとは思いますが、歴史と文化の環境税で少しずつでも歩道の拡幅ができるはずだと思います。ここを通学する児童を見たときにですね、私も車のドライバーとして、またほかの車のドライバーさんがどんな気持ちになるのかなと、また周辺の住民の方は、当然騒音や振動による苦勞をなされていると。そしてまた、通学する児童が心配だ、そういう声をよく聞きます。とにかくこの道路にかかわる人にとっては、とてもやはりひどい環境ではないでしょうか。そういった意味で、歴史と文化の環境税使途計画で27事業ありますが、どうも時間をかけてじっくりと事業を行っていく、そういう感じが感じられないわけです。確かにこの27の事業、市の施策としては必要なかもしれませんが、ただ一般施策の税だったからでしょうか。税のスタートから3年しかたっていませんが、使途、目的について、当初の考えから変わってきていないか、再度お伺いします。

それからもう一点、先ほど21世紀は市と市民の協働のまちづくりという将来の展望を見据えた上で最終的に判断をしたいと回答されましたが、ここで太宰府天満宮の前宮司の言葉を紹介し、もう一点の質問をいたします。

これは太宰府市史の通史編別編に書いてあることですが、今から約半世紀前の大祭に際してですね、太宰府天満宮前宮司をはじめいろんな人たちがまちの繁栄策についてのが書いてあります。「太宰府神社と太宰府町は切っても切れないものであり、一体となって雄大な構想のもとに飛躍せん」と。そして、「大祭を戦後の本格的な町整備の起爆剤に位置づけながら、生産的な商工業の発展は太宰府の立地条件から多く期待できない以上は、やはり文化神天満宮を氏神とする歴史の上に立ち、これを文化の町として育て上げること」と、地域振興の理念が示されております。まちの精神的、経済的発展のよりどころとしてですね、天満宮が機能する。相互の補完の関係がいち早く確認されています。誠に素晴らしいことです。今から半世紀も前に、地域振興の方向策が有志たちによって公にされていたこと、また、諸先輩の先見性にただただ敬服するのみです。今現在を考えてもですね、このことは何ら変わるところがないのでしょうか。そういったところで、協働のまちづくりのもと、この税を考えたときにですね、天満宮をはじめとする駐車場業者の皆さんが本当に一定の理解をなされているのでしょうか。また、太宰府のまちづくりに対する理解は、歴史と文化の環境税を通してなされていると聞い



ております。しかしながら、特別徴収義務者であることや、税そのものに対する理解がなされていているとは思えません。現在どのように理解されているのか、お尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） この歴史と文化の環境税、条文を読めば読むほど味がある条文ではないかと思っています。で、環境と一言に言うのではなくて、やはり力丸議員がおっしゃっておりますように、歴史と文化の遺産が、本物の遺産が残っているまちだと、それを有効活用してまちづくりをしていこうというまちづくりの視点からこの税はつくられております。ネーミングも大事ということで、駐車場税というふうなこともおっしゃっていましたが、その駐車するから税金を取るということでなくて、みんなでまちづくりに協力を願いたい、そういう趣旨も含めてこの税ができたというふうに聞いておりますし、条文から読み取れるというふうに考えております。そういうことで、その中で1つ提案があっていますが、いろんなところに欲張り過ぎて27項目もというふうにおっしゃっていますが、確かにまちづくりのためには幾つも大きな、いろんな広い分野に配慮をしながら税金を使っていくということも必要だと思うし、現に非常に困ってあるというようなご紹介がございましたけども、五条地区のあの狭いところに大型のバスが入って、家が揺れるとか、あるいは通学路がないために非常に危険だというようなお話も伺っています。これは歴史と文化の環境税の用途の計画の中にもそういう意見がだんだんと声が大きくなって出てまいっております、もう少し絞った用途計画、そういうことも必要ではないかという声は最近では多くなっています。最初は皆さんによく知っていただくために事業を散りばめたということもありますけども、少しずつそういう形に、必要な場所に必要な時期に必要な量を使っていこうと、そういうようなことも出てまいっておりますので、力丸議員のご指摘の件についても、今後議論がなされるのではないかとというふうに考えております。

また、このまちづくりについては、協働のまちづくり、これは本当にそういうふうと思うわけでございます。私ども「市長と語ろうまちづくり懇談会」の中でも、今からは市でやれる分、あるいは皆さんがやられる部分、それぞれ担っていきましょう、そうじゃないととても財政的にも厳しいというふうなことで、協働してまちづくりをやっていこうということは、我々も訴えております。そのことは、ご紹介がありましたように、前宮司の文を紹介されましたけども、やはり天満宮と太宰府市は両輪でまちづくりをしなければいけない立場だろうと思っています。それは太宰府市としても同じ考えだろうと思っています。その中に立って、この歴史と文化の環境税ができておりますが、今どういうふうに事業者に一定の理解が得られているのかということでございますが、まず最初に、これをつくるときに、税を100円も取ったら駐車をしないということで観光客が減るのではないかと、そういう心配、あるいは一生懸命観光に来てくださいよという宣伝をしてよその市は集めてるのに、税を取ることによって観光客が少なくなりますよという心配等がございました。とてもそういうことには税は取れないというようなお話でございました。当初混乱した時期には、利用者、やはり税金を納めるのはもとは利

用者でございますが、利用者からいろんな苦情等がございました。幸いにその後、事業者の方に内税で取っていただいたり、いろんな工夫をしていただいたりして、今軌道に乗った状態では、今のところ事業者からの苦情もないというふうな状況でございます。しかし、これを科学的に裏づけするために、今アンケート調査をとっておりまして、市民からの意見、あるいは利用者からの意見、そしてもちろん事業者からの意見もとりまして、それをもとに税制の審議会にも出していきますし、市長のいろんな判断の中にもそういうことを含めて判断をしていただこうと、そういう形で理解等についても今後そのアンケート調査を見ながら判断をしていきたい、そういうふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 再々質問はありませんか。

2 番力丸義行議員。

2 番（力丸義行議員） 財源の確保の方法はいろいろあるかと思えます。法定外普通税であるうちの歴史と文化の環境税や、また、最近基金とかですね、そういったやり方でちょっと調べておりまして、今日配らせておりますこの仙台市の資料があるんですが、最後に会派宰光として、新たな発展性を持った財源確保というところで提案させていただきまして、代表質問を終わらせていただきます。

この税制上の特典がある仙台市のこの条例は、我々会派宰光としても非常に近い考えでありまして、今回参考資料として配付させていただいております。本市において、今の財政状況やこれから変わろうとする行政システムの中で、財政的にも単独で「ゆめ・未来ビジョン21」すべてを実現することが非常に難しいのではないかと思います。しかし私は、このビジョンをしっかりと示すことで市民をはじめ市内の企業、また市内外を問わず多くの方々から新たな財源としての浄財がいただけると確信しております。また、市内の非課税法人にもビジョンをしっかりと示し、固定資産税の土地評価等を用いて一定のルールをつくり、寄附金をいただけるのではないのでしょうか。太宰府市の風景や歴史は、私たち市民だけのものではなく、多くの太宰府を理解していただける人々とともに協働で保全し活用していかなければならない、そのように考える次第でございます。

最後になりますが、まずは税制審議会での審議で、新たな発展性を持った財源確保の方策が検討されますよう期待し、代表質問といたします。ありがとうございました。

議長（村山弘行議員） 以上で宰光の代表質問は終わりました。

以上で一般質問の会派代表質問は終わりました。

次に、一般質問の個人質問に入ります。

19番武藤哲志議員の個人質問を許可します。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 3月議会では、代表質問をさせていただき、引き続き一般質問を行うことを議員各位にお礼申し上げます。

一般質問は、2項目いたします。質問内容は、同和関係施設の委託と運動団体補助金の見直

しと行き届いた学級編制をお願いする内容です。

平成18年度予算書に、南隣保館、南児童館、デイサービス施設の委託料として5,124万2千円が計上されております。予算内容を見ると、今までの施設人件費は6,052万1千円で、その差し引きは927万9千円です。一方、11節、12節、14節の予算計上額は777万6千円で、委託業務によってはいつでも補正できるような委託内容です。その上、今までどおり清掃業務は債務負担行為で4年間で2,314万6千円、今年度は1,843万4千円支出を予定しております。今まで当局は、委託の場合、経費削減と言っていましたが、今までの委託内容と全く違った内容です。南隣保館は、同和対策特別措置法がなくなり、一般対策としての運用が義務づけられております。その上、名称変更も可能ですし、国、県の方針です。今回この施設をどの団体に委託するのか、もし運動団体がNPOの法人となって委託を受けることになれば、あくまでも運動団体の施設的使用になるということではないかと危惧をしております。ぜひこの委託内容、契約条件を具体的に説明いただきたい。

太宰府市は、あらゆる公共施設で指定管理者の指定を行っているのに、なぜ解放運動団体が主に使用する施設の人件費相当のみ委託するとしたのかを回答いただきたいと思います。

1点目の通告の内容の関係で、解放運動団体の補助金、交付金、扶助費、減免制度について、福岡県は平成18年度関係団体に通知し、平成19年度廃止を決定いたしました。私は、同和対策は一般対策に移行し法的根拠もない中で、特別優遇措置は廃止を再三要求してきました。ところが平成18年度の運動団体に対する補助金等は2,516万9千円計上されております。福岡県下の中で太宰府市、筑紫野市のみ、このような同和対策事業がまだに行われていることは残念でなりません。太宰府市は福岡県と同じように、平成19年度には廃止を行うか、回答をいただきたいと思います。

次に、行き届いた学級編制について、教育長に質問します。

教育委員会は、新年度の学級編制は毎年大変だと思えます。児童・生徒数により各小学校、中学校のクラス編制や、特に中学校教科職員の確保など考えられます。一方、少子化傾向の中でも、平成18年度、小学校の新入児童の受け入れ、太宰府小学校、水城小学校では40人クラスが考えられます。一方、太宰府東小学校は23人クラス、太宰府市の小学校、中学校では、9クラスが40人近いクラスになっております。福岡市は2006年度から、教育方針として全小学校1年、2年生は35人学級と決定しました。保護者、教職員、教育関係者から大変評価されております。また、全国各地で行き届いた少人数制学級編制が取り組まれております。国、県も、市財政支出の教員配置を認めていますし、福岡県は裁判で敗訴しました同和教育加配制度を研究指定校などに配置しています。クラス編制は年度途中ではできず、転入などによって41人のクラスもあります。教育委員会として学級編制は大変と思えますが、小・中学生の児童・生徒数は最低35人以下の学級編制を行うように、教育委員会として検討いただきたい。特に、太宰府市は学問のまちとして県にも強く要望していただき対応されることを要求いたしますが、本年度の学級編制方針について回答ください。再質問については自席で行います。

議長（村山弘行議員） ここで18時まで休憩いたします。

休憩 午後 5 時48分

~~~~~

再開 午後 6 時00分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

市長（佐藤善郎） 武藤議員の同和関係の施設の委託と補助金の見直しにつきまして、まず私からご回答申し上げます。

太宰府市行政経営改革方針にもとづきまして、人権センター内の南隣保館、南児童館の民間委託につきまして検討した結果、行政としまして同和問題解決の責任を明確にし、公の設置、公の管理、公管理、公設置を継続していきながら、業務につきましては地域住民の生活実態や同和問題をはじめとする人権問題に精通した民間活力を導入することに決定した次第であります。

委託内容でございますけれども、現在市職員が行っております業務を委託するもので、館長ほか保健師、ホームヘルパー、指導員等の職員人件費、また現在事業を実施しております隣保事業経費を合わせまして3,850万円を予算化しておりまして、おおむね2,800万円の削減が見込まれておるところでございます。

次に、運動団体の補助金につきましては、平成17年度から平成19年度までの3か年は、平成13年度の3割削減、7割補助ということで運動団体との間において既に協議が調っておるところでございます。平成20年度以降につきましては、これまでと同じように筑紫地区4市1町で構成いたしております筑紫地区人権同和行政推進協議会の中で協議をしてみたいと思っておりますけれども、本市としては廃止の方向で提案していきたいと考えておるところでございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、この本日配付された資料を見ますと、現在のところその委託先は未定というふうになっておりますが、その委託先が未定で予算書に計上するんですか。当然その委託する以上、こういう予算書の113ページ、本日議員に審査資料として出された37ページを見ますと、現在のところ未定になっておりますが、関係者を集められて、南隣保館、児童館、デイサービスは4月1日から委託を受けるという解放同盟の関係者から解放運動団体のみんなに説明がなされております。こういう状況の中で、議会配付資料には未定と。そうすると4月1日の執行まで、現在のところまだ未定なのか、それともこういう委託の場合については当然、どのぐらいの業者を呼んで委託をするのかというのをすべきじゃないでしょうか。この辺、まず1点お聞きしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 予算審査資料の37ページでございますように、現在のところは、この予算を平成18年度予算として3,850万円計上しておりまして、その予算の推移を見ながら委

託する部分につきましては、調整を今図っているところでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） その調整を図るというのは、何か対象がないと調整図れんでしょう。だから、運動団体の部分に社会福祉法人をとらせるとか、NPOをつくってさせるということじゃないんですか。議会にそれではこういう状況でという説明は一切まだありませんが、20日から始まる予算特別委員会ではその辺は報告できるんですか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 今、申し上げておりますように、この2つの施設につきましてですね、平成18年度からその金額で委託をするということは決定しとりまして、そして諸般の手続をした後に委託業者の決定になるかというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 先ほども市長の答弁の中であれしたんですが、改革という形で南隣保館、南児童館、デイサービス。そして、同和問題、地域住民の人権、こういう守るためにという形で館長や職員や、そういう者を配置するということですが、本来は隣保館や児童館は法律上なくなって、地域に開放すべき施設になったんですよ。そのことはご存じですよ。あくまでも同和対策事業として永久に使いなさいというふうに法律上なっているんですか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 法が、ご案内のとおり平成14年3月に失効いたしまして、それまで隣保館の設置及び運営については地域改善対策協議会の意見具申云々という部分がありましたが、改正後につきましては、隣保館は社会福祉法に基づく隣保事業を実施する施設として、その事業を実施するという形になっておりますので、引き続きこの趣旨に沿って隣保館自体は運営されていくものだというふうに理解をしております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） あなた方ね、地域に開放して、やはり同和問題の解決を図らなきゃいけないのに、もう再々言っているんですが、やはり同和対策事業としての継続を図ろうとしているんだけど、本来国の趣旨から見れば一般に開放すべきじゃないかと思うんですが、その辺がどうしても地域住民の人権、同和問題の解決を図るということですが、目的、だから過去もいろいろしてきたんですが、議会でも大論議になりましたが、早う言えば減免制度をなくす中で、ここだけは減免条例がないという答弁、一度ありましたよね。だから、やはり隣保館や児童館、いつの間にか解放センターみたいな名前をつけて、今回はそういうふうになっておりますが、やはり条例を見直すというか、変えなきゃいけないと思うんですよ。だから、今の条例が生きている限りは運動団体が主に使う施設になると。だから、条例の見直しが必要だと

思うんですが、条例の見直しは行わないんですか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 先ほどから出ておりますように、南隣保館、南児童館、南体育館を総称いたしまして人権センターという形の中で、条例を改正をしてきたところでございます。

ただいま問題になっておりますのは、現在その南隣保館、南児童館の業務を、市職員がやっておった業務を、先ほどる市長が申しあげましたように、民間活力を導入していこうじゃないかと、そしておおむね2,800万円の削減が見込まれるので、見込まれた削減をほかに有効に使っていこうじゃないかという部分が今回のねらいでございますので、そのあたりは誤解がないようお願いをしておきたいと思います。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） これだけ私ども、指定管理者だとか、委託という問題が出てきて、あなた方がそういう経済効果とか、予算という状況の中でね、やられた中で、それじゃ指定管理者にされたところは、今まで債務負担行為でしとった清掃なんかも、どれだけ安くつくか。やはり委託を受けた施設を運営管理する中で、いろんな人件費だとか、そういうものを私どもはサービス低下にならないようにというのは、議員がいろいろ発言してますよ。ただし、委託を受けた枠内で清掃業務や人件費や、そして市民に、今ここに書かれているような、様々な市から委託を受けたことをやっていくのが指定管理者や委託内容ですよ。ところが、さっき言うように、当初予算書の115ページにあるのと審査資料の中を見ると、丸投げの、早う言えば何の、行政側に対しては納得しがたいということなんですね。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） ちょっと一部誤解があるようでございますので、ちょっと予算の内容を説明しておきたいと思います。

そもそも今まで、武藤議員ご指摘の5,124万2千円という部分は、当然のことながら委託料として今回の3,850万円とは別問題でございます。どういうことの委託の内訳なのかといいますと、いこいの家の施設の管理に伴いますところの機械整備、警備でありますとかボイラーとか、そういうものはもう専門のところにも今までどおり委託をしていこうと。お話し出ております南隣保館の清掃業務あたりは債務負担の中でやっていこうと。そして、直接市の職員がかかわって仕事をしよった部分を民間活力を導入することによって経費の削減を図りながら、そしてさらに効率の高いような部分を目指せないかというのが今の変更になったところでございますので、何もかもが一緒になったという部分じゃありませんので、警備は警備、それはそれという形で、それぞれの専門のところ委託をし、そして市職員がかかわっておった部分を民間の活力を導入するという部分でございますので、そのあたりはもやもやとした部分じゃありませんので、はっきりしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） だから、私が言ってるのにね、今まで太宰府にいろんな部分、議案に議案で上がってきて指定管理者になったり、委託になった中で、こんなのは初めてですよ。だから、こういう部分、南隣保館、児童館の業務委託料として3,850万円。ただし、ほかの部分については、はっきり言って施設はそのままとかなっている部分は、本来はここは、それじゃ指定管理者に指定をして、ある一定全体的な、債務負担行為である、清掃とか、そういう部分をすべきじゃないかと。こんな、委託方法はいまだかつて出てきたことがないと。何か例があるんですか、こういう、何か人件費だけをとか、そういうほかの施設だけとかというのは出さないというのは。何か例をちょっと示してみてください。こういう。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 本市が取り組んでおります、既に先行しております学校給食の民間委託でありますとか、上水道の民間委託でありますとかという部分、市職員が本来的にやっていた部分を、先ほどから何度も申し上げております民間活力を導入するということでございますので、何もここだけが特異的な部分ではないというふうに私は理解をしております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 当初予算書の233ページあたり見ますとね、議会でもいろいろしてきましたが、今回も老人スポーツ広場だとか、体育センターだとか、史跡水辺公園だとか、少年スポーツ公園だとか、こういうものなんか全部含めて委託をやってきたという、議会に承認を求めてきた経過もあるわけですけど、こういう委託内容で、しかもまだ現在業者は決まっていない。しかも、要るものはどんどん使われるということについては問題があるんじゃないかと。だから、本来は委託をするときには、もうあと、今日は14日ですが、あとこれが予算執行してやる場合に、二十日余りしかないんですけどね、あなた方はまだ業者の選定中だとか、委託は4月1日からするのか、どういう内容かもわからないままに議会に出してくるんですか。私ども審査をする権限があるんですけどね。だから、私は今までずうっと予算にかかわってきて、こんなのは初めてだから、その辺は少し、ちょっと納得しがたいところがあるんですよ。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 先ほど市長が答弁いたしました、本施設につきましてはですね、行政として同和問題解決の責任を明確にしてですね、公の設置、いわゆる市が設置し、公が管理を、維持していきながら業務についての一部を、先ほど申し上げております市職員がかかわってありました部分を民間にお願いをするという形になっておりますので。そういう、今は民でできるものは民でということで、この太宰府市行政経営改革方針にございますので、その方針に沿ったところでこの施設がそういう形で、平成18年度から移行されていくという形になるのではなかるうかというふうに理解をしております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） そうすると、契約を仮定としてですよ、議会まだわかりませんが、契約は大体何を契約するつもりですか。そして、ここの中にありますように、さっき言うように、11節や12節、14節で必要になれば補正はする。ただ、ここにある管理の委託の内容については、ここは補正はないけど、ほかは補正してくるのか。私ども、当然委託するときには年間契約の関係があるんですが、この施設の管理を館長やその中の職員、デイサービスでも今3人おる方を、委託先がもう2名にしますという内容が私の方の耳に入ってきているんですが、そういう内容は私が知っておって、あなた方はまだ審査中というのはおかしいんじゃないですかね。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 委託の内容は、先ほど議員の方から指摘がございました37ページに委託の業務内容が掲げてあります。まさにこれは市職員が、館長をはじめ保健師あたりがかかわっておった業務そのものが民間の方に委託をしていくということでございます。

それから、るる出ております、いつでも予算補正をして変更できるような形になってはいないかということは、そういうことはありませんので。一応予算で上げております3,850万円と5,124万円の、予算書115ページの委託料、その中身はるるありますが、そういう部分、それから同じく予算書115ページにあります11節、12節、14節の合計の金額、そして予算書244ページにありますような債務負担行為、そういうものにつきましてはこの金額でございますので、この金額が動くことはありませんから。今まで市職員がやっておりました、さっき出ています業務内容の1番の社会調査及び研究事業、それからずっと掲げておりますような部分を民間の方にやっていただくということでございますので。そういうことで、ほかのところから流用したりなんなりというような部分は考えられないということでございますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） あなた方は何か特殊な方法をもって、今まで私もこういう例のないような問題が出てきて、しかももともと南隣保館にしても南児童館にしても法律もなくなって、地域の中にやらなきゃならないというか、もう開放してだれでもが使える。だから、あの中に、あれを使いたいと思ってもなかなか使えない。老人いこいの家でもそうなんですけど、近くの人がだれでも来てもいいんだけど、なかなかそういうふうに条例上になっていないと。こういう問題点もあって、法律ももう平成13年になくなったんだから、委託するならば地域に開放するような南隣保館や南児童館や老人いこいの家、そういうものにすべきですが、あくまでも人権センターという大まかな基本という減免制度も適用されない。もう使っても何してももう運動団体が中心となるような内容というのは問題があるんじゃないかというふうに思っており



ますから、その辺はもう少し行政としても見直すべきじゃないですか。この辺は私とあなたと論争したってあれだけど、もう本当、今まで使ったお金、私もここで何回もしてますが、大体市の予算の2倍近くを同和対策事業に充ててきたんですよ。そのことはもう何回も言いよるでしょう。その後もずうっとやるということは、もういいかげんでね、はっきりとしなさいということで、予算特別委員会もありますから、その辺はまたそこで論争しましょう。

それから、市長が補助金については平成17年度から平成19年度、3年間でそういう状況の中で3割、そして7割補助でやっていきたいと。平成20年度には協議し、廃止をするというような考え方を持っておられるようですが、県議会で麻生知事がはっきりと答弁をしました。福岡県の一切の部分の法が終わりまして、5年間の猶予を持ってきましたが、平成19年度で一切終わりにしますと。そういう状況の中で、特に筑紫地区での問題として固定資産税まで減免されているが、こういう問題どうなのかという質問もした上で、知事としてはですね、法律上は平成19年度には、もう県としては法を失効、終わって5年延長してきたんだということで答弁がなされて、それぞれの対応をされよると思うんですが、ここに出てきてますように、今年も解放同盟に768万400円、実体のない全日本同和会、この太宰府市だけで259万円、福岡県地域人権運動連合会、36ページですが19万円、こんな大きな金額をね、一度も中の、指摘もするように会費も入ってない、こういうお金が渡されてきたのがもう本当40年近くですよ。だから、これがね、やはり見直していくべきじゃないかということですが、福岡県は平成19年度で見直すということですが、今のところ3割減、そうすると平成18年度は3割減ですが、平成19年度はやはり3割減の7割を支給すると。平成20年度以降は協議をするというのは、廃止をするのか、廃止をもって当たっていくのか、この辺はいかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 先ほど市長の方から答弁をさせていただきましたように、平成17年度、平成18年度、平成19年度は筑紫地区4市1町の協議会で、市長、町長等々と話し合いの中で3割削減、7割補助でいこうと。平成20年度以降はどうするかという話ですが、平成19年度に再度協議という形になっております。それも4市1町の筑紫地区人権同和行政推進協議会の中で、窓口で調整をしていこうという形になってます。それで、そういうところでありますので、平成17年度、平成18年度、平成19年度、再三再四にわたって武藤議員の方から、この運動団体の補助金等につきましては、2団体の運動団体の補助金についてはいろいろ言われております。いろいろ言われておりますが、その平成19年度見直しの段階のときに、先ほど市長が申し上げております、太宰府市としては廃止の方向で提案をさせていただこうというふうに思っております。そういうことで、先ほど市長が答弁をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 前向きの回答なんですけどね、そのときになって予算編成じゃ間に合

わないから、はっきり言って平成18年度でもう、平成19年度こういう状況の中に来ている中で、廃止通告をするということは考えられませんか。また、平成20年度になって向こうから要求されてきたら、また予算措置を。だから、行政側というのは県の方針で、県はもう一切同和対策事業に対する補助だとかそういうものはやめると、こう言っているわけですから。だから、福岡県の方針に従って運動団体に、この財政の厳しい中に、先ほどからあらゆる会派が代表質問されましたけど、その中で出てくる補助金の問題、お金の使い道の問題があるんだから、今年じゅうに、平成19年度のもう予算措置についてはできないと。やはり社会運動団体としては独自にやんなさいという通告をね、やっぱ行政内部で意思の統一して、はっきり言ってこの1,000万円近くのお金があったら3倍、4倍、5,000万円ぐらいの事業ができるんですよ。そのことをはっきりともう通告をするということはどうでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 厳しい本市の財政状況からいいまして、先ほど申し上げておりますような部分の中で判断をさせていただいております。それで、今平成17年度でございまして、平成17年度が終わろうとしておりますので、平成18年度、平成19年度まではこの金額自体は扱えません。これはもう金額として確定をしておりますので、扱えないわけでございます。平成20年度以降どうするかという話でございまして、平成18年度、いろいろ平成20年度もまたずるっとその金額で来りゃせんかというような部分でございまして、何さまこれが、先ほどから出ておりますように、4市1町で協議をして、そしてという話になっておりますので、各市町の考え方もあろうかと思っておりますので、平成18年度中あたりから徐々にそういうふうな話をし、平成19年度の早い時期にその決定ができれば決定をお願いしまして、平成20年度からしかるべく決定した補助金の額で進んでいくのではなからうかというふうに思っておりますので。それから先のことはちょっと私もよくわかりませんが、そういうふうな部分になりますけども、本市としては、先ほどから市長が申し上げておりますような部分で、平成19年度にそういう提案をさせていただこうかというふうに思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 市民生活部長、あなたあと何年……。

（市民生活部長関岡 勉「3年です」と呼ぶ）

ちょっと、あと、あなた3年おるわけね。来年選挙ですよ。こういう論議をした中でね、やはり私どもこの議員が全員また選ばれてくる可能性もないんですが、私もそれはわかりませんよ。ただし、今ここで言っている論争、議会の答弁というのは重みがあるんですよ。だから、私どもはこの財政の厳しい中に平成19年度までは確定しておりますと、あなた今言ったけど、この財政の厳しい中に、あれだけ議会を説得して、あらゆる太宰府市にある団体に、補助金を出しているじゃないかと。出していない3団体だけについては特別に補助金やら資料が出てき

ていますがね。やはり3割だけカットじゃなくてね、やっぱり一遍で50%とかね、やっぱ60%やっていかないと、運動団体としてもそらあそこでまた文句言ってきますよ。そういうね、やっぱ手法というのはあるでしょう。今までらっとして、もう一挙にないですよとはできないと思うんですよ。その辺はあなた方もね、もう検討する余地はないんですか。

それから正式に、私、この議事録できてくると思いますから、もし議員で選ばれなくてもそれ持ってあなたのところに来ますから、私はあと3年おりますというのをはっきり言っておいってください。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 私が3年間この業務にかかわるかどうかは別問題でございますので、それは誤解のないようにしておいて、私の残されております期間は3年間ありますということでございます。

翻りまして、この平成17年度、平成18年度、平成19年度を決めるときです。平成16年にこの4市1町の首長さんにお集まりいただいて、お話し合いをさせていただいて、いろんな議論があったわけでございます。30%もカットできるのかという議論もありました。30%は少ないんじゃないかという議論もありました。段階的に10%、20%、30%という意見が、どうかという議論もありました。そして、最大、皆さんで合意をされて運動団体の方にお話をするときには、平成17年度、平成18年度、平成19年度の30%で決定という、双方で決定をしたわけでございます。その決定をされた分について平成19年度から翻すというのは、幾ら太宰府市においても難しい話だろうと思っております。

それで、平成20年度以降の話になりますとまた話は別でございますので、平成19年度にそういうふうな部分を平成17年度、平成18年度、平成19年度の30%の補助の中で、進んだ中でどうだったのかということを見きわめて、そしてそれにつきましては、本市としましては、先ほど市長が申し上げてる方向で、姿勢で臨むということしか言えないというふうに思っています。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 議会の中で長い歴史もあるんですよ。ところが、今あなたが、私がずっと市民生活部長であるはずはないと。異動もあるだろうと思うけど、やはり前任の担当部長が市長に調整会議を開いて回答しているわけですから、そのことは執行部がみんな責任を持たなきゃならないと思いますよ。だから、本当に次、来年は市長さんの選挙もありますし、人事異動もあるだろうし、そういう方針を決めたこと、ただし私はこういう金額、運動団体に対する1,000万円近くのお金をね、やはり平成19年度も続ける、来年も出すということについては納得はしがたいんです。本来はもう早くやめていただきたい。こんなお金はむだなお金です。いつも決算審査の中で指摘もしているようにね。だから、早目にやっぱ運動団体に通告を出すこと。やはり社会運動団体は自立することですよ。知事もですね、筑紫地区の太宰府市、筑紫野市、そんな状況という指摘をされてびっくりされていた状況もあるようですから。福岡

県の中でもこんな状況というのはもう少ないんですね、あらゆる制度的なものも。だから、早目に執行部としては筑紫地区でも、この前も、12月議会でも質問しましたけど、やはり4市1町でびしっと意思の統一をして、毅然とやるという状況を行ってください。ここであなたと論議しても解決はせんでしょうし、私は来年の3月まではありますけど、4月以降は未定ですから。ただし、あと2年もありますので、やっぱりこれだけ市民の税金があるということは忘れんでください。これが全く、全額市民の税金、国の補助金もない、県の補助金もない、そういう内容ですので、ひとつ内部検討をいただきたいと思います。

それでは、1項目めは終わります。

2項目めを、はい。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 2点目の行き届いた学級編制についてお答え申し上げます。

学級編制につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数に関する法律により小・中学校の1学級は40人を超えないとする法的基準があります。しかし、ご質問にもありましたように、規制緩和に伴い各自治体の裁量の幅も広がり、各自治体の負担で教職員の数を増やすなどして学級編制を弾力化し、少人数学級を編制することも可能となっております。

平成17年度から学校の申請を受けまして、私ども教育委員会が判断し、県教育委員会に協議を行い、各校の教員定数の範囲内での学級編制の弾力化を行っているところでございます。来年度に関しましては、3月1日現在、小学校3校より申請がございますので、現在県と協議を進めているところでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず新1年生、数字が、2月1日現在で小学校の新1年生の児童数ですが、今のところ未定の中で、太宰府小学校が40人近いんですね、平均が39.3人になっております。一番少ないのは先ほど言いましたように太宰府東小学校です。それから、現在の今4年生で太宰府西小学校が41人、これになっていると思うんですね。途中でクラスを編制することはできないと思うんですよ。区画整理事業によって人口急増になって、空き教室をということですが、できればこういう状況にならないように対応していただきたいなど。法定は40人というのはよくわかりますが、太宰府市の中でも本当に児童がいない学校、またもう法定数ぎりぎりの学校という問題がありますので、現在のところ3校からということですが、もう少し、ちょっと3校から要望の上がっている内容についてご報告いただければ……。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 大変失礼をいたしました。申請があつて協議をいたしておりますのは太宰府小学校、太宰府西小学校、水城小学校でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） やはり教育委員会としても大変だと思うんですが、中学校でもぎりぎ

りいっぱいまで、入学まで生徒が1人来てくれないかなと。ただし、今度は中学校の場合、1人増えるとね、今度は担任教員を見つけなきゃならないと。もう本当に教育委員会は大変だと思うんです、中学校と小学校の違いもありますけど。ぜひ県の方にもですね、35人学級になるような特別な要求を、教育委員会としてもやはり要望を出してほしいと。県教委に言いますと、よくわかりますという状況を言っていますが、やはり教育委員会からの要望やそういうものが上がってこないことには県としても対応できませんというのが再三、県教委の回答ですが、ぜひ太宰府市では本当に行き届いた学校運営をやるために努力もしていただきたいというふうにお願いをしますが、県にはそういう機会があったら要望していただけますか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 例年でございますけれども、福岡県市町村教育委員会連絡協議会を通しまして陳情を行っております。教員配当基準の見直しによる増員を県に強くお願いをしておりますところでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 最後に、予算特別委員会が20日から開かれますが、見込みとしては、できれば各小学校、中学校ではですね、新しく入ってくる児童・生徒、この関係でクラス編制方針というか、クラスがどういうふうになるうとしているのかも、できればですね、私ども議会ですから、全部の小・中学校の児童・生徒数とやはりクラスをですね、知っておきたいと思っておりますので、資料要求ではありませんが、議会の中にも報告として出していただきたいと思いますが、いいでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 資料の方は提出いたします。

それですね、実は学級とかが決まるのがですね、2年生以上は始業式の日の生徒の数によって学級数が決まるということと、それから新1年生については入学式の子どもの数によって決まるということになりますので、今具体的に数校名前が出ましたけれども、必ずしもその学校がそういう措置をするかというのは、その日を待ってみなくちゃわからないということでございますので、その辺はひとつご理解ください。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 今、本当に第一経済大学をはじめ市内の大学の卒業生がどんどん転出してありますし、また新たに入学する部分がありますが、それとあわせて転入、転勤、転入の関係がありますしね、どういうふうに20日までの間に児童・生徒の動きがあるのかということも、私ども大変関心を持ってありますし、教育委員会としては資料を出していただくということですので、ぜひお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。長時間ありがとうございました。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員の個人質問は終わりました。

次に、16番田川武茂議員の個人質問を許可します。

〔16番 田川武茂議員 登壇〕

16番（田川武茂議員） ただいま議長より許可をいただきました。私は超高齢化社会に向けた健康づくり事業について質問を行います。

今や日本は世界一の長寿国であります。平均寿命が、女性が84歳、男性は77歳と言われておりますが、しかし幾ら長生きができるようになって、認知症や寝たきりになって、あるいは生活習慣病に苦しみながらの長生きでは幸せとは言えません。人間最後の最後まで健康に過ごしてこそ初めて長生きしてよかったと思えるのではないのでしょうか。

高齢化は、当時予測をしたより早いスピードで到来しております。今や高齢化に伴う医療費や介護費の増額は市民の負担増となり、市財政を圧迫する等、地方行政の大問題であります。こうした問題を解決する糸口として、健康に対する施策を行うべきだと思います。

高齢者が器具を使わない簡単な運動を、元気な人から見ればこれくらいの運動でと思いがちですが、体力の衰えた高齢者が継続すれば大きな効果があるそうです。筋肉は使うことで蓄えられていく。簡単な運動でも習慣化することで要介護の進行に歯どめをかけることができるのではないのでしょうか。日常生活の中で座ったり立ったりスムーズにできれば高齢者の行動範囲は広がり、生きがいのある生活を送ることができると思います。

皆さんのお手元にお配りしております資料は、茨城県の大洋村「とっぴさんて大洋」という健康づくり事業の資料でございます。この資料では、ただ踏み台を上り下りする簡単なものではございますが、非常に運動不足の解消につながるということであります。そうして、広く住民の健康と体力づくりができることにより、特別会計の削減に大いに期待ができるのではないのでしょうか。

財政が逼迫した今日、このまま放置してよいのか、何か対策をすべきと思うが執行部のお考えをお伺いします。あとは自席にて質問をさせていただきます。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 超高齢化社会に向けた健康づくり事業について、私の方からご回答申し上げます。

だれもが健康で長生きをし、心身ともに豊かな一生を過ごせる社会の実現こそ、これからの超高齢化社会の大きな行政課題であろうと認識いたしております。

本市では、長寿クラブの高齢者の運動リーダーや健康推進員等を対象に、「はつらつ貯筋教室」を開催いたしております。「はつらつ貯筋教室」と申しますと、筋肉の萎縮や低下の予防を目的に、筋肉をつけて貯えることということで、名前を「はつらつ貯筋教室」といたしております。

内容につきましては、音楽に合わせたケアビクス、また家庭で実践できる指体操や家庭用のイスを使った運動等でございます。運動マシンを使わなくてもできる運動でございます。

現在、健康推進員さんが「はつらつ貯筋教室」で学んだ学習の成果を、保健師と連携しながら

ら公民館等地域の健康教室において実践していただいております。「はつらつ貯筋教室」の運動実践を市民に広げていくことで、筋力アップや転倒防止など介護予防にもつながり、健康推進員さんを中心とした地域の健康推進リーダーの養成が重要と考えます。今後は、そのリーダーを中心とした地域での運動教室の開催など取り組みの充実を図ってまいります。また、歩こう会では、多くの会員の方々によります野外活動を実践されております。

このような健康運動の広まりにより、結果として医療費の削減につながるものと考えます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 16番田川武茂議員。

16番（田川武茂議員） 私が今回このような質問を取り上げましたのはですね、現在太宰府市内において65歳以上が1万2,343人、高齢化率が18.5%になっております。また、来年からはですね、団塊の世代を迎えることになりまして、高齢者が要介護状態になればですね、家族のケア、それから経済的な負担、これが非常に大きいわけです。現在、介護保険制度がですね、ありますけど、要介護状態にならないのにこしたことはないんです、これは。そのためにはですね、日ごろの健康づくりが大切だし、行政もこうした動きをですね、支援をすべきじゃないかと。一番けがの多いのは、お年寄りが、足の不自由な人が転倒されるわけですね、つまりいて。そういった問題にまた行政から訪問検診などを行うべきじゃないか。その充実ですね、もっと行政も知恵を絞ってですね、取り組んでいくべきじゃないかと私は常々思っておるわけですけど。

そこで健康福祉部長、あなたは今この問題についてですね、前向きに取り組む考えがあるかないか。いろいろとそれは準備も必要でしょうから、平成18年度中にですね、そうして立ち上げをできるかできないか、健康福祉部長の考えをお伺いします。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） これから団塊の世代が退職をして超高齢化ということが、太宰府市だけでなく全国的な大きな課題だろうというふうに思っております。それで、ご質問されております茨城県の方の一つの事例を出していただいた中で、それぞれ自治体の方でもいろんな工夫をしながら、健康に対するいろんな事業、取り組みをやっておるわけですが、その大きなものとして、制度としては介護保険制度がございます。その中で平成18年4月から介護予防というものに重点を置いた制度になっております。いろんな検診をする中で、特定高齢者把握事業というのを4月から取り組んでいきます。それで、それは加齢、お年をとりますと加齢するといいますよね。それから疾病、それからいろんな環境の変化、それから家庭のことになると思うんですが、精神的な要因で生活機能の低下が見られるとか、そういうものを一つの判断基準として特定高齢者を把握しよう。その中で介護の予防、それから地域でいろんな事業をやっていく中での地域支援事業ですね、そういうものもこれからは取り組んでいこうと思っておりますし、介護保険に該当されない方については、一般対策事業の中でも事業を進めていこうというふうに考えておりますので。

今、平成18年度からいろんな事業を取り組む考えはあるのかということのご質問でございますが、そういう制度と、それから健康福祉部の中には、医療費の問題については国保年金課、それから高齢者問題についてはすこやか長寿課、それからそれを実際実践していくところとしては保健センターがございますので、その3課で、今いろんな事業をやっておりますが、今後はさらにそういう事業についての広まりということが大事だろうというふうに思っておりますので、ご質問いただきましたことにつきましては努力をしていきたいと考えております。

議長（村山弘行議員） 16番田川武茂議員。

16番（田川武茂議員） 人間の体はですね、筋肉はこれは鍛えなければですね、もうどんどん衰えていくわけですね。もうそれは研究でちゃんとわかっております。現に筋肉トレーニングを行っている人、週に2回行っている人はですね、筋肉の量が1年間で約8%増強していると。反対にトレーニングをしてない人はですね、1年間に5%から7%筋肉の量が減少していくそうです。そうすると1年間でこれだけ開いた差はですね、何年かたつうちに大きな開きができるわけですね。そうしたやっぱり大きな差になってですね、その後のやっぱり生活の質自体にもまた大きな影響を及ぼしてくるわけです。そうなればですね、病気になる人が増えます。それから、寝たきりになる人がまた多くなります。そういった確実性があるわけですね。やはり健康づくりはですね、市民が幸せで意味のある人生を送る基礎ですから、そこで専門家のですね、高度なノウハウをですね、活用していくべきと思いますが、それについてどういうふうにお考えでしょうか。ノウハウをですね、ちょっと取り入れるというようなものを。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 専門家の方々のいろんなノウハウを活用できないかというご質問でございますが、先ほどご回答させていただきました中で、「はつらつ貯筋教室」の事業を報告させていただいたんですが、この事業をやっていく中では年6回ぐらい、健康推進員さんを対象に指導者としてのですね、取り組みをやっているんですが、その中では専門家としましては九州大学の健康科学センターの助教授の方、それから健康運動の指導士の方とかですね、それから福岡県立大学の教授の方ですかね、そちらあたりの、当然運動実践の指導とか、それから評価とか、そういうものの指導もいただいております。

それで、この「はつらつ貯筋教室」を実践していく中で、アンケートもとっているんですが、実際実践する中で体力測定の結果がちょっと出たんですが、平均年齢が大体62.6歳ですね、1回目を平成17年5月にやって、2回目を7月にやってですね、平均転倒バランスの年齢としては62.6歳が2か月の間で60.6歳に下がったとかですね、そういう分析あたりもしてもらっておりますし、アンケートの中では教室に参加してどうだったのかということですね、大変よかったというのが68%で、よかったというのは29%とかですね、それからこの教室の中で地域活動に生かせそうですかというアンケートにつきましても、いい答えをですね、いただいたりとか、そういう分析の仕方まで含めて、専門家の方からいろんな指導を受けているということがございますので、こういう事業につきましても今後継続していきたいというふうに思



っておりますので、今後は努力していきたいと思いを。

議長（村山弘行議員） 16番田川武茂議員。

16番（田川武茂議員） 今、部長から「はつらつ貯筋教室」、聞いたことないですよ、私は。本当ですか、それは。それよりですよ、各地区にですね、健康推進員さん、民生委員さん、それから長寿クラブ、太寿連の下部組織の老人クラブがありますね。それから、そういったものをですね、何で取り込まないのか。そして、やっぱり地区の公民館でね、そしたらやっぱりちょっと足の悪い人も、体が不自由な人も出てくるんですよ。活用するんですよ、それは。だから、あなたたちが幾ら公民館に出てきなさいとか、いきいき情報センターに来てくれというてもね、それはなかなか来られません。だから、そういったやっぱり身近なところ、そういったものを大いに活用するとかですね、していただきたいと私は思います。その呼びかけをですね、まずやっぱりせにやだめなんですよ。

せっかくここに資料を私がいただいているから、ちょっと参考に言いますけど、平成16年度の実績ですけど、医療費の総額がですね、62億9,885万5,477円、それからですね、1人当たりの医療費がですね、これは91万3,000円なんですよ。だから、これは個人負担も含むわけでしょう。もう今年はですね、これは100万円を超します。それからですね、そういったことで平成17年度の実績になりますけど、特別会計、134億8,600万円、これからですね、太宰府市の一般会計から繰出金が12億4,300万円、これは地方交付税がですね、9億6,400万円返ってくるわけですけど、それを引いても法定外がですね、太宰府市の一般会計から約2億8,000万円ぐらい出ているわけですよ。やはり本体の方が下がればですね、太宰府市の繰入金もおのずから下がるんじゃないですか。そういったね、そしてそれをやっぱり多くの太宰府の市民のために、今こういう時代ですから、こういう厳しい時代ですから、そういったところをですね、うんとやっぱり職員の皆さんは襟を正して頑張るべきじゃないかと、私はそういうふうに思っています。まだまだ、今日はですね、こんなに資料があるんですよ。これを言いたいけど、今日はですね、私はもうやめます。また、次の機会に質問をさせていただきます。

部長、今、私はですね、申し上げましたとおり、一日も早くとにかく頑張るように、ひとつよろしくお願いを申し上げますして私の質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 16番田川武茂議員の個人質問は終わりました。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

次の本会議は3月15日午前10時から再開いたします。

本日はこれもちまして散会いたします。

散会 午後6時58分

~~~~~

1 議事日程(4日目)

[平成18年太宰府市議会第1回(3月)定例会]

平成18年3月15日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者【個人質問】及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名<br>(議席番号) | 質問項目                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 不老光幸<br>(7)     | <p>1. 太宰府小学校区遠距離地居住児童の通学中の安全策としてバス通学の認定と費用の補助はできないか。</p> <p>(1) 教育委員会は遠距離地居住児童の通学の状況をどう判断されて通学方法についてどのような指定、指導を行っているのか伺う。</p> <p>(2) 北谷区、内山区、松川区の小学校児童はバス利用通学を行っている。費用の補助はできないか伺う。</p> <p>(3) 北谷区、内山区、松川区方面行きの小学生下校専用のまほろば号の運行もしくは下校時間帯の増便ができないか伺う。</p> |
| 2  | 中林宗樹<br>(5)     | <p>1. 商工業振興策について<br/>本市における商工業振興策について伺う。</p> <p>2. 第2、4土曜日の学校開放廃止について<br/>4月から市内各小学校の施設(体育館、運動場)の開放が廃止されるが、子供たちの遊び場を取り上げるような施策について伺う。</p> <p>3. まほろば号の運行について<br/>家の前・今王線の開通により高雄地区へのまほろば号の運行開始に地元住民は期待しているが、運行開始の時期はいつごろになるのか伺う。</p>                    |
| 3  | 福廣和美<br>(17)    | <p>1. 子育て支援の充実について<br/>小学校、保育園の待機児童の実態、ゼロ作戦はどうなっているのか。</p> <p>2. 障害者対策について<br/>五筑会から提出されている要望書の対応について</p> <p>3. 違反広告物撤去について<br/>違反広告物撤去の方法などについて</p>                                                                                                    |
|    |                 | <p>1. 協働のまちづくりについて</p> <p>(1) 地域コミュニティ推進の基本的考えと具体的計画について</p> <p>(2) 推進するに当たっての行政内部組織との連携、市内で組織</p>                                                                                                                                                      |

|   |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4 | 小柳道枝<br>(12) | <p>化されているボランティア団体、行政区単独で活動している市民ボランティアへの育成・支援等の考えについて伺う。</p> <p>2. 友好都市との今後の交流について</p> <p>韓国扶餘とは姉妹都市盟約、奈良市、多賀城市とは友好都市盟約を結んでいる。今後、官・民の交流等の計画はあるのか。また、中津市と合併した旧耶馬溪町との関係についての考えを伺う。</p>                                                                                                                             |
| 5 | 橋本健<br>(4)   | <p>1. NTTドコモ電波基地局建設について</p> <p>平成16年から青葉台住宅地内にNTTドコモ電波基地局建設の計画があり、周辺住民や自治会では苦慮している。歴史スポーツ公園内での建設に行政も随分と努力を払っていただいたが、建設不可の結論に達した。いよいよ住宅地内建設に拍車がかかりそうだが、再度県への働きかけをお願いしたい。</p> <p>2. 「安全安心まちづくり」防犯対策について</p> <p>12月議会において「安全・安心のまちづくり推進条例」が可決された。第4条に必要な施策を実施しなければならないとうたってあるが、4月からどのような取り組みをされるのか具体的な施策について伺う。</p> |
| 6 | 大田勝義<br>(9)  | <p>1. 交通体系の整備について</p> <p>通古賀地区、吉松東地区の区画整理、看護専門学校跡地計画、(仮称)JR太宰府駅の建設などにより、西鉄踏切や国道3号線を通過するのに大きな渋滞が予想されるが対応策は。</p> <p>2. 蔵司跡の用地取得について</p> <p>今後どのような買収計画があるのか、また、本市にふさわしい活用計画について考えを伺う。</p> <p>3. 活断層の調査について</p> <p>本市には活断層がどのように通っているのか。また、その位置に建っている建物についての住民説明は。</p>                                              |
| 7 | 渡邊美穂<br>(8)  | <p>1. 施策別枠配分方式について</p> <p>(1) 施策の優先順位基準は何か。</p> <p>(2) これまで施策ごとの業務はどのように進めてきたのか。</p> <p>(3) 施策から漏れ、事業に対する予算配分が無くなり、影響を受ける市民に対して、どのように対応していくのか。</p>                                                                                                                                                               |
| 8 | 山路一恵<br>(11) | <p>1. 国民保護法について</p> <p>今回議案として提案されている本部設置や協議会設置の条例案を含め、自治体の責務など、全般について伺う。</p> <p>2. 障害者自立支援法について</p> <p>2006年4月から順次施行される障害者自立支援法について、法の問題点や自治体の役割を明確にし、不備な点においては改善策を要求したい。</p>                                                                                                                                   |

2 出席議員は次のとおりである（20名）

|     |       |    |     |      |    |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番  | 片井智鶴枝 | 議員 | 2番  | 力丸義行 | 議員 |
| 3番  | 後藤邦晴  | 議員 | 4番  | 橋本健  | 議員 |
| 5番  | 中林宗樹  | 議員 | 6番  | 門田直樹 | 議員 |
| 7番  | 不老光幸  | 議員 | 8番  | 渡邊美穂 | 議員 |
| 9番  | 大田勝義  | 議員 | 10番 | 安部啓治 | 議員 |
| 11番 | 山路一恵  | 議員 | 12番 | 小柳道枝 | 議員 |
| 13番 | 清水章一  | 議員 | 14番 | 佐伯修  | 議員 |
| 15番 | 安部陽   | 議員 | 16番 | 田川武茂 | 議員 |
| 17番 | 福廣和美  | 議員 | 18番 | 岡部茂夫 | 議員 |
| 19番 | 武藤哲志  | 議員 | 20番 | 村山弘行 | 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（32名）

|                    |      |                         |      |
|--------------------|------|-------------------------|------|
| 市長                 | 佐藤善郎 | 助役                      | 井上保廣 |
| 収入役                | 松島幹彦 | 教育長                     | 關敏治  |
| 総務部長               | 平島鉄信 | 総務部政策統括<br>担当部長         | 石橋正直 |
| 地域振興部長             | 松田幸夫 | 地域振興部地域コミュ<br>ニティ推進担当部長 | 三笠哲生 |
| 市民生活部長             | 関岡勉  | 健康福祉部長                  | 古川泰博 |
| 健康福祉部子育て<br>支援担当部長 | 村尾昭子 | 建設部長                    | 富田讓  |
| 上下水道部長             | 永田克人 | 教育部長                    | 松永栄人 |
| 監査委員事務局長           | 木村洋  | 総務課長                    | 松島健二 |
| 行政経営課長             | 宮原仁  | 財政課長                    | 井上義昭 |
| 地域振興課長             | 大藪勝一 | 産業・交通課長                 | 山田純裕 |
| 市民課長               | 藤幸二郎 | 福祉課長                    | 新納照文 |
| 子育て支援課長            | 和田敏信 | 国保年金課長                  | 木村裕子 |
| まちづくり技術<br>開発課長    | 大江田洋 | 上下水道課長                  | 宮原勝美 |
| 施設課長               | 轟満   | 学校教育課長                  | 花田正信 |
| 社会教育課長             | 松田満男 | 文化財課長                   | 齋藤廣之 |
| 建設課管理係長            | 金藤忠晴 | 建設課都市開発係長               | 井上均  |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

|        |      |      |      |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 白石純一 | 議事課長 | 田中利雄 |
| 書記     | 伊藤剛  | 書記   | 花田敏浩 |
| 書記     | 満崎哲也 |      |      |

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

議事日程はお手元に配付しておっております。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1 一般質問

議長（村山弘行議員） 日程第1、「一般質問」の個人質問を行います。

7番不老光幸議員の個人質問を許可します。

〔7番 不老光幸議員 登壇〕

7番（不老光幸議員） 皆さんおはようございます。

ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告いたしました件につきまして質問をさせていただきます。

私は、昭和21年に太宰府小学校に入学いたしました。その当時、今の太宰府市全域で小学校は太宰府小学校と水城小学校の2校でありました。北谷、内山、松川、片谷（今の高雄）、水城、吉松、大佐野からは、6歳で学校まで歩いて通学するのに大変な時間とつらさを味わっておりました。それから60年、太宰府市も大きく変革をいたしました。このことは皆様もご承知のごとく、あちらこちらに住宅地も増え、道路もよくなり、車の通行量は多くなりました。そして、市内に小学校も新設されました。それにより児童の通学距離も短くなり、改善されております。改善されてはおりますが、北谷区、内山区、松川区の児童は、以前のままの通学距離の太宰府小学校に通学をいたしております。その間交通事故の危険にさらされ、また今は不審者の出没、児童の誘拐、殺害と、大変な事件が絶えない状況であります。また、校区内でも、ここところ不審者情報が数多く報告されており、そして通学距離が長ければ長いほどその危険性は心配されます。学校でも対策の一つとして昨年の12月から集団下校を実施しています。したがって、北谷区、内山区、松川区では、徒歩の場合、もしものときに逃げ込むところもなく、公衆電話もない。また、家も離れているために1人で帰る距離も長くなり、バスに比べ危険が高くなるということで、ご父兄は子育てに大変な生活費用負担の中にバス通学の方法をとられておられます。そのための交通費の負担を強いられておられます。

そこで、次の3点についてお伺いいたします。

まず初めに、教育委員会は、就学児童の勉学、心身の健全なる育成、食育、そして通学中の安全にも心されていると思いますが、遠隔地居住児童の通学について、現在の状況をどう把握され、判断されて、どのような方法での通学が望ましいとお考えであるのか、またどのような通学方法の指定、指導を学校現場及び父兄にされておられるのかお伺いします。

次に、私が太宰府小学校の校門前から北谷区公民館までの距離を乗用車で測りましたら、4.1kmありました。太宰府小学校児童でバス利用の児童数を太宰府小学校で聞きましたら、北谷区19名、内山区28名、松川区32名であります。バス通学のまほろば号利用で、1人1日往復200円、1週間で1,000円、1か月4,000円の負担をされております。中には、児童が2人、3人通っている家庭のご父兄もおられます。太宰府市は全国に先駆けてコミュニティバスの運行を実施されて、運行の主体は太宰府市であります。また、運賃の補助制度もあります。義務教育であります小学校児童の通学の安全性を考えて、私は通学のための交通費は父兄にその全額を負担させるのではなく、補助、援助すべきだと思いますが、市で補助、援助はできないか伺いたいと思います。

3点目は、現在運行されていますまほろば号の運行時刻では、下校時の午後4時台のバスは遅れてくることが多く、そのためにバス停で30分以上も待つことがあったり、また中学生などで、既に多くの方が乗車されている場合は乗車しにくい、乗車させてもらえないことがあり、そのために帰宅時間が遅くなるという現状であります。その改善策として、小学生の下校時間に太宰府駅発の小学生専用のまほろば号の運行、もしくは通常運行での下校時間帯の増便ができないか伺いたいと思います。

以上でございます。再質問につきましては自席にて行います。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） まず、ご質問にありましたように、近年通学途中の小学生が襲われるという痛ましい事件や、心ない不審者の出没などが続き、児童・生徒の安全に関して保護者や地域の方のご心配も大きいことと思います。また、それに伴いまして、校区ごとに多様な方法で子どもたちの安全を守る取り組みを行っていただいていることに対しまして深く感謝申し上げます。

ご質問の3点のうち1、2点につきまして、私の方からお答えさせていただきます。

バスによる通学は、現在国や県におきましても児童の安全確保のための一つの有効な方策であると考えられております。太宰府市におきましても、太宰府小学校区におきまして、北谷区、内山区、松川区の児童がバスを利用して通学しているわけですが、ご質問にありましたように、バスの本数や時間帯、費用など、多様な面からの課題も多いわけですが、現状といたしましては、財政状況や他の校区の児童・生徒との兼ね合いもあり、北谷区、内山区、松川区の児童への費用補助は難しい状況でございます。

また、バスの本数や時間帯に関しましても、できるだけ保護者の意向を受け、改善ができればと考えますが、他の利用者の利便性なども含め、教育委員会だけでは決められるものではなく、関係各課と十分に協議を重ね慎重に検討したいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 3点目についてご回答いたします。

まず、小学生専用の運行につきましては、まほろば号が不特定多数の利用者を対象とした公

公共交通でありますので、利用者を限定する運行につきましては、バスの台数を含めた経費の面など、全体の費用対効果などを含めまして困難であろうというふうに思いますので、ご理解をお願いいたします。

また、下校時間帯の運行便の増につきましては、過去の運行ダイヤ改正時におきましても様々な検討を加えまして配慮してまいりましたが、現在北谷、松川方面につきましては特に小学1、2年生の下校時間となります午後2時台から4時台までの間には3便運行いたしております、あわせて西鉄路線バスの2便も並行して運行されております。これを含めると5便になります。

また、内山方面につきましては、6便を運行いたしております、これ以上になりますと、もう全体の調整から大変難しい状況となりますけれども、今後とも利用者の立場に立った視点で見直し、あるいは検討を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 今教育長のご回答の中で、私が最初に教育委員会は遠距離地居住児童の通学の現状をどう判断されて、通学方法についてどのような指定、指導を行っておられるか伺いたしましたが、この件のご回答はなかったようでございます。さらに求めます。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 通学路の決定につきましては、これは学校それから地域の方々、また警察、そして教育委員会、こういうところが相互に相談し合いながら、現状の中で一番安全な方法で通学できる、そういうところを通学路として届け出をいただいているところでございます。

特に太宰府小学校区につきましては、今までも道路の安全性につきましていろいろと要望がっておりますので、要望に対しまして即教育委員会が対応できるという状況でございませんので、関係課の方と相談しながら進めているという現状でございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 最近やはり児童の登下校の状況は従来と非常に変わってきておまして、従来どおりのご見解がなく、北谷区では、朝の登校及び下校は以前からバスでの通学でありましたが、12月からは松川区、内山区は、朝の登校は一部父兄の方が同行されて徒歩通学とバスの通学と二通りあります。帰りは今までバス下校と徒歩下校の2ルートに別れておりましたが、全員バスでの下校を実施されております。それは父兄の皆さんが子どもたちの安全上、徒歩での下校は危険、もしものときの対策ができない、そのためにバスでの下校が一番危険性の少ない方法であると判断をされて実施に踏み切られております。私もそう思いますし、市民の何人かにも意見を聞きましたが、まほろば号も動いてることだし、それを利用すれば、それが一番いい方法ではないかとの意見でした。それなのに、見識の高い教育委員会の皆様方は、

バスでの通学はもろもろの状況があるにもかかわらず、従来そのまま認めることもできず、通学方法の指示もされませんし、その理由は何なのでありますか、お伺いいたします。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） まほろば号が通るようになりまして、また子どものこういういろんな状況があるようになりまして、バスによる通学についてどう対応するのかということに対する問い合わせが太宰府小学校に限らずあっておるのは現状でございます。今まで各小・中学校は、大体徒歩または自転車通学でございます。多分それぞれの学校もそのまま来ているんだと思います。しかしながら、今お話もありましたように、現状を考えたときに、バスでの通学は禁止すると、それに入っていないというような状況ではないというふうにとらえております。それで、保護者の了解のもとに、保護者の承認のもとに通学する分については、それはもう学校としてそれをいいの悪いのという筋合いではないから、そういうお願いがあればバス通学に切りかえたらいかかかなというふうに各学校には話しているところでございます。ですから保護者のご承認のもとに子どもたちはバス通学をしているというふうに子どもは思っているわけでございます。

学校としてバス通学を一つの通学方法としてやろうとなっていくと、確かに費用の問題もあります、それとともにですね、バス通学で通学するための方法なり内容なりというものをきちっと指導していかななくてはならないという、そういう側面もまたございます。そういうところについてはですね、今のところ先ほど申しましたように保護者のご承認のもとに通学しているというところで、ちょっと太宰府小学校の状況はわかりませんが、どういう指導がされているかということについては把握していないという状況でございます。そういうふうな点を含めながらですね、最初に答えましたようにバス通学も一つの安全ないい方法であるという認識のもとにですね、実際にバス通学をするとどういふことを考えていかなければならないかということを検討させていただきたいとお答えしたわけでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 私が冒頭に申し上げましたように、従来と学校の教育で変わってきておりました、やはり教育委員会では児童の勉学、心身の健全なる育成、最近はですね、食育ということが言われています。それから、さらにもう一方通学中の安全というのもですね、非常に重要なテーマではないかというふうに思っております。私が言いたいのは、ここに持ってますけども、毎年教育委員会から教育要覧というのを出していらっしゃいます。昨日の教育長の答弁では、またこれを平成18年度のものを検討しているというふうにおっしゃいましたけども、この平成17年度のもので、教育要覧の内容を精査いたしましてですね、この中では就学児童の通学に対する安全についてどのように考え、指導方針なのか見てみましたが、学校教育の項目には載っておりませんでした。教育委員会に付議されまして審議された項目や、各種委員会の審議項目にも載っておりませんでした。ただ、太宰府東小学校の学校経営の重点項目の中で、



安全対策の充実（登校、下校のときの安全、校内安全、校外安全を図る）とありました。他の学校は載っていませんでしたが、実際は学校現場の先生方は常に安全にと思っておられることは私も承知をいたしております。先日太宰府小学校にお伺いしましたら、入り口の玄関がロックされておりまして、そこでインターホンでだれだれですけどこのようにお伺いしましたと言って、中から来てロックを外されるというようなこともいたしておられます。しかしながら、この要覧の中に児童の通学というのを含めた安全についての項目があってもいいのではないかと思います。今までに本市ではそのような大きな事故はなかったかもしれませんが、昨年の地震の例があります。4月には新学期になります。教育委員会も開催されることだと思います。ぜひとも小学校の通学の安全確保のためにも、北谷、内山、松川区の通学の現状をお話しいただいて、通学方法の審議を委員会で教育長、お願いできませんでしょうか。お答えください。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 何といえますかね、先ほど申しましたように、通学路、通学方法については、学校、地域の方々、保護者また警察、教育委員会等々が協議して方法を考えていくわけでございますので、その結果でどのようにするかということが決まってくるんだと思います。教育委員の5人で話し合うという教育委員会と、広い意味の事務局の教育委員会とがございますけれども、ですからその辺の結論と広い意味の教育委員会の事務局がいろんなところと相談しながらどうするかというのは決めるという方向になっていくと思いますので、その辺は結果はいわゆる委員さんの5人の教育委員に報告することはありまして、そこで協議してどうするというものじゃないんじゃないかという気がいたします。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 余り教育長に話してもという件もありますけれども、やはり児童の安全、その件につきましてですね、一番やはり心配しておられるのはご父兄の方、あるいは地域の方、学校の先生方、皆さんそうだと思いますけども、やはりきちっとした公の場でのこの問題に対する対応の仕方というのは主導権は教育委員会が主導して、このことにつきましてですね、今おっしゃいましたように警察とか地域の方とかそういうものに全体的に話をされるということをおっしゃいましたけども、主導権は一度こういうことについてお話をされたのかどうかということを疑問に持ちますけども、やはりこの件についてはどういう形での通学がいいのか、北谷、内山、松川だけじゃなくてやっていらっしゃると思うんですけども、通学方法について、あるいは安全について常に毎年教育要覧の中に載せられるような内容にですね、ぜひともご検討をお願いいたしたいと思っております。

次にですね、通学費用の補助の件についてお尋ねいたします。

現状ではまほろば号のフリーパス券というのがありますが、これは1日から月末期間での通用というか、そういうことになっていまして、非常に使い勝手が悪くて、実際には今はバスカードの1,000円券の利用が大半であるようにお聞きしております。補助については考えていないというのがご回答ですが、児童数が3人家庭の負担は月に1万2,000円になります。義務教育

でありますし、小学校までの通学が徒歩では時間も長くかかるし、その上危険性の心配もある。そのためにご父兄の皆さんが話し合いをされてバス通学の方法をとられておられるわけでございます。学校現場担当の先生方も安心しておられるのではないかと思います。市民の皆さんもほとんどの方は実情がわかれば、交通費は父兄が全額持つべきではなく市で何らかの援助はしないとイケないと思いますよ。そういう方がほとんどだと思います。それでも補助はできないか、再度お伺いいたします。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） バス費用の補助についてでございますけれども、バスの利用者が一部ということになりますので、その一部の人に対する補助ということでは現時点で補助は考えておりません。就学援助を受ける世帯に対しましては、小学校で片道の通学距離が4 km以上ある場合に通学費の補助を行っております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 通学バスの補助が通学児童の全体からの一部には補助できないというお話だったのか、ちょっと聞き漏らしたんですけど、バス利用者の一部に対する補助はできないという話だったのかちょっとわかりませんが、今お伺いしますが、市役所の職員の方には通勤手当が出ているわけですが、その交通費は支払いの対象基準の内容ですが、条例では1 km以上に支払うことになっております。それでも義務教育であります小学生の3 kmも4 kmもある通学のための費用は補助することはできないということなんですか。再度お聞きします。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 通学路とかですね、通学方法が大きく変わるというのは、大体学校の統廃合とか新設のようなときが中心でありまして、そういうときはですね、教育委員会が大体主体となって通学路を決めたり安全対策というようなことをやっていくような傾向にあるというふうに思っております。これは教育委員会の怠慢かもしれませんが、今言いましたように、バス通学については保護者の承認のもとに行うことについては、学校としてそれをどうこうという筋合いじゃないから、それを認めたらいいんじゃないかというふうに学校の方に私は話をしております。それでですね、先ほど部長も申しましたように、遠いところはバスでお見えになっているというふうに聞いております。それに対しまして、一応そういうふうなことがあっているという報告は聞いておりますけど、その通学費の補助のどうのこうのというのは、この議会で初めて聞いているもんですから、それをされ、今どうかと問われてもですね、唐突とは感じているんですよ。それだけに先ほど申しましたように、バス通学をこうしてするとしたら、学校での教育はどうするのかとか、費用はどうするのかとか、ルートはどうするのかというのを話し合わなくちゃいけないんじゃないかというふうに思っていると、そういうことで慎重に検討していきたいというふうにお答えさせていただいたわけなんですけど、いや、今出さか出さんかと言われましてもなかなかお答えしにくいというのが私の本当の気持ちでございます。

す。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 確かに費用にかかわることですから、やはり教育委員会とか教育関係です、例えば松川区あるいはそちらの北谷、内山区のバス通学を指定するとか、認めるとか、なかなかそれをやっちゃうと費用がかかるからという懸念はあるかと思えますけれども、私は教育委員会にそういう費用の面も確かにありますけれども、それ抜きにして、本当、本音に検討をして、本当に今の通学、徒歩、三条区のある道までは結構家もたくさんあります。それからちょっと過ぎるとですね、人家がないところができるわけですよ。そういったところならば、今はもう集団で下校されるように学校の方でも指導はされておりますけれども、万が一、1人でですね、帰るような状況になったときに、万が一ということを考えんと、非常にこれはやはり大人が全員で考えてやらなければいけないことだと思います。

それで、さっき教育部長が4kmあると、何らかの方法で考えるということをおっしゃっていましたが、私が冒頭に申しましたように、太宰府小学校の校門の前から北谷公民館まで、これは確かにもう4kmは十分あります。その向こうにもまだ山浦とかそういうところもございまして、そういうことはどういうふうにされるのかということはあると思いますが、小学生が通学でまほろば号で通って支払う交通費はですね、年間で私試算してみますと約250万円ほどになります。これは財政の方にちょっとお聞きしたいんですけども、教育委員会ではなかなか答えができないんでしょうけれども、この250万円の金額が平成18年度の歳入予算186億2,808万円の中に必要欠くことのできない金額にあるのかどうか、そしてコミュニティバスの運行補助金7,462万6千円に、これに対しても影響する金額であるかどうかお伺いいたします。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 予算の200億円の中身については、これは皆さんの税金から支出する分でございますので、金額の高さではなくて、公として支出をすべきなのかどうかということをお考えながら支出をしているつもりでございますし、議員さんもその辺の判断をしてあると思います。今教育長がおっしゃるように個人給付になるものですから、個人給付を公としてすべきかどうか、その議論によってやるべきだろうと思っておりますので、金額の高さではないというふうにお考えしております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） この250万円ほどですけども、もしも今みんなこの補助金を出すという、補助をするとか、支援をするとかという話をしているんですけども、小学生がみんな何らかの形でまほろば号に乗らなくて通学をしたと仮定しますよね。すると、この250万円というのはなくなってしまいうけですよ。

それからもう一つ、実際にまほろば号が動いておまして、それにですね、例えば極論かもしれませんが、ランドセルをかるっている小学生であればそのままフリーパスで乗って、

おりて、あるいは名札をつけている小学生だったら、通学のためにはランドセルを必ずかかって名札つけていくと思いますけども、その人たちに補助じゃなくて、乗ろうが乗らぬまいがまほろば号というのは運行しているわけですね。小学生であればそのまま乗せて、そのままおろしてという方法もあるじゃないかと思う。これはご回答は要りません。私はそう思います。そういう方法もあると。これは全然補助とかなんか関係ないと思うんですよね。その250万円がこの財政上ですね、必要であるならばですね、また別の時間帯にずっとまほろば号動いてるんですけども、その運行に市民の皆さんとか、あるいは観光客、いろんな方がたくさん利用していただけるようなですね、方法をぜひ考えていただいて、その通学の方は補てんをできるとか、そういう方法ができないかなということをおもっています。

それから、参考のために申し上げますけども、西鉄バスが、さっき地域振興部長がおっしゃっていましたが2本、時間帯に動いているとおっしゃいましたが、これは50円なんですよね。そして、バスカードを同じものを使えるわけですね。実際には松川区の方で北谷口のバス停があるんですけども、少し時間帯的には早いけども、やはり100円出すよりも50円の方がいいということで、そのバスを利用していらっしゃるというのもあるんですね。これが非常に50円とか100円とか小さい金額のような感じがあるかもしれませんが、実態としてはやはりちりも積もれば大変な金額になっていくということを私は申し上げておきたいと思えます。これは担当部の方といろいろとやるとしてもなかなか進まないと思うんですけども、市長にお伺いします。

今お話しをしました件につきまして、担当の方からは快い返事を今のところいただいておりませんが、市長は常々市民が真ん中だ、そして市民の安全な生活を考えた市政を実行されております。今私が申し上げましたように、小学生であるランドセルをかかっている子どもたちにバスカードでやりとりをして、これもやっぱり相当時間がかかるそうなんですけども、そうじゃなくて、私はそのまま乗せてそのままおろしてやるという方法もあるんじゃないかということも申し上げましたけども、その点も含めまして市長のご判断でいかがなことかと、ご回答できればお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま不老議員から子どもたちの通学の安全の問題のためにコミュニティバスの利用等々いろいろご提言いただきましたが、基本的には太宰府市が安全、安心できるまちづくり、これが基本にあると思います。端的な例で子どもの登校、下校だけの問題じゃなくて、お年寄りも含めて安全なまちづくり、そのためには単なる子どもたちをバスに乗せる問題以外に地域の防犯あるいは防災等々、コミュニティづくりが基本にあると思います。そういう中で、まちの市民全体が安全、安心まちづくりのために、また子どもたちの安全のために目配りをしていただきたいと、それが基本だろうと思っております。その上で、このまほろば号の利用につきましては、ご承知のように今大変お年寄り、また市民の皆さんからも利用をいただいておりますけれども、この運営管理につきましても費用は年々増えておるわけございま

す。税の負担も増えておるわけでございますが、このことにつきましては、市民のコンセンサスを得てご理解を得ながらこの運行をやっておるわけでございますが、これ以上の利便性あるいは費用負担の問題等を含めて、今まほろば号の全体の運行管理等々についても再検討いたしておるところでございます。子どもたちの運行、あるいはお年寄りの利用につきましてもいろいろご提言がございましたが、全体を含めまして、いわゆる市民のコンセンサスを得る、それと同時に私たちがつくっておりますこの市民の足であるまほろば号を市民全体でぜひ育てていただきたい、育成していただきたい、それを私から要望したいと思っておる次第でございます。いずれにしても、今のご提言の問題は、市全体、それから行政としての公でやるべき緊急順位と、いろいろコンセンサスがあると思しますので、十分検討をさせていただきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） ありがとうございます。

市民全体のコンセンサスを得ながらということございまして、一つとしてはここに20人の議員がおりまして、これも市民の代表でありますので、今後そういう点につきましても皆さん方をお願いをしていくことになるかと思っておりますけども、3番目のまほろば号の運行についてですけども、さっき地域振興部長がおっしゃいましたように、14時台ですね、小学1、2年生のために配慮しているというふうなお話がありましたんですけども、具体的に言いますとですね、内山行きがですね、14時台で14時44分、14時50分、14時56分、この3本走っておるわけですね。小学校1、2年生のためだったら、この時間帯に3本も運行する必要はないんじゃないですか。それだったらむしろ実際にお母さん方にお聞きしますと、14時台のバスはほとんど利用しないんですよと、逆に15時半から16時ごろの方にですね、この分の3本のうちの1本は15時台、それからもう一本は16時ぐらいに変更するとかですね、そういう検討ができるんじゃないかなというふうに私は思っております。

それから、北谷行きですけども、これは帰りの場合、14時36分、次は15時56分、その次が16時56分、17時56分、1時間に一本ですね。その中で意外と北谷行きは遅れるわけですよ。結構遅れます。本当に北谷ルートは時間がはっきりこの時間というのが決まっておってもあてにならないというのが実態でございまして、こちらの方をやはり検討していただきたいというふうに思います。意外と、意外や意外に土曜、日曜日の運行本数が逆に多いわけですよ。土曜、日曜。これは恐らく宝満登山とかいろんなことに対して配慮してあるのかなというふうに感じておるんですけども、これいかがでございますかな。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 内山、北谷、それぞれ時間、本数も含めて子どもたちとは合わない部分もあるというふうな一つのご提言ですけども、ご承知のとおり、今現在まほろば号が8台で、それぞれ毎日109便運行いたしておりまして、様々な地域から同じような要望もたくさん来ております。しかし、先ほど申しましたように、やはり基本的には費用対効果そのものを全

体的に調整をしながら、またあわせて利用者の要望も聞きながら調整をしております。今回ご提言いただいております特に内山、北谷方面、特に内山につきましてはですね、15時半から16時が必要なんだと。あるいは、北谷の方に行くバスが遅れているというふうな提言もございましたので、これらを含めてまた全体的にこれは十分検討してまいります。

また、土曜、日曜日、祭日も含めて本数が意外と多いんじゃないかという問題ですけども、これらもやはり土曜、日曜日は観光客とかその方たちにぜひ利用していただきたいという一つの視点もございまして、特におっしゃいますように昨今は竈門神社、内山へ利用される観光客、市民も多うございますので、その分も配慮したということもございます。いずれにしても、これは全体、今現在ももう既に高雄地区方面からの要望も上がっておりますので、それらを含めて全体的にこの平成18年度中にいま一度原点に戻って見直しを図っていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） やはり何と言いますか、お店でも、それから交通機関でもそうでしょうけども、やはり利用者のニーズに合わせた配慮をするというのは、全くそのとおりだと思います。ただ、私が思いますのは、小学生も立派なニーズのうちに入っているわけございまして、実際に小学生が乗られなくて、積み残しになっている状況であるということもぜひとも念頭に置いていただいて、それから実態としては14時台じゃなくて、本当に必要である時間帯というのは15時台、あるいは16時台なんですよ。そういったことも一度ぜひとも調査されましてですね、今後の運行の変更、そういったときにはご配慮をお願いしたいと思います。

質問も終わりにしたいと思うんですけども、実は私はこの質問の内容につきましては6日の日に一般質問通告書を提出するときに、こういう質問内容までつけて出しましたんですけども、もう少し前向きなご回答がいただけるならというふうに期待もしておりましたんですけども、ぜひともこの日だけで終わりではなくて、今後ともこの問題については取り組んでまいりますので、どうぞよろしく今後ともさらに前向きなご検討をお願いいたします。終わります。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員の個人質問は終わりました。

次に、5番中林宗樹議員の個人質問を許可します。

〔5番 中林宗樹議員 登壇〕

5番（中林宗樹議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告いたしておりました3項目について質問させていただきます。

第1問目の、本市における商工業の振興策についてお尋ねいたします。

本市の産業の大きな柱は観光産業であります。この観光については、観光客の誘客についてとか観光資源の有効活用など、いろんな面において論議され、また具体的な政策がなされております。観光産業以外の商工業政策については、第四次総合計画の中でも計画書は200ページほどありますが、たったの1ページしかございません。後期基本計画においても135ページのうち1ページ半ほどでございます。市の税収においても、法人市民税だけを見ましても、4億

2,000万円ほどございます。税収が伸び悩む中、これらの商工業の活性化こそが税の増収が見込めるものであります。本市の商工業の振興策を見ますと、後期基本計画で、1、商工会活動の支援。中小企業の経営安定、基盤強化を図るため、商工会の活動の強化、充実に向けた支援をします。

2、商店街活動の支援。消費者ニーズに対応した商品、サービスの提供を目指し、魅力ある商店街をつくるため、商店街活性化のための活動を支援します。

3、観光産業の育成。特産工芸品作者の後継者育成、支援を行い、農業者団体及び観光関連団体等と連携しながら、魅力ある名産、特産品開発の促進を図るとともに、九州国立博物館を機軸とした新たな産業の起業に向けて、関係機関や関係団体などに働きかけます。

4、事業資金融資制度の充実。中小起業者の経営安定を図るため、商工会、金融機関と連携を取りながら、事業資金融資制度の利用促進、充実を図りますと掲げられております。

この中で今回取り上げましたのは、1と2であります。商工会の活動を強化し、充実に向けた支援を行います。魅力ある商店街をつくるために商店街活性化のため、活動を支援しますとありますが、活動を支援されるのはもちろんでございますが、どのような支援をされるのか、1においては商工会の活動を強化し、充実に向けた支援を行いますと言われるのですが、現実には補助金がカットされております。補助金が多いから、少ないからといって支援の強化、充実とは直接は関係ありませんが、商工会活動についての支援、充実に向けてご努力をお願いしたいと思います。

私は、商工業の振興については政策の立案、例えば商工業者が仕事がしやすいような環境の整備、都市計画の中での用途地域の線引きなどにおいて、お店が出しやすいようにする等を行政が行い、商工会がその中で実際に事業をするものに対し指導、支援を行うものだと思います。商工業の振興は、行政と商工会が両輪となって初めて実が上がるものではないでしょうか。本市の場合を見ますと、行政からの政策的な指導はなく、また商工会からの具体的な要望、政策などの提言もないように見受けられます。また、現在行政と商工会とのそういった面での意見交換の場もなく、接触することもないようでございます。

先ほど言いましたように、商工業の振興は行政と商工会が両輪となって初めて機能するものであります。本市においては、両者の意思の疎通が欠けているようでございます。そのような点を踏まえてお尋ねいたします。

1、後期基本計画にある商工会への支援、商店街の活性化のための活動の支援について、具体的にどのような支援を考えておられるのかお尋ねします。

2、本市の市内の業者の優遇策はできないか。市の物品等の購入について、少額、例えば500万円以下とか、100万円以下とかは、市内の業者といっても本店のある業者に限るとか、入札において若干ポイントを優遇する等できないでしょうか。

3、企業の誘致政策は考えておられるのでしょうか。

4、政庁通りの南側への店舗の設置がしやすくなるような用途地域の見直しは、昨年6月の

議会で検討するとの回答がありましたが、その後どのような検討がなされたか、以上4点についてお伺いいたします。

次に、第2、第4土曜日の学校施設の開放廃止についてお伺いいたします。

3月号の市政だよりによりますと、4月より市内の7つの小学校の体育館及び運動場の開放を廃止するとありますが、ここは休日の子どもたちの遊び場として利用されているところであり、市長は、子育て支援の充実は本市の重要施策であると施政方針にも述べられておられます。現在子どもたちの遊ぶ環境については非常に厳しいものがございまして、子どもたちは、家に帰れば外へ出て遊ぶ場所が少なく、また近年の少子化から近所には遊び相手となる子どもも少なく、仕方なく少人数の友達と室内遊びをするのが中心であります。室内遊びとなれば現在はテレビゲームがほとんどです。テレビゲームの弊害はいろいろ言われておりますが、最近ではキレる子どもが多くなったと言われております。テレビゲームをする時間の長い子どもほどキレやすいと言われております。また、子どもが犠牲になる重大事件の容疑者も、テレビゲームやビデオを見る時間が非常に多いと聞きます。子どもは遊ぶことで社会性や創造性、自主性を身につけ、我慢したり、他人を思いやる心がはぐくまれていくものです。そのためには、大勢の子どもと一緒に遊ぶことが大事なのです。人数が多くなればサッカーをしたり、ドッチボールをしたり、長縄跳びをしたりすることができます。広い体育館や運動場でただ友達と走り回っている子どももいます。自由に伸び伸びと遊んでいる姿を見てください。

先ほども言いましたが、今子どもたちは家の近くで大人数が集まったり、遊べる場所がないのです。親子でキャッチボールやたこ揚げをしようにも適当な場所がありません。学校はそういうことのできる唯一の場所なのです。子どもからそのような場所を取り上げないでほしいのです。子どもたちは何も言いません。社会における一番の弱者なのです。そのような子どもを守り育てるのが社会の使命なのです。何かといえば、将来の日本を背負う子どもたちといいますが、それならそれらしく子どもたちの環境も考えてやるべきです。なのに、本市においては予算がないからといって、それも莫大な予算が要るわけではありません。ここを開放するのに幾らぐらいの予算が必要なんですか。市長は常々市民は真ん中と言われます。今度の施政方針では、市民一人ひとりが誇りと愛情を持ち、輝きを放つまちこそが来訪者にとっても光を見たい魅力のあるまちであると言われてますが、市民が真ん中、誇りと愛情のあるまちなら、このような子どもから遊び場を取り上げるような施策はできないはずでございまして。

また、平成18年度は、街灯、防犯等の整備についても予算がないので見送りにされると聞きます。12月議会において、安全・安心のまちづくり推進条例を制定したばかりで、この条例は「不安、脅威、危険を未然に防止し、市民が安全に、安心して暮らすことができるまちづくりに寄与することを目的とする」とされています。犯罪は暗いところで発生します。まちを明るくすることが防犯には最も威力を発揮するのです。このような防犯対策からも防犯灯の整備は優先されるべきであります。

それから、市内には狭い路地で側溝にふたのないところも多くあります。車を側溝に落とし



込みはしないだろうかと毎日心配して暮らしておられます。一日でも早く側溝のふたをしてあげべきだと思います。市はお金がないの一点張りで、立場的に弱いところの人に、市民に痛みをといい、我慢を強いて、受益者負担の名のもとに負担の増大を求められておられます。大型事業もインフラ整備で大事でしょうが、市長がおっしゃるように市民が真ん中ならば、このようなところまで心配りをいただいてもよろしいのではないのでしょうか。予算70万円ほどで子どもの遊び場を確保することができるのです。子どもたちから遊び場を取り上げないでください。第2、第4土曜日の小学校の体育館、運動場の開放ができないものか、またいかなる目的で、理由で廃止をされたかお伺いいたします。

3番目に、まほろば号の高雄地区への運行についてお尋ねします。

今家の前・今王線の新設工事が進んでおります。3月末には竣工する予定ですが、地元の皆さんは、この道が開通すればまほろば号はすぐにも運行開始されるのではないかと期待されておられますが、この方面の運行開始についてお尋ねいたします。

再質問は自席にて行います。

議長（村山弘行議員） ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

~~~~~

再開 午前11時15分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

市長（佐藤善郎） ただいま中林議員からの質問でございますが、まず1点目の商工会等の支援等につきましてご回答申し上げます。

各種事業実施におきましては、商工会担当役員と市の担当部課長等で連絡、調整、協議を行い、商工会の活動充実や空き店舗対策、特産品開発支援など、商工会と行政が連携、協力しながら取り組みを進めてきたところでございます。昨年の九州国立博物館開館記念イベントでは、市との協賛行事を多数開催するなど、国博ムードの盛り上げにも積極的にかかわっていただいております。

また、去る2月16日でございますが、商工会長及び役員の皆さんと私をはじめ、関係部課長の総勢27名によりまして懇談会を行い、様々な意見やアイデアを出し合い、情報交換を行ったところでありまして、今後はより一層強い協力体制をとってまいりたいと考えておるところでございます。

それから、九州国立博物館への来場者に対する宿泊施設などの企業誘致についてですが、後期基本計画に示しておりますように、商工会や観光協会などの関係機関や団体などと連携を密にしながら宿泊施設の誘致に努めてまいっております。

次に、4点目でございますが、政庁通りの南側の用途見直しについてでございますが、様々な角度から検討いたしました。史跡地にも隣接し、政庁通りの景観保全という観点からも、

また低層住宅の良好な環境を守る地域としておるところから、現段階での用途の変更は困難であるとの結論に達したところでございます。このことから、現在の用途であります第一種低層住居専用地域の規制範囲内の店舗の計画をお願いしたいと考えておるところでございます。

それから、本市の市内の業者の優遇策についてでございますが、物品の購入等につきましては、数種類の消耗品等をまとめて単価契約を結んでおり、単価契約を結んでいない物品などについては随意契約または競争入札により行っております。随意契約ができる範囲内にあります80万円以下の物品等の購入がほとんどでございますので、主に随意契約により購入いたしておるところでございます。業者の選定については、物品にもよりますが、市内業者から優先して選定を行っております。

ご質問の市内業者に対する優遇策につきましては、今後とも選考機会の優先化を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

学校関係につきましては、教育委員会の方から答弁をさせます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 2点目の第2、第4土曜日の学校開放事業についてお答え申し上げます。

平成14年4月1日から、小学校、中学校においてはすべての土曜日を休業とする完全学校週5日制が導入されております。このことに伴いまして、第1、第3土曜日は家庭に返す日、第2、第4土曜日は午前9時から正午まで小学校の体育館、運動場を開放し、児童・生徒に遊び場として提供しているところです。しかし、現在では遊び場としての利用は少なく、一部の学校では体育館が学童保育所に利用されたり、またスポーツ少年団が練習会場として使う場合もございます。

遊び場を管理するため、各小学校に1名の指導員を配置し、遊び場を管理してまいりましたが、経営経費の割に効果が見込めないため、指導員の配置による開放事業を廃したいと考えております。

なお、開放を廃止しました体育館、運動場は、体育協会加盟のジュニア団体やアンビシャス広場団体に当面の間、無料開放といたしますので、ご理解の上、ご協力をお願いいたします。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） まほろば号の運行開始、私からご説明を申し上げます。

まほろば号の高雄地区への運行開始の時期でございますが、高雄地区へのまほろばの運行につきましては、高雄地区住民の皆さんの長い間の念願でございますが、本年3月末に家の前・今王線が完成いたしますことから、運行開始の期待がされておることは十分認識いたしております。

また、運行開始の時期につきましては、昨年の10月に実施いたしましたアンケート内容など

を十分精査し分析しながら、今後さらに慎重に検討してまいりたいと思います。できるだけ早く結論を出したいと考えておるところでございます。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 市長から答弁いただきまして、ありがとうございます。

第1問目の商工業の振興策についてでございますけども、まず2月16日に商工会と市の執行部との懇談会があったということは聞いております。この市の執行部と商工会の幹部の方々とのこういう意見交換会は、以前は年に1回か2回ほど行われていたそうでございますが、最近ここ三、四年はなかったと聞いております。こういう場においてですね、やはり市の執行部と商工会のそういう幹部の方々との懇談の中ですね、いろんな個々の具体的な政策じゃなくて、やはり意思の疎通をしっかりと、そして先ほど言いましたけども、商工業の振興としてですね、商工会と行政とが両輪となって大いに活性化されることが望ましいと思いますので、今後この懇談会については続けていかれるかどうか、お伺いいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 去る2月に行いました懇談会につきましては、今後も定期的に年に一、二回開催をするという約束をいたしております。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） それでは、そういうことでよろしく願いしときます。

それから、2番目の市の物品等の購入についてでございますけども、これは物品等と一応質問ではしておりますけども、いろんな債務契約があると思いますけども、この中でですね、やはり市内の業者を何とか指導、育成していくという点からですね、市のそういう債務負担行為については、ぜひ市内の業者を使っただきたいということで、この中でですね、多分またお答えの中で出てくるかと思いますが、市内の業者は競争力がないということですね、これでなかなか市内業者を使えないというようなところもあるということは聞いておりますけども、そういう中でですね、やはり市内の業者をなるべく使うということで、市内の業者が入札等をした場合にですね、やはりそこに若干の優遇を見ていただけないだろうか。やはりこれは市内の業者が市の仕事をすれば、市のお金が市内に落ちます。そして、それが市内を循環してまいります。ただ、これが市外の業者になりますと、市外の業者はそのお金を持ったまま、もう市には返ってきません。そういうことですね、やはり市の活性化にもつながってまいりますので、そういう点から考えますと、若干の入札時点でのそういう金額が高いというだけじゃなくて、そこに市内の業者に対しては、めちゃくちゃ高いやつはだめですけども、やはりそこら辺を少し考えていただけないかと思っておりますけど、この点についてはいかがでございましょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 同感でございます。私どもも市内の業者の入札機会をまず与えないことには仕事とれないということですので、随意契約にしてもやっぱり市内の業者をできるだけ

選んで、入札に参加させていただいております。しかし、余り優遇をするという話になりますとね、例えば私たちは市内の業者が反対に市外にでも行って仕事をとってくると、そういう実力をつけて、よく言えば日本一の会社をつかってほしい、そこまでやはり思いは強うございます。ですから、ある程度競争もかち取りながら、そしてだんだん大きくなっていくと、そういうことで考えておりますので、機会は十分に与えたいと思います。しかし、高くてもとるということじゃなくて、その競争に自分で研さんをして努力をして仕事をとる、そして大きくなっていく、そういう期待を込めながら機会を与えて、大きく成長してほしいなど、そういう見守りながら指名をしているつもりでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） おっしゃることはよくわかりますけども、そこまでまだ市内の業者が力をつけていないんですね、これはもう卵が先か鶏が先かの論争になってくると思いますけども、やはりそういう力をつけるためにも、やっぱり仕事を少しでも余計に市内の業者の方に回していただくというふうなことで、やはりこれ以上論議しましても卵と鶏の話でございますので、結論が出ませんので、これからはそういう市内の業者を、やはり優遇していただくように。

それから、これは入札制度にも若干かかわってきますけども、今本市では指名入札制度をとっておられるということで、その指名入札制度の中に市内の業者さんは必ず入れているということでございますけども、その市内の業者さんをもう少し増やすとかですね、それともう一つは、やはり市内の業者さんは力がまだそこまでいってない業者さんもたくさんおられますので、そこで納入組合とか、いわゆるベンチャー企業とかですね、そういう形でやれるような方向ですね、これも市の方から指導ができるかどうかわかりませんが、やはりそういう実務面については商工会の方がやるとは思いますけども、その点について市の方でも若干そういう考え方とか指導とか、そういうことができないかと思っておりますけども、これは要望としておきます。

それから、企業誘致については、後期基本計画の中に宿泊施設の誘致については明記されておりますけども、やはりそのほかにもですね、まだ本市は市域が狭く、そして史跡地が多いということで、企業誘致については非常に消極的な面があるかと思っておりますけども、やはり本市じゃないとできないというような、そういう企業の誘致もできるんじゃないかと思っております。

1 つはですね、本市は試掘の発掘調査をずっと続けております。そうしたら、この中で試掘の発掘調査をされる作業員の方々、この方々はですね、聞くところによりますと、そんなに素人ではできないそうでございます。それで、やはりある程度の経験、年数が要ということ、そういう方々がたくさんおられますので、そういう方々をまとめるといいますか、そういう方々を基礎にして、そういう試掘発掘の調査会社とかですね、そういうものを誘致するなり、本市で立ち上げるなりして、本市が培った発掘調査の技術をよその地域に持って行って、それを利用していただくというふうな方策もひとつ考えていただければいいんじゃないかと思っております。

けど、この点考えていただけますでしょうか、お尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 中林議員さんがご提案をなさっています内容については、市の方も同感でございますので、そうした部分も含めながら、今後企業誘致、観光施設誘致に努力をしてまいりたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） そういうことで、何とかですね、本市の商工振興ができますようにご検討をお願いします。

それから、4番目の政庁通りの南側についての用途の見直しは、ちょっと今のところでは検討できないということでご返事がございましたけども、先ほど市長のご回答の中にですね、第一種低層住居専用地域の中でも店舗ができるような方策がないかということで、これは検討するというございますので、やはりそういうことについてですね、今どうしても第一種低層住居専用地域の場合は住居兼店舗じゃないとできないということでございますので、これがですね、そういう条件がなしで第一種低層住居専用地域、あの地域に店舗だけができるというような方策ができれば、それでもいいかと思っておりますので、これについては、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

これで1問目の質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 引き続き2項めの。

5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 2問目ですけども、やはり今教育長の方からご回答ありましたが、利用する人が少ないから、それで指導員を配置しておかなければいけないので、その費用がもったいないんで今回は取りやめたということでございますけども、その中で体育協会参加の運動団体、それからアンビシャスに対するご配慮はいただいておりますけども、これに対しては本当にありがとうございます。

ただ、やっぱり子どもたちはですね、そういう手続とかなんとかなくて、やはり遊びに行きたい、遊びたいというところで、たくさん出てきております。学校によっては利用者が少ないかもしれませんが、やはり利用したいときに利用できる場所が要るということで、やはりこれは学校をあけていただいたいということですね、そうじゃないと一々子どもたちが遊びたいからといって1週間も2週間も前から手続して遊びに行く子どもはおりません。子どもたちは、そのときそのときの気持ちで動きますので、さあ、そんなら今日は友達が二、三人寄ったから学校行ってサッカーでもしようかと。ただ先ほどもちょっと言いましたけども、子どもたちはただ走り回ってるだけで、それで楽しいんです。その走り回る場所がないんです。ですから、そういう場所があるのはやはり学校なんですね。学校のグラウンド、体育館なんですね。体育館だと雨降りでも遊べます。やはりこういうことから、利用する人が少ないからといっても利用する人もいるんですね。ですから、こういうことについては、やはり教育委員会の

方でも学校では第2、第4土曜日は遊べるんだよということをもっと周知徹底していただいて、やはり子どもたちが自由に遊べるように、健康な子どもたちが育つように方策をとっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。ご回答をお願いします。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 第2、第4土曜日の遊び場開放事業につきましては、今中林議員からご提言がありましたように努めていきたいと思いますが、体育館、運動場で遊ぶときに、けがとか事故、これが一番心配されるわけでありますので、責任者のもとにですね、使われる分については大いに開放していきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 子どもたちは、先ほども言いましたけども自分が遊びたいときに遊びに行くんで、そこに必ず父兄がついていくとか、そういう保護者がいるとか、それから責任者がいるとか、そういうのは非常に難しいと思います。

それで、先ほども言いましたけども、聞くところによりますと、管理費としては58万円ほどで済むそうでございますから、この58万円をですね、何とか子どもたちのために、どっか予算をつくっていただいて、何とか開放できるように、この金額も何百万円も要るわけじゃないんですね、58万円でもいいんですね。何とかそこら辺、検討していただけないでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 先ほど非常に人数が少ないという話をいたしました。例えば平成17年4月1日から1月まで、大体10か月ぐらいございますので、20回ぐらいあるわけですがけれども、例えば太宰府小学校の運動場の使用者が合計して29人と、そのほかのところも多くて40人ぐらい、先ほど言いましたように団体が使っているところは違います。そういうふうな状況でございますのでですね、それから先ほど部長も言いましたように、けがとか事故のこと、それから昨今の状況等々を考えますとですね、やはり管理者がおらないと、自分たちだけというのは難しいというふうに判断したわけでございます。それだけと言いながらも、それだけの施設がありますので、そういう責任者がついてあるところに活用していただこうというふうに考えたわけでございますので、確かに理想としては遊べるときにわあっと行って遊んで、またぱっと引き揚げられるという、そういうふうな状況に早くならねばならないと思っております。やはり現実的な対応も必要かなと思っておりますので、どうかご理解いただきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 子どもたちのことについては最近地域でも非常に関心が高まっております。老人会等でも子どもたちの学校の登下校、それから地域での遊びなんかについても見守りをしようという機運が高まっておりますので、やはりいわゆるNHKあたりでも「ご近所の底力」とかということですね、地域のコミュニティ、地域のやはりそういう団結力といいますか、そういうことについては最近機運が非常に盛り上がってきておりますので、今

後はもっと子どもたちが遊べる環境が増えてくると思いますので、この件については、ぜひ早いうちに、またもとのように子どもたちが自由に使えるような環境にしていだきたいと思えます。これは要望としておきます。

次に、まほろば号についてでございますけども、まだアンケートの分析を行っているということでございます。それから、運行するかどうかについて検討するということでございますけども、これは以前から市の方は運行するというので、お話は聞いておりますけども、するとかせんとかということから検討されるというようなことじゃなくて、するということで私たちは大体理解しておりますけども、これについてどういうお考えなのか、お伺いいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） この高雄地区へのコミュニティバス、まほろば号の運行につきましては、今現在、市長の方が先ほど申しましたように、アンケートの分析を今やっております。

今現在、詰めをやっておりますのは、西鉄の路線バスと競合する地域がございます。つまり、青山地区に星ヶ丘線という西鉄の路線バスが入っているわけですが、その部分、その地域を通るのか通らないのか、通るとすればどのようなコースを走るのかというのが今現在西鉄との協議の中身になっております。これが一つで、あと一つは、確かにアンケート調査をいたしまして今集計をやっておりますが、中間報告として、そのアンケートの内容からして、果たして乗ってくれるかなという不安もございます。と申しますが、たまたま私もこのコミュニティバスを平成8年の運行開始するかしないかという検討の時期から担当をさせてもらっているんですけども、その過程の中で今現在、大佐野地区、吉松、あるいは水城、国分含めて、北谷、内山、都府楼と、ずっと年次計画でやってございましたけども、その過程の中でもやはり地域の方から要望書なり陳情書をいただいて、必ず乗るから通してくれという言葉は確かにありました。しかし、それを現在分析しますと、やはり一部ではほとんど乗っていただけない、利用されていないという地域もございますので、そういう不安もございます。

今回、新年度予算で7,000万円の予算を上げさせていただいておりますけども、昨年から減額をした理由と申しますのは、先日から申し上げてますとおり、もう一度原点に戻って、経営感覚でこのバスが果たして市がどこまで市民の要望に対応できるのかということの分析をしながら再検討を行おうという部分もございますので、この時期に今すぐ何月に運行を開始しますという約束ができないのがその理由の大きな一つでございますので、私どもも、もう一度そういうふうな分析を様々な情報を集めながら努力をしてみたいと思いますので、ぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） どれだけ乗っていただけるかわからないので、ちょっと検討すると。言われますように、西鉄のバスが西鉄二日市駅から五条駅まで梅香苑、それから星ヶ丘、青山の中を通過して運行されております。これは、確かに一つの調整課題だと思います。それから、部長の方が今経営感覚でやっていきたいということでおっしゃられましたけども、経営感覚でや

るということで、そうしたら今のほかの路線についてはどういうふうなことで考えられておるのか。それと、ここの高雄地区においては、そうしたらどのくらいの方々が乗られれば通していただけるのか、そこら辺ですね。それと、まほろば号の運行目的自体がですね、やはり市のいわゆるこの市役所、それから体育センター、それから老人センターと福祉センター等ぐらいの利便性を考えて、やはりここに来る人たちの利便性を考えてやるということで、これは以前から言っておりますけども、高雄地区はこの市役所へ来るためには西鉄の路線バスが走っていない地域においては、二日市経由で本当に片道それこそ1,000円くらいかかって来られるんですね。やはりそれを考えた場合には、どうしてもやはりまほろば号の運行目的からしますと、ぜひこれは通していただきたいということで、これはまほろば号の目的の一つであると思っておりますけども。

それと、先ほどアンケートの中で、どれだけ乗っていただけるか不安であるということをおっしゃいますけども、これにつきましては、ただ乗るか乗らないかということでですね、コースも決まっていない、何にも決まっていない中で、ただまほろば号が来たら乗りますかと、そうしたら乗ったらどこへ行けるのかと、そして乗ったらどこをどうやって回っていくのかと、そういうこともわからない中でですね、ただ乗りますか乗りませんかと言ってですね、ただそれこそ西鉄大牟田線に、あなたは乗りますか乗りませんかということでですね、そうしたら天神に行くときは乗られるでしょうけども、太宰府市役所に来るときは乗られないと思うんですね。やはりそういう目的も何もわからないままアンケートを出してですね、やはりこれについてはある程度の路線を3路線なら3路線、こういう路線を考えていますと、そうしたらAコース、Bコース、Cコースと、そうしたらAコースだったら乗ります、Cコースだったら乗りますと、Bコースだったら乗りませんと、そういうふうな判断ができるんですけども、そのような中途半端なアンケートのもとにですね、それでも乗るという方が60%近くおられるんですから、やはりほかの路線とその効率を考えた場合に、やはりある程度の数字はよその路線と余り変わらないくらいの数字が出ていると思っておりますけども、そこら辺の判断はいかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 他の路線の検討というのがまず1点だったと思いますが、現在大きく言えば4つのコースがあるわけですけども、特にある地区につきましては1便当たり1人が2人しか乗っていないコースが現実にはございます。これを果たしてこのまま続けるかというのが一つの問題になりますので、もう既にその路線に該当する地区の区長さんあたりを通して、なぜ乗らないのか、どうしたら乗るのかと、あわよくば廃止も考えますということをお伝えをいたしておりますので、もう既に地域の方と一緒に話し合いといいたいでしょうか、検討に入らせていただいているものというふうに思います。

先ほども市長が申しましたように、やはり市がバスをただ走らせるだけではなくて、走っている地域の方から、市民の方からですね、いわゆる育てる意識もやっぱりぜひ必要だろうと、利用しようという一つの雰囲気づくりもぜひお願いをしたいというのが一つでございます。



それから、何人乗れば運行するのかという問題ですけども、これもご承知のとおりこのバス、まほろば号は現在座席が18座席あります。立って乗れば44人で満員になるわけですけども、今現在毎月の集計を見ても、1日1便当たり、1日平均13人なんです。この13人がここ四、五年ずっと続いておまして、なかなか伸びないというのも現実にあります。だから、これらも含めてやはりもう一度、なぜ伸びないのかということも含めて今検討いたしておまして、これはアンケート調査からも一つ判断をしているんですけども、アンケート調査をやりましたけども、実際全対象世帯数の約6割弱の方からアンケートを出していただきました。そして、その全体の6割の方のさらに50%ぐらいが乗りますという判断なんです。しかも、その50%の中には毎日乗るというのはわずかな方で、中には1週間に1回乗りますとか1か月に1回乗りますというのを合わせて50%ぐらいが利用しますというふうな状況なんです。

確かに、中林議員さんをご指摘のコースも決まらずに乗るか乗らんかの判断はおかしいんじゃないかということもありますけども、やはり私どもも過去の経験から調査、いわゆる市場調査も市民の声も段階的に調査をやるというふうに思っているわけなんです。まず、バスが通れば乗るか乗らないかがまず第1段階で、そういう雰囲気が大体わかれば、じゃあコースはこういうふうにつくったらどうかと。これも、もし市の方から直接このコースをこうしますじゃなくて、市民の方からこのコースに回ってほしいと、ここを通過してほしいという意見を最大限に尊重したいという思いもありますので、もうしばらくそういう事情もありますので時間をいただいて、しっかりと私どもも市場調査をしながら判断をしたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） なかなか進みませんが、今、日に13人、それから地元の方からも乗ることについて雰囲気を盛り上げてくれということでございますけども、これについてはやはり地元では、もう通るということで、前提にですね、もう皆さんもじっとお待ちになっとるわけですね。それについて、もう余りやんや言うてもですね、あれでしょうからということで、大体高雄地区は紳士の方が多いんですね、やはりそういうことで余り騒がずに市の方の対応を待ってこうというようなことであります。それで、私も地元の区長さん等ともお話ししておりますけど、そうしたら何かそういう運動をすればいいのかということで、そうしたら要望書を出すなり、それから署名運動をすりゃあいいのかというような話も出ております。そういうことでですね、地元の方も運行については非常に協力的に乗るようにするというので、それと先ほど毎日乗るかということにつきましては、やはりこれはですね、この高雄地区からこの市役所周辺へ通勤通学をされてる方はほとんどおられませんが、これは毎日乗られるというのはちょっと難しいかなと。その中でも毎日乗られるという方がアンケートの中には若干出ていると思います。

それともう一つですね、アンケートの中に入っていない要素が1つあります。これは、太宰府高校がございまして、やはり太宰府高校の通学の生徒たちがですね、今西鉄のバスで通学している生徒が相当おるはずなんです。これについて調査されているかと思いますが、その中で

すね、やはり運賃差が出てまいります。まほろば号だと現在100円、それから西鉄バスだと180円かかります。これはだれがどう考えても往復だと160円の差が出てきます。だれがどう考えても100円のバスに乗ると思います。ですから、ここら辺もその乗客数の中に織り込んでいただいて、やはりその分がですね、仮に太宰府高校の生徒が1日に100人あるということであれば、この子たちが往復しますので200人になります。そうすると、200人で日に10便運行しようということであれば、これをならしますと1便10人当たりの人数が増えるということになります。そういうことですね、やはりそこの地域の特性というのも考えていただきたいと思います。

そういうことで早く通すということで結論を出していただいて、その中で住民に乗りましよう運動とか、そういう機運の盛り上げをするというようなことについては、しっかり私たちの方も運動していきたいと思いますので、早くですね、通るということだけですね、まだ時期、いつ通すというのは、まだ西鉄の関係、それからいろんな手続関係がありますのでわからないと思いますけども、ただ通すか通さないか、それだけですね、ご返事をいただきたいと思いますが。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 十分検討した上で、その決定次第、ご連絡をしたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） そしたらですね、もうこれで最後にしますけども、十分検討していただいて、なるべく早く開通していただくことをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員の個人質問は終わりました。

次に、17番福廣和美議員の個人質問を許可します。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） ただいま議長より許可がありましたので、通告どおり3点について質問をさせていただきます。

初めに、子育て支援の充実の中で、今議会の質問の中でも多くの議員の皆さんから子育て支援についてはありましたが、今回につきましては小学校、保育園の待機児童の問題がどうなっているのか、また今後の対策はどうなっているのかについてお伺いをいたします。

次に、筑紫地区4市1町の各首長さんにあてて、社団法人福岡県精神障害者福祉連合会及び筑紫地区精神障害者家族会五筑会より、障害者自立支援法施行に当たっての緊急要望が5点にわたり提出されていると思います。

5点の大きな項目だけ紹介しますが、精神障害者に対する相談支援、障害福祉計画策定等に関する要望、2点目が障害程度区分認定等に関する要望、3番目が新事業体系への移行に関する要望、4点目が社会的入院の解消、地域生活基盤の整備に関する要望、5点目がその他精神

障害者に対する差別撤廃等に関する要望、この5点にわたり市長に提出されていると思いますが、どのように対処されるか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

最後に、昨年の12月議会でも質問をいたしました違反広告物の撤去の方法について、私は12月の議会の折に2つの調査と1つの提案をさせていただきまして、調査をしていただくようお願いをしておりましたので、先回の議会においてはそこまで時間がなくて詳しくできなかった部分を今回再びさせていただこうと思ひまして、一般質問をさせていただきました。今依頼した件がどうなったのかについて、まずはお尋ねをしたいと思います。

以上3点、質問も簡略でございますので、回答も簡略をお願いしておきたいというふうに思います。

再質問につきましては自席で行います。

以上です。

議長（村山弘行議員） ここで午後1時まで休憩に入ります。

休憩 午前11時54分

~~~~~

再開 午後1時00分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

健康福祉部子育て支援担当部長。

健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） 保育園の待機児童の実態、ゼロ作戦についてお答えいたします。

認可保育所の平成18年度当初見込みとしての待機児童は、3月1日現在で37人であり、今後同数程度で推移していくものと考えております。待機児童ゼロ作戦の対応といたしましては、平成12年度当時560人ございました入所定員を、平成13年度市立保育園の増築により30人の増、平成15年度には市立保育園の新設と定員増により120人の増、平成17年度市立2か所の保育所の定員増により40人の増を行い750人になりましたが、定員増を実施することにより一時的に減少いたしましても、すぐに待機児童が増えているのが現状でございます。

平成17年3月に策定いたしました太宰府市次世代育成支援対策行動計画に認可保育所の定員拡大を目標として掲げており、今後も市立保育園及び県と協議を行いながら、受け入れ児童の増に努めてまいりたいと考えております。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 引き続きまして、私の方からお答えをさせていただきます。

本市には、7学童保育所がございますが、待機児童解消のため、指導員の増員や施設整備の充実に努めてまいったところです。現在、条例に言う1年生から3年生には入所できる範囲内の希望者数ですが、4年生、6年生につきましては一部定員をオーバーしている状況でございます。これ以上入所者を増やすには、現状施設の整備等や指導員の増員などが必要となってまいります。今後、施設整備の拡充などを含めまして、その努力に努めてまいりたいと考えてい

るところです。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 次に、障害者対策について私の方からご回答申し上げます。

本年2月に筑紫地区4市1町の各首長あてに社団法人福岡県精神障害者福祉連合会会長及び筑紫地区精神障害者家族会五筑会会長の連名によりまして、5項目17件にわたりましたの障害者自立支援法の施行に当たっての緊急要望書をいただいております。

その内容でございますが、市単独で行うものや筑紫地区全域で行うもの、また国や県に対しまして要望を行うもの等で構成されているものでございまして、現在障害者自立支援法の施行に当たりまして、一部4月1日から、そのほかは10月1日からの全面施行に向けまして、鋭意準備を進めているところでございます。

しかし、国からの具体的な方向性はまだすべてが明確に示されていないのが現状でございます。このことから、ご要望のことにつきましては真摯に受けとめまして、いずれも4市1町で今後十分に検討させていただきたいと考えております。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 違反広告物撤去の方法のことについてご回答申し上げます。

現況につきましては、昨年の12月議会でもご説明させていただきましたように、道路上に設置されました張り紙、それから張り札、立て看板等の違反広告につきましては、週に1回業者に委託し、撤去をしております。除去件数にして申しますと、毎年1万件を超えているところでございまして、一定の効果、そういうものがあると思っております。このように撤去いたしておりますが、すぐに新たに違反広告物が設置される現状から、行政のみの対応では限界があるのが実情でございます。

そこで、先ほど提案されておりました、12月に提案されておりました件につきましては、神戸市のはがし隊のこと、それから岡山の有料化のことだろうと思っております。神戸市のはがし隊のことにつきましては、今県内外も含めまして違反広告物に取り組んでおられる先進地の情報を集めているところでございまして、本市の要綱とも照らし合わせまして、現実なものを検討しているところでございます。岡山の有料化につきましては、これは推測ですけど原状復旧に要した費用をその設置したところに請求している費用だと、そういうことを思いますが、これにつきましては正直言ってまだ取り組み切れておらないのが現状でございます。

さきの12月議会で、太宰府市安全・安心のまちづくり推進条例が制定されたことに伴いまして、具体的に行動できる条例等、そういうものを検討しておりますことから、そういうことと一緒に連携できないかどうか、今研究を行っておりますところでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） それでは、1項目めについて再質問をさせていただきます。

この児童の支援といいますが、子育て支援というのが市長の施政方針の中でも本市の重要課題であるというふうにとらえられて示されておりますが、今国におきましても、特に子育て支援ということは、今回児童手当が小学校3年から6年まで拡充になりましたし、出産育児の一時金が30万円から35万円、またこれは国での話ですから太宰府での話ではありませんが、放課後児童クラブの増とか受け入れ人数の増とか、医療に対してもそうですが不妊治療の助成を2年間から5年間にするとか、それからまた育英奨学金の人数枠の拡大、こういったことに取り組みながら、この問題、子育て支援策がいろいろと前に進んでいるのが現状でありますし、市におきましてもですね、学童保育の問題にしても、今お話しになりました、回答をいただきました保育所の待機児童の問題も随分ご努力をいただいて、ゼロに近いところまでですね、持ってきてあるということは十二分に承知の上でこの質問はさせていただいておりますので、まずはその件についてはご了承いただきたいと思いますが、しかしながら、まず学童保育の方でお話をしますけども、順番からいけば保育園になるとは思います、預けられる人と、人数は少なくとも預けられない人がいるというのは、やはり公平ではないというふうに私は理解するわけですね。太宰府に行ったけども、あそこの家庭は預けられるけども、待機児童がやっぱり出るということは、どなたかがそういう預けられない状況になってきているわけですから、努力は努力として認めながら、そういったものが何とか解消できないのかということですね、そういう思いで今おります。

出していただきました資料からしますと、これ保育園も一緒ですけども、学童保育からいきますと、水城学童保育所が8名、水城西学童保育所が7名、太宰府学童保育所が3名の待機児童の見込みになっておって、計で約18名という数字が出ておりますし、保育園からいたしましても一番多いのがおおざの保育園で14名、次が水城保育園で9名、その次に筑紫保育園が8名、それから都府楼保育園が3名、五条保育所が2名、それから保育所太宰府園が1名という現状で37名という数字をいただきましたし、これからいきますと、やはりまちの今の人口増の問題からいたしましても、水城、水城西、ここをどうするのかなというですね、この状況が延々とずっと続くかどうかというのは我々もわかりませんが、現状当分の間はやはりここが一番の問題になるであろうと。今後のまちづくりの観点からしましても、何とかこの地区のこういった学童保育所、また保育園のですね、保育所の待機児童をゼロにする方策はやはり考えていただいた方がですね、いいのではないかとこのように思っています。

この件につきましては、市長の施政方針の中でですね、次代の担い手となる子どもを地域の一員として心身ともに云々というところがありまして、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を少しでも軽減していくための支援が求められていますと。児童手当の拡充など、国の動きに呼応して、子どもを安心して生み育てることができる環境を、また子育ての楽しみや喜びを感じながら働き続けることができる環境を整えてまいりますというふうに重要施策の中でうたっております。この問題、今日取り上げた問題だけがすべてではないということはわかっておりますし、これはその中の一部でしかないと思いますが、先ほどの教育長の回答からいきま

すと、どうも学童保育にとっては施設の問題と指導員さんの拡充の問題が一番のネックになると。場所の問題というよりは人件費の問題になるんですかね。これは教育長、学童保育の場合ですね、これを解消するには何名ほど、1名でよろしいんですかね、指導員を増やすとすれば。ちょっとその点を確認しておきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） ただいま水城小学校、水城西小学校区での学童の問題が、不公平感があるよというご指摘でございます。

施設につきましては、平成16年度に水城小学校校舎の1部屋を使って学童保育所としております。水城西小学校も2教室を改造して学童保育所に充てております。そういうことから、あとは問題は先ほど言われました指導員になろうかと思いますが、各学童で、それぞれの学童保育所で1名の指導員の増になろうかと思えます。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 今いただいている待機児童の見込みがあるわけですが、ここでゼロというところがありますよね。ここは別に余るわけではないでしょうけども、そこらあたりのやりくりといたしますか、7小学校の学童保育の中で人員のそういった手だてといたしますか、そういうことの可能性はもう今のところ全くないと思った方がいいんですかね。要するに、増えるところもあれば減るところもあるのかなと。減るところがなければ、もう今のところがぎりぎりいっぱいのところであれば、もう太宰府学童保育を入れて3名の増をしないといけないというのはよくわかるんですが、そこらあたりもう一遍、ちょっと確認だけ。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 定員に対して応募者が上回っていない学童保育所については、それでもぎりぎりの応募がっておりますので、指導員を減らすというわけにはまいりません。3学童になりますと、指導員を3名増やさざるを得ないということになります。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） わかりました。

それと、先ほど教育長の回答の中で、1年から3年は今のところ平成18年度の見込みでは充足できますと。ただ、4年から6年ということがありました。

あと一点だけ、ちょっと相談を受けた部分でお伺いだけしときますが、中には障害を持った子どもさんがいると思うんですね。そういった場合の受け入れの体制の中で、障害者だから云々ということがあるのかないのか。そういう心配を持っておられる方もいらっしゃいますので、その点はちょっと確認だけしておきたいと思いますが。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 学童への障害児の受け入れはどうかということでございますが、設置条例によりますと、1年生から3年生まで保育に欠ける児童であれば、受け入れるということになっておりますので、障害を持ったお子さんの保育に、特に1人指導員がつかなきやならんと

というような状況でなければ、受け入れは可能というふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） ですから、1年から3年じゃなくて、4年以降のことなんです。ですから、学校ではちゃんとその学校に行ってるわけですから、私は指導員さんで十分いけると思うけども、そこらあたりの実情は一人ひとり違うでしょうからね、わかりませんが、ですから基本的に障害者だからというですね、そういうことがあるので受け入れてもらえないのではないかと親御さんのやっぱり心配があるわけなんです。だから、その点はないならないというふうに言っていたらいいわけですけども、ちょっと再確認していいですか、その点だけ。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 入所希望の4年生から6年生が23名、受け入れができない状況でございますけれども、その中に障害者がおられても、その枠の中に入ればそういうことはないと思います。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 今二十何名って言われました、4年から6年が。

（教育部長松永栄人「23名です。事前の資料が違いますので、こちらは3月13日現在で見えております」と呼ぶ）

あ、そうですか。それは、何……

（教育部長松永栄人「資料が3月6日現在になっておりますけども」と呼ぶ）

わかりました。

それで、市長にお伺いしたいんですが、何とかこの厳しい時代ですから、1名指導員を増やすというのは大変だと思いますけれども、やっぱりこの子どもたち、お父さんたち、今共働きも多いですし、また特に母親だけ、父親だけという家庭もですね、かなりやっぱり昔に比べたら数が多いというふうに認識を私はしております。それで、人数は少なくても予算の方がかかるかもわかりませんが、この教育という部分に、特に子育てという部分にですね、何とか予算をですね、回せるようなことができないのか。我々はそういう予算の増えることばかり言うかもわかりませんが、何とかこの学童保育の部分でですね、ぜひ公平さを保っていただきたいというふうに思いますので、その点、今後の方針についてですね、お聞かせいただければと思いますけども。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 子育て支援の充実につきましては、さきの代表質問でもお答えしたところでございます。子育て支援センターの新設等と内容の充実、また国における子育て支援のためのいろいろの措置につきましては、全般的に重要課題と受けとめております。

本市におきましても、子育て支援につきましては、いろいろな形で今後努力すべきと思っ

おります。ご指摘のような待機児童の縮減につきましては、担当課いろいろ協議して、できるだけ待機児童の縮減につきましては努力してまいりたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） その点、ぜひよろしくお願いをしたいと思えます。

市立の、清水議員の代表質問の中にもありましたけども、全国的にもいろんな方策がですね、今からとられると思えますので、その点も含んだ中でこういった待機児童ができるだけなくなるような方向で進んでいただきたいというふうに思えますので、ぜひぜひお願いをしたいと思えます。

じゃ、1項目めは終わって2項目めに行きます。

市長からご回答をいただきました。特にこの障害者の中でも、いわゆる精神障害者と言われる皆さんの手だてがですね、前から言ってますように私は一番遅れてるというふうに思えますし、いろんな特に精神障害者の方だけではありませんけども、やはりご家族の方のいろんな思いを考えるとですね、ぜひ前向きな形で4市1町、なかなか難しい点もあるかもわかりませんが、ぜひこの要望書を取り扱っていただいて、前進をしていただくようにですね、これは要望をいたしておきますので、ぜひぜひお願いをしたいと思えます。

3点目ですけども、先ほどの一つは神戸市のはがし隊のことで、ぜひ調べていただきたいということで、今回質問をさせていただきました。これは別に一般質問で云々というよりは、予算委員会でやってもいいんですけども、前回の一般質問の中でしてありましたのでさせていただきましたけども、もう一遍ちょっとはがし隊のことだけで結構ですからご回答いただけませんか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 神戸市のはがし隊ということで前回ご提案いただいておりました。また、資料もいただいてありがとうございます。

私どもが今検討いたしておりますのは、先ほど言いました内外の情報で、近隣では宗像市とかそういうところも実際やっております。内容を調べてみますと、市の要項にもご承知のとおりそういう位置づけの要綱があるわけがございますけども、その中身等について、そう変わりがないような気がします。グループ制であるとか、登録制であるとか、活動する範囲を知らせて行動に移るとか、そういう部分は共通でございます。

それで、神戸市のことについて、即効性といいますか、そういうものが本当にすぐさまできるのかどうか、そこら辺はまだちょっと問い合わせし切っておりませんが、そこいら辺が課題かなと、そういうふうにちょっととらえておるところでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） この問題はですね、もういろんな方の協力、またもちろん業者の方の協力もあって、他市に比べたら非常に少ない、もうよくなってきているというふうに私は思い



ますし、何でそのはがし隊のことを言うかということ、その中でも一部のやはり業者がですね、違反をすると。やっぱりこれを見逃すということは、協力をしてくださっている業者の人に対して申しわけがないなというふうに思うわけですね。そういう意味から、はがし隊のことを。要するに私が一番言いたいのは、前もってそういう市から許可を得た人がいつ、どこでも違反広告物の撤去がすぐにとできると、そしてそれを市役所に持ってこなくても処分ができるということが一番大きな違いだろうというふうに思います。それが神戸市でできてこっちでできないのかなというのがですね、要するに条例の違いがあってそれができないのか。必ずそれを市の方が把握をしないとイケないのかという問題ですね。勝手に処分するわけですから、市は把握はできませんよね。それは書類でこういうものを云々ということを出してもらえばわかるでしょうけど、しかし市は今市の方で預かって、それは業者が取りに来れば返すという方法ですよ。しかし、これでいくとその方法はとらないわけですね。業者に返すということはないんですよ、多分。もうそこで処分できるわけですから。そこが一番の大きな違いだろうというふうに思いますので、それが可能なのか、今の条例ではできないのかということですね、ここが一番の問題だろうというふうに認識をしております。本当はそこを調べていただきたかったんですけども、そういうことが許可をした人が勝手にいろんなことをしてもらったら困るという部分は確かにあるかもわかりませんが、それは月々でもいろんな中で培っていけばですね、私はそういう使命感がある人がおればできそうな気がするわけです。ですから、その点ができるかどうか、もう一遍この神戸市のはがし隊の件については別にもう一般質問はしませんので、ぜひ調べていただきたいと。もう一遍調査をして、うちの条例でできるかどうかということをするね、確認をしていただきたいと思いますが、いかがでございましょう。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） そのところを調査いたします。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 先ほど出ました岡山の件につきましては、またその有料化の問題ですから、ちょっと違ったところも、これは新しく本当につくらないとできないでしょうから駄目だと思いますが、そういった方向でとにかくゼロに近いといいますか、見ておりましたら、住宅会社なんかで土曜日に出して、その日曜日のお客さんが来る道案内に出して、その日のうちに自分ところで処分をして持ち帰るところもあるわけですね。そこまで厳密にやらなきゃいかんかどうかというのはですね、わかりませんが、しかし観光で来る人も土、日が多いわけですね。ですから、そこは再度兼ね合いがどうなのかなというのもいろいろ意見の分かれるところではあると思うんですけども、わかっておっても平気でするところも業者の中であるみたいですからですね。そういったところは本当に先ほども言いましたように、それを守ってくださる業者の方に逆に言うと申しわけないなと。決して逆戻りがですね、ないように、国博のあるまちづくりという中で太宰府はこういうことをしているということ話を進めていけば、納得いただけるのではないかとこのように思いますので、できたら早目に調べて、予算委

員会の中でもですね、調べていただければ、私はいいと思うんですけども。というのは、やはり今、週に一回シルバー人材センターに依頼をしているわけで、できればこれは依頼せんでもいいような形になれるのが私は一番いいのではないかというふうに思っておりますので、ここまで質問するわけなんですよね。予算が厳しい折にですね、我々の手でそういうものができれば、ボランティアの手でそれができるのであれば、必ずしもそれを業者に頼まなくてもいいというですね、そういう考え方をしておりますので、ぜひお願いをしたいというふうに思っております。まちをきれいにするのと、そういう予算の面からも、そんな大きい予算ではないというのはわかっておりますけども、ただ一つ一つをそうやって精査していくというのが大事だろうというふうに思いますので、これは別に市長の方には返事求めませんので、ぜひ部長、よろしく願いしときたいと思います。

以上で終わります。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員の個人質問は終わりました。

次に、12番小柳道枝議員の個人質問を許可します。

〔12番 小柳道枝議員 登壇〕

12番（小柳道枝議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い2項目にわたりお尋ねいたします。

まず初めに、市民と行政による協働のまちづくりについてお伺いいたします。

市長は、市民と行政による協働のまちづくりを進める中で、「21世紀・人が輝く太宰府のまちづくり」を掲げられ、地域住民による地域のための地域づくりのため、地域コミュニティ推進事業の活性化を図るべく、昨年12月安全・安心のまちづくり推進条例を制定するなど、地域に密着した組織づくりや小学校単位の活動組織としての協議会設立などに取り組みられております。しかし、市民にとっては、その地域コミュニティの内容がどのように展開されていくのか理解出来ない状況にあるように思われます。現在各行政区においては、それぞれの地域性に合わせ、PTA、子ども会役員、地域住民が子どもたちの登下校時の「見守り隊」、散歩途中の「ついで隊」、また時折お見かけするごみを拾っておられる市民の方々など、様々なボランティア団体の活動や、行政区を中心に自治会活動がなされております。所管においては、この現状をどのように把握され、それぞれの地域との協働のまちづくりと地域コミュニティ推進をどのように図っていかれるのか、次の2点についてお伺いいたします。

1点目は、地域コミュニティ推進の基本的考えと具体的計画についてお答えください。

青少年健全育成、福祉、子育て、環境など、ボランティア団体は様々であり、それぞれの団体が活発に活動されております。また、市内で活動されているボランティア団体は数多く、その所管においても行政内の各課にまたがっております。本年4月よりいきいき情報センター内に設置されているボランティア促進室がNPOボランティア支援センターと新しく衣がえをされることから、ボランティア団体の活動の核となるよう大いに期待できるものと確信いたしております。

そこで、2点目として協働のまちづくりを推進するに当たっての行政内部組織との連携、市内での組織化されているボランティア団体、行政区単位で活動している市民ボランティアへの育成、支援などの考えについてお尋ねいたします。

次に、姉妹、友好都市の今後の交流の方向性についてお尋ねいたします。

本市は、韓国扶餘と姉妹都市、奈良市と友好都市盟約を締結され、昨年11月に本市と同じ歴史的文化を持ち合わせた宮城県多賀城市と新たに友好都市盟約を交わされました。国立博物館開館後、国内外からの観光客も増加し、国際都市、学園都市太宰府を世界に発進され、市民にとっては本当に喜ばしいことと思われまます。姉妹都市、友好都市の中でも韓国扶餘とは、昭和54年の締結以来、市民団体の交流をはじめ、太宰府西小学校、水城西小学校、太宰府西中学校は扶餘の小・中学校との姉妹校を結び、毎年学校間の交流や、また太宰府少年の船協会も扶餘邑百済青少年の星と、子どもたちの健全育成と国際交流を通して親善友好を目的として締結され、本年で25年を迎えることとなりました。両国の子どもたちによる5年に一度の交流が本年7月下旬から8月上旬にかけ行われる予定と聞いております。

また、行政間においても、扶餘最大の祭りである百済祭りは、相互の交流の場でもあることから、2年ごとの交流が深められているようです。しかしながら、近年市民間の交流が行われていないのが現状ではないでしょうか。執行部においては、この扶餘邑との関係、また現在友好都市盟約を結んでいる奈良市、多賀城市との官、民の交流のあり方や今後の考えなど、具体的にお示しください。

また、昨年3月まで行政や民間団体との交流を深めていた旧耶馬溪町が中津市と合併しました。旧耶馬溪町との今後の交流のあり方、その考えについてお伺いいたします。

再質問は自席にて行います。

議長（村山弘行議員） 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） まず、地域コミュニティ推進の基本的考えと具体的計画についてお答えいたします。

基本的考え方として、住民自治を確立するために多様な主体と行政とが協働しながら、市民一人ひとりが地域のまちづくりに気軽に参加し、運営にも楽しくかかわることができるような仕組みづくりを行い、地域住民による地域のまちづくりを通して地域への愛着や地域住民同士の連帯感を醸成するなど、豊かさを実感できる地域社会の実現を目指して地域コミュニティづくりを推進することといたしております。

具体的計画といたしましては、地域住民によるまちづくりのシステムを構築するため、小学校区を基本エリアとして、自治会をはじめ各種団体や委員、地域住民などが自由に参画、決定できるような新たな仕組みや場づくりを行いながら、そこで生活する地域住民がよりよい地域づくりのために連携、協力し、自主的、主体的に社会参加する活動を通して、地域住民による地域のためのまちづくりを推進し、将来的には各地域コミュニティに一定の権限と財源を移譲していきたいと考えております。しかし、一定の権限と財源を移譲していくためには、その受

け皿期間としてコミュニティ単位ごとに地域コミュニティ協議会の組織化が必要となります。また、地域コミュニティ協議会の組織化に当たっては、まずは自治会長や関係団体等との協議や学習会を重ねながら、地域課題に応じた活動部会や協議会設立に向けた準備会を立ち上げ、地域活動という動きを通して規約や組織体制等を整備しながら、地域コミュニティ協議会の組織化を図っていきたいと考えているところであります。

2点目の、推進に当たっての行政内部組織との連携、市内で組織されているボランティア団体、行政区単独で活動している市民ボランティアの育成、支援等の考えについてお答えいたします。

まず、行政内部組織との連携についてですが、平成15年度と平成16年度に区長説明会等を行った中で様々な提言等を受け、昨年は地域コミュニティづくりのあり方について、関係する課と個別に意見交換を行い、部長会議や庁議の審議を通し、今後の方向性の整理を行いながら、平成18年度から向こう5か年間の第四次総合計画後期基本計画の見直しを行ったところであります。

また、平成18年度から具体的な動きをつくっていくための組織内連携といたしましては、安全、安心のまちづくり推進条例が本年4月から施行されることや、昨今の児童をターゲットとした痛ましい事件の全国的な発生等もあり、地域住民の日常生活に密接なかかわりがあると思われる防犯、防災の活動を通して、校区の地域コミュニティの推進を図る一つ的手段として、防犯部会等の設置、提案をしていこうと、現在庁内の関係課で協議をいたしておるところであります。

次に、市民ボランティアの育成、支援についてですが、コミュニティにはNPOやボランティアに代表されるようなテーマ型コミュニティと行政区や小学校区のようなエリア型コミュニティがあるととらえております。このテーマ型のコミュニティづくりとエリア型の地域コミュニティづくりとがコミュニティづくりの両輪となり相互にリンクすることで、市民との協働のまちづくりが進展していくものと考えております。これからはボランティアのみならず、NPOの育成、支援の強化も重要でありますので、本年4月から太宰府市NPOボランティア支援センターを設置し、その運営について従来のボランティア団体への運営補助という形態ではなく、NPO法人とのセンター運営業務委託へと変更してまいりたいと考えております。

今後は、小柳議員がおっしゃいますように、ここを核にしてNPO、ボランティアに関する情報収集や発信、相談、講座の開催等を行い、様々な分野で市民広域活動が活発に行われるよう努力してまいりたいと考えております。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） この協働のまちづくり、そしてそれを推進していくための地域コミュニティ推進という大きな3大プロジェクトでありますことに関しましては、この問題につきましては私どもの会派宰光の代表質問が平成15年でしたかね、それから不老議員そして片井議員と、各議員、そしてまた地域の中でも本当に注目されている事業だと確信いたしております。

これらを推進するに当たっては、行政内部の中での協議、そしてそれにはどうしても予算というものが伴っていくように私は考えております。この中で、この3大プロジェクトでありますコミュニティ推進に当たる予算計上をちょっと見ますと、昨年度がたしか100万円、そして今年度が119万3,000円ほどの計上がなされているようでありますが、例えばここにありますコミュニティ支援事業補助金という項目があるようでございますが、その活用と、その内容をちょっとお示しいただけませんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域推進部地域コミュニティ推進担当部長。

地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） この支援補助制度につきましては、先ほどご報告いたしましたように、小学校区のコミュニティ、組織化を図る、それを環境整備をする意味合いで、事前のそういう協議会設立のための学習会、あるいはそういう組織の中でどういう運営を行っていくのか、どういう活動をしていくのかという計画づくりに対しての補助、それから実際に協議会が設立されまして、活動について補助を出すというような内容になっております。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） 今太宰府市内には44の行政区があるんですね。7つの小学校区があります。44の行政区の区長協議会、それから先ほどご答弁にありました、いろいろ出向いって会議をなさっているとおっしゃるんですが、昨年の100万円で44行政区の予算はそれで足りたんですか。それでどういう組織ができ上がったのか、その数、そういうものをお示しく下さい。

議長（村山弘行議員） 地域推進部地域コミュニティ推進担当部長。

地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） この間の議会でのご質問にもお答えしましたように、この支援補助につきましては、先ほど申したように小学校区単位ごとの組織化を図れる中で支援補助を出していくということで位置づけをしております。それで、この間のご報告の中にありましたように、各行政区長との協議の中で小柳議員もおっしゃいますように、それぞれの地域ではそれぞれの活動がいろんな形で行われていると。それを小学校区ごとに組織編成していくにはいろいろ支障もあるところもあるので、その辺の整合性を図ってほしいということでご意見をいただきましたので、具体的にはまだその活動につながっておりませんので、支援補助の支出はいたしておりません。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） ということは、まだ計上されただけで活動していないというふうに解釈していいんですか。

それでは、今せっかくここに地域コミュニティで本当に地域ごとに違うと思うんですね。小学校のゾーンもやっぱり太宰府小学校と西小学校の地域性もあります。また、東、南小学校と国分、そして水城小については、またそのゾーン、ゾーンというんですか、前から助役がおっしゃってありました、やっぱりコミュニティは少数で行くと、そしてゾーンづくりをし、そ

の中にそこに住んでいらっしゃる行政の方々が核となり、そしてそれを地域住民との連携を取りながら進めていくんだというお話を私は以前に聞いた覚えがあります。今現在それを進めていく中で、各行政区、例えば小学校の先ほどご答弁にありました区長さん、そして自治会の中での話し合いが進められておると思うんですが、今も申し上げましたように、この地域ごとに違ってくると思うんですよね。要望とか、うちはこうしてるよ、私はこうしてるよ、うちの校区はここまではできているよとか、またその中で南小校区におきましては、学校と小学校が、小学校と地域の方が連携を取られまして、本当に太宰府初めての地域交流の運動会、体育祭が催されたことは本当に素晴らしいことだと思います。これもコミュニティの本当の推進の一角ではないかなと思います。

そうなりますと、その出向いていってそこで収集されたものを行政内に持ち帰ったときに、ここに平成16年度の評価がありますが、この中に市民との協働のまちづくりを進めていく上では、大体私が数えたら13課にまたがっていると思うんですよね。結局子育て支援から環境問題から財政面、それで学校教育、社会教育とあると思うんですよ。その中での意見交換、そしてこの地域にはこういうものを考えましようとか、この地域ではこうしましようとか、そういう行政内の、この市役所の中での連携を図られ、そしてそれをどのように今後つないでいくのか、そのまとめはどこでどういうふうにしていくのかをお示してください。

議長（村山弘行議員） 地域推進部地域コミュニティ推進担当部長。

地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） 私どもの担当の方で、この間お話をしてもいいかもしれませんが、やはり何かテーマがはっきりしないとなかなか具体的な協議にもならないということで、先ほど答弁させていただきましたように、まずは防犯あるいは防災の何か活動ができるような提案ができないかということで、現在関係する7課とも協議を重ね、窓口については従来各部門の部長をそれぞれの校区の担当者という形で位置づけておりましたけども、なかなか実行していくには難しい組織体制だろうということで、先ほどご報告しましたように、内部の調整の中で、地域振興課が窓口になって、窓口を一本化しながら進めていくということに整理をいたしました。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） ぜひともそういう方向で進めていっていただきたいと思います。

そして、私たち、これは要望だと思うんですけれども、地域ではやっぱり見守り隊、例えば学校評議員制度、いろいろな方が本当に自分の余暇を利用して、地域の中で自分の存在感、そしてまた顔見知りになる、お互いに連携を取っていただけるのが現状なんです。まして、補導連絡協議会におかれましては、こういう子どもたちのために青色パトカーですか、それを巡回させ、そして定期的に回っているようでございます。それもほとんどが市民のボランティアによる組織なんです。そのような中で、今度新1年生が4月から登校いたします。でも、学校ごとによっては、これちょっと下校時間が違ってくることもあると思うんです。その場合に、新1年生であり、土地勘もまだ学校になれない子どもたちが例えば早く帰るようなところ

もあると思うんですね。その場合の見守り隊を学校教育等の現場と学校と地域とが連携されてですね、その時間帯だけ週に一回か二回かわかりませんが、もちろんそれも校区、学校ごとによろしいと思いますので、その辺のご配慮そして連携を取られまして、子どもたちが安全で安心していけるようなことができるのかどうか、その辺の連携はどのようにお考えなのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 地域推進部地域コミュニティ推進担当部長。

地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） 私どもの方も、そのように地域の活動とPTA、学校が取り組まれているそういう見守り活動とかが連携しながらやっていけたらいいなということで、教育委員会の所管課とも協議を進めております。その中で、地域の中にもどのように提案していけば地域活動につながるのかということは今議論しておりますけども、ある小学校区におきましては、そういう早急な対応もしたいということで、そういう防犯部会を設置していこうというような動きもあります。そういうところの先駆的な取り組み等も検証しながら地域の中で活動ができていくように十分配慮しながら庁内でも連携を取りながら進めていきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） どうぞ連携を取られまして、新1年生、そしてまた小学校、中学校の児童・生徒が安心して地域の中でですね、遊んだり、安心して登下校できるように、また連携を取られまして図られることをお願い申し上げます。

それと、今地域振興部の方では一生懸命地域コミュニティについて取り組んでおられるということとはよく理解できますので、でも定着するまでにはなかなか時間がかかると思うんですね。それと一つは、地域住民との連携、そしてそれに携わる担当課の職員と地域住民の信頼関係が私は一番必要じゃないかなと思うんですね。これを続けていくには、やっぱり日々のやっぱり会話を通し、そして、ああ、元気だった、じゃ、この点こうだけどうでしょうかと、そういう信頼関係をつなげていくまでに時間もかかると思うんですね。だからその辺よく執行部におかれましては職員の配置とか、またそこには専門職を置くとか、やっぱり市役所の顔になるような職員、そしてまた地域と連携される信頼関係を持てるような職員配置と専門家の配置をお願い申し上げまして、これは終わりたいと思いますので、どうぞ地域に密着した早急なコミュニティ推進の組織化をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

2項目をお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） それでは、2点目の国際交流関連についてご回答を申し上げます。

まず、姉妹都市韓国扶餘邑との交流でございますけども、今まで交流事業を行政間はもちろん少年の船、小・中学校、民間団体の交流など、様々な形で交流を行ってまいりました。今後につきましても、こうした人物交流、文化交流、そして教育交流なども官民挙げて両国の友好の絆をさらに深めてまいりたいというふうに考えております。

次に、奈良市との関連でございますけれども、友好都市盟約締結の翌年、つまり平成15年2月に奈良市民の船として奈良市長様初め約100名の皆様方が本市を訪れていただき、記念植樹や交換会を行うなど、交流を温めてまいりました。

また、市民レベルにおきましても、青少年のスポーツ交流として少年ミニバスケットやサッカー大会への参加などの交流が行われておりますので、今後につきましてもさらにスポーツ交流や行政間交流を深めてまいりたいというふうに考えております。

次に、多賀城市でございますけれども、昨年の締結式に市民訪問団約60名ほどお見えになりました経緯もございます。今年、平成18年度につきましては、本市の方から市民訪問団を組織いたしまして、官民含めた交流事業を計画をしたいというふうに考えております。

次に、旧耶馬溪町との交流でございますけれども、ご承知のとおり昨年3月に中津市と合併されましたので、友好都市関係そのものにつきましては解消いたしております。ただ、今まで交流を深めてきました経緯もありますことから、行政間の交流はできないにいたしましても、太宰府市民政庁まつりでありますとか、耶馬溪ふるさと祭り等々の参加など、市民レベルでの地域間交流を今後も継続して支援をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） 扶餘邑それから奈良市、多賀城市、そして旧耶馬溪町ですね、そちらとの交流に前向きな答弁だと思っておりますけれども、その中で今年はたしか扶餘は百済祭りの年に当たっていると思います。2年に一度、たしか交流がなされていると思っておりますけれども、予算書を見た限りでは27万円しか上がっていないようでございますが、これは多賀城市の先ほどご答弁にありました多賀城市への訪問団だけなのか、27万円で扶餘邑の百済祭りの分まで入っているのか、まずその辺をお尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 百済祭りににつきましては、議員さんおっしゃいますように平成18年度に開催される予定ということもお聞きしております。本市の現在の財政状況等々も含めまして、つい先日でしたか、市の国際交流協会の役員会がございましたので、一つの手法として今回の平成18年度におけるこの百済祭りへの参画につきましては、市の国際交流と連携を取りながら交流を深めていきたいというふうに提案をさせていただいておりますので、今後この国際交流協会の総会等にも正式にお願いをしながら連携をして、この事業にぜひ参画をさせていただきたいというふうには考えております。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） 財団国際交流協会のお話が出ているようでございますが、国際交流協会は財団でありながら市の助成は何も受けてないように、予算計上されていないようですが、その辺は昨年から国際交流協会の補助金はカットされております。それで、その中で国際交流協会とともに市民と歩み寄っていくというお答えですよ。じゃ、それであれば、やっぱり皆さ



んその場合には市民を対象とした大がかりとは言いませんけれども、やっぱり市民に扶餘とは友好都市である、姉妹都市であるということも周知する点からも、市民に広く募集なさって、国際交流協会、そしてまたは地域振興部、その辺とタイアップの上ですね、進めて交流を深めていっていただければと思います。

ここでちょっと一つ要望がございます。

今太宰府の中には、韓国の観光客が本当に参道、そしてまた小鳥居小路にも韓国の料理店、そして中国の料理店も出店するように聞いております。そのときに、韓国から見える観光客に太宰府と扶餘は友好都市なんだよというものを何か看板とか何かで知らしめておく必要があるのではないかなと思うんですよ。やっぱり観光に見えた国の方は、韓国の方は、おお、太宰府は扶餘と何か姉妹都市を結んでるようですねとって、やっぱりそこに会話が生まれたり、そしてまたもう一つ踏み込んだ交流がどっかできるといいんじゃないかなという、発展的に考えてもらえれば、その点の看板の設置、それからまたそういうふうな方向性をどうぞお考えいただけるものかどうか、お願いできますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） すばらしい提案でございますので、ぜひご参考にさせていただいて、観光パンフなり、あるいは太宰府館周辺いろいろなところにそういうPRを進めていきたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） どうぞ前向きに、本当に世界に発信できるような国際都市、学園都市太宰府を目指してですね、知恵を出しながら、観光客が喜んでお帰りができるようなところになってほしいと思います。それと同時に、多賀城市につきましてはですね、これからもどうぞ今現在商工会の観光部の方がやっぱり交流を重ねて市民レベルで交流していきたいという企画もなされておりますので、その辺も踏まえたところで、行政サイドの方からどうぞご支援を賜りますようお願い申し上げます。

奈良市につきましては、スポーツ交流とおっしゃっていますが、確かに昨年でしたかね、太宰府の少年サッカー、それからミニバスケットがずっと奈良カップ、そしてサッカーに参加いたしております。そのときに奈良市の方からも大変歓迎を受けたという話も聞いておりますので、これが途切れることのないように、どうぞ先までつなげていくように強く要望したいと思います。

最後になりますが、今回私がこの地域コミュニティ、それからまた友好都市という観点で質問させていただきました。協働のまちづくりには、地域コミュニティの推進を図ることが本当に大切じゃないかと考えますことから、今回地域コミュニティを推進する具体的な方策についてお尋ねをさせていただきましたが、第四次総合計画や平成18年度の経営方針を読んでおると具体的な方法論が示されていないように思われます。市民が豊かさを実感できる地域社会の実現を目指して、ともにとも書かれておりましたが、実行、実施可能な手法をはっきりとお

示しいただき、できること、やれることから即実施されるように、平成18年度に形あるものとしてくださいますようお願い申し上げます。

2点目の友好都市の問題につきましては、韓国扶餘をはじめ奈良市、多賀城市との交流については、行政間はもとより市民との人的交流が深められ、親しくおつき合いできるよう積極的に取り組まれるようお願い申し上げます。

また、本市と町の時代からおつき合いがありました耶馬溪町は、中津市と合併されたことから多少距離ができたような感じもいたしますが、合併後も昨年までは子どもたちのキャンプ交流やジュニアリーダーの交流がまだ続いております。今までのおつき合いを考えますと、この交流を本当に失いたくない気持ちがいっぱいございます。今後本市の市民祭りなど、市民との交流が続けられるよう行政サイドの方からご支援、ご協力をお願い申し上げる次第でございます。

2点につきまして、いろいろと要望も申し上げましたが、どうぞお聞き届けいただくことを心から期待申し上げます。私の一般質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員の個人質問は終わりました。

ここで14時20分まで休憩いたします。

休憩 午後2時04分

~~~~~

再開 午後2時20分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番橋本健議員の個人質問を許可します。

〔4番 橋本健議員 登壇〕

4番（橋本 健議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書記載の2項目について質問させていただきます。

まず、1項目めは、NTTドコモ電波基地局建設についての質問です。

基地局建設の問題は、昨年9月議会で門田議員も取り上げられ記憶に新しいところですが、現在青葉台区におきまして、今まさに予断を許さない状況を迎え、何とかよい解決方法はないものか、住民はじめ自治会も大変苦慮しております。今日までの経過説明をさせていただきますと、当初長浦台にて建設予定でしたが、地権者との折り合いがつかず、組長はじめ地域の方々の署名活動や結束した素早い対応で白紙撤回を勝ち取られました。平成16年5月ごろに青葉台に飛び火をしてきたわけですが、業者も長浦台での反省を踏まえ、事前に宅地を買い上げての戦略ですから、青葉台に固執しており、なかなか計画中止には至りません。平成16年10月30日、住民と自治会役員を交えた業者説明会が公民館にて催されましたが、建設前提の話は聞きたくないという住民側から動議が出され、約2時間に及ぶ声を荒げたやりとりで終始し、結局説明会は不発に終わりました。その後青葉台自治会の緊急役員会議を招集、善後策の検討に入り、内容証明書の送付と、薬院にあります株式会社NTTドコモ九州へ11月9

日に出向き、署名名簿と理由書を添付し、反対の申し入れをいたしました。

建設反対の主な理由として、まず、住宅地の中の建設は非常識であり、言語道断である。次に、電磁波の安全性をいかにうたっても住民の不安は払拭できないこと。さらに景観を損ない、資産価値が下がるという3点であります。その後しばらく空白期間がございましたが、明けて平成17年4月に業者から連絡があり、再度話し合いを持ち、歴史スポーツ公園で検討するという結論に達しました。西地区の中では、確かに青葉台地区の通信状態は悪く、業者も電波範囲の事前調査をされた結果、建設計画の決定がなされたようですが、住宅地内での17m鉄塔建設はどうしても納得できません。7月上旬に業者が本市の建設課都市開発係に提案書を提出、行政から図面提出の依頼があり、8月に建築図面を提出後、歴史スポーツ公園のテニスコート駐車場での建設を前提とした内容で検討していただいたと思います。その後、建設困難で見通しは暗いという情報をいただき、9月、青葉台自治会緊急役員会議を再度開き、会長、副会長、私の3人で10月14日に陳情書を持参、助役に相談に伺いました。相談の話の中で、公園の池に建設してはどうかという提案がなされ、業者が技術的に可能かどうかを確認、再調査の後、業者は建設可能だが、池は水利組合の所有ではなく、本市の所有ということでまた挫折。では、災害時の情報通信施設として可能か建設課で内部検討していただき、県にお伺いを立てられたと聞き及んでおります。現在のところ、1社を認めれば他社も認めないわけにはいかないとの理由で、暗礁に乗り上げた状態であります。

その後の経過につきましては再質問で触れたいと思います。

今回の基地局建設は、携帯電話とコンピューターのネットワークが一体化し、瞬時に世界じゅうの人や情報に接し利用し得る時代になっていること。また、急病や事故、災害時の敏速な対応、犯罪の通報や防犯といった緊急通報の手段として必要であり、次世代携帯電話、すなわちFOMAの普及に伴い、回線数や通話品質を確保するための計画であります。がしかし、それに付随して日本各地で地元の基地局建設反対運動も激しく展開されていることも周知の事実であります。建設課では、他市町村の研究や関係機関への連絡、また調査など、随分と努力を払っていただき感謝いたしております。私たちも早急に自治会と周辺住民を交え協議してまいりますので、行政の方々ももう一汗かいてください。

では、質問いたします。

基地局建設に関しては、何ら国の規制はありませんし、このまま放置すれば、青葉台住宅地内の建設は強行されるのは必至です。何とか違った名目、あるいは特例措置としてのお願いを再度県へ働きかけていただきたいと存じますがいかがでしょうか。

また、電磁波の影響が少ない建設予定地の変更、あるいは苦肉の策がもしございましたらお聞かせ願いたいと存じます。

次に、2項目めの安全、安心まちづくり、防犯対策についてお伺いいたします。

現在の日本の治安状況をどのようにお思いでしょうか。昨年9月議会で申し上げましたように犯罪件数は増加し、凶悪化と低年齢化という大変深刻で、日本の治安の安全神話は崩れて

しまいました。物豊かなれど心貧しくなり、ここ数年さらに人間の質が低下したような気がいたします。例えば物取りに入って顔を見られたら殺すという凶悪さ、また小学生を誘拐し、めった刺しにして山林に放置する事件など痛ましく、人としての心、良心の欠如に嘆かざるを得ません。犯罪傾向として、ひったくりやおれおれ詐欺、また振り込め詐欺など、女性、子ども、高齢者など、社会的弱者をターゲットにした犯罪が目立ちます。本来守ってあげなければならない立場の人たちをねらった犯罪は誠にひきょうで許しがたく、だれもが憤りを感じておられるはずです。万引き、車上荒らし、自転車、オートバイ、車、車部品や空き巣などの窃盗が圧倒的に増加し、暴行、強姦、傷害、恐喝、強盗、殺人、放火など、日常茶飯事で、新聞紙上をにぎわわせております。太宰府市内におきましても、年間1,500件前後の犯罪が発生しており、その5割は青少年犯罪です。まず、犯罪件数を極端に減らす取り組みと、青少年の犯罪の芽を摘むためにも、行政、地域、警察、防犯協会、学校などが一体となり、横の連携を図りながら対策を講じることが肝要であります。

昨年12月議会におきまして、安全・安心のまちづくり推進条例が制定されました。その中の第4条に、必要な施策を実施しなければならないとうたっております。区長さん方も新旧交代され、新年度を迎えます。4月からどのような取り組みを実施されるのか、具体的な施策についてお聞かせください。

以上、2項目につきまして、件名ごとのご答弁をお願いいたします。

再質問は自席にてさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） それでは、NTTドコモの電波基地局建設についてご回答申し上げます。

歴史スポーツ公園は、都市公園に位置づけられております。都市公園は、人々のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、あるいは都市防災性の向上と豊かな地域に資する交流の空間など、多様な機能を有する都市の根幹的な施設でございます。このようなことから、施設等について制限があるのが実情でございます。このようなことから市としても何か方策がないか、現在検討いたしておるのが現状でございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 住宅地内で建設ということで、何とかやはり身近な歴史スポーツ公園ということで私たちも動いておりましたんですが、なかなか難しいということでございます。

まず、振り返りまして、今年の2月7日に建設部長と係長2人で結果報告に青葉台の方へおいでになったと伺っておりますが、差し支えなければそのときの内容についてお聞かせ願いたいと思います。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 先ほど橋本議員がおっしゃいましたように、地元から要望書等出ており

ましたことも含めまして、今までの経過、そういうのも含めまして、今申しました都市公園への考え方といいますか、そういうことも含めてご連絡に参ったわけでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） そのときに自治会長と副会長が対応したと思うんですが、NHKや各民放が一本化された総合電波塔、つまり東京タワーを例に引き出して、そういった公園内に3社共有の電波塔建設が可能かどうかをNTTドコモさんにぜひ尋ねてほしいという要望を自治会長の方が出したと聞いておりますが、間違いございませんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 例に出されてそういうことをおっしゃいました。共同アンテナといいますが、そういうことができないかというふうなことはそのときお話しされました。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） それで、共同アンテナで検討してくれというふうに強く要望したと自治会長は申しておりますけれども、3社共有の共同アンテナというのは大変難しいんじゃないかなという気が私もしておりますが、3社ライバル同士でもありますし、とりあえず自治会長が申ししたのは、3社共有の電波塔が技術的に可能かどうかぜひ問い合わせをしてくれと、NTTドコモの方にですね。お問い合わせをされたか、お尋ねになっているようでしたら、その回答をお聞かせ願いたいと思います。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） NTTドコモの方には、区長さんからそういう話が出る前にですね、やっぱり1社だけを認めるということには行政上の立場からならないし、もしほかの他社が来られたときに、同じ条件であれば、また認めなければならないという、公平の立場からも考えておるといようなことはNTTドコモの方にはたびたびの協議の中で担当の方からは伝えております。実際にそういうことが可能かどうかということについては、具体的には尋ねておりません。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ここにちょっと資料がございますけども、過去にはやはりドコモ資産鉄塔へ共架物件という形で一覧表がございますして、NTTドコモとau、あるいはセルラーとNTTドコモという、お互いに共有し合った共架物件の一覧が13局、14局過去にございます。3社となると大変難しいんだろうと思いますので、その件はちょっともうよろしゅうございます。

青葉台に中央公園というのがありますけれども、その斜め前に空き地があるわけですね、宅地が。そこを買い上げての17mの鉄塔を建てるという今回の話であります。どういう基地局をつくるかという、ここにもちょっと資料がございますけれども、無線基地局として鉄柱と局舎に分けられまして、鉄柱にはアンテナと避雷針を取りつけ、それから六角形の局舎に無

線装置や交換器類、それから電源装置や冷却装置が納められると、こういうふうな概要であります。この話が私の方に参ったのは平成16年10月です。区長の方から相談がありまして、何とか相談に乗ってもらえないかというお話がありました。私もどこで賛成に回るのか、反対に回るのか、ちょっと迷ったんですが、住民の中には確かにですね、NTTドコモあるいは関連会社、それから下請会社、こういったところにお勤めの方もいらっしゃるわけです。また、通信状態が青葉台は悪うございまして、アンテナが建つんだったら、今度から非常によくなるねと賛成する方も正直いらっしゃるわけですね。しかし、ここでよく考えていただきたいのは、自分の家の隣に空き地があるとして、そこに17mの鉄塔が建つとしましたらどうするかということで、私は判断しました。やはり自分の家の隣にですね、でっかい塔が建ちましたら、やっぱり嫌です。そういった気持ちで、周辺住民のお気持ちを尊重して反対せざるを得ないということになりました。自治会の方も、そういうことで同意して一緒に動いておるわけですが、建設反対の理由は壇上で述べました。住宅地の真ん中の建設は、やはり承知、承服できないと。

それから、一番問題なのは電磁波の問題でございます。やはり電磁波がもたらす健康障害の問題がございます。電磁波の安全性については、これまたいろんな学説がございまして、電気が流れているものは、あるいは電気が流れているところは必ず電磁波が発生すると言われております。例えば住宅内におきましても、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、掃除機、炊飯器、こういった家電製品すべてですね。また、パソコンなど、こういった電気製品から低レベルの電磁波を受けていると。電磁波を受けながら、私たちは生活しているわけでありまして。問題は、鉄塔からですね、どれくらいの電磁波が出るのか、その安全性については非常に不透明であります。

質問させていただきます。

大変ちょっと難しい質問かとは思いますが、日本国民も非常に電磁波については関心がありまして、不安を持っているわけですね。その不安の声が増大している電磁波について総務省の見解は、生態電磁環境研究推進委員会というのがございまして、その研究実験の結果、健康に悪影響なしとの報告がなされております。部長はどのようなご見解をお持ちでしょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 今おっしゃいますように、また、さきの議会からでもあっておりますように、影響ありという見解と、それと今申されますように影響なしというような考え方もあるということで、この場での私の考え方については控えさせていただきたいと、そういうふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） わかりました。

ここに総務省が発行しているパンフレットがあるんですが、安全性をうたっているんですけどね、建設業者もやっぱり国の基準に基づいて通信事業を行っているんで、また防護基準値を厳格に守っていると。だから基地局の建設に今当たっているんですよということを主張され

ております。

この安全性についてはですね、欧米でも様々な研究が実施され、世界保健機構は日本を含む世界54か国で国際電磁界プロジェクトを組み、電磁波の人体に与える影響についての研究やガイドラインを策定、また日本国内におきましてもですね、通産省、資源エネルギー庁の委託で電力中央研究所が実験を続けているということです。現在のところ、結論としましては通産省なり総務省の見解を信じるしか方法がございません。

電磁波というのは、なかなかですね、肉眼で見えるものでもないですし、実態がわからないということで大変難しいんですが、総務省のこの内容はですね、暮らしの中の電波とか電波の科学的知識とか、それから生物と電波、それから我が国では電波防護指針を定め制度化していますという我が国の取り組みとかですね、先ほど申しました国際的な取り組みもしてますよという内容が記載されております。ぜひ皆様方もですね、こういったものをぜひお読みいただければと思っております。

質問に入らせていただきますけども、今後青葉台自治会におきましてですね、また周辺住民の方の意見を聞き、協議してまいりたいと思っております。その協議会の報告も、もちろん建設課の方にさせていただきますけれども、話がちょっと込み入りしましたときにですね、行政の出席を願うことがあるかもしれませんが、その際住民への説明についてのご協力をお願いできますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） おっしゃいますとおり、必要があるということであれば、出向きましてご説明をさせていただきたいと、そういうふうには思っております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） どうぞよろしくお願いたします。

最後に、市長にお伺いしたいんですが、やはり住宅地の真ん中というのは無謀でございまして、こういう住宅地の真ん中にですね、仮に鉄塔が建ったという前例をつくってしまいますと、やはり第2、第3の青葉台が太宰府市内に点在する危険性を秘めております。もし条例が制定されればですね、まちづくり景観条例で規制をかけていただくか、しっかりとした対策を講じないと「歴史とみどり豊かな文化のまち」太宰府のイメージが壊れてしまいます。この鉄塔基地局建設について、どのようにお考えになっていらっしゃるのか、ご意見をお聞かせいただきたいと存じます。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） 橋本議員のご質問には、10月14日に陳情を受けた者として、市の考え方を説明申し上げたいと思います。

住民の皆様、今回の基地局につきましては、議員がご提言されておりますように、携帯電話とコンピューターのネットワーク化、それから瞬時に世界中の人や情報に接し利用し得る時代となっていると。緊急あるいは事故、災害時に敏速な対応と、あるいは犯罪の通報と防犯とい

うふうな形があるんだと。住民の皆さん方の要望といたしましても、お聞きいたしますと総論賛成、各論反対というふうな形が底流にございました。しかしながら、今ご説明がありましたような趣旨であれば、どこかにやはりその基地局は必要だろうというふうに思っております。

そういった観点から、私はそのときに申し上げました公園内、あるいはそれがだめならば池の中に、そういった方法を考えてはどうかと私は今でもその方向で考えていいのではないかとこのように思っております。これは、私どもがコミュニティ無線100か所、平成18年度の予算の中で災害時あるいはコミュニティの無線として、市の方からあるいは消防署の方からあらゆるところから無線で飛ばしたい、そして各100か所、各行政区の中から、さらに有線あるいは無線で住民の方々に知らせると、そういったスピーカーを設置を予算化をし、今提案をいたしております。これとあわせて、どうしたらできるかの一つの方法として、その方向で考えてみてはどうかというふうなことについても私ども提案を持っておりますし、いずれにいたしましても住民の皆様方、基本的にはNTTドコモが地権者の説得もする必要があると思っております、市としてもそのような側面から支援をしていきたいというふうに思っておりますのでございます。

以上です。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 大変期待の持てるようなですね、ご回答をいただきましたけど、再度ですね、確認させていただきますが、よく行政の方は検討しておきますとか検討いたしますとかというお返事をいただくんですけども、その検討をしていただくというのは非常にあいまいな言葉でございましてね、この場で検討しときますという言い逃れなのかですね、持ち帰ってしっかり検討するなのか、その辺のお答えをひとつよろしく願いたいと思います。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） 実施可能なところ、実践に向けて二言はないというふうに思っています。その方向でやりたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ありがとうございます。

この話はですね、長浦台から始まり、約2年半の月日が流れております。業者の担当者もですね、上層部から出席され、今年の6月が建設計画の期限切れだそうでありまして、何とか青葉台自治会としましてもですね、目鼻の立つような形に持っていきたいということを祈るばかりでございます。

先ほどの市内全域にふくおかコミュニティ無線、この整備に何とかかこつけてということで、お話をいただきました。もしそれが実現できるのであれば、これにまさる喜びはございません。今後のですね、進展ぐあいにつきましては、また自治会長の方にまで説明していただきますことを切にお願いしまして、この質問を終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） 市長。



市長（佐藤善郎） 安全、安心まちづくり、特に防犯対策についてのご質問にお答え申し上げます。

具体的な施策の決定につきましては、行政のみで決定するのではなく、警察、市民及び事業者等の意見を十分反映させるため、市、警察、消防、市民等の代表で構成されます太宰府市安全・安心のまちづくり連絡会議を設置いたしまして、この中で議論しながら地域安全対策等の活動に力を入れていきたいと考えております。

なお、本市では現在幾つかの防犯対策事業が推進されておりまして、青色回転灯登載の公用車によります防犯パトロール隊の実施や、市民が買い物や散歩のついでにパトロールを実施いただいております、ついで隊の登録推進などを積極的に行っておりましてございます。

今後は、これらの事業を推進していくことはもとより、地域住民によります地域の安全、安心のためのまちづくりのために、現在進めております地域コミュニティづくり事業と一緒に、地域の住みやすいまちづくりにさらに努力していきたいと考えております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ただいまのご回答の中で、やはり地域コミュニティづくりの中で防犯部会というものを進めていくという、先ほどの小柳議員の質問の中にもありましたけれども、そういう形でつくるんだということでございましたけれども、先般ですね、議会全員協議会におきまして機構改革の説明をいただきました。安全・安心まちづくり担当として総務課にですね、消防・防災係が新設されたわけでございますけれども、そこになぜ防犯という言葉が盛り込まれていなかったのか、お尋ねしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） さきの議会全員協議会のときに配付しました資料の中に、今回4月1日から一部見直しをするという表をお渡しいたしました。その総務課の下の欄に消防・防災担当課長を置くということにいたしまして、括弧書きで安全・安心まちづくり担当という所掌事務を行うということに今回なります。その事務分掌の中に、新たに安全、安心のまちづくりに関することと国民保護に関すること、それから現在総務課の庶務係が持っております暴力追放会議に関すること、それから防犯に関すること等、事務分掌の中にきちんと明記をいたしておりますので、今回につきましては消防防災担当課長を置くということにいたしております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 組織を拝見しましたときにですね、正直期待していたもんですから、防犯が軽視されているような印象を私持ちまして、これだけですね、犯罪が多発しているわけがありますし、もうこれだけ世の中が物騒になってきております。防犯対策の重要性というのは、もう重々ご承知だろうと思っておりますし、またこれは市民に対するPR効果、あるいは安心感を与える意味でもですね、組織名というのはやはり大変重要かと思っております。再度ですね、組織名を変更していただくというご意思はございませんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 今回の見直しにつきましては、そういう防犯関係も非常に大きいということから、担当課長を置くようにいたしましたわけでございます。それで、今までは総務課の中で庶務係の仕事として行っていたものを、きちんとした担当課長を設置するというので、太宰府市の力の入れ方が見えるのではないかとというふうに考えておりますので、ご提案の件については、今のところは見直すことはできないと考えています。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） そうすると、防犯の管轄と申しますか、所管はやはり総務課でよろしゅうございますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 私と同様でございます、私も総務部の政策統括担当部長です。それで、総務部の総務課消防防災担当課長が窓口になります。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） そうしますと、先ほどの最初の市長の答弁の中でですね、地域コミュニティの中で防犯部をつくっていくというお考えを述べられましたけども、そこの兼ね合い、地域振興課との兼ね合いはどういうふうになるんでございましょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 地域コミュニティの中に含まれる防犯活動につきましては、その組織の一員として、地域コミュニティの一部としてその組織の中に入っていくということになるかと思えます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 何となく、まあ何となく理解はいたしましたけれども、そうしたらですね、ついで隊の腕章をですね、5か月ほどになりますけれども、これはやっぱり総務課で申し込む、そして現在どれぐらいの方が申し込んでいらっしゃるか、人数わかりましたらお教えてください。

議長（村山弘行議員） 総務課長。

総務課長（松島健二） 所掌の事務につきましては、今までどおりのような形になってくると思えます。

現在までにどれぐらいの登録があるかということでございますが、太宰府市と筑紫野市の防犯協会、合わせまして624名でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 624名ということですね。

議長（村山弘行議員） 総務課長。

総務課長（松島健二） そのとおりです。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） やはりですね、防犯、これは私、これ常に日常的に犯罪が起こっているわけですね、太宰府市内におきまして。ですから、早く全市で取り組めるような体制づくりをしていただきたい。ここに警察署の資料がございますけども、先ほど壇上で述べました刑法犯、街頭犯罪、このほかにですね、まだまだ不審者情報というのがあるんですね。例えば、さわり、抱きつき、つきまとい、のぞき、それから被害電話は少ないんですが、露出狂ですね、それから下着泥、それから声かけ、これはもう小学生が圧倒的に多いんですが。もうこれは、太宰府市内のあちこちで起きているわけですね。これだけの物騒な世の中になってきておりますから、一日も早くですね、そういう体制づくりをしていただきたいと思っております。

今後ですね、行政主導でその防犯対策協議会なるものを、委員会でも何でも名称はよごしますけれども、その組織づくりの編成を実施されるご予定はありますか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 今回、安全・安心のまちづくり推進条例をつくりまして、橋本議員が言われるように今緊急の解決すべき問題だろうということで、こういう条例をつくりました。その中にまちづくり連絡会議というのをつくりまして、今ある組織もその中に取り込んで、そしてプラスをしていこうと。その中にプラスするものについては、地域コミュニティの中も取り込んでいこうと。今いろいろ何かのぞきとかさわりとかがおっしゃっていますけども、これは行政の職員400名でできるわけではないし、やはり地域地域でそれを監視していく、あるいは防止していくという体制づくりじゃないと、とてもじゃなくできないと思いますので、そういう体制づくりに今後進んでいきたいと、そういうふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） わかりました。

太宰府にはですね、やはり少年非行の抑止に活躍されています補導連絡協議会という組織がございます。また、各行政区で自発的なパトロール隊もたくさんできつつあるわけです。先ほど総務部長もおっしゃいましたように、こういった組織体をですね、正確にしっかり、どういう組織があって、どういう活動をされているのか、各行政区ごとに把握していただきまして、現在あるものは生かしながらですね、整合性を図って、また警察、学校、こういったところとの連携強化を実行していただきたいと思います。

それからもう一つはですね、やっぱり犯罪を起かさせないという環境づくりですね。やはり隠れやすいところとか、それからブロック塀、こういったいろいろあるんですが、これ犯罪機会というんですけれども、犯罪チャンスですね、犯罪機会をつくらない、道路、公園、駐車場それから駐輪場、こういった公衆便所などの環境整備も必要かと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 今回の安全……。

議長（村山弘行議員） 総務部長、いきますか。

総務部長（平島鉄信） 私の方から、全般的に答えましょう。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 今回の安全・安心のまちづくり推進条例については、3つございまして、やはりさっき言いましたように地域力の向上、先ほど言いましたコミュニティで防止する。もう一つは、環境の整備というのがございまして、まさしく今橋本議員が言われるように、犯罪機会をなくす整備をしていこうと。これについては、主に地域ではなくて市が中心となって道路、公園、その他公共施設等々については、やはりそういう視点から今から改良すべきものはする、新しくつくるものについてはそういうことがないような形でつくっていこうと、そういうふうな計画を持っております。そういうつもりで今後進めていこうということで条例化しておりますので、そういう方向で進めていきます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 済みません、お二人に立っていただきまして、答えていただこうとされましたんですが。わかりました。

防犯対策と申しましてですね、やはり学童の安全パトロール、学童の安全確保、それから住宅街の安全確保と、二通りあると思うんですね。そういうことで、いずれにしても犯罪を未然に防ぐための地域安全対策、学童安全確保のパトロール活動組織、それからこういった組織で実際動かれているところがあるわけなんですけど、今後ですね、防犯対策補助金を出している自治体というのもございまして、太宰府市ではですね、将来的にこういったことをお考えになれるかどうか、お聞かせください。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 現在、組織づくりをまず今回やってみようと思っております。その組織づくりの中で、どうしても活動資金が必要であれば、その時点で考えていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 一言で組織づくりとおっしゃいますけども、これが非常に難しいんですよ。だれが、いつまでに、何人ぐらい募れるのか、そういう組織をつくるのか。ここが非常に難しく、コミュニティづくりの中でも果たしてできるかなという疑問を、辛口ですけども持っております。ぜひこれはつくっていただきたいんですが、非常に難しいんじゃないかなと思っております。

西校区の方でもですね、一応有志が募りまして、そういう防犯ボランティア団体をつくっております。経費がかかりますしね、会員から募った自費で運営をしていっているわけですけども、やはり活動するためには、やっぱり今のところジャンパーはないですがジャンパーが要ったりですね、それから腕章、それから夜間パトロールの懐中電灯など、それからセミナーを開いたりですね、それからセミナーを開くための資料あるいは会場使用料、こういった経費が

かかりますので、ぜひ将来的にですね、考えていただきたいと、補助金のことを考えていただきたいと思っております。

私の方から提案させていただきたいんですが、組織づくり、先ほども申しましたように大変難しいものがございます。確実に、より早くですね、防犯組織の結成等、活動する組織づくりをもし望まれるのであれば、既存、新規を問わずですね、各団体、防犯団体が活動報告書を提出し、補助金交付申請をすれば補助金を出すという仕組みづくりを考案されたら、必ずやる気のある団体が出てくると思うんです。ですから、その辺は行政のリーダーシップによりまして、これから立ち上げられます防犯対策協議会なるもので、それが先決でございますけども、もしそういう組織体ができましたら、その協議会におきましてぜひですね、補助金問題を議題に上げていただければ、これにこしたことはないと思っております。

最後の質問になりますけども、先ほど申しましたように、西地区で防犯意識を持っていただくための一般の住民の方を対象にした防犯セミナー、それからその中から拾い上げて実践部隊として活動していただく地域安全リーダーの養成講座などを実施しております。その中で、県から委嘱を受けた防犯アドバイザーに助言をいただき、組織づくりが非常に進みました。そして、確実に犯罪件数を減らすための、現場を熟知したノウハウを持った民間人の活用というのが、私はぜひこれは必要だと思っておりますが、執行部の方ではどのようにお考えでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 地域で行う場合に、先ほど言いましたように地域コミュニティ、やはり自分たちのまちは自分たちで守ることが大切ではないかというふうに考えています。

それで、そういうふうに防犯の部会、各区に防犯の部会をつくって、総合的に学校校区全体をもって犯罪防止に努めていこうという機運もでございます。そうすれば、一気に広まっていくわけでございますけども、今防犯意識を持たせるためにセミナーとか、民間で何か個人的と言うたらいいのかわかりませんが、アドバイザーの活用をして、防犯意識の向上を図ってあるということでございますので、そういう方も一緒になってですね、そういう西区の防犯組織ができないかなと、そういうふうに考えております。

いずれにしても、地元が一体となって、ばらばらじゃなくて一体となった組織づくりがそこでできていかなのかなということで、4月からそういうことも含めて我々も地区に呼びかけていきたいと、そういうふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ぜひ全市的な取り組みができますようにですね、コミュニティを通してでもよろしゅうございますし、その中に防犯部をつくっていただいて、一日も早く学童の安全確保、それから住宅地内ですね、安全対策ができますようお願いをいたします。

それと、民間活用といった、現在そういった流れでございますので、その点もですね、再度要望したいと思っておりますが、民間の防犯アドバイザーあるいは防犯協会の生活安全サポーターで

すか、こういった方々をですね、入れていただきまして、指導、アドバイスをいただくと。そうしないと、本当に犯罪を減らす真剣な取り組みはできません。従来の旧態依然としたですね、やり方、つまり腰かけの取り組みといいますか、それから役目済ましのパトロールなんかやっていますでもですね、もう大して成果も上がらなくて、自然消滅するのが落ちでございますので、どうかその辺、真剣にですね、ひとつ取り組んでいただくようお願いいたします。

目下ですね、防犯取り組みにつきましては、もう本当に全国的に機運が高まっております。地域ぐるみで子どもを守ろう、登下校の通学路の見守りや、それからパトロールをする団体が数多く結成され、活動されております。春日市はもとより、早良区の高取小では、西南大学の学生が交通指導や不審者の見張りなどの活動に対して、学校や保護者から感謝の声が寄せられているという記事が新聞に掲載されておりました。また、安全・安心通学フォーラムが先日、アクロス福岡で開催されておりますし、子どもの安全確保と空き巣の犯罪件数を減少させる住宅の安全対策も、何度も申しておりますが大変重要であります。

本当に最後の最後になりますが、地域の一人ひとりの防犯意識を防犯セミナーで高めていただき、セミナー参加者の中からパトロールの参加者を募っていく二段論法で実践部隊をつくり上げていただきまして、社会的に弱い立場の女性、子ども、高齢者を地域で守り、住民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現を念願いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員の個人質問は終わりました。

次に、9番大田勝義議員の個人質問を許可します。

〔9番 大田勝義議員 登壇〕

9番（大田勝義議員） 議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い質問いたします。

まず最初に、施政方針の中にございます「快適で魅力のあるまちづくり」の中の交通体系の整備について、これは本市の交通施設や交通対策など、総合的に一体的なまちづくりを進める観点から将来を見据えて、国道や県道など幹線道路をはじめ、市道、駐車場、公共施設などを包括した総合交通体系調査を行うとあります。

まず、本市を大きく分けますと、太宰府地区と水城地区に大別できると思いますが、太宰府地区は天満宮や九州国立博物館を中心とした歴史と文化の調和のとれたまちとするならば、水城地区は区画整理を中心とした新しい顔を持つ活気あふれるまちとして、今後の人気スポットとして発展していくのではないかと考えられます。

本市西地区の道路や交通網を考えますと、南北に九州縦貫道、JR鹿児島本線、そして国道3号線と西鉄大牟田線が一部平行して通っています。そこを東西につなぐ主幹線道路といたしまして長浜・太宰府線が太宰府地区と水城地区をつないでいます。

西地区の今後のまちづくりとしては、JR太宰府駅の建設や、看護専門学校の跡地の利用計

画、通古賀・吉松東地区土地区画整理事業、国分地区の市街地整備事業などが計画されており、相当の人口増が予想されます。主幹線である道路は、向佐野から坂本へ抜ける関屋・向佐野線が通っており、道路整備も計画されておりますが、この道路は西鉄大牟田線の踏切と国道3号線の信号機が重なるようにあり、現在でも朝夕は落合橋まで渋滞しております。そこに、これだけの事業が完成すれば、地域からの車の流れ込みも考えられ、大渋滞になるのは火を見るより明らかです。これを解消するための抜本的な対策が必要と思われませんが、市の考え方を伺います。

2点目は、第5の施策「文化の香り高いまちづくり」の中の蔵司跡の用地取得と活用方法について伺います。

蔵司は、飛鳥、奈良、平安時代の約500年にわたり、九州の9国3島を統括した大宰府政庁の官衙の一つです。この官衙といいますのは、官庁それから役所ということになりますけども、政庁が担った内政、外交、軍事の拠点のうち租税の出納事務を担当し、倉庫を管理していたと文献にはあります。蔵司には礎石が残っており、倉庫や事務所棟と推定されます。全体で約5万2,000㎡で、1966年から買収を始め、既に約2万4,700㎡を取得、今回は残りの約2万7,300㎡の所有者11人と同意されているようですが、どのような計画で今後買収されていくのか。また、「太宰府市ゆめ・未来ビジョン21」の中に蔵司の復元とありますが、どのような活用を考えておられるのか、伺います。

第3点目は、昨年3月20日に、ちょうど1年になりますが、私どもにとって初めて経験いたしました福岡県西方沖を震源とする地震が発生いたしました。皆様もそれぞれの場所で体験されたと思います。最初何が起きたのかわからず、地鳴りと木々の揺れ、そして足元のうねり、ただただその場に立ち尽くすだけでした。私たちが住んでいる福岡は大きな地震はないものと思っていただけに、ショックでした。

本市では、2つの活断層が通っていると聞いております。1本は警固断層、もう一本は宇美断層です。自分たちが住んでいる地域にどのように通っているのか知っていれば、それなりの対策なり心構えができると思いますが、調査されているのなら、その報告を市民にお知らせする必要がありますと思いますが、市としてどのように取り組んでおられるのか、伺います。

あとは自席にて再質問をさせていただきます。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） まず、1点目についてご回答申し上げます。

お尋ねの西鉄踏切付近の渋滞の緩和策につきましては、洗出交差点と西鉄踏切との距離が短く、渋滞しておりますことは承知いたしております。現在、落合橋の改築とあわせまして、市道関屋・向佐野線の西鉄踏切付近も改良計画になっておりますことから、渋滞の緩和に結びつくものと考えております。

また、平成18年度には将来の西部地区のまちづくり構想も含めまして、本市全域の交通体系の整備を図るために、総合交通体系調査を実施する予定にしております、この関連機関とい

たしまして、国、県をはじめ西鉄やＪＲ、さらには太宰府天満宮などの関係機関や団体で構成いたします、仮称ではありますけども、総合交通問題懇話会というものを立ち上げ、開催をしながら交通体系基本計画の策定に取りかかっているというふうを考えております。

以上です。

議長（村山弘行議員） ９番大田勝義議員。

９番（大田勝義議員） 先ほどですね、改良計画を行うということで言われましたけれども、これは具体的にどのような改良計画なのか、教えていただきたいと思いますが。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 具体的に今西鉄の方と協議をいたしております。今２車線ですかね、それをもっと広げることができないかというところでの３車線、そういうもので計画をしております。その協議をいたしておるところでございますので、まだそれが可能かどうか、多分陸運局なり国土交通省、そういうものの了解が必要かと思っておりますので、まだ確定はいたしておりませんが、市としてはそういう方向で考えておるということでございます。

議長（村山弘行議員） ９番大田勝義議員。

９番（大田勝義議員） 通古賀・吉松地区・国分の地区市街地整備計画ですね、それと先ほど言いました区画整理の関係ですけども、このところは大体人口としては、どの程度予想されておられましょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 通古賀、それから吉松東、国分の一部地区ありますけども、現時点では約２,０００人の人口を計画、予定をいたしております。

議長（村山弘行議員） ９番大田勝義議員。

９番（大田勝義議員） そこに２,０００人という方が張りつかれるわけですね。それとですね、先ほど私の方で言いましたＪＲの太宰府駅の建設ですね、それに伴って交通量は増えると思いますよね。

それから、看護専門学校の跡地、これをどのような形で利用されるかわかりませんが、これも当然車の出入りが増えてくるんじゃないかという気がしております。

それから、既存の団地でございますけれども、長浦台、それから青葉台というのがありますけれども、そういったふうなところからの今後の車の流れ込みといいましょうか、そういったものが入ってきますと、当然あそこで西鉄の大牟田線の踏切、それから国道３号線の側道といいましょうか、そこにちょうど２つ並んで信号なり踏切があるものですから、それで非常に混雑すると思われるわけですね。

１つ、例として見ていただければわかりますけれども、西鉄都府楼前駅をちょっと想像していただきたいと思いますが、あその都府楼前駅というのは踏切がありまして、そして３号線があります。だから、踏切の遮断機と３号線の信号機というのがありますけれども、あそこを通るのは私は一番大嫌いなんですけども、ここはちょうど踏切がですね、遮断機があります



と向こうの3号線の信号が青なんですよね。それで、今度逆にですね、渡るうとすると今度3号線の信号が赤なんですよね。それで、非常に渋滞し、非常に気分が悪くなるんです。これが、ただ一回だけならいいんです、それが交互に来ますとね、ええもうくそと思ってですね、本当にターンして帰りたくなるわけですよね。これは、あくまでも都府楼前駅でこの程度です。で、この都府楼前駅というのはですね、どちらかということこれは幹線道路じゃありませんから、それで大体人が来られるというのは駅の送迎関係が多いような気がします。だから、あそこを通過されるというのは割に少ないんですね。少なくともやっぱり込んでおりますよね。それが今後、あそこに先ほど言いましたように区画整理がされて人口が張りつきます。それと、当然あそこは道路整備もされましようけれども、今言われました2車線を広げて3車線にするというふうなことですけれども、この3車線にされるというのは、落合橋も3車線という考え方でいらっしゃるのでしょうか、お考えの中に。そこをお尋ねしたいんですが。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 今の考え方では、落合橋を過ぎて今公園予定地にしております、もとの落合浄水場ですね、そこから左折レーンといいますか、そういうものを構想としては持っているということでございます。

議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員。

9番（大田勝義議員） 長浜・太宰府線がですね、開通して大分になりますけども、非常に道路として整備されて、そして私どもはですね、南ヶ丘それから大佐野から行きますと非常に便利なんです。JRの部分もアンダーになりまして下を通りましたからね。そして、西鉄の大牟田線の部分は今度上を越えますから、込まないんですね。ただ、信号機は何か所がありますけども、それは数分で変わりますから、まあ大したことはないですね。だけど、やはりですね、最近といいましょうか、ここ何年か非常に便利になっただけ、それだけ交通量が増えましてですね、朝夕は非常に善光会館のところからですね、県道まで大体渋滞することが非常に多いわけですよね。そういうふうなことを考えますと、先ほど言いました場所も道路整備されて、それが広くなればですね、3車線じゃ私は間に合わないと思いますね。

それで、考え方としましてはですね、非常に難しいのかもわかりませんが、西鉄下大利駅まで高架ができますよね、だからその高架がそのままですね、太宰府を通過して筑紫野、要するに二日市までですね、高架になれば、これが最高なんでしょうけれども、今現在ある高速道路ですね、あの部分、それと都府楼大橋というのがありますよね。あれがやっぱり高架になっているものですから、ちょうどあれで高架になると、ちょうどあそこでぶつかるような形になりますよね。だから、ちょっと現実的には今すぐは確かに無理ではないかなと思っておるところでございます。

そういうことを考えますとですね、今の3車線で計画をしているということにつきまして、この3車線ができましたも、すぐ4車線にしなきゃならないという状態だって発生するような気がするんです。その次の手というのは、何か考えていらっしゃいますか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） この道路計画と申しますのは、当面の一つの課題として、この西鉄踏切の3車線を今西鉄と協議中ということをお申し上げしましたけども、やはり先ほども申しましたように、この西地区、西部地区の将来のまちづくりを考えたときに、道路一本を走らせたから解決するかという問題じゃございませんで、やはりJRの太宰府駅建設という大きなプロジェクトもございますので、これらを含めて将来のこの西地区の将来構想の中で、きちっとした道路整備も含めた計画をまずつくりたいというのが、先ほど申し上げました、国あるいは県を巻き込んだ中でこの懇話会を立ち上げながら、いろんな視点からいろんな意見を聞きながらまとめていきたいというふうには考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員。

9番（大田勝義議員） よくわかるんですね。だけど、抜本的な考え方といえましょうかね、すぐにこのことが問題になってくるんじゃないかなという気がしてるものですから、そういうことでこの件について話させていただきました。

総合的なですね、そういう懇話会を立ち上げられて、そこでいろいろ議論なさるのは結構ではございますけれども、今すぐしなきゃならないことが、当然今後発生してきやしないかなという気がするものですから、それぜひとも再度ですね、考えていただきたいと思っております。じゃ、この件については終わりにさせていただきたいと思っております。

じゃ、次に入らせていただきます。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 次に、蔵司跡の用地につきましてご回答申し上げます。

蔵司跡は、大宰府跡を物語る上で、昔の役所である大宰府政庁跡とあわせて、その当時の財政をつかさどる重要な遺跡であることから、重点的に公有化を推進しています。

1点目の今後の買収計画につきましては、未買収面積が2万6,000㎡あります。国、県の補助金を確保するための要望活動とあわせて、当該地を平成17年度から平成21年度までの5か年をかけて買収したいと考えております。

なお、平成17年度には蔵司跡用地取得のため、補助金の追加要望を文化庁、福岡県に行い、1億円の追加補助が認められ、一部を契約したところでございます。

2点目の活用計画につきましては、蔵司跡は特別史跡大宰府跡に含まれる中心的な遺跡で、特に大宰府政庁跡は、特別史跡大野城跡を背景に象徴的な場所となっております。

また、重点的に調査研究及び整備と活用が図られてきた地区であります。このようなことから、蔵司跡の活用につきましては、平成17年3月に策定しました太宰府市文化財保存活用計画の方針に基づき、市民や来訪者が史跡を身近に体験できる場所として、まただれもが古代大宰府の風景をイメージできるような地形景観を念頭に置きまして、今後整備及び活用につきまして文化庁、福岡県との役割分担を含めまして協議をしまいたいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員。

9番（大田勝義議員） 蔵司はですね、先ほど言われましたように政庁の中の一部という取り扱いになっております。政庁を正面にして、政庁の西側に蔵司があるわけですね。で、東側に水時計の一種、漏刻台が置かれたと言われる月山があります。そして、背後にですね、山城ですね、大野城があるわけですね。このような非常に大事な場所になっているわけでございますので、軽々に何をつくる、こうする、ああするというのは非常に難しだろうという気がしております。そういうふうなことで今後ですね、非常にこの扱い方については委員会なり、そういう大きな何か組織の中で考えていただきたいと思っておりますけれども、確かに保存ということも非常に大事ではございますけれども、何とか先ほど言われましたように市民にもですね、開放していただいて、市民のいやしの場となるようなですね、また施設が建てられるようであれば、そういうことも含めてですね、考えていただきたいと思っております。

以前ですね、政庁の利用ということで、なかなか文化庁の方から認めていただけなかったということがございますけれども、過去にちょうど20年ぐらい前になりますが、商工会の青年部の方ですね、薪能を2度行ったことがあります。それから、天満宮の秋思祭ですね、それから青年会議所、JCによるベートーベンの第九の演奏会というふうなことで、ここで催し物が政庁で行われたことがあります。そういうふうなことで、少しずつ文化庁の方もそういったことについては認めてきているようでございます。現在では、市民政庁まつりというのがですね、毎年ここで行われまして、市民に対して非常にいやしの場というふうなことになっておるようでございます。

それから、議長がですね、よく遠方に行かれたときに、私が視察に来られた方に対して代理で出席してあいさつ等を交わす場合があるんですけども、来られたときにですね、よく話に聞くのが、非常に落ちついたまちですねということをですね、よく言われるんですよ。こちらとしても非常にありがたいなと思ひまして、ありがとうございますということでお話するんですけども、やはり外部からお見えになった方にとっては、太宰府市といいますと一種独特の雰囲気があるのかなという気がしております。内部におりますとなかなかですね、そういうふうなところが見えませんが、やっぱり外部の方たちはそういうふうな目で見てあるんだなと、少しずつではございますけれども、施策が浸透してきているのかなという気がしております。

そういうふうなことで、この蔵司の利用についても、しっかり今後ですね、対策を練られて、お願いをしたいと思っております。

この件については終わります。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 本市の活断層はどの辺を通っているのかというお尋ねですが、現在まで行われました調査によりますと、本市には、ご指摘のとおり警固断層と宇美断層の一部が位置

しております。

警固断層につきましては、平成7年、平成8年度に福岡県が調査を実施しまして、福岡市の中心部から春日市、大野城市、本市南西部を通り、筑紫野市付近まで達するというので、約18.5kmの長さだというふうに言われております。現在、昨年3月20日に福岡県西方沖地震が発生したことから、国の委託を受けまして、独立行政法人の産業技術総合研究所活断層研究センターが現地調査を行っていたところでございます。

また、宇美断層につきましては、平成16年10月に公刊されました都市圏活断層図「太宰府」において新たに存在が示されたものでありまして、詳しくは現在福岡県が調査を実施しているところでございます。大まかな位置につきましては、糟屋郡の須恵町から宇美町を経まして、本市の北谷区の山浦地区に至る、長さ約8.6kmというふうにされております。

次に、その位置に建っている建物についての住民説明につきましては、断層の位置すべてがまだ明確にはなっておりませんが、現在行われております調査結果をもとに、県や調査機関とも連携しながら住民の皆様への情報提供を行ってまいりたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員。

9番（大田勝義議員） 台風はですね、南方で発生しまして、それでどのように通ってきているかというのは宇宙から見えますから、大体何日の何時ごろということで、天気予報でわかりますよね。ところがですね、地震というのはいつ来るかわからないんですね。例えば、トイレに入ったり、お風呂に入ったりですね、寝ているときに来るかもわかりません。そういうふうなことで、今回の地震につきましてはですね、終わって地震があった後、非常に何ていいますか、いつも何か揺れているというふうな感じを持たれている方がたくさんいらっしゃるんですね。非常に何か揺れているよというふうな感じで。それだけ皆さん方の心に強く深くですね、残っているんだなという気がしております。

昨年ですね、会派の視察で名古屋の防災センターに行っていました。震度7という状況で体験をしたわけですが、非常にその震度7のですね、建物の中に入っていましたけれども、あの揺れ方から想像しますとですね、これじゃあ木造の建築じゃとてもじゃないがもたないなというふうなことで、それと中にあるいろんな備品関係はまるきり吹っ飛んでしまうなというぐらい怖い体験をしました。これは、あくまでも体験ですからね、実際やったことではありませんので、当初は半分笑いながら参加していたけども、実質ですね、固定してあるいすにつかまってですね、とまるのをじっと待っていたような気がします。名古屋では、過去に伊勢湾台風というのがございましてですね、非常にその被害が大きかったことから、防災体制というのは非常に整っているわけですね。そういったふうなところを私どもは視察をさせていただいたわけですが、自分の家は自分で守るというふうなことですね、やはりそれぞれの方が非常にそういう意識が強くなっているんじゃないかなという気がしております。

そういう中で、今は非常に耐震設計ということで住宅等もされてはおりますけれども、ただ

わからないのが地盤のことなんですよね。当然地盤については、家を建てる方がどういう地質なのかということでボーリングをされて調べられますけれども、この活断層がどういうふうに通っているかということは非常にわからないんですね。

だから、まだ調査中というふうなことではございますけれども、それがですね、県なり国の方から調査ができましたら、早々にですね、早目にどこの、どういっただれだれさんの近くを通っているよというふうなことも早目に知らせていただければですね、設計、要するに家を建てるときの参考にさせていただいたり、また位置をずらしたりですね、そこを避けて家を建てるということができないのではないかという気がしておりますので、ぜひともそういうような方で早急をお願いをしたいと思っております。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員の個人質問は終わりました。

ここで15時50分まで休憩いたします。

休憩 午後3時36分

~~~~~

再開 午後3時50分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りいたします。

会議規則第8条第2項の規定によって、会議時間は午後5時までとなっておりますが、本日の日程終了まで延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認め、本日の日程終了まで延長いたします。

次に、8番渡邊美穂議員の個人質問を許可します。

〔8番 渡邊美穂議員 登壇〕

8番（渡邊美穂議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして質問いたします。

来年度の施政方針において、市長は予算編成に当たり行政評価と連動した施策別枠配分方式を用いたと述べられました。これまでの各課ごとの枠配分から、施策ごとの枠配分へと変更して予算編成を行うことは、全国的に見ても先進的な取り組みでありますし、当然太宰府市においても初めての試みだと思います。したがって、この方法も試行段階であることは理解しております。

先日、会派の視察で鳥取県倉吉市を訪問しました。倉吉市は、太宰府市でも用いられていますJMACのモデル都市として総合計画を策定されました。その大きなポイントは3つあり、これまでの事務事業から施策目標を中心とした計画策定への変更、計画事業の事業費による進行管理から5年を目途に施策を達成するための行財政運営への転換、積み上げ型の計画から市民起点による政策課題解決のための計画への変更を主軸に置いた点だそうです。

私は、太宰府市のこの新しい試みにおいても、一番肝心なのはこれまでの考え方から発想を大きく変えなければならないことだと思います。施策に応じて行政機構を横断的にまたがったいわゆるプロジェクトチームのようなものの中で基本事業の検証を行い、それを統括する職員によって構成される全庁的な会議の中でそれぞれの課題などを徹底的に検討し、優先順位を決定していかなければ、基本事業に基づく各事業を絞り込むことは大変に困難です。また、その優先順位を決める会議の中で市民から見た課題も含めた議論が行われることが重要です。そして、その上で初めて、施策ごとの基本事業とそれに基づく各事業の数値であらわれないものも含めて目標を設定し、達成するまでの時間も決定できると思います。

そこでお尋ねしたいのは、まず、今回の予算編成に当たり、施策やそれぞれの基本事業の優先順位はどのような過程を経て決定されたのかということです。つまり、だれがどのような形でそれを決定していったのか。予算書で渡された結果よりも、施策ごとの予算編成に当たってはその過程が非常に重要になるからです。

次に、これまで各課ごとの枠配分方式での課題を克服するために今回の新しい方法を取り入れられたと考えますと、まずこれまでのやり方において何が一番大きな問題だったのかを検証する必要があると私は考えます。そこでお尋ねしたいのは、これまでの施策ごとの基本事業はどのような方法で進めてこられていたのか。そして、そこにどのような問題点があったのでしょうか。

さらに3番目として、今年介護保険法、税法の改正が行われ、また新たに自立支援法が施行されます。法改正や新しい法の施行によって各担当課では国からの情報が届くのがぎりぎりであることや、改正によつての事務の混乱なども予想され、想定外の事象が発生する可能性がないとも限りません。私は既にそれに関連するもので相談を受けています。また、例えば先日五条区において市道の振動問題について行政側の出席を求め、改善を要求しました。これまで約10年間この問題を言い続けてきた住民は、3年前の大水害の災害復旧のため2年間はさらに我慢されていましたが、昨年の国博開館以来その怒りは頂点に達しています。大きな金額ではなく、款別流用の議会の議決を待てないほどの緊急な事例が発生した場合や施策の中の事業から漏れた市民の声に対し、施策評価にどのように反映し、新しい予算編成方法の中で行政はどのように対応していかれるのか、お伺いいたします。

以下、再質問につきましては自席にて行います。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま渡邊議員から行政評価と予算編成に関する質問でございますので、一括して回答させていただきます。

まず、施策の優先順位を定めるための基準につきまして回答申し上げます。

本年度の四役、部長によりまず政策評価会議を行うに当たりましては、成果実績値を可能な限り把握いたしまして、各施策の成果実績の水準がどのようになっているかという観点から検討するため、経年比較、近隣他市町村との比較、市民期待度との比較、この3点、またあわせ

まして、施策に対する市の裁量余地、施策そのものの歳入増への貢献度を基準にして設定しております。

それから2点目のこれまでの施策ごとの業務の進め方ではありますが、平成17年度予算につきましては、課別の枠配分に基づきまして予算編成を行い、事務事業を執行してきたところでございますが、この間事務事業の見直しを行いつつ進めてまいりましたが、施策目的達成への手段としての事務事業が組織割でありましたために、施策目的に対する事務事業の有効性あるいは効率性を組織横断的に議論、検証する場や仕組みがなかったものだと考えております。このことから、行政評価を取り入れることによりまして、成果指標に基づく政策課題の発見あるいは優先順位の設定、市民と行政の目標の共有など、限られた財源の中での行政活動を見直しまして、また組織の体質改善、人材育成にも資するものと考えております。

3点目の予算配分に反映されていない場合の対応でございますが、これまでも法改正への対応など、予算編成後必要やむを得ないものにつきましては、補正予算や予備費で対応したところでございますが、これは施策別配分方式におきましても同様に対処いたすことと考えております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 私は、この施策ごとの枠配分方式というのは民間企業的な発想をもととしておりまして、予算の効率的な使い方として高く評価をいたしております。しかし、市長の政策を実現するための施策とそれに伴う各事業を決定する過程がどのようなものであるのか、また数字であらわせないものも含めて施策評価をどのように行っていくのかによってこの予算編成方法の評価は全く変わってくると思っております。

先ほど申し上げましたこの倉吉市におきましては、まず初めに市長と各部長の間で施策の組み立てについて検証を行うところから始めておられます。そこでは、それぞれの施策について市長とそして各部長の間で問題意識に必ず大きなギャップがあるということ、それをお互いに気づくということが一番大切だということでした。そのギャップを埋めていかなければ、全体の改革は絶対にうまくいかないと断言されておられました。

太宰府市において、このような作業は行われましたでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 今回平成18年度に向けまして経営方針を策定したわけでございますが、そこに至るまでの経過の説明をさせていただきます。

まず、全課長職を対象にした施策評価の実務研修会を4月に行っております。これ平成17年の4月です。

それからさらに、全課長を対象とした施策の評価、それからモデル評価の会議、実務研修会を5月に行い、施策統括課長によって作成されました平成16年度の施策評価表の内容を確認、チェックいたしております。

それから、昨年度の施策成果を振り返る議論を通じて、施策評価を実務として習得していく

研修を行っております。

それから、四役、部長による全庁政策評価会議を6月24日と7月7日の2日間。行政評価システムを全部長、四役が理解を促進するため、講師を招きまして実務研修を行いました。

それから、来年度の予算編成に反映するために、施策統括課長において作成された44施策に関する施策評価表に基づく施策の優先度評価と平成18年度の本市の経営方針を設定していくという意見を統一いたしております。

それから、8月25日と29日に全課長職を対象に新年度の企画実務研修を実施いたしまして、経営方針の提示後に必要となる課長職の事務事業成果優先度評価、コスト削減優先度評価等に関する知識や新年度企画に関する実務の進め方を習得していただいております。

そういう経過を経て、施策評価表を9月の決算議会に提出したところでございます。

さらに、最終的には経営会議で予算の配分をしていくということになりますので、第1回の経営会議を9月28日、第2回の経営会議を10月1日ということで行いまして、その経営会議の中で進め方の議論をいたしまして、部長職による経営会議の幹事会で対応についてまとめようということになりまして、経営会議の幹事会を3回。それから、1回目、2回目の経営会議からさらに3回目を開催しまして、最終的には8回の経営会議の中で予算の配分を決めたところでございます。

以上です。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 私が申し上げたのは、今経過説明をしていただきましたけれども、実際にそれぞれの部長がですね、各事業の問題点とかそういったものを下の方の職員の方からいろいろ上げてこられているそういった現場の意見、それと市長自身がご自分の政策を実現するために考えていらっしゃるその部分の問題意識にギャップがあるかないかというところをまず埋めていかなければならないのではないかというような内容でちょっと質問させていただいたんですが、今の経過を聞いてみますと、研修会は行われたようなんですが、そういった忌憚のないような形での問題意識をぶつけ合うような会議がまだ行われていないのではないかなという気がいたしました。

私は、市長の政策はもちろんすべて大切だと思うんですけども、それを全部同時にですね、実現に向けて推進するということは現在の財政状況を考えても非常に困難だと思っています。そのため、本市の状況を顧みながら優先順位を決めて、現在太宰府市にとっての重点施策を決定し、様々な基本施策と連動させながら予算の枠配分を行うことが大切だと思っています。

昨年9月の議会で渡されました行財政経営改革方針ではこの点を明確に見ることができませんでしたが、施政方針において子育て支援というのは重要施策だというふうにおっしゃいましたが、あくまでそれは重要だということであって、最も重点的に行っていく施策の検討というのは行われましたでしょうか。



議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 先ほども申しましたように、総合計画から44の施策があるということで、その44を全部カード化したしまして、そして、4人1組で、これは四役、部長ですけども、班をつくって、それぞれ歳入増に結びつくもの、それから結びつかないもの、それから成果水準が低いもの、それから高いもの、それぞれの施策で班別に論議をいたしました。その中からすべてのデータを出しまして、出てきたものが現在の経営方針という形になっております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 先ほどご紹介いたしましたこの倉吉市なんですけれども、財政面や今後の市の発展を考慮した結果、重点施策といたしまして若者の定住化というふうに定めております。若者が定住しない原因を追求した結果、それがまず住宅環境を整備するため市街地の整備、子育て支援の充実、雇用の維持と確保、買い物などの利便性を考え商工業の振興、地域資源を利用した観光業の振興、効率的な行政体制の確立などの各施策をですね、重点施策の事業として数値で各年度の目標を設定し、平成20年を目標に特に重点施策に連動する事業への予算配分を重きに置いて行っているということになっています。

このようにですね、施策ごとに予算を枠配分する場合は、これまで各課で担当してなかなか横の連携がうまくいかなかった政策の実現に向けて予算を後ろ盾に具体的に進めていくことができるという大きな利点があります。その利点を限られた財源で最大限に生かすためにも、まずはその重点施策を決定する必要があると思いますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 市の行政の基本的な私の取り組みは、第四次総合計画に基づく大きな柱で行政を進めてまいりました。また、歴年の実施計画につきましても、その実績を踏まえながら進んできたわけですが、先ほど部長が申しましたように、この限られた予算の配分、これをいかに効率的にするかという見直しを行ったわけですが、今申されましたように、それぞれ部のやりたい事業は山ほどあるわけですが、市民のニーズにこたえる課題も多いわけですが。と同時にまた、市民の皆さんの既得権益の確保といいますかそういうニーズもあるわけですが、そういうものすべて縦割りではなくて、いわゆる通常で言います横断的なプロジェクトを中心とした優先順位をつくらうと、その過程の中で今申したいいろいろな研修あるいは幹事会、経営会議等を行った結論でございました。ただ、予算編成に当たりまして、いわゆる非常に財源が厳しい、その歳入確保が厳しい。そしてまた、ここ二、三年災害の被害等の復旧に多額の費用を要したと、等々の問題がございまして、具体的に優先順位をすばっと決める過程には至っておりませんが、そういう形で今回進めてきたつもりでございます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） それでは、ちょっと私は個人的に今後期待をしたいと思っております。

す。

行政評価と連動したこの枠配分ということなのですが、私どもが昨年いただきました施策評価は漠然としたものでありまして、皆様方に本日資料としてお配りしておりますのは、これ倉吉市の実施計画の中に入っている施策ごとの評価のごく一部なんですけれども、ご覧のように施策ごとに具体的な目標が年度ごとに数値で設定をされておりまして、数値であらわしにくいところもこのような形で出しておられます。この網かけになっているところが先ほど申し上げました重点施策に関連した施策ということになっています。この目標値の下には毎年この実績値を表記するようになっておりまして、これを見れば市としてどういう施策を重点的にいき、どの程度実績を上げ、そのために予算が一体どれくらい必要なのかということが大体私たち議員が見てもすぐにわかります。

今度の決算におきましてですね、このような施策評価、このとおりとは言いませんが、太宰府市に合った形での施策評価を出していただくことはできませんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 手法は違うんですが、太宰府市でも事務事業評価表という表がございます。これは、44の施策に連動した形でぶら下がっていると。その数が今回で600ほどございます。その事務事業についてすべて評価表を提出させておりまして、現在行政経営課の方で取りまとめをしているところです。

この中に、倉吉市とは手法が違うんですが、総事業費、それから指標等の推移という欄もございます。それから、目的の妥当性評価とか有効性評価、それから効率性の評価、それから最終的に公平性の評価というようなことから、公共関与の妥当性とかですね、成果の向上の余地はあるのかと、そういうチェック項目がございます。この表が600ぐらいあるということで、もっと細かくすれば800とか1,000という数字になろうかと思えます。

そういうことで、これは、事務事業評価表はそういう数になるもんですから。お見せできないことはございませんので、必要であればお見せいたしますので、施策評価にとどめさせていただきます。と思います。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） かなり資料が膨大ですね、それを要求することは非常に難しいわけですが、先ほどの倉吉市の場合はわずか五、六ページで40の施策評価をすべてまとめ上げておりまして、これも議会にもう既に、市民にも提出、ホームページにも出しているわけですが、こういった形で情報公開をしていただくと、市民にも議会の方にも非常にわかりやすいと私は思っております。

それぞれの施策ごとの基本事業につきまして、まず施策実現のために各現場で発生している様々な問題点を全庁的に把握いたしまして、その原因をつきとめると同時に、市民や議会からの指摘もあわせて考慮して、それに対応できるチーム編成を行うことから始めなければいけないと思いますが、その際これまで担当課だけの概念で考えてしまうと、せっかく施策ごとに予

算を配分しても、本当の意味で市民の望む施策の実現には至らない場合があると思います。そのようなチーム編成と申しますか、施策ごとのチーム編成はもう行われているのでしょうか。

先ほど、施策の数が44あるということでしたけれども、もしチーム編成が行われているとしたら、そのための全庁的な部長を中心とした会議、先ほど経過説明の中にあっただと思います。が、そのためにその部長会議が行われたというふうに考えてよろしいのでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） それぞれの施策につきましては、それぞれ関係した課長がチームをつくりまして、その中に施策統括課長がリーダーシップをとってその施策について取りまとめていくということになっておりまして、その進行管理につきましては、財政、企画、それから行政経営の担当レベルで常に連絡、協調を図りながら進めております。

それから、今回見直しをしました総合計画の後期基本計画も、この事務事業評価と連動させるためにそれぞれに番号を打ちまして、コンピューター管理できるように進めているところでございます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） ということはですね、これも倉吉市のものなんですけど、これがその施策と組織機構との関連というふうに一覧表になっていまして、先ほど例えば小柳議員の質問にありました市民参画によるまちづくりの推進ということでは、市民参画課、それから総務課、それから生涯学習課が担当しますよというふうに一覧表ですぐわかるんですね。これはもう持っていらっしゃるというふうに考えてよろしいですね。

議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） はい、平成18年度当初予算に係ります施策と組織の関連表という表がございまして、これにすべて関連課はチェックいたしております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） それでは、私もその表を後ほどいただきたいと思います。

本市のですね、この重要施策になっている子育て支援の充実について話し合うときですね、倉吉市の例にあるように、まずは充実していないと言われる原因は何かをその部長会議で話し合うことから始めなければならないと思います。そこではまず、子育て支援のために保護者が何を望んでいるかを知る必要があります。乳幼児医療費の問題かもしれませんし、学童や保育所の受け入れ児童数の問題かもしれません。また、乳母車や幼児、そして児童が安全に通れる道路整備かもしれませんし、母親や子どもの居場所かもしれません。各担当課でそれぞれ市民の声をたくさん聞いていらっしゃるでしょうし、また議会でも指摘されている問題もあると思います。その中で全体の予算も考慮し、検討した上で解決すべき問題を絞り込み、優先順位を決め、担当課を割り振ったプロジェクトチームが必要だと考えます。さらに、そのプロジェクトチームにおいて期限を決めた目標設定を行うことが必要ではないかと思えます。

そこで、具体的に聞きたいんですが、今回のこの施策別の予算において、この子育て支援の

充実という施策実現のためにどこの課が主管となり、またそのほかはどこの課が担当するようになっていきますか。

議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 子育て支援の充実につきましては、施策統括課長が子育て支援課長になります。それから、関係課が保健センター、国保年金課、学校教育課、社会教育課、それに市民図書館となっております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 今、関係課も全部教えていただきましたけども、例えばですね、障害を持つ子どもの問題の場合、施策で言うとやはりこれも子育て支援の充実になると思いますが、私はそこに福祉課が入っていないということが非常に不思議です。今年自立支援法が施行されて、子どもも含んで大きく制度が変わります。その自立支援法については福祉課が担当します。つまり、障害を持った子どもたちについては、今おっしゃった課だけではカバーできないわけです。特に混乱が予想される初めての年に当たって、なぜ福祉課がチームから外れているのでしょうか。福祉課がそのチームに入っていないということは、自立支援法施行によって障害を持つ児童に起こることに対する予算もないということになるのでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 失礼しました。平成16年度の施策評価でお渡ししました施策評価表の中に福祉課は入っております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） ということは、今回のそのプロジェクトチームの中にも福祉課は入っているということですね。

（総務部政策統括担当部長石橋正直「そうです」と呼ぶ）

わかりました。

今ですね、それでは福祉課の方からもう既に問題が挙がっているかもしれませんが、現実問題として母子家庭で母親がフルタイムで就労し、障害を持つ児童が自立支援法に基づき学校の送迎が支援費から外されるといような事例が起きています。学童も人数が多く、受け入れが困難であり、自立歩行の困難なこの児童はその母親が迎えに来るまで放課後家に帰ることすらできないという状況になっています。これは1例だけではありませんし、今後増加する可能性があります。

今、後から言われましたけども、これは4月からもうすぐに起こってくる問題です。緊急を要する事例だと思えますし、この施策ごとの枠配分を行う場合、特にその法改正によって起こり得る様々な変化についても、当事者であるその市民の声を聞きながら、全庁的に丁寧に検討しなければ、先ほどのご回答では福祉課も入っているということですが、類似するような問題が起きてくる可能性はあると思えます。

今回は該当しないかもしれませんが、もしですね、その施策を実施するチームに入っ

ていない課が担当しなければならない場合、担当課には予算が配分されていないわけですから、予算も含めて、先ほど市長の方は補正で対応するとおっしゃいましたが、議会に諮るほどの金額でもないと、そういった場合にはもう専決でやってしまわれるというお考えでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 市長が先ほども申しましたように、法の改正等によって発生してきます予算につきましては、補正予算に計上して議会の承認をいただいてから進めるということですが、すぐしなければいけないものも出てくる可能性はあります。その場合は、当初予算に計上しています予備費の流用とかそういうことで今も進めておりますし、今後も進めていきたいと、そういうふうに考えています。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） それでは、各施策ごとのこのチームがもうできていると思うんですけども、この限られた予算枠の中で施策を実現するためのその基本事業とそしてそれに基づく各事業を決定されたと思いますが、そのプロジェクトチームの中での検討会というのは全庁的にまとめて行われたのか、それともそのプロジェクトチームが自主的に行われたのか。もし行われたんだとしたら、大体平均何回ぐらい行われたんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 今回平成18年度予算を編成するのが初めてのこの取り組みでございまして、実際44施策を評価する方が先で、後で事務事業評価を提出させたというのが現状でして、政策統括課長が招集しましたのは、予算の枠配分を配分してから協議をされたというのが平成17年度の現状です。

今後はやはり、指摘されますように、どう子育て支援を進めていくかというようなことを事前に協議をしながら個別の事務事業を選択していくという手法になっていくというふうに考えております。

ただ、子育て支援事業の中でも事務事業が29もございまして、やはりそういう論議をしながら、やめるべきものもあろうし、新しく取り組んでいくものもあろうと思いますので、最終的にはそういうふうな形に進めていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 市長にお考えをお伺いしたいんですけども、この施策別枠配分は、費用対効果を非常に高くし事業のスクラップ・アンド・ビルドを進める上で、大変に効果のある方法だと私は思います。それを思い切って採用されたことは本当にご英断だったと思います。しかし、この方法は、市長の政策を実現困難にしている原因を一番よく知っている現場の職員自身がその原因を取り除くための事業を検討し、自ら身を切ることも必要になりますが、事業をスクラップしたり、優先順位を決定する作業を行うことでその効果をさらに大きくすると思います。今年はまだ初めての試みということで、準備が十分だったとは言えないかもしれませ

ん。平成19年度に向けて施策評価シートに基づいて、課長も含めた議論を行い、その上で全庁的な部長間での原因解決のための徹底的な検証、そして及び、先ほどご提案いたしました、重点施策の決定を行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいまいろいろご提言ございましたけれども、予算を編成しこれを有効かつ適切に執行するというのが行政でございます。そのためにどうするか。枠配分はもちろんでございますが、枠配分いたしましてもその目的、効果が適切にできるか、これは行政の執行体制だと思います。その一番大きな弊害が、今までの縦割り行政でございました。今言われました子育て問題につきましても、あるいは高齢者対策につきましても、生涯学習一つとりましても、これは一課で担当できるものではございません。その時々々の執行段階におきましては全市職員が一体となって知恵を出す、そういう対策も必要な場合も出てくるわけでございまして、そういう執行体制につきましても、我々行政の中で、職員の自覚はもちろんです、そういう人材育成等にも努力するというのも先ほど申し上げた次第でございます。

枠配分につきましては、この効果、これは平成18年度の執行段階でいろいろまた問題点が出てくるかと思いますが、それは我々自身も謙虚に検証しながら今後の課題にしていきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） せっかく来年度から新しい予算編成方法を採用されたのですから、これを最大限に生かすためにも、部長会議で出された各基本事業の課題や問題点など全職員で情報を共有し、それに基づく各事業内容についてもきちんと情報を共有することがまず大切だと思います。今までとは全く違った考え方が必要になってきますから、職員の方々の研修も必要だと思います。

また、施策の評価においてはJMACの様式を採用されるかと思いますが、特に数字に出ないものに関しては、まとめて市民アンケートなどを実施して市民がどのように受け取っているかを年次ごとに集計するなど、お互いにアイデアを出し合い、より効果を生み出すように努力をしていただくよう要望いたしまして、質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員の個人質問は終わりました。

次に、11番山路一恵議員の個人質問を許可します。

〔11番 山路一恵議員 登壇〕

11番（山路一恵議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従い2点伺います。

まず1点目に、国民保護法についてお尋ねをします。

2004年6月に成立をした武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、略して国民保護法は、日本有事の際に地方自治体や指定公共機関などに住民の避難計画や救援、復旧などの国民保護計画を策定することを義務づけるもので、今議会で議案提案をされている

国民保護協議会でこの計画の策定業務が進められることとなります。

外部からの不当な侵略があった場合や大震災、大規模災害のときに、政府や地方自治体が国民の保護に当たらなければならないのは当然のことです。しかし、有事法制における国民保護計画は、災害救助における住民避難計画などとは根本的に違うものであることを認識しなければなりません。

国民保護・救援計画において有事と災害の相違点は何かとの質問に対し、政府は、「災害は地方が主導するのに対し、有事法制は国が主導する」と説明しています。そして、地方公共団体の長が総理大臣の指示に従わない場合、あるいは長は指示に従っているけれどもその職員が動かない場合はどうするのかとの質問に対しては、内閣官房長官が「結果として内閣総理大臣の指示に基づく所要の対処措置が実施されないときは、自ら対処措置の実施を行うことができる」と、自治体が協力拒否をしても総理大臣が代執行権をもって強制的に協力をさせることができるとなっています。

問題は、自衛隊や国民に実害が発生してもしていなくても、政府が武力攻撃事態等だと判断をした瞬間から、地方自治体は団体自治としての権限のすべてが奪われてしまうことです。自治体や指定公共機関が国の命令でがんじがらめにされる中、本当に住民の保護救済を優先とした計画になるのか大いに疑問であり、有事における住民の避難に現実性がない一方で、国民保護法が平時から行うとしている訓練や啓発は、戦争国家体制づくりを進める上で非常に重要な意味を持ってきます。

まず最初の質問として、仮に武力攻撃事態等が発生した場合、米軍や自衛隊の侵害排除のための活動が優先されるのか、それとも市民の避難や救済が優先をされるのか、この点について政府はどのような回答をしているのか、お伺いいたします。

2点目に、国民保護計画の要旨についてと防災計画との根本的な違いについてお尋ねします。

3点目に、国民保護法に定められている罰則の内容について回答をお願いいたします。

次に、2点目の障害者自立支援法について伺います。

2005年10月に障害者自立支援法が成立をしました。自立支援法の最も大きなねらいは、財源を支え合うというたい文句のもと、国庫負担を削減することにあります。障害者とその家族に新たな金銭的、精神的な負担をもたらす改正ですから、今まで受けていた必要なサービスが受けられなくなるという方を出さないように、市として対応していただきたいと思います。

まず、4月から福祉・医療サービス利用時の負担が生活保護世帯以外の人はずべて1割負担となりますが、もともと応益負担は障害者福祉とは相入れない負担方式です。障害が重く多くのサービスを必要とする人ほど負担が重くなり、お金がなければ支援が受けられない事態が出てきます。国は、負担が増えないように配慮すると利用者負担の軽減策を講じはしましたが、不十分な上に複雑な仕組みですので、文書の通知だけでは認識が難しいのではないかと思います。障害者や家族の立場に立ち、支援費の利用状況や負担、世帯分離、税金などに

ついて個別の相談支援が緊急に必要だと考えます。減免は申請が必要で、4月から受けるためにはおおよそ3月の初めまでに申請をしなければならないと思われませんが、しかしながら厚生労働省からの通知が遅れたり変更になったりで市町村の現場では十分な周知ができていないのが現状のようです。

そこで、現在の周知状況と申請状況、あわせて4月以降の申請になると申請した月からしか減免されないとのことですが、さかのぼって減免ができるよう猶予期間を設けられないかについて回答を求めます。

次に、公費負担医療について伺います。

4月1日から、公費負担医療のうち、育成医療、更生医療、精神通院医療の3つの制度が自立支援医療へと変わります。自己負担の仕組みが大きく変わることによって、大幅な負担増とともに、心臓手術や人工透析などの高額医療費がかかる疾患ほど給付範囲が大幅に縮小されることとなります。

育成医療や更生医療はこれまで所得に応じた応能負担で、精神通院医療では5%負担でしたが、自立支援医療ではすべて原則1割の応益負担になり、あわせて入院中の食事代などもこれまでは公費負担でしたが、全額患者負担となります。今度の改正により負担が増えることで受診を中断あるいは延期し、障害の重度化を招く事態が生じかねません。今回の自立支援医療制度には月額の高額療養費が高くなると、給付対象外になってしまうという大きな問題があります。その場合、医療保険制度の高額療養費制度による負担の上限額が自己負担分となりますが、とりあえず病院窓口では3割分を立てかえなければなりません。これを立てかえ払いしなくても済む措置として、受領委任払い制度を設けることや、あるいは全額無利子の貸付制度を設けるなど、負担軽減策をご検討いただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

以上、再質問については自席よりさせていただきます。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） まず、国民保護法についての質問についてご回答申し上げます。

これは、国民保護法につきましては、国、県、市町村の分担等々、詳細にわたるわけですが、ただいまお尋ねの仮に武力攻撃事態等が発生した場合、米軍や自衛隊の侵害排除の活動と市民の避難や救済とではいずれが優先するのかについてお答えいたしたいと思えます。

この件につきましては、非常に難しい問題でございますが、その場その場の状況によって具体的に判断していかなければならないと思っております。この件に関する政府の公式見解がないことを確認いたしております。

次に、国民保護計画の要旨と防災計画との根本的な違いについてですが、防災計画は自然災害を想定したものであり、第1次対応者は市町村になりますが、国民保護計画は武力攻撃等や緊急対処事態を想定したものでございまして、国の指示に基づく指揮系統になり、法定受託事務として位置づけられておるところでございます。

次に、国民保護法に定められておる罰則の内容につきましては、危険物資やあるいは原子炉



等に係る武力攻撃の災害発生時の防止のための措置命令違反、交通規制に対する違反等、12項目に対する罰則が定められているところでございます。

いずれにいたしましても、市民の生命、身体、財産を守るということは、私どもの役目でございます。そういう認識に立って今後の対処、研究していきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） この国民保護法はですね、2004年6月に成立をいたしました有事7法のうちのひとつなんですが、私たち国民に直接関係のある法でありながら、その内容についてはほとんどが忘れ去られているといいますか、知られていないというのが現状ではないでしょうか。今回議案として出てきましたので、改めて勉強いたしましたけれども、こんな憲法違反の内容がよくまあ簡単に通ったもんだなあ。これがですね、本当に国家にかかわる重要な法案でありながら、たったの2か月の審議で国会を通過してしまっているわけですね。当時は米軍がイラク全土を占領し、日本の陸上自衛隊がサマワに駐屯をしているときでしたから、アメリカの要求に沿って強行成立をさせたというところでしょうけれども、とにかく法の中身が国民に詳しく知れてしまうとやっぱり反対運動が大きくなってしまおうという、そういう憂慮も当然あったと思います。そういう視点からこの法律の中身を見ますとですね、やはり国民の保護というよりも有事体制づくりの強化に主眼が置かれているように思います。

例えばですね、米軍が日本周辺で軍事介入をしたり、イラク侵略戦争のような戦争を起こしたとして、政府がそれを武力攻撃予測事態だとみなせば、自衛隊を戦闘地域にまで出動させることができる。そして、この作戦に自治体や民間企業、そして国民を強制動員させることができます。

また、国民保護を名目にですね、平時から戦争に備えるための体制をつくるのが訓練などを行うということで求められているわけですが、大体大きくこの2つの目的があると思うわけですね。

先ほど市長から罰則についての回答をいただきましたが、政府の要請を拒否したり違反したりすると、懲役何年とかですね、罰金幾らとかの罪に問われますし、また勤める会社にですね、政府が協力要請をしたとします。で、業務命令で戦争に協力しなければならない。しかし、それを例えば私は戦争には協力できないと言って断ったりすればですね、国の罰則はないにしても、企業によって解雇などの処分をされると、そういうことは十分にあり得ます。

つまり、政府の思惑一つで国民の生命や財産、言論の自由というものが、本当にありとあらゆる人権が規制をされてしまう。そういうある意味怖い法律なんだと、私はそういう認識を持っています。

そこでまずお聞きをしたいのは、武力攻撃事態等として現実的には日本領土が他国から攻撃を受ける事態は可能性が低いことを政府自身認めております。にもかかわらず、弾道ミサイル攻撃やゲリラ攻撃など4類型挙げてですね、こうした保護計画をつくりなさいと言ってるわけですが、実際この保護計画は立てられるものなのでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） ご指摘のように、弾道ミサイル攻撃やゲリラ攻撃など具体的に内容を理解するのは非常に私自身としても難しゅうございます。

しかし、来年度いっばいに計画をつくりなさいということでございますので、計画策定に当たりますとは、国が示しております市町村の国民保護モデル計画を中心に行わざるを得ないというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） おっしゃるように、モデル計画というのがありましてですね、結局本当にもう形式的なものにならざるを得ないと思うんですけど、武力攻撃事態あるいは緊急対処事態というのは、いつどのように発生するか、具体的な予測というのはもう不可能です。中でもテロというのがですね、一番現実味があるということで、国会審議の中でも小泉首相がテロや不審船の例を挙げてですね、だから有事法制は必要なんだというような論立てを行いました。実際、この小泉首相の論立てで必要だと思った人は多いと思います。

しかし、これはやっぱりまやかしてですね、大規模テロを含む緊急対処事態というのは後で追加されたものなんですけど、この緊急対処事態では是正指示や代執行はもちろん、相互調整そのものが準用されておらず、国が自治体を拘束する枠組みというのが実際存在しないんですね。ということはどういうことかと言いますと、緊急対処事態の対応は警察法制による予防や捜査、訴追並びに地方自治体を主体にした住民保護、そういう形になると。要するに、防災計画で事足りるということです。ですから、そういう意味では、国民保護計画のようなですね、机上の空論の計画に神経を使うよりも、地域の実情に応じた防災計画の充実を図る方がはるかに合理的だと思いますけれども。

何にしても、法で決められているからこの国民保護計画を作成して組織整備もきちっと図って訓練を行わなければならないというのならですね、市民の理解と協力のもとで進めなければ意味がないと思うわけです。で、その過程は当然議会や市民に常にオープンにしていだいで、市民の意見も幅広く聞き入れることをまず確約をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 私たち、この法律は市民の財産、生命を守るということでございますので、市民の協力がなければいけないというふうに考えております。そのために、市民も加えた法協議会をつくりましてその中でも審議していただきますし、途中途中で時々によって皆さんにお知らせをしなければいけないものについてはお知らせします。

最終的には、この策定をしました後は議会へも必ず報告しなさいという方向づけもございますので、それに沿った手続を進めてまいりたいと思います。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 議会には計画ができた後の報告なんですよ。そこがやっぱり問題だ

と思うわけですが、それでも、その計画策定の途中でですね、どういう内容を議論しているのかということをお聞きしたときには、それは教えていただけるのでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） はい、これも情報公開の中の一つになりますので、それに沿った手続であればお知らせができると思います。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） はい、わかりました。

それで、法の中でですね、自主防災組織、ボランティアの活動を支援するように努めなければならない、そういう規定があります。それによって自主防災組織の拡充政策を強めるようになっていますが、しかし有事の際の緊急事態の対処にですね、ボランティアを組み込むというのは大変危険ではないかというふうに私は思うわけですね。国民保護法の第160条に損害補償という条項がありますが、ここでは仮に負傷をしたり、死亡をした場合に国または地方公共団体の要請を受けていない自発的に活動中の人々は武力攻撃が原因なのか、ボランティア活動が原因なのかの区別ができないため損害補償の対象とされないというふうになっています。ですから、有事の際のボランティア活動という概念自体に無理があると思いますが、この点については幅広い方々からの意見聴取を行ってですね、計画にこのボランティアの活動をどうするのか、載せるのか載せないのか、そういう議論から入っていただきたい。それがまず1点。

それから、組織の整備と職員の配置、サービスの基準の作成が義務づけられることになっておりますけれども、計画の内容によってですね、当然組織の内容も変わってくるはずですよ。ですから、その点について、もし今具体的なものがあるようでしたら、ご説明をいただきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 先ほど防災計画と非常に似通っているというお話がございました。このご質問の件についても、やはり災害でもボランティアというのが必要になっております。そのときの補償はどうかということですが、それと同じような形に対応すべきなのかなあというふうに私は思っております、ご指摘のとおり国民保護法では公の方からの指示がなければ補償はないというふうになっておりまして、そう考えますと、災害のボランティアと同じような考え方をしていくのかなというふうに感じております。

組織の、ちょっと私この辺の理解が得ないんですけども、もちろん災害対応の組織と今回の組織はほぼ似通っております。災害は危険箇所から避難させる、そしてそれを救護するというところ、これについてもやはり市町村の役割は同じような形です。ですから、ほぼ同じですけども、攻撃あるいはテロ、いろんな事態が若干災害と違うところから見ると、少し内容が違って来るのかなと思いますが、まだ具体的にどういう形で組織づくりをするかということは決めておりません。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 何点かお尋ねをしましたがけれども、最後にお願いをしておきたいのはですね、本質的に性格の異なる災害と戦争を混同してですね、このもともとある防災計画、これを変質させることがないようにしていただきたいということを強く申し上げておきたいと思えます。

それと、国民の保護に関する基本指針というのがありますが、その中でも基本的人権の尊重ということは文言として入ってはいますけれども、この法律の性格上ですね、この基本的人権というものがないがしろにされることが大変危惧されますので、計画をつくる際、その中にはやはり基本的人権というものを随所に入れていただくように要望をしたいと思います。

今回、私この国民保護計画策定に踏み込んだ質問をいたしましたけれども、だからといってこの計画策定に賛成をしているわけではありません。その理由はですね、前段に申し上げたとおりですが、ですから、今回議案として出ております国民保護対策本部、それから協議会の設置についても反対ということをお願いしてですね、この質問は終わります。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 障害者自立支援法につきましてのご質問でございますが、今回平成17年10月に成立いたしました障害者自立支援法につきましては、障害者自立支援法の施行に当たりまして一部4月1日から、そのほか10月1日からの全面施行に向けまして鋭意準備を進めておるところでございますが、いまだ国からの具体的な方向性はまだすべて明確に示されていないのが現状でございます。その間の経緯、詳細等につきましては、担当部長の方から回答をさせていただきますと思っております。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） ご質問の中の点でございますが、支援費を利用されておられます方への周知でございますが、2月から精神障害通院公費負担をはじめとします知的、身体、精神と障害のある利用者に対しまして、主な変更内容や申請手続方法につきましてご案内の通知を順次申し上げているところでございます。しかし、文書通知だけではわかりにくい点も多数ございますので、電話によります問い合わせや申請時におきまして詳細にわたって説明をさせていただきますところでございます。

さらに、3月18日土曜日でございますが、その日につきましては、利用者の方々、それから一般市民の方も含めまして、障害者自立支援法の説明会を開催いたします。

また、4月以降の申請についての減免の猶予期間についてでございますが、制度上の取り扱いもありますので、今の段階では難しいというふうを考えております。

次に、医療保険制度の高額療養費につきましては、現行の高額医療費貸し付け制度のご利用をいただくことになるかと思えます。

それから、若干説明になるかと思えますが、現在支援費をご利用されておられます障害のある方や保護者の方々に障害者自立支援法が始まることで一番不安に思われていることは、やはり利用者の自己負担がどうなるのかということではないかと思われます。そこで、利用者の

負担について少しだけ説明させていただきますと、確かに生活保護受給者世帯については自己負担はありませんが、それ以外につきましては、4段階に分かれております。

また、申請の手続につきましては、支援費の利用者に対しまして順次手続のご案内をいたしますが、今現在半分までの申請に至ってはいないという状況でございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） この自立支援法で一番の改悪がですね、この応益負担の導入なんですけれども、障害者団体の実態調査によりますと、障害者の9割強の方が月10万円程度しか収入がないという状況のようです。定率1割の応益負担によって、食費負担分なども合わせますと大体月2万円から3万円もの利用料を負担しなければならなくなります。生きるために必要な最低限のサービスを受けられなくなってしまって、それで自立を促すというのは到底理解できない内容です。

定率1割の自己負担については、所得に応じてですね、4段階の月額上限額というのが設けられておりますけれども、月10万円ほどの年金や手当から月2万5,000円もの利用料を払ってですね、それで生活ができるかという問題です。で、私は、その国の低所得者対策では不十分だから市として何か救済措置を考えるべきではないかということをお願いしているわけで、それで先ほど今のところ考えていないということでしたけれども。

それと、もう一つ問題なのはですね、障害者本人に所得がなくても同居している家族に収入があれば、それで収入があるとみなされる、そういう点。これ非常に重要だと思います。支援費制度では利用者負担の範囲は本人以外に配偶者か子どもまででしたけれども、今度の改正では親や兄弟、姉妹にも負担を強いるということになっています。家族に対して大幅な負担が生じることでですね、批判を受けた厚生労働省が世帯分離の仕組みを設けたんですけれども、確かに、世帯分離すれば負担軽減になる場合もありますが、逆に負担が生じる場合もあるんですね。例えば、家族の税制上の控除がなくなるとか、本人の国保税の負担が上がるとかですね。ですから、そこそこの家族の実情に応じた対応というのが必要となってきます。

改正時にその窓口の相談業務というのも大変でしょうけれども、これはですね、本当に親身になって相談に乗る必要があると思います。

先ほど、3月18日に説明会を何か開かれるということでしたけれども、これはどこで開かれるのでしょうか。それと、1回で終わりなのかどうかをまずお伺いします。

それで、私がやっぱり今回の改正で一番深刻だと思うのはですね、やっぱり医療にかかわる方の改正なんです。例えば心臓手術などはかなり高額な医療費がかかります。大体平均300万円から500万円、難しい手術になると800万円というような、かなり高額な金額になるんですが、これについてはですね、当面18歳未満の場合だと劇変緩和措置というのが設けられました。しかし、18歳以上の方については経過措置がありません。とりあえず3割負担分の医療費を窓口で支払わなければならないということですね。で、この窓口負担ができなければ、や

っぱり病院に行かないという事態、当然出てくると思うんです。医療費だけでなく、医療費以外の負担もありますし、それに食事代などの負担も加わることになりますから、これは本当にもう命にかかわる問題としてですね、何らかの救済措置を設ける必要があるのではないのでしょうか。

それで、私大体いつも減免措置というものを要求しますが、いつも財源がないというお答えしか返ってきませんので、どこかに財源はないかと思いついてですね、見ておりましたら、地域福祉基金というものが目にとまりました。条例を見ますとですね、高齢者等の保健福祉の増進を図ることを目的に設置をされている基金というふうにありました。その使途をさらに調べてみたら、高齢者の保健福祉の推進に限らず、広く障害者及び児童の保健福祉等、地域福祉の増進のために活用できるというふうに書いてありました。平成17年度末の残高で3億7,700万円の積み立てがありますけれども、こういった基金をですね、そういった障害者の救済措置の財源として充てられないのかどうか。もし使うことに差しさわりのないのであれば、前向きに考えていただきたいと思いますが、この点、先ほどの相談の件とあわせてお伺いします。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 説明会の場所でございますが、市役所の4階の大会議室の方で行います。それで、午前を施設入所の方で、保護者の方とか家族の方になるかと思いますが、その方たちに。午後は個人の方、在宅の方になると思うんですが、在宅の方を対象にご案内をいたしております。

それから、医療費につきましては、高額医療というところで医療費がかなり大きな金額になったときに、負担が大きくなりまして、どうしてももう病院に行くのをちゅうちょすることもございますが、国民健康保険の方では高額医療の貸し付け制度というものを今やっておりますし、それを活用していただくようなですね、そういうところでの考え方を持っていこうかなというふうに思っております。

それから、減免についての基金の活用というところなんですが、地域福祉基金というものを今積み立てておりますが、この分につきましては、平成4年に条例をつくってですね、それから国の方からの普通交付税の中で交付されてきて3億円積み立てておるわけでございますが、その中の条例の中では高齢者等という言い方をしておりますので、そういう基金の活用につきましては今後の健康福祉部としての、いろんな福祉関係の事業をやっておりますので、その中で必要という判断がまず必要だろうと思いますが、そういうことも含めまして検討させていただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 私これまでも憲法や地方自治法に基づいてですね、最低限の保障でもいいから実施をするようにと、それが自治体の責務ではないかということ介護保険制度や生活保護などの問題を挙げる中で繰り返し言ってきましたけれども、中でもやっぱり障害を持つ

方の収入というのはごく限られておりますし、働きたくても働けないと。家族にこれ以上負担をかけたくないという方もおられますし、今度の改正は本当に深刻な事態を招くと思うわけです。

それをやっぱり理解している自治体は、やはり障害者の人権を守るという立場で独自の減免措置を設ける、実施するということをですね、もう既にやっぱり決めているところがあるわけですね。詳細は述べませんが、横浜市や京都市、東京荒川区などがあります。内容については、ぜひ研究してみてください。

最後に、改正で仕組みそのものが大きく変わることになりまして、介護保険と同じように障害程度区分の認定審査というものが導入をされます。10月1日からの実施になりますが、この認定審査について、これもいろいろな不安の声がありましてですね、認定審査会はどんな立場の人が判断をするのかとかですね、それから同じ障害でも暮らし方や個々の状態によって支援の必要量が異なるのに、一律に決められてしまう、こういった不安の声が聞かれております。

障害者の場合ですね、心身機能の症状だけではなく、生活のしづらさ、社会参加のニーズを的確に把握することが重要になってきます。ですから当然、専門性を持ったスタッフの配置、それから認定審査会の体制が必要ですけども、そのあたりもし具体的になっているところがあればご説明いただけますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 認定審査会につきましては、今介護保険の中で4市1町合同でやっております。そういう形を自立支援法の審査会の方につきましても同じ形をとっていこうというふうに今進めているところでございます。

それで、その認定審査会の委員の方々につきましては、一つの考え方でございますが、身体障害者の方につきましては、内科の医師の方、整形、それから理学療法士、社会福祉士、介護福祉士の方々のそれぞれの団体がございますので、そういうところをお願いをしていきたいというふうに思っております。それから、知的障害、精神障害の方々につきましては、精神科の医師の方、それから内科の方、それから作業療法士、精神保健福祉士、介護福祉士のそれぞれの団体の方で出ていただいて、認定審査会の委員としてお願いをしていこうというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 大体今説明されたようなことは、今度の3月18日の説明会の方でも、もし質問とか出ればお答えになるということでしょうか。

多分かなり不安を抱えている障害者の方が多いんで、質問なりいっぱい出てくると思うんですけども、具体的に制度的な内容がですね、決まっていない部分も多いということですので、また6月議会、多分議案としても出てくると思いますので、6月に改めてお尋ねをすることにいたします。

さっき、減免等についてはですね、ご検討いただけるというふうにおっしゃいましたよね。

その点ちょっと、もう一回確認します。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 先ほど、地域福祉基金のことで質問がありましたものですから、その分のことで検討させていただきたいということで申し上げたんですが。

それで、当然医療費高額になる分につきましてはですね、負担がかなり重いという方々につきましては、そういう制度をですね、使っていただくときの一つの原資としてですね、考えられるんじゃないかなというご質問でしたので、その辺につきましては検討させていただきたいというご回答でございました。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 6月までにあと4月、5月、2か月ありますので、その間にちょっと状況をですね、どういう状況なのかというのが当然もう出てくると思いますから、実態が。その点しっかり調査していただいてですね、もしそれで必要だという判断をされたらですね、やっぱりお考えいただきたいと思うんですよ。それがやっぱり皆さん方の仕事ではないでしょうか。

ですから、その6月にですね、その減免、またあわせてお尋ねしますので、よろしくお願います。

以上で終わります。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員の個人質問は終わりました。

これをもちまして一般質問の個人質問は終わりました。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は3月27日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会いたします。

散会 午後5時06分

~~~~~



# 1 議 事 日 程 ( 5 日 目 )

〔平成18年太宰府市議会第1回(3月)定例会〕

平成18年3月27日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 議案第3号 財産の譲渡(都府楼保育所)について(環境厚生常任委員会)
- 日程第2 議案第4号 財産の無償貸付け(都府楼保育所)について(環境厚生常任委員会)
- 日程第3 議案第5号 財産の取得(福岡県立看護専門学校跡地)について(建設経済常任委員会)
- 日程第4 議案第6号 太宰府市体育センターの指定管理者の指定について(総務文教常任委員会)
- 日程第5 議案第7号 太宰府市立少年スポーツ公園の指定管理者の指定について(総務文教常任委員会)
- 日程第6 議案第8号 太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について(総務文教常任委員会)
- 日程第7 議案第9号 太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について(総務文教常任委員会)
- 日程第8 議案第10号 太宰府市民図書館の指定管理者の指定について(総務文教常任委員会)
- 日程第9 議案第11号 太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について(総務文教常任委員会)
- 日程第10 議案第12号 大宰府展示館の指定管理者の指定について(総務文教常任委員会)
- 日程第11 議案第13号 太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について(建設経済常任委員会)
- 日程第12 議案第14号 太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について(環境厚生常任委員会)
- 日程第13 議案第15号 太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について(環境厚生常任委員会)
- 日程第14 議案第16号 市道路線の認定について(建設経済常任委員会)
- 日程第15 議案第19号 福岡都市圏南部環境事業組合規約に関する協議について(環境厚生常任委員会)
- 日程第16 議案第20号 大野城太宰府環境施設組合規約の一部変更に関する協議について(環境厚生常任委員会)
- 日程第17 議案第21号 太宰府市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について(総務文教常任委員会)
- 日程第18 議案第22号 太宰府市国民保護協議会条例の制定について(総務文教常任委員会)

- 日程第19 議案第23号 太宰府市国民健康保険事業特別会計財政調整基金条例の制定について（環境厚生常任委員会）
- 日程第20 議案第24号 特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第21 議案第25号 太宰府市情報公開条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第22 議案第26号 太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第23 議案第27号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第24 議案第28号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第25 議案第29号 太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第26 議案第30号 太宰府市立共同利用施設設置条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第27 議案第31号 太宰府都市計画事業佐野土地地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第28 議案第32号 太宰府市社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第29 議案第33号 太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第30 議案第34号 太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第31 議案第35号 太宰府市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第32 議案第36号 平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について（各常任委員会）
- 日程第33 議案第37号 平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第34 議案第38号 平成17年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第3号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第35 議案第39号 平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第36 議案第40号 平成17年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1

- 号)について(環境厚生常任委員会)
- 日程第37 議案第41号 平成17年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計補正予算(第1号)について(環境厚生常任委員会)
- 日程第38 議案第42号 平成17年度太宰府市水道事業会計補正予算(第3号)について(建設経済常任委員会)
- 日程第39 議案第43号 平成17年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第2号)について(建設経済常任委員会)
- 日程第40 議案第44号 平成18年度太宰府市一般会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第41 議案第45号 平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第42 議案第46号 平成18年度太宰府市老人保健特別会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第43 議案第47号 平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第44 議案第48号 平成18年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第45 議案第49号 平成18年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第46 議案第50号 平成18年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第47 議案第51号 平成18年度太宰府市水道事業会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第48 議案第52号 平成18年度太宰府市下水道事業会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第49 議案第53号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第50 議案第54号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第51 議案第55号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第52 請願第5号  
(H17.12月上程分) 「最低保障年金制度」創設をはじめとする年金制度の改善について国に意見書提出をお願いする請願(環境厚生常任委員会)
- 日程第53 請願第1号 「米軍再編」に反対する決議の採択を求める請願書(総務文教常任委員会)
- 日程第54 請願第2号 「米軍再編」の撤回を求める意見書の提出を求める請願書(総務文教常任委員会)
- 日程第55 意見書第1号 さらなる総合的な少子化対策を求める意見書(環境厚生常任委員会)
- 日程第56 意見書第2号 「最低保障年金制度」の創設を求める意見書

- 日程第57 太宰府市まちづくり総合問題特別委員会の中間調査報告について  
 日程第58 太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員会の中間調査報告について  
 日程第59 議員の派遣について  
 日程第60 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである（20名）

|     |       |    |     |      |    |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番  | 片井智鶴枝 | 議員 | 2番  | 力丸義行 | 議員 |
| 3番  | 後藤邦晴  | 議員 | 4番  | 橋本健  | 議員 |
| 5番  | 中林宗樹  | 議員 | 6番  | 門田直樹 | 議員 |
| 7番  | 不老光幸  | 議員 | 8番  | 渡邊美穂 | 議員 |
| 9番  | 大田勝義  | 議員 | 10番 | 安部啓治 | 議員 |
| 11番 | 山路一恵  | 議員 | 12番 | 小柳道枝 | 議員 |
| 13番 | 清水章一  | 議員 | 14番 | 佐伯修  | 議員 |
| 15番 | 安部陽   | 議員 | 16番 | 田川武茂 | 議員 |
| 17番 | 福廣和美  | 議員 | 18番 | 岡部茂夫 | 議員 |
| 19番 | 武藤哲志  | 議員 | 20番 | 村山弘行 | 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（23名）

|                    |      |                         |      |
|--------------------|------|-------------------------|------|
| 市長                 | 佐藤善郎 | 助役                      | 井上保廣 |
| 収入役                | 松島幹彦 | 教育長                     | 關敏治  |
| 総務部長               | 平島鉄信 | 総務部政策統括<br>担当部長         | 石橋正直 |
| 地域振興部長             | 松田幸夫 | 地域振興部地域コミュ<br>ニティ推進担当部長 | 三笠哲生 |
| 市民生活部長             | 関岡勉  | 健康福祉部長                  | 古川泰博 |
| 健康福祉部子育て<br>支援担当部長 | 村尾昭子 | 建設部長                    | 富田讓  |
| 上下水道部長             | 永田克人 | 教育部長                    | 松永栄人 |
| 監査委員事務局長           | 木村洋  | 総務課長                    | 松島健二 |
| 財政課長               | 井上義昭 | 地域振興課長                  | 大藪勝一 |
| 市民課長               | 藤幸二郎 | 福祉課長                    | 新納照文 |
| まちづくり技術<br>開発課長    | 大江田洋 | 上下水道課長                  | 宮原勝美 |
| 教務課長               | 井上和雄 |                         |      |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

|        |      |      |      |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 白石純一 | 議事課長 | 田中利雄 |
| 書記     | 伊藤剛  | 書記   | 花田敏浩 |
| 書記     | 満崎哲也 |      |      |

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1と日程第2を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第1、議案第3号「財産の譲渡（都府楼保育所）について」及び日程第2、議案第4号「財産の無償貸付け（都府楼保育所）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第1及び日程第2を一括議題とします。

日程第1及び日程第2は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） 3月6日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第3号「財産の譲渡（都府楼保育所）について」及び議案第4号「財産の無償貸付け（都府楼保育所）について」につきましては、3月10日に委員全員出席のもと委員会を開催し、一括して審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

まず、議案第3号につきましては、都府楼保育所の建物を社会福祉法人「飛鳥会」に無償譲渡することを提案されたものです。

審査における主な内容ですが、社会福祉法人「飛鳥会」とは既に建物無償譲渡の仮契約を締結しているということであり、その仮契約書を執行部に提出いただき、その契約内容について、慎重に審査し、今後、建物の修繕や建てかえが生じた場合、無償譲渡先である法人の責任において行うことや、契約の解除要件等について、執行部に確認いたしました。

議案第4号につきましては、都府楼保育所の土地を議案第3号と同じく、社会福祉法人「飛鳥会」に無償貸付けを行うものですが、無償貸付けを行うことについて、問題はないとの説明を受けたため、委員からのさしたる質疑はありませんでした。

議案第3号及び議案第4号の質疑を終わり、討論において、都府楼保育所を民間に移譲する

ことそのものに反対しているため、議案第3号及び議案第4号については反対するとの討論がありました。

討論を終わり、採決の結果、議案第3号及び議案第4号については、大多数で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第3号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第4号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第3号「財産の譲渡（都府楼保育所）について」討論を行います。

通告がっておりますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 議案第3号、議案第4号は、関連があり、一括して反対討論を行います。

議案第3号の財産の譲渡、公立都府楼保育所を民間移譲することに対しては、これまで再三反対の立場で質問をさせていただきました。市民は、公立の保育所としての信頼と安心感を持って入所を希望しておりました。私立保育所の運営は、一般質問でも指摘したように、保育士の給与基準は5年を平均としており、長期間の勤務としては経営上できない状況も考えられ、その結果、保育士の入れかえがあります。児童が保育士に慣れてきた時点で様々な問題も発生します。また、民間譲渡により、公立保育所で勤務していた保育士の勤務変更など様々な問題があり、技術職が一般職に編入され、勤続年数によっては役職者になり、今まで保育士としての経験は生かされず、行政事務執行上の問題などがあるとの立場で発言をしてきましたので、議案第3号の財産の譲渡及び議案第4号の土地の無償貸付けについては反対をいたします。

以上です。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

( 大多数起立 )

議長 ( 村山弘行議員 ) 大多数起立です。

したがって、議案第 3 号は可決されました。

可決 賛成 17 名、反対 2 名 午前 10 時 06 分

議長 ( 村山弘行議員 ) 次に、議案第 4 号「財産の無償貸付け ( 都府楼保育所 ) について」討論を行います。

通告がっておりますので、これを許可します。

19 番武藤哲志議員。

( 19 番武藤哲志議員「一括」と呼ぶ )

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第 4 号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

( 大多数起立 )

議長 ( 村山弘行議員 ) 大多数起立です。

したがって、議案第 4 号は可決されました。

可決 賛成 17 名、反対 2 名 午前 10 時 07 分

~~~~~

日程第 3 議案第 5 号 財産の取得 ( 福岡県立看護専門学校跡地 ) について

議長 ( 村山弘行議員 ) 日程第 3、議案第 5 号「財産の取得 ( 福岡県立看護専門学校跡地 ) について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

[ 14 番 佐伯修議員 登壇 ]

14 番 ( 佐伯 修議員 ) 皆さん、おはようございます。

3 月 6 日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました議案第 5 号「財産の取得 ( 福岡県立看護専門学校跡地 ) について」につきましては、3 月 9 日、3 月 23 日の 2 日間にわたり、委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その主な内容と結果を報告いたします。

この土地につきましては、看護専門学校が移転したときには市で有効活用したいので譲っていただきたいと県に要望してきた過去からの経過と、この用地取得に際して、現在の市の財政事情が非常に厳しいということもあり、県の条例に基づく減免措置の適用を受けるために、福祉施設、防災施設、体育施設を含む生涯学習施設の 3 つの施設を設置することを条件として購入するとの説明がありました。

審査において、いろいろと質疑が出されましたが、契約書案の中に 10 年以内に 3 つの施設を

建てること、特に総合体育館を建てることを約束するのが問題であるということで、特にこの点についての質疑が集中いたしました。

このことについては、将来の財政事情やまちづくりの問題などのいろいろな事情から約束どおりの活用ができない場合は、契約書の第5条にただし書きとして、「県の承諾を受けたときはこの限りではない」という条文を入れており、県との協議で変更することができるというもので、県と市の間で了解済みであることを確認しております。

審査を終え、討論はなく、採決の結果、議案第5号は全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第5号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第5号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時11分

~~~~~

日程第4から日程第10まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第4、議案第6号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」から日程第10、議案第12号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4から日程第10までを一括議題とします。



日程第4から日程第10までは総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 3月6日の本会議において総務文教常任委員会に審査付託されました議案第6号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」から議案第12号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」、3月8日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、その内容と結果を一括して報告します。

まず、議案第6号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」から議案第8号「太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について」の補足説明を受け、議案第6号から議案第8号までの指定管理者を財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団として、指定期間を平成18年4月1日から平成20年3月31日までの2年間とすること。議案第6号の太宰府市体育センターの年間指定管理料は年間440万円、議案第7号の太宰府市立少年スポーツ公園の指定管理料は117万5千円、議案第8号の太宰府市立大佐野スポーツ公園は、指定管理料を240万円とする補足説明がありました。

委員から今回公募をしなかった理由、今回の指定管理期間終了後は公募を行うのか、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団が指定管理者となった施設において、経費が節減された部分の詳しい資料の提出ができるかなどについて質疑が出され、まず昨年、利用者の多い2施設の一般公募を行った。今回は収入の見込みが少ない施設であることから、公募をしなかった。今後、公募をする、しないについては、まず1年間の状況を見ながら判断していく。経費の節減された部分については、議会でも報告を行うという説明があり、その他関連した質疑が行われました。

討論では、委員から、議案第6号に対する賛成討論として、今後の報告に当たっては細かい収支の報告をお願いすること、また太宰府市文化スポーツ振興財団のあり方について整理をってもらうよう要望がありました。

議案第7号、議案第8号に対する討論はなく、採決の結果、議案第6号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」、議案第7号「太宰府市立少年スポーツ公園の指定管理者の指定について」、議案第8号「太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について」は、委員全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第9号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」は、同じく太宰府市文化スポーツ振興財団を指定管理者として指定期間を平成18年度から2年間とすること、指定管理料7,200万円という補足説明がありました。

委員から指定管理者制度導入に当たり、まず市内公共施設の現状の検証をすべきであったと思うが、そのことに対する市の考え方について、太宰府市文化スポーツ振興財団そのもののあり方についてなどの質疑に対して、指定管理に際し、仕様書を作成する中で様々な問題点が出

てきたので、管理監督を十分にしながら今後の行政サービスにつなげていきたい、文化スポーツ振興財団のあり方について検討するための組織を作って早く結論を出すようにしているが、まだ組織の編成まで至っていないとの回答でした。その他にも関連して質疑がありました。

質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第9号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」は、委員全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第10号「太宰府市民図書館の指定管理者の指定について」は、指定管理者は太宰府市文化スポーツ振興財団で、指定期間は平成18年4月1日から2年間、指定料は3,608万9千円で、指定管理者は中央公民館との複合化の中で1階の本館（延べ面積1,782㎡）の管理及び図書館運行业務を行うという補足説明がありました。

委員からの質疑の中で、指定管理になった場合の職員の配置については現行と変わらないということを確認しております。

質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第10号「太宰府市民図書館の指定管理者の指定について」は、委員全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第11号「太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について」は、太宰府市文化ふれあい館を財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団に平成18年4月1日から平成20年3月31日までの2年間、指定管理者として指定し、指定管理料は4,943万7千円で、指定管理者は館の管理と運行业務を行うとの説明がありました。

質疑を終え、討論もなく、議案第11号「太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について」は、委員全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第12号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」は、大宰府展示館を財団法人古都大宰府保存協会に平成18年4月1日から平成20年3月31日までの2年間、指定管理者として指定し、指定管理料は年間254万円で、大宰府展示館の管理業務を行うとの補足説明がありました。

委員からは財団法人古都保存協会の理事に対して理事会での承認を取った経過があるかという質疑に対して、財団法人古都大宰府保存協会へは太宰府市として説明を行っているとの回答がありました。

質疑を終え、討論もなく、議案第12号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」は、委員全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第6号の委員長の報告に対し質疑はありまなか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第7号の委員長の報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第8号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第9号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第10号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第11号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第12号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第6号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第6号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第6号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時22分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第7号「太宰府市立少年スポーツ公園の指定管理者の指定について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第7号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時22分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第8号「太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定

について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第8号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時23分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第9号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第9号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時23分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第10号「太宰府市民図書館の指定管理者の指定について」討論を行います。

通告がっておりますので、これを許可します。

11番山路一恵議員。

11番(山路一恵議員) 議案第10号「太宰府市民図書館の指定管理者の指定について」は、反対の立場から討論をいたします。

地方自治法の244条の2第3項は、「公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときに指定管理者制度を適用する」としています。図書館の設置の目的は、住民の資料、情報の要求にこたえることが基礎としてありますが、指定管理者制度に移行させる上でも当然これが達成され、少なくとも現行のサービスを低下させることがあってはなりません。図書館は、図書館法第17条で入館料、資料利用の対価徴収を禁じていますので、収入は見込めません。今回、指定管理者を引き続き太宰府市文化スポーツ振興財団にし、指定管理料として3,608万9千円を計上していますが、管理運営を委託していた平成17年の委託料と比較をしますと、その差が246万7千円となっています。管理運営の費用が減額になった分どこにしわ寄

せがくるのか、それが図書購入費の減額や移動図書館（すくすく号）の運行の見直しなどにつながるのなら、指定管理者制度に移行させる必要性は全くないということになるのではないのでしょうか。

図書館を指定管理者制度に適用することについては、社団法人日本図書館協会も、「公立図書館の目的達成に有効とは言えず、基本的になじまない」と、結論づけております。今回、議案提案されるに当たりまして、図書館協議会で十分な論議がなされたのか、指定管理者制度で市民サービスの向上が図れるのかなどの検討が十分にされたのか、その辺があいまいなままで指定管理者制度に移行をさせるのは早急な判断だというふうに思います。議決された後として、平成20年3月31日までが指定期間となっておりますけれども、この2年間の間に直営に戻すことも選択肢の一つに入れて再度検討することを要求し、反対討論を終わります。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、議案第10号は可決されました。

可決 賛成17名、反対2名 午前10時26分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第11号「太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第11号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第11号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時26分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第12号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第12号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第12号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時27分

~~~~~

日程第11 議案第13号 太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について

議長(村山弘行議員) 日程第11、議案第13号「太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

[14番 佐伯修議員 登壇]

14番(佐伯 修議員) 3月6日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました議案第13号「太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について」につきましては、3月9日委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

本議案は、太宰府歴史スポーツ公園内の管理棟、弓道場、相撲場、テニスコート、多目的広場の有料公園施設として指定している部分の管理運営業務を行う指定管理者を、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団に指定する議案です。

審査において、指定管理者に支払う指定管理料は年間400万円で、そのほとんどが管理棟に置く管理人に支払う人件費であること、平成17年度予算で委託料から市に入ってくる収入を差し引いた実質の委託料462万7千円と比較すると、62万7千円の節約効果があることなどを質疑の中で確認しております。

審査を終え、討論はなく、採決の結果、議案第13号は全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長(村山弘行議員) 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第13号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第13号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時30分

~~~~~

日程第12と日程第13を一括上程

議長(村山弘行議員) お諮りします。

日程第12、議案第14号「太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について」及び日程第13、議案第15号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第12及び日程第13を一括議題とします。

日程第12及び日程第13は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番(福廣和美議員) 3月6日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第14号「太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について」及び議案第15号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」につきましては、3月10日に委員全員出席のもと委員会を開催し、一括して審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

まず、議案第14号につきましては、太宰府市女性センタールミナスの管理運営業務を行う指定管理者に、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を候補者として選定したために、議会の議決を求められたものです。その候補者選定の理由については、市長の提案理由のとおりであります。

次の議案第15号につきましては、太宰府市立老人福祉センターの管理運営業務を行う指定管理者に、社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会を候補者として選定したために、議会の議決を求められたものです。その候補者選定の理由については、市長の提案理由のとおりであります

が、委員会における補足説明において、当該施設が開館した昭和51年以来、その管理運営を当該団体に委託し、絶えずそのノウハウを持っていること、また総合福祉センターと構造的に一体であり、施設の管理運営上の問題があることから、当該団体を指定管理者として選定したとの説明がありました。

この2議案については、指定管理者仕様書及び指定管理者随意協定委託料比較表を審査資料として委員会に提出いただき、平成17年度の委託料と平成18年度の指定管理料の予算額の相違点等について、執行部に確認し、慎重に審査いたしました。

議案第14号及び議案第15号の質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、議案第14号及び議案第15号については、委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第14号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第15号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第14号「太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第14号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第14号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時34分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第15号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。



議案第15号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第15号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時34分

~~~~~

日程第14 議案第16号 市道路線の認定について

議長(村山弘行議員) 日程第14、議案第16号「市道路線の認定について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

[14番 佐伯修議員 登壇]

14番(佐伯 修議員) 3月6日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました議案第16号「市道路線の認定について」につきましては、3月9日委員全員出席のもと委員会を開催し、まず執行部の補足説明を受け、現地調査を行い、慎重に審査いたしましたので、その主な内容と結果を報告いたします。

今回認定する路線は、関屋・正尻線の1路線です。本路線は、通古賀地区の都市再生整備計画に基づいて整備され、通古賀土地区画整理区域内を南北に縦断する総延長526.8mの路線です。

審査において、完成時期については計画は未定ですが、平成18年、平成19年の2年間で整備する予定であることを確認しております。

本議案についての質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、議案第16号は全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長(村山弘行議員) 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第16号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第16号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時37分

~~~~~

日程第15と日程第16を一括上程

議長(村山弘行議員) お諮りします。

日程第15、議案第19号「福岡都市圏南部環境事業組合規約に関する協議について」及び日程第16、議案第20号「大野城太宰府環境施設組合規約の一部変更に関する協議について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第15及び日程第16を一括議題とします。

日程第15及び日程第16は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番(福廣和美議員) 3月6日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第19号「福岡都市圏南部環境事業組合規約に関する協議について」及び議案第20号「大野城太宰府環境施設組合規約の一部変更に関する協議について」につきましては、3月10日に委員全員出席のもと委員会を開催し、一括して審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

まず、議案第19号につきましては、可燃ごみ処理に関する事務を太宰府市、福岡市、春日市、大野城市、那珂川町の4市1町で共同処理するために、福岡都市圏南部環境事業組合を設け、当該組合の規約に関する関係市町との協議について議決を求められたものです。

審査において、組合事務所を春日市に置くこと、組合職員は組合構成市町から職員を派遣すること、また平成18年度当組合への本市負担として1,381万8千円を予定しているとのこと等を確認しました。

なお、平成28年以降の新施設建設の候補地については、現在、施設検討委員会において検討している途中であるとのことです。

次の議案第20号につきましては、さきに報告しました福岡都市圏南部環境事業組合設置に伴い、大野城太宰府環境施設組合の共同処理する事務との整合性を図るために、規約の一部を変更するためのものですが、本議案に対する委員からの質疑はありませんでした。

議案第19号及び議案第20号についての質疑を終わり、議案第19号の討論において、ごみの減量を一番考えることが大切であるため、新たな施設を建設するという議論を進めることには賛成できないとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第19号及び議案第20号については、大多数で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第19号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第20号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第19号「福岡都市圏南部環境事業組合規約に関する協議について」討論を行います。

通告がおりますので、これを許可します。

11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 議案第19号については反対の立場から討論をいたします。

この組合は、10年後新たに中間処理施設等最終処分場を新たに建設するということを前提に設置をされるものです。福岡都市圏南部環境行政推進連絡協議会では、関係の市や町がごみ減量に力を入れ、減少の方向に向かえば、新設しないという選択肢もあると、そういう議論もなされていたはずですが、しかし、そのごみ減量推進の計画も実行も何もいまま建設ありきの組合設立は、ごみ減量やりサイクル、資源化の方向性とは逆行したものであると思います。市は、大野城太宰府環境施設組合で新たに炉を建設するよりも、福岡市へ委託をした方が経費が安く上がると言って委託を決めました。しかし、長期的に見ますと、連絡協議会の負担金、今後発生する組合負担金や建設負担金、新建設地への地元負担金など、広域化したことでその負担は当初の見込み以上に膨らむのではないかと、そのような気がいたしております。もともと廃棄物処理は、区域内で処理すべきものですから、広域化したこと自体反対をしておりませんでしたので、今回の組合の設立についても反対をいたします。

次の第20号の議案についても、関連ですから反対を表明いたしまして、討論を終わります。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第19号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

( 大多数起立 )

議長(村山弘行議員) 大多数起立です。

したがって、議案第19号は可決されました。

可決 賛成17名、反対2名 午前10時43分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第20号「大野城太宰府環境施設組合規約の一部変更に関する協議について」討論を行います。

討論はありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第20号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

( 大多数起立 )

議長(村山弘行議員) 大多数起立です。

したがって、議案第20号は可決されました。

可決 賛成17名、反対2名 午前10時44分

~~~~~

日程第17と日程第18を一括上程

議長(村山弘行議員) お諮りします。

日程第17、議案第21号「太宰府市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について」及び日程第18、議案第22号「太宰府市国民保護協議会条例の制定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第17及び日程第18を一括議題とします。

日程第17及び日程第18は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

[ 19番 武藤哲志議員 登壇 ]

19番(武藤哲志議員) 3月6日の本会議において総務文教常任委員会に審査付託されました議案第21号「太宰府市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について」及び議案第22号「太宰府市国民保護協議会条例の制定について」は、3月8日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、その審査の内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第21号「太宰府市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について」は、武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体、財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするため、国、地方公共団体、指定公共機関の責務をはじめ、住民の避難等に関する措置、避難住民の救援に関する措置等について定めることにより、国全体として万全の体制を整備し、もって武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的として制定された国民保護法に基づいて制定するものであるとの説明がありました。

本議案に対する主な質疑と回答を報告します。

まず、条例案第4条の「部」とは何かを協議、検討するというものなのかとの質疑に対して、想定としては災害等が起こったときに、市では災害対策本部という組織を設けるが、その中で本部班、情報収発班などの班が、第4条の「部」と同じ意味合いのものであるという回答でした。また、武力攻撃事態等を想定してどう対応すべきかということが問題であると思うが、この条例制定後、市ではどのような対応を考えているのかとの質疑に対して、対策本部条例では所掌として、住民の避難、避難したときの措置、その際の対応をどのようにしたらよいかと協議の場を考えると市の災害対策本部の組織を活用し、なお整合を持たせることが適切であるという考えにより対応するとの回答がありました。

討論では、国民保護法には反対の立場であるが、同法も制定され、緊急事態を想定した場合、やむを得ないという考え方として賛成討論がありました。

質疑、討論を終え、採決の結果、議案第21号「太宰府市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について」は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第22号「太宰府市国民保護協議会条例の制定について」は、国民保護法で定められた国民保護計画を作成するための諮問機関としての太宰府市国民保護協議会の組織及び運営に関する必要な項目を定めるために条例を制定するものであるという説明がありました。

本議案に対する主な質疑と回答を報告します。

まず、条例案第2条の協議会の委員定数25名の構成メンバーはどのような方を考えているのか、そして協議会の会議は年に何回の開催を想定しているのかとの質疑に対して、構成メンバーの内訳として、太宰府市の区域を管轄する指定地方行政職員（国の出先機関職員）及び自衛隊に属する者、福岡県の職員（警察職員）、太宰府市助役、太宰府市教育長、消防長、太宰府市の職員、市の区域で業務を行う指定公共機関職員として（ガス、電力、電話会社等）及び見識者という構成になる。協議会の会議は平成18年度に年3回の開催を想定しているとの回答がありました。ほかに国民保護計画についての具体的な内容と拘束力が発生するかどうか、またいつまでに策定される予定なのかという質疑に対して、大まかには平素からの備えや予防、武力攻撃事態等への対処、何か起こったときの復旧を盛り込むように通達が来ている。法律の中では様々な制約があるが、憲法で保障される基本的人権が当然遵守されなければならないと

たわれており、願いはするが、拘束力は発生しない。また、この計画は平成18年度末を目処としていたという回答がありました。また、ほかにも関連する質疑が行われました。

質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第22号「太宰府市国民保護協議会条例の制定について」は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第21号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第22号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第21号「太宰府市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について」討論を行います。

通告が来ていますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 議案第21号、議案第22号は関連があり、一括して反対討論を行います。

総務文教委員会では、委員長として討論ができませんでしたので、行います。

「太宰府市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について」と「太宰府市国民保護協議会条例の制定について」は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に由来しています。この法律は、2003年6月武力攻撃事態法に基づいて、2004年6月に米軍支援法や特定公共施設利用法などとともに成立したものです。武力攻撃などの意味は、我が国に対する外部からの武力攻撃事態や攻撃が発生した場合や発生する明白な危険が迫っていると認められるに至った事態、武力攻撃予測等を規定しています。日本への限定攻撃は、米ソの世界的対決の中でのみある得るとというのが公式見解ですから、ソ連が崩壊した今日、武力攻撃事態法と武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律などの有事関連法案は根拠のないもので、アメリカがアジア太平洋で起こす先制戦略による戦争に日本を参加させるための体制づくりです。この法律は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の第4条で国民の協力と第11条から第64条にかけて地方自治体の役割を規定しています。さらに、第77条から民間を含むあらゆる機関に組織的に協力を求め、第188条からは罰則を規定しています。これは国民保護に名をかりた国民総動員体制づくりであり、戦前の侵略戦争の過ちを再び繰り返さないと日本国民のすべてが願って制定した日本国憲法を否

定するもので、断じて容認できません。

よって、議案第21号、関連する議案第22号については、反対をいたします。

以上です。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第21号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午前10時56分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第22号「太宰府市国民保護協議会条例の制定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第22号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午前10時56分

~~~~~

日程第19 議案第23号 太宰府市国民健康保険事業特別会計財政調整基金条例の制定について

議長（村山弘行議員） 日程第19、議案第23号「太宰府市国民健康保険事業特別会計財政調整基金条例の制定について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） 3月6日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第23号「太宰府市国民健康保険事業特別会計財政調整基金条例の制定について」につきま

しては、3月10日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

現在制定している基金条例では、保険給付費に要する費用に不足が生じた場合に限りとなっており、介護納付金の財源に充てられないことになっているため、今回、新たに条例を制定し、国民健康保険事業特別会計の財源に不足が生じる場合に限り、適用範囲を広げ、介護納付金の財源にも充てられるようにするものです。

本議案に対する質疑、討論はなく、議案第23号につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第23号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時59分

議長（村山弘行議員） ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時59分

~~~~~

再開 午前11時10分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第20から日程第26まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第20、議案第24号「特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について」から日程



第26、議案第30号「太宰府市立共同利用施設設置条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第20から日程第26までを一括議題とします。

日程第20から日程第26までは総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

[19番 武藤哲志議員 登壇]

19番(武藤哲志議員) 3月6日の本会議において総務文教常任委員会に審査付託されました議案第24号「特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について」から議案第30号「太宰府市立共同利用施設設置条例の一部を改正する条例について」は、3月8日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、その審査内容と結果を一括して報告します。

まず、議案第24号「特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について」は、条文中の誤字を整理するものと、平成18年4月1日付で実施される行政機構の一部見直しにより、所管課が「総務部行政経営課」から「総務部総務課」に変わるもので、それを改めるためのものであるという説明がありました。

議案に関連して、今年報酬等審議会を開催する予定があるかとの質疑があり、今後としては社会情勢や給与の全体的な動きも視野に入れながら時期が来れば補正予算を計上し、開催するという回答がありました。

質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第24号「特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について」は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号「太宰府市情報公開条例の一部を改正する条例について」は、主に個人情報保護条例との整合を図るための改正であるとの補足説明がありました。

委員からはさしたる質疑もなく、討論として、情報公開についてできる限り素早い対応と積極的な情報公開を行い、この条例を遵守していただきたいとの賛成討論がありました。

質疑、討論を終え、採決の結果、議案第25号「太宰府市情報公開条例の一部を改正する条例について」は、委員全一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号「太宰府市営住民管理条例の一部を改正する条例について」は、土地区画整理法及び公営住宅法施行令の改正に伴い条文の整理を行うとの説明がありました。

本議案について、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第26号「太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第27号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、国民健康保険税の医療保険分と介護保険分の財政上の独立採算の原則を守り、国民健康保険財政の

運営の安定を図るために、国民健康保険税の介護保険分の所得割「0.7%」を「1.3%」に、同じく均等割「8,500円」を「1万5,000円」に改正するという説明がありました。

質疑において、近年における単年度収支が赤字になっているが、主な原因としてはどのようなものが挙げられるかという質疑に対して、基本的な部分として、本市においては平成12年から介護保険料を据え置いてきたことが一番の要因である。その他、介護保険の給付を受ける方々の増加も要因の一つであるということでした。その他、関連した質疑が行われました。

要望として、1人当たり平均1万円近く負担増になり、生活に与える影響は大きい。今後このような改正を行う場合、急激な負担がかからないような形で政策を進めてほしいとの要望が挙げられました。

質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第27号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第28号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」は、教育委員会に属する太宰府市附属機関にある太宰府市同和教育推進委員会の名称及び担当する事務を、太宰府市人権・同和教育推進委員会に名称を変更することにより条例の一部を改正するものであるとの説明がありました。

さしたる質疑もなく、討論もありませんでした。採決の結果、議案第28号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第29号「太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について」は、太宰府南小学校開放教室について、公共施設減免の改定方針に基づいて、小・中学校料金を新たに設定することに伴い、条例の一部を改正するもので、対象となる教室の使用料は市内者で1時間当たり大人の使用料金の20%、市外者は50%にしたいとの説明でありました。

質疑として、アンビシャス広場として利用している子どもたちからも使用料を徴収する考えがあるかという質疑に対して、アンビシャス広場としての利用については、結果として無料で利用できること、今回の提案は一般の利用者に対してのものであるとのことを確認しました。

質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第29号「太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について」は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第30号「太宰府市立共同利用施設設置条例の一部を改正する条例について」は、地方自治法の改正により公の施設については、指定管理者制度の移行が必要となったことから、条例の一部を改正するものであると説明がありました。

本案に対する質疑では、行政区長が指定管理者になることについて疑問があるということ、近隣市の状況の確認をするために休憩をとり、特別公務員である行政区長が指定管理者に

なれるのかどうかを確認いたしました。結果、近隣市においては、自治会長や行政区長と契約を行っているとのことでした。

質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第30号「太宰府市立共同利用施設設置条例の一部を改正する条例について」は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第24号の委員長の報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第25号の委員長の報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第26号の委員長の報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第27号の委員長の報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第28号の委員長の報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第29号の委員長の報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第30号の委員長の報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第24号「特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について」討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第24号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時21分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第25号「太宰府市情報公開条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第25号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時21分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第26号「太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第26号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時22分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第27号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 関連する部分が後で条例で出てきますので、ちょっと討論の文書が間に合いませんでしたので、これについては関連する議案がありますので、後で討論をしますので、賛成できません。

以上です。

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第27号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午前11時22分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第28号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第28号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時23分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第29号「太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第29号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時23分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第30号「太宰府市立共同利用施設設置条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第30号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時24分

~~~~~

日程第27 議案第31号 太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について

議長（村山弘行議員） 日程第27、議案第31号「太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） 3月6日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました議案第31号「太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について」につきましては、3月9日委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

本議案は、市長からの提案理由でもあっておりましたが、佐野土地区画整理事業が平成17年度末で工事がほぼ完成することから、佐野区画整理事務所を本年3月31日で閉鎖し、今後の事務を市役所で行うことと、土地区画整立法が一部改正されたために施行規程を改正する条例案です。

本議案については、委員からの質疑、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第31号は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第31号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時26分

~~~~~

日程第28から日程第31まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第28、議案第32号「太宰府市社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第31、議案第35号「太宰府市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第28から日程第31までを一括議題とします。

日程第28から日程第31までは環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） 3月6日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第32号「太宰府市社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例について」から議案第35号「太宰府市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例の一部を改正する条例について」につきましては、3月10日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

まず、議案第32号「太宰府市社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

今回の条例改正は、社会福祉法人が施設の新設や増設を行う場合の補助金について、これまで国及び県から直接社会福祉法人に対して補助金を交付していたものを、市を通して補助金を交付するように変更になったため、条例を改正するものです。

本議案に対する質疑、討論はなく、議案第32号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第33号「太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

今回の条例改正は、児童福祉法及び知的障害者福祉法の改正による適用条文の改正と障害者自立支援法の施行により、条例を改正するものです。

本議案に対する質疑、討論はなく、議案第32号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第34号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」報告いたしま

す。

今回の条例改正は、現在、5段階で設定されている介護保険料を低所得者の保険料負担をできるだけ軽減するために、今までの第2段階の保険料を2つに分け、6段階での保険料に改正するものと、新たな介護保険制度の改正に伴い税制が改正されることによるものです。

なお、税制改正については、経過措置がなされるため、介護保険料においても平成18年度から2年間税制改正の影響を受ける方について、急激な上昇を抑えるための経過措置を講じることであり、経過措置後の保険料については、市の広報等で周知していくとのことでした。

補足説明後の質疑において、大野城市と那珂川町では、7段階での料金を設定されている。本市の料金段階の設定について、介護保険運営協議会ではどのような議論がなされたのかを確認したところ、大野城市、那珂川町の全体的な料金設定は、本市に比べ若干高目に設定されており、そういった料金設定を含めて、運営協議会には資料を提出し、審議いただいたとのことでした。

質疑を終わり、討論において、今回の改正や税制改正でお金がなければ介護が受けられない状況がこれから出てくると思われる。今の介護保険制度のあり方そのものに納得できないため、本議案については反対するとの討論がありました。

討論を終わり、採決の結果、議案第34号については大多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第35号「太宰府市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

今回の条例改正は、福岡都市圏広域行政推進協議会を構成する市町村のうち、宗像市と大島村の合併に伴い村がなくなったこと及び食品衛生法の改正により、容器包装を規定した条文が変更されたことに伴い、条例を改正するものです。

本議案に対する質疑、討論はなく、議案第35号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第32号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第33号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第34号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第35号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）



議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第32号「太宰府市社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第32号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時34分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第33号「太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第33号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時35分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第34号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告がっておりますので、これを許可します。

11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 議案第34号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」は反対の立場から討論をいたします。

今回の改正は、65歳以上の方が負担する介護保険料の見直しと地域包括支援センター運営協議会の設置に関する内容です。保険料は5段階から6段階になり、基準額で月額「3,750円」から「4,280円」、年間にしますと6,360円の負担増となります。制度の改正により、昨年10月から食費や居住費の自己負担、それから軽度の要介護者へのサービスの切り捨てなど、大

改悪が行われました。今年も、介護保険料の引き上げに加え、税制改正による所得税、住民税の増税や老人医療の自己負担引き上げなどが相次いで高齢者にかぶさってきます。その上、唯一の収入である年金給付もマイナス物価スライドによってわずかですが引き下げとなります。所得の少ない高齢者は、いよいよ介護保険の制度から排除をされてしまうのではないかと、そういう心配がぬぐえません。2008年度までに段階的に引き上げる激変緩和措置が設けられはしましたけれども、年々上がることに変わりはありませんし、2005年1月1日現在で65歳に達している人しか、これは適用されません。

先ほど議案第27号で40歳以上の第2号被保険者の保険料も同様に引き上げとなりますけれども、改正のたびに自己負担は増えるばかりです。本来なら、国が十分な予算措置を行わなければならないのに、平成18年度については国は介護保険事業予算を減らしています。本当に冷たい政治だと言わざるを得ません。今後、制度からこぼれる人が出ないように、実態を十分に把握をすること、そして保険料の減免措置を拡充するなど救済措置を設けることを要求して、反対討論といたします。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第34号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午前11時38分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第35号「太宰府市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第35号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時38分

~~~~~

日程第32 議案第36号 平成17年度太宰府市一般会計補正予算(第5号)について  
議長(村山弘行議員) 日程第32、議案第36号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算(第5号)について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番(武藤哲志議員) 3月6日の本会議において各委員会に分割付託されました議案第36号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算(第5号)について」の総務文教常任委員会所管分については、3月23日に委員全員出席のもと委員会を開き、執行部から項目ごとに説明を受け、審査を行いましたので、その主な審査内容と結果を報告いたします。

まず、歳出の主なものとしたしましては、消防活動に必要な水量を確保するために、東ヶ丘区ほか1か所に消火栓を設置するため消火栓新設負担金として165万9千円の増額補正、看護専門学校跡地の一部を防災倉庫として使用するための土地建物購入費として822万4千円の増額補正、同じく看護専門学校跡地の一部を生涯学習施設用地として購入するための費用として2億3,123万4千円の増額補正が計上されております。

続きまして、歳入の主なものとしたしましては、看護専門学校跡地用地購入費として、公共施設整備基金からの繰入金が1億円、総合運動公園整備事業基金からの繰入金が1億3,100万円、その他、消防ポンプ自動車の購入に際し、助成金の助成率が50%から60%に上がったことによる102万9千円の増額補正が行われております。

その他、繰越明許費の補正として、期日前・不在者投票管理システム委託料が250万円計上されており、また指定管理者制度の導入による債務負担行為の補正が各施設行われております。

本議案の当委員会所管分に対する質疑を終わり、討論では、賛成討論として、公有財産の取得にあたっては、それを購入することによって今後の発生する維持管理費や補修費も含めた試算も出されて審議がスムーズにいくようにとお願いする要望がありました。

採決の結果、議案第36号の総務文教常任委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長(村山弘行議員) 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） 3月6日の本会議において各常任委員会に分割審査付託されました議案第36号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」の当委員会所管分につきましては、3月9日委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部の補足説明を受け、審査いたしましたので、その主な内容と結果を報告いたします。

今回の当委員会所管分の主な補正は、歳出として、6款農林水産業費で572万1千円の増額、8款土木費で652万9千円の減額が補正されております。歳入は、歳出財源としての諸収入、市債が追加変更されております。また、繰越明許費補正では、サイン整備事業、地区道路整備事業など9事業の追加と1事業の変更、債務負担行為補正では、追加分として太宰府歴史スポーツ公園指定管理料、地方債では財源構成に伴う増額補正がされております。

審査において、各款各項の説明を詳細に受け、その都度不明な部分について回答を求めましたが、特に問題はありませんでした。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、議案第36号の建設経済常任委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） 3月6日の本会議において各常任委員会に分割審査付託されました議案第36号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」の環境厚生常任委員会所管分につきましては、3月10日、23日の2日間にわたり、委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その内容と結果を報告いたします。

今回の補正における主な内容は、歳出において、看護学校跡地等の社会福祉施設購入費996万9千円の追加、平成17年7月から拡大した3歳以上4歳未満の外来医療費300万円の増、生活保護費の平成16年度決算に伴う国庫負担金及び補助金の精算返還金1,286万3千円の減、生活保護費受給者入所の厚生施設解散に伴う生活保護費2,997万4千円の減、ごみ袋販売枚数の見込み減に伴う消耗品費548万4千円の減、ごみ収集世帯増加等による塵芥収集運搬委託料623万9千円の増などが補正されており、歳入については、主にそれに伴う補正となっております。

審査において、3款民生費、1項社会福祉費の地域福祉促進事業関係費につきましては、執行部に対し委員から多くの質疑がありましたので、その主な内容について報告いたします。

まず、取得後の当該施設の利用目的については、具体的に何に利用するのか確定していない

とのことでしたが、本市西地区の地域福祉の拠点施設として、介護保険事業の制度改正に伴う高齢対策や社会福祉協議会をはじめとした福祉団体が行う事業に利用していただければとの考えを示されました。

それから、当該施設への初期投資としての改修、改築費については、地域振興部の試算によると、当該施設に約2,400万円の費用が見込まれているが、正式に見積もりを行っていないために、正確な金額は不明である。必要最小限の金額で改修等を行いたいとのことでありました。

また、当該施設の利用期間については、県との制約である10年間の利用後、用途の変更が生じる可能性もあるが、建物の耐用年数も残っており、できるだけ長期間利用したいとの考えを示されましたが、鉄筋建物の耐用年数は60年だが、建物の耐久年数の期間が最も重要ではないか、利用期間については、建物の耐久年数を踏まえて検討していくべきではないかという委員からの意見があり、期間については、今後検討し、計画していきたいとのことでありました。

本議案に対する質疑を終え、討論において、看護学校跡地等の社会福祉施設購入費に関して、以前いきいき情報センターの改修費用の見込み違いがあった。看護学校跡地の建物を見たところ、高額な改修費用を要する懸念もあり、改修費用等が正式に示されていない中での判断は難しい。以前のような見積もりの見込み違いがない対応をお願いしたいという要望を添えた賛成討論がありました。

また、同じく看護学校跡地等の社会福祉施設購入費に関して、今後の利用については、市民の代表である議会に報告し、意見をできるだけ尊重し、決定していただきたいとの要望を添えた賛成討論がありました。

討論を終え、採決の結果、委員全員一致で議案第36号の当委員会所管分につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 自席へどうぞ。

討論を行います。

通告がっておりますので、これを許可します。

1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） 議案第36号に賛成討論いたします。

今回の補正予算の中で、県立看護専門学校跡地関連の補正予算額約2億5,000万円に対し、各委員会に分割付託し、審議がなされましたが、今後このような議案に対しましては、市側は財産取得における関係者との協議の内容、取得する土地の将来における活用の基本的考え方、また取得に関し発生する維持管理費や補修費、その試算額など、あらかじめ十分な情報を提供し

ていただき、慎重かつスムーズな審議ができますよう特段の配慮を要望いたし、賛成討論といたします。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時53分

~~~~~

日程第33から日程第37まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第33、議案第37号「平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」から日程第37、議案第41号「平成17年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第33から日程第37までを一括議題とします。

日程第33から日程第37までは環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） 3月6日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第37号「平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」から議案第41号「平成17年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計補正予算（第1号）について」につきましては、3月10日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

まず、議案第37号「平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」報告いたします。

今回の補正は、歳入の療養費交付金等や歳出の療養費給付費等の補正によって、歳入歳出それぞれ1億470万6千円の増額補正がなされております。

本議案に対する質疑、討論はなく、議案第37号については委員全員一致で原案のとおり可決

すべきものと決定しました。

次に、議案第38号「平成17年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第3号）について」報告いたします。

今回の補正は、歳入の国、県からの医療費負担金や歳出の償還金の補正によって、歳入歳出それぞれ4,653万1千円の増額補正がなされております。

本議案に対する質疑、討論はなく、議案第38号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第39号「平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」報告いたします。

今回の補正は、総額予算は変わらず、施設介護サービス給費費から、不足する在宅支援サービス費及び高額介護サービス費に充てるための予算の組み替えとなっております。

本議案に対する質疑、討論はなく、議案第39号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第40号「平成17年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」報告いたします。

今回の補正は、貸付金の繰上償還によって、歳入歳出それぞれ1,674万円の増額補正がなされております。

審査において執行部から補足説明を受けましたが、本議案に対する質疑、討論はなく、議案第40号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第41号「平成17年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計補正予算（第1号）について」報告いたします。

今回の補正は、歳入の介護保険事業費補助金等や歳出の介護認定支援システム改修委託料等の補正によって、歳入歳出それぞれ3,290万円の増額補正がなされております。

本議案に対する質疑、討論はなく、議案第41号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第37号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第38号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第39号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第40号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 次に、議案第41号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第37号「平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について」  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第37号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時59分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第38号「平成17年度太宰府市老人保健特別会計補正予算(第3号)について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第38号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午後0時00分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第39号「平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第39号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。



( 全員起立 )

議長 ( 村山弘行議員 ) 全員起立です。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午後0時00分

議長 ( 村山弘行議員 ) 次に、議案第40号「平成17年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 ( 第1号 ) について」討論はありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

議長 ( 村山弘行議員 ) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第40号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

( 全員起立 )

議長 ( 村山弘行議員 ) 全員起立です。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午後0時01分

議長 ( 村山弘行議員 ) 次に、議案第41号「平成17年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計補正予算 ( 第1号 ) について」討論はありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

議長 ( 村山弘行議員 ) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第41号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

( 全員起立 )

議長 ( 村山弘行議員 ) 全員起立です。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午後0時02分

議長 ( 村山弘行議員 ) ここで13時まで休憩いたします。

休憩 午後0時02分

~~~~~

再開 午後1時00分

議長 ( 村山弘行議員 ) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第38と日程第39を一括上程

議長 ( 村山弘行議員 ) お諮りします。

日程第38、議案第42号「平成17年度太宰府市水道事業会計補正予算 ( 第3号 ) について」及

び日程第39、議案第43号「平成17年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第38及び日程第39を一括議題とします。

日程第38及び日程第39は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） 3月6日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました議案第42号「平成17年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について」及び議案第43号「平成17年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」につきましては、3月9日委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部の補足説明を受け審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

それではまず、議案第42号「平成17年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について」報告いたします。

今回の補正の主な内容は、市長からの提案理由のとおりで、審査に当たり予算書3ページからの実施計画書兼事項別明細書をもとに、執行部から詳細に説明を受けましたが、特に問題はありませんでした。

委員から関連質疑があり、菅谷地区の工事が平成18年度に予定されていることと、アスベストを使用した石綿管は計画的に鋳鉄管に布設替えを行っていることを確認しております。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第42号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第43号「平成17年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」報告いたします。

今回の補正の主な内容は、市長からの提案理由のとおりで、審査に当たり予算書4ページからの実施計画書兼事項別明細書をもとに、執行部から詳細に説明を受けましたが、特に問題はなく、委員からの質疑、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第43号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第42号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第43号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第42号「平成17年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第42号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時05分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第43号「平成17年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第43号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時05分

~~~~~

日程第40から日程第48まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第40、議案第44号「平成18年度太宰府市一般会計予算について」から日程第48、議案第52号「平成18年度太宰府市下水道事業会計予算について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第40から日程第48までを一括議題とします。

日程第40から日程第48までは予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 今定例会におきまして予算特別委員会に審査付託を受けました議案第44号「平成18年度太宰府市一般会計予算について」から議案第52号「平成18年度太宰府市下水道事業会計予算について」までは、3月2日、第1日目の予算特別委員会で執行部から説明を受け、3月20日、22日の2日間にわたり、市長ほか助役、収入役、教育長及び各部課長出席のもとに具体的な審査を行いましたので、その結果について報告します。

まず、平成18年度の予算編成に当たっては、行政評価と連動した施策別枠配分方式で予算を配分する方式で編成された初めての予算ということです。

審査に当たりましては、平成18年度各会計予算書に計上された内容に対する全般的なチェックを行った上で、審査資料を参考に質問形式により、平成18年度の施策に対して、できるだけ明らかになるよう審査いたしました。

審査資料の請求に当たりましては、各委員のご協力、また提出いただきました執行部の皆様にご協力いただきまして、ありがとうございます。

初めに、議案第44号「平成18年度太宰府市一般会計予算について」報告いたします。

予算の概要及び特色並びに重要な施策、新規事業については、市長の提案理由説明、また予算説明資料を参考に部長より説明を受け、さらに委員会においては、各委員の質疑に対して所管の部課長より詳細な説明を受けました。

審査の内容及び問題点、また委員から出されました指摘、意見、要望については、委員会の最後にご了承いただきましたように、後日、会議録が配付されますので、ご参照いただきたいと思います。

審査を終わり、委員会採決の結果、大多数をもって議案第44号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第45号「平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計について」、議案第46号「平成18年度太宰府市老人保健特別会計予算について」、議案第47号「平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」、議案第48号「平成18年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」、議案第49号「平成18年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計予算について」、議案第50号「平成18年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計予算について」の6件の特別会計について一括して報告申し上げます。

特別会計予算については、款、項、目ごとに審査を行いました。

なお、審査の詳細については、一般会計同様に予算審査の会議録をご参照願います。

審査を終わり、委員会採決の結果、各特別会計の議案第45号、議案第46号につきましては委

員全員一致で、議案第47号につきましては大多数で、議案第48号、議案第49号、議案第50号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第51号「平成18年度太宰府市水道事業会計予算について」及び議案第52号「平成18年度太宰府市下水道事業会計予算について」の2企業会計予算についても、款、項、目ごとに慎重に審査を行いました。

なお、審査の詳細については、同様に予算審査の会議録をご参照願います。

審査を終わり、委員会採決の結果、委員全員一致で議案第51号及び議案第52号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第44号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第45号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第46号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第47号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第48号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第49号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第50号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第51号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第52号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第44号「平成18年度太宰府市一般会計予算について」討論を行います。

通告が 있습니다ので、これを許可します。

11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 議案第44号「平成18年度太宰府市一般会計予算について」は、反対の立場から討論をいたします。

政府の三位一体改革による国庫補助負担金の削減と税源移譲、地方交付税の削減で、各課とも予算編成においてはご苦労が多かったことと思います。少し国の予算編成にも触れますけれども、私ども日本共産党は、政府の進める三位一体改革に対し、国の責任後退と地方財源の大幅削減を目的とするものと批判をしてきました。加えて、平成18年度においては、地方自治体に対して職員の定数や給与の削減など、給与構造改革をはじめとした地方行革を強いる財源措置になっています。一方、定率減税の半減や高齢者控除の廃止など、税制改正による増税と社会保障の制度改悪によって市民には大きな負担増がのしかかります。平成18年度も個人市民税が増収となっていますが、これは政府の税制改悪によるもので、景気回復による増ではありません。暮らしが大変な中での増税です。

地方自治体としては、国の方針どおりに地方行革推進と法制度の運営を進めるしかないと言われるかもしれませんが、平成18年度は介護保険制度の見直し、障害者自立支援法の実施、医療制度改正など、まさに市民の暮らしと生命にかかわる法改正がメジロ押しです。財政不足の影響で、これまで自治体独自で行ってきた高齢者向けのサービスなどがいくつか削減・廃止をされたりしておりますけれども、納得がいかないのは、一般施策はどんどん切り捨てられているのに、同和対策の敬老年金、老人医療費、介護サービス費、5歳未満児医療費などについては、全く見直しがされていないことです。市はこの間、制度の見直しの際に、平等性ということをも理由に挙げられますが、これこそ不平等と言えるのではないのでしょうか。全体的に所得格差が拡大し、低所得者層が増えている中で、いつまでも同和施策を聖域化することはやめるべきです。

次に、これも地方行革の一環として推進されているものですが、4月から公立都府楼保育所が民間に移譲されます。公務の民営化はコスト削減、効率化を目的としたもので、公的責任の放棄であり、特に子どもの発育に影響する保育の分野を市場のもうけ主義の対象にすることは認められないということで、民営化について反対をしてきました。

それから、一般廃棄物処理と火葬場の広域化について。

まず、ごみの方ですが、ごみ処理の広域化はもともとこれは厚生労働省の方針であります。広域で大型焼却炉を設置してそれをフル回転させてダイオキシンを削減するというものですが、これはごみ減量を全く無視した焼却炉産業に需要を与えるためのいわば大企業サービスの方針と言えます。24時間連続運転をさせるためには、それだけごみを出さなければならなくなるわけで、これはごみ減量、リサイクル、分別、資源化の方向とは完全に逆行している方針だと言わざるを得ません。10年後には、南部の焼却炉を新設するとして、組合設立が新年度予定をされていますが、廃棄物処理の広域化については大きな問題があると思います。

火葬場の広域化につきましても、災害時の対応、それから利用料の値上げの問題、組合負担金や地元負担金など、不明確な点も多く、認められません。とにかく広域化をすることで、議

会や市民からその内情がととも見えにくくなります。

以上、述べましたように、反対する理由はいくつかありますが、ただ平成18年度の予算の中で、平成18年度で具体化される子育て支援センターの設置、それから中学校ランチサービスの実施などは、これまで要求したことであり、その実施については大変うれしく思っております。そうした賛成の部分も含まれてはおりますけれども、認められない点が多々あることから、予算については反対をいたします。

議長（村山弘行議員） 次に、1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 第44号議案に対し賛成討論いたします。

厳しい財政状況の中、平成18年度の予算編成に当たりましては、施策別配分方式の導入、地方債の発行額を25億円以下に抑えるなど、苦心された中、新規事業として中学校ランチサービスの開始、子育て支援センターの設置など、特筆すべき点があり、大変期待しております。しかしながら、以下の3点につき協議、検討していただき、今後見直しをされるよう要望いたします。

1点目は、まるごと博物館推進プロジェクトについてですが、この主な事業として、サイン整備費1,930万円、ガイド本作成800万円など、総額3,400万円の計上がなされています。今後、平成22年度までにこの事業が推進されることで、市内への来訪者が増え、地域の活性化が図られることを期待していますが、これまで太宰府市を訪れる観光客の実態調査や観光関連業者の数、売り上げなど、本格的な統計調査はなく、このことはまるごと博物館推進プロジェクトを推進していく上で大きな弱点ではないかと考えています。現状を把握し、来訪者のニーズを知るための本格的な統計調査費の計上を要請いたします。

2点目、行政区関連の予算につきましては、区長報酬と各種の補助金など、その総額は1億円を超す金額となっております。この金額の多寡を問題視するのではありませんが、現状の補助金のあり方では、地域に応じた運用はできず、市民と協働によるまちづくりを基本とする、市民ができることは市民でしていこうという自治の精神が育ちにくいと考えます。今後、この行政区への補助金のあり方を根本的に見直し、市民が参画できるようなあり方に考えていただきたく要望いたします。

3点目、まほろば号の運用につきましては、利用客の向上や路線の選定など、関係課におかれましては多大なご苦労があると思います。しかしながら、今後見直しをするに当たり路線の決定など、その協議の中に地域の市民を入れていただき、地域の実情に合わせて路線を決定できるようなシステムにしていただき、市民との協働でまほろば号の乗客が増えていくようなシステムに変更していただくことを要望して、賛成といたします。

以上です。

議長（村山弘行議員） 次に、19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 議案第44号「平成18年度太宰府市一般会計予算について」は、特別委員長でしたので、本日採決に当たり反対討論いたします。

平成18年度予算については、平成17年度の当初予算205億3,390万8千円に対し、平成18年度当初予算は186億2,808万円、前年と比較すると19億582万8千円の減額となっていて、予算編成上大変厳しいと感じられますが、平成17年の災害復旧、土木工事で18億4,435万7千円が終了した結果での予算編成ですので、前年度と余り変動はないと思います。今年度は、三位一体改革に基づいて、国は税法の改悪を行い、所得控除の廃止・縮小等で市民税が5億2,827万1千円増額になっているとして、交付税を縮小してきました。その結果、太宰府市は予算編成に対し、施策別枠配分方式という手法で一番大切にしなければならない福祉予算の廃止・縮小を行っている金額は8,411万4千円です。その内容は、在宅福祉予算をはじめ、年に1度の楽しみにしている敬老会の祝い金80歳、90歳の対象者530人に祝い金1万円の廃止で530万円を削っています。各行政区で敬老会のお弁当の準備などの費用1人当たり300円削っています。また、一般質問でも行いましたが、この不況時、病気や高齢者、収入のない親族の援助が受けられない市民の救済制度の生活保護予算1億1,645万円も当初予算より削減しています。また、納税者、児童・生徒、市民に無料の市民サービスとして充実しなければならない図書貸出制度の予算、図書購入費1,000万円の減額、地元業者育成の単独公共事業も大幅減額です。予算がないと言って公共施設使用料の減免廃止を行いました。一方、解放運動団体補助金、寄附金2,899万6千円を超える支出を行っています。太宰府市は、予算編成に対して県下の中でも行政改革は最大に進めていますし、あらゆる行政業務を指定管理者や委託しています。職員給与の引き下げ等により、自主財源は49%、国と県に依存する財源は51%となっています。今後は、大佐野土地区画整理事業に投資した211億5,100万円は、宅地開発により固定資産税や市民税への増収が考えられます。現在、区画整理基金として約4億5,000万円積み立てられており、一般会計に繰り入れを行い、福祉や教育の充実を図るべきです。ところが、平成18年度予算は市民に重い負担を押しつけている予算となっているので、反対をいたします。

以上です。

議長（村山弘行議員） 次に、5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 議案第44号「平成18年度太宰府市一般会計予算について」賛成の立場から討論いたします。

平成18年度太宰府市一般会計予算につきましては、国の三位一体の改革により、地方交付税及び臨時対策債が3億円減額されるような財源が減少する中、平成16年度の決算で経常収支比率98.7%と財政が硬直化する中、平成17年9月に策定されました第四次行政改革大綱の実施計画に掲げられておられます平成18年度の経常収支比率98%を目指し、財政健全化への取り組みとして、平成18年度の予算編成が行われましたことにつきまして、市の執行部並びに職員の皆様方のご努力に敬意を表します。

予算編成においては、こうした中で市民への痛みも求められました。子どもの健全育成のためにも必要な小学校施設の休日の開放が休止されました。市民の生涯学習への意欲を削減するような補助金の削減、公共施設の使用料減免の廃止、また高齢者の引きこもり対策、介護予防



対策として重要な役割を果たします地区公民館への整備補助の削減等、少し配慮が不足しているかと思いますが、市の活性化へ向けた取り組みとして、観光客の回遊性を高めるサイン計画、さらに宿泊施設、研究機関の誘致など、企業誘致へ向けた取り組み、都府楼保育所の民間への移譲による子育て支援活動の充実強化、長年の課題でありました中学校給食の実施、市内で一番遅れておりました高雄地区の基盤整備として、高雄中央通り整備に対する予算の重点配分、指定管理者制度の導入等、市民一人ひとりが誇りと愛情を持った魅力のあるまちづくり、安心・安全のまちづくりに向け、限られた財源の中、予算が編成されましたことは、高く評価いたします。予算の執行に当たられましたは、効率よく有効に執行されますようお願いいたします。私の賛成討論といたします。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第44号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午後1時28分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第45号「平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第45号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時28分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第46号「平成18年度太宰府市老人保健特別会計予算について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第46号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時29分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第47号「平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」討論を行います。

通告がありますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

19番(武藤哲志議員) 議案第47号「平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」反対討論いたします。

議案第34号の介護保険条例の一部改正に基づき、平成18年度介護保険事業特別会計予算は大幅な増額になっています。1号保険者、2号保険者は、介護保険料の引き上げにより、特に国民健康保険加入者には大変な負担となります。今回提案された引き上げ幅は、所得割が0.6%引き上げられ1.3%、均等割が6,000円引き上げられ1万5,000円となります。高額所得者は頭打ちですが、所得の少ない方々には大変な負担です。政府は、公的年金等の控除の縮小と高齢者控除の廃止、定率減税の半減で、高齢者の所得125万円まで住民税が非課税でしたが、この制度を廃止しました。その結果、介護保険料の改悪で6人に1人が国民健康保険税と介護保険料の増額です。厚生労働省は、2年間の激変緩和の措置をとるように指導していますが、太宰府市の介護保険階層区分は主に第2、第3、第4階層が中心で、激変緩和措置をとっても第5階層になれば保険料は2倍の値上げです。市民に対して説明もなく、他の市町村と比較して高い保険料を負担させる結果になっており、平成18年度介護保険料は値上げをした予算として1億3,326万7千円の増額予算ですので、反対いたします。

以上です。

議長(村山弘行議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第47号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

議長(村山弘行議員) 大多数起立です。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午後1時32分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第48号「平成18年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第48号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時32分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第49号「平成18年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計予算について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第49号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時33分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第50号「平成18年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計予算について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第50号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時33分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第51号「平成18年度太宰府市水道事業会計予算について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第51号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時34分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第52号「平成18年度太宰府市下水道事業会計予算について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第52号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時34分

~~~~~

日程第49から日程第51まで一括上程

議長(村山弘行議員) お諮りします。

日程第49、議案第53号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第51、議案第55号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第49から日程第51までを一括議題とします。

日程第49から日程第51までは総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

[19番 武藤哲志議員 登壇]

19番(武藤哲志議員) 3月6日の本会議において総務文教常任委員会に審査付託されました議案第53号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」から議案第

55号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」は、3月23日に委員全員出席のもと委員会を開き、関連する議案として一括審査しました。その審査内容と結果を報告します。

議案第53号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第54号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第55号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」報告します。

本案は、昨年8月15日の人事院勧告に基づく国家公務員給与の改定に準じて改正を行うもので、今回の勧告で給与制度について俸給制度、諸手当制度全般にわたる抜本的な改革であり、公務員賃金に地場給与を反映させるための地域間配分の見直し、年功的な給与上昇の抑制、職責に応じた給与構造への転換、そして勤務成績の給与への反映などを柱とするもので、職員労働組合との団体交渉の結果、合意に至ったとの説明がありました。

質疑では本年4月から評価制度も導入するのか、その内容はどのような査定を行うのか、まただれが評価するのかという質疑に対して、現時点で制度的には設けていないが、5年以内に実施する方向で検討していきたい。評価制度の内容は、人事院勧告で5段階あり、そのランクに応じて昇級号俸数を決めるというもので、中身については今後検討していきたい。評価方法については、現段階では職員については係長、係長については課長、課長については部長が評価するという形を考えているということでした。

質疑を終え、討論では、賛成討論として、職員労働組合の交渉がまとまったことを受け、今後の検討課題についてはお互いに向き合いながら協議を行うこと、評価制度については職員の意見をきちんと吸収して評価のシステムを構築してほしいとの2点の要望がありました。他に、今回の給与条例の改正は、公務員としてのあり方にも影響を与えるものであり、その上に立つ四役の報酬審議会の開催を要求しての賛成討論もありました。

採決の結果、議案第53号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第54号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第55号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」の各議案については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第53号から議案第55号までの報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第53号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第54号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第55号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第53号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告が 있습니다ので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 委員長でしたので討論ができませんでしたので、議案第53号から議案第54号、議案第55号は関連があり、一括して反対討論いたします。

今議会大変論議になりました太宰府市職員の給与に関する条例及び特別職の給与等一部を改正する条例については、さまざまな問題点を含んでおります。12月議会で改正された2005年度の人事院勧告は、市職員の給与及び基本給0.3%の引き下げ及び扶養手当の減額でした。今回の条例改正された内容は、給与構造の見直しは俸給表を全国一律引き下げる50歳前後の職員給与の抑制を図る。0%から8%の地域手当の設定は、都市部は高く、太宰府市は低く設定されています。能力成果主義査定昇級の導入等、スト権のない公務員に賃金制度改悪を押しつけてきました。今回提案された新給与表への移行は、大きく給与水準を引き下げるものです。新俸給給与との間で講じる格差については、現在の給与水準が保障しているものの、新給与表での現在の給与水準の俸給に到達するには数年かかります。給与抑制策によって、期末勤勉手当、退職金にも大きな影響を与えるものです。生涯賃金として約1,200万円もの削減と言われております。特に問題は、職員の昇級を勤務成績に応じて行い、昇級の区分を5段階設ける成果主義を導入し、昇級、昇格、期末勤勉手当、退職金など、職員間での格差を拡大することになる成果主義の評価制度の導入は問題です。成果主義の評価制度は、個別評価となるために、職場のチームワークが阻害されます。また、マイナス評価を隠ぺいする短期的な成果が求められるために失敗を恐れチャレンジ精神が衰退する、地味な部署や評価されない仕事を行う職員のやる気を阻害するなど、基本的な問題を抱えています。公務員は、全体の奉仕者として公正、中立、安定、継続性のある組織的な業務遂行が求められる公務職場ではなじまないと思います。また、公務員賃金の引き下げは、地域民間企業労働者の賃金に大きな影響を与え、地域経済にも影響を与えますので、反対です。

今回提案される特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正は、市長はじめ四役の調整手当を廃止し、それにかわる地域手当を支給するものです。私は、今回の職員給与改定については、基本給の最高支給額は46万300円です。一方、市長の報酬は91万9,000円で、2倍の格差が生じました。以前議会答弁で元市長さんが言った言葉があります。「市長、助役は父母であり、職員は我が子と思っている。その子が困っているときに手を差し伸べるのが親の務めだ」

という給与問題での答弁をいただいたことがあります。職員給与が引き下がっているとき、特別職の報酬見直しを要求し、反対討論といたします。

以上です。

議長（村山弘行議員） 次に、1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 議案第53号に賛成の立場から討論いたします。

今回の条例改正は、国の行財政改革や構造改革に伴うものですが、これは単に公務員の給与改正とだけとらえるものではなく、本格的な地方分権時代への地方自治体のあり方を示唆するものだと考えます。このような現状の中、職員の給与の改正がなされ、一方税制改正や介護保険など公的年金の改正で市民の負担は年々重くなり、さらに今年度からは減免制度の廃止、使用料の負担増など、多くの痛みを受けることになります。

以上のことから、市長以下四役、議員の特別職もその痛みを率先して分かち合い、その姿勢を示さなければならないと考えますので、特別職報酬審議会の開催を要求して、賛成討論といたします。

議長（村山弘行議員） 次に、12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） 議案第53号につきまして、賛成の立場から討論させていただきます。

今回職員の給与に関する条例の一部改正が国の方針により行われました。確かに職員にとっては厳しい改正内容ではありますが、国の行財政改革の一環としてこれを無視するわけにもいけないと考えますことから、周辺の市町の動向も見据えた上、今回付託されました総務文教委員会委員といたしましては、本当に英断の思いで原案可決させていただきました。執行部におかれましては、周辺の自治体の対応もご考慮いただきまして、職員の士気に悪い影響を及ぼすことがないように、今後とも協議を重ねられ、温かいご裁断をお願い申し上げまして、賛成の討論とさせていただきます。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第53号に対する委員長報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午後1時47分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第54号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告がありますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） ただいま関連する内容として、議案第49号で一括して議案第54号、議案第55号を反対をしておりますので、討論については省略をいたします。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第54号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午後1時48分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第55号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第55号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午後1時48分

議長（村山弘行議員） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後1時48分

~~~~~

再開 午後1時49分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第52 請願第5号 「最低保障年金制度」創設をはじめとする年金制度の改善について  
国に意見書提出をお願いする請願

議長（村山弘行議員） 日程第52、請願第5号「最低保障年金制度」創設をはじめとする年金制度の改善について国に意見書提出をお願いする請願」を議題とします。



本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） 昨年12月5日の本会議で環境厚生常任委員会に審査付託され、継続審査となっております請願第5号「最低保障年金制度」創設をはじめとする年金制度の改善について国に意見書提出をお願いする請願」につきましては、3月10日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その内容と結果を報告いたします。

本請願の審査において、委員からこの請願については過去に同じような請願が出ていないか確認してほしいとのことであったため、事務局に資料の提出を求めました。資料を確認した結果、平成14年に同じ表題で請願が上程され2度の継続審査を経て、平成15年3月の本会議において採択し、国に意見書を提出しておりました。

過去の請願及び意見書を参考に審査した結果、今回の請願要旨の2項目「上記制度の実現にあたって、消費税増税や庶民大増税をしないこと」については賛成できないが、請願本文を含めたその他の部分について、異議はないという意見がありました。

本請願の紹介議員の委員から、請願者にその旨を確認したいとのことでしたので、委員会を休憩し、確認いただいたところ、最低保障年金制度を創設することが目的であるため、請願要旨の2項目の「上記制度の実現にあたって消費税増税や庶民大増税をしないこと」の部分を除き、採択することについては差し支えないとのことでした。

よって、請願要旨の2項目を除くことで討論、採決を行った結果、討論はなく、委員全員一致で請願第5号については、一部を除き採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第5号に対する委員長の報告は一部採択です。委員長報告のとおり一部採択することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、請願第5号は一部採択とすることに決定しました。

一部採択 賛成19名、反対0名 午後1時54分

~~~~~

日程第53と日程第54を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第53、請願第1号「米軍再編」に反対する決議の採択を求める請願書」及び日程第54、請願第2号「米軍再編」の撤回を求める意見書の提出を求める請願書」を一括議題にしたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第53及び日程第54を一括議題とします。

日程第53及び日程第54は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 3月6日の本会議において総務文教常任委員会に審査付託されました請願第1号「米軍再編」に反対する決議の採択を求める請願書」、請願第2号「米軍再編」の撤回を求める意見書の提出を求める請願書」につきましては、3月23日に委員全員出席のもと委員会を開き、関連する請願であるために一括して審査しましたので、その審査内容と結果を報告します。

委員に意見を求めたところ、採択に反対する意見や継続審査を求める意見が出されました。休憩をし、協議を行い、審査再開後、委員からは異議もなかったため、本請願を継続審査にすることについて採決を行いました。

その結果、請願第1号「米軍再編」に反対する決議の採択を求める請願書」及び請願第2号「米軍再編」の撤回を求める意見書の提出を求める請願書」ともに、大多数で継続審査すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

請願第1号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、請願第2号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

請願第1号「米軍再編」に反対する決議の採択を求める請願書」について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第1号に対する委員長の報告は継続審査です。委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

議長(村山弘行議員) 大多数起立です。

したがって、請願第1号は継続審査とすることに決定しました。

継続審査 賛成18名、反対1名 午後1時57分

議長(村山弘行議員) 次に、請願第2号「米軍再編」の撤回を求める意見書の提出を求める請願書」について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第2号に対する委員長の報告は継続審査です。委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

議長(村山弘行議員) 大多数起立です。

したがって、請願第2号は継続審査とすることに決定しました。

継続審査 賛成18名、反対1名 午後1時57分

~~~~~

日程第55 意見書第1号 さらなる総合的な少子化対策を求める意見書

議長(村山弘行議員) 日程第55、意見書第1号「さらなる総合的な少子化対策を求める意見書」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番(福廣和美議員) 3月6日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました意見書第1号「さらなる総合的な少子化対策を求める意見書」につきましては、3月10日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

本意見書は、国でもこれまで様々な少子化対策が講じられてきたにもかかわらず、少子化傾向に歯どめがかかっていないことから、国に対しさらなる総合的な少子化対策を具体的に求められたものです。

審査に当たっては、3月6日の本会議の質疑において、資料提出の要求がありました、6つの施策の4項目「子どもを預けやすい保育システムへの転換」という部分の具体的な考えについて、意見書提出議員から資料を提出いただきました。

協議において、4項目について、もう少し具体的に記載した方がいいのではないかという意見がありましたが、修正案の提出はありませんでした。

本意見書に対する協議を終え、討論はなく、意見書第1号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第1号に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、意見書第1号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午後2時01分

議長（村山弘行議員） ここで14時15分まで休憩いたします。

休憩 午後2時01分

~~~~~

再開 午後2時15分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第56 意見書第2号 「最低保障年金制度」の創設を求める意見書

議長（村山弘行議員） 日程第56、意見書第2号「最低保障年金制度」の創設を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

安部陽議員。

〔15番 安部陽議員 登壇〕

15番（安部陽議員） 「最低保障年金制度」の創設を求める意見書について説明いたします。

なお、意見書を読みましてご説明にかえさせていただきます。

提出者安部陽。賛成者福廣和美議員、岡部茂夫議員、山路一恵議員、安部啓治議員、力丸義行議員。

「最低保障年金制度」の創設を求める意見書。

高齢者の生活を支える基本は公的年金です。高齢化社会を迎え、その充実は全国民の切実な要望となっています。しかし、今の年金制度がかかえる最大の問題は、なんといってもこのままでは、無年金者・低年金者が増えつづけるという問題です。さらに年金の格差が重大になっています。無年金者が現在でも60万人以上、また国民年金だけの人は909万人で、その平均月額額は4万6千円です。しかも、保険料を納める人の率は下がり続けており、平成15年度で納付率63.4%です。こうした年金制度の空洞化の状態は、厚生年金でも進行しており、加入者数は平成10年以来毎年減少しています。年金制度の空洞化は、放置すれば、ますます深刻な状態になるのは明らかです。

こうした時、平成17年7月27日に、指定都市市長会が「最低年金制度」創設の提案をされたことは、まことに時宜を得た、画期的な意義をもつものと考えます。

よって、政府におかれましては、下記の事項については是非とも実現していただきますよう強く要望いたします。

1 全額国庫負担の最低保障年金制度を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先は内閣総理大臣小泉純一郎、厚生労働大臣川崎二郎です。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第2号について原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、意見書第2号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午後2時19分

~~~~~

日程第57と日程第58を一括上程

議長(村山弘行議員) お諮りします。

日程第57、「太宰府市まちづくり総合問題特別委員会の中間調査報告について」及び日程第58、「太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員会の中間調査報告について」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第57及び日程第58を一括議題とします。

日程第57及び日程第58は各特別委員会に付託しておりましたので、各委員長の中間調査報告を求めます。

まず、太宰府市まちづくり総合問題特別委員会の中間調査報告を求めます。

太宰府市まちづくり総合問題特別委員長 安部啓治議員。

〔10番 安部啓治議員 登壇〕

10番(安部啓治議員) それでは、平成17年度の太宰府市まちづくり総合問題特別委員会の中間調査報告をいたします。

当委員会は、去る平成17年6月1日、同12月1日、平成18年3月6日の計3回委員全員出席のもと開催いたしました。

昨年の6月1日の委員会では、「各事業の財政計画と今後のまちづくりについて」議論を行いました。

委員から本市は第1次行革以降次々と改革を行ってきて、全国一行革は進んでいる自治体ということで評価され、マスコミにも取り上げられたことがあると、過去からの経過説明がありました。また、執行部から「太宰府夢未来ビジョン21」が出されているが、いつまでにどうするというような具体的な計画が全くないという意見や、今後のまちづくりを考える上で、まずは今後各事業の内容と財政計画について執行部に資料を整理していただき説明を受ける必要があるのではとの意見が出ています。

昨年の12月1日の委員会では、現在行っている事業の進捗状況等について執行部からの説明

を受けました。

まず、高雄中央通り線とその周辺整備についてです。

道路用地については、全体の67%が買収済みで、残り13件についても協議中であり、平成18年度中には買収完了予定とのことでした。

委員からの質問で、歩道は片側2mとのことだが、太宰府高校の生徒たちの自転車は歩道を通行できるのかとの問いに対して、自転車はあくまで軽車両であり、通行可とするには3.5mの幅員が必要であることから変更は困難なので、事故対策として学校側と十分協議していきたいとのことでした。

また、周辺の用途区域の見直しについては、区画整理、開発による面整備が伴わなければならない。それには隣接している筑紫野市との協議、高雄交差点を含めた都市計画道路の整備が必要であること。また、調整区域のままでも、区画整理で整備するにしても、高尾川の下流に当たる筑紫野市側から整備することが重要であるとのことでした。

高雄公園周辺道路整備については、公園奥は車での通り抜けが厳しいことから、上の団地と歩道で結ぶこと等が地元での話し合いでも出ており、将来必要だと考えているとのことでした。

高雄地区へのまほろば号の乗り入れについては、地域の方たちへのアンケート調査やいろいろな調査をしながら運行するかどうか判断したいと考えて、現時点では運行開始時期は明言できないということと、西鉄バスとの一部競合路線について本社と協議をしながら進めていることを確認しております。

次に、太宰府館の国博開館後の利用状況と人の流れについてです。

太宰府館への入り込みは地域の方以外で二、三割増加したとのことでした。また、観光プログラムをホームページに掲載したことから団体からの申し込みもきており、今後も有効な手だてを図っていきたいとの説明があっています。

次に、梅大路交差点から天満宮グラウンド近くの歩道が切れている箇所間の県道拡幅計画についてです。

昨年10月3日に馬場区、10月6日に新町区、五条区の地権者に説明会が行われ、延長約280mで現況の幅員7.5mを14mにして歩道を確保する予定で、地元の了解がとれても測量、用地買収を通して四、五年はかかるだろうということでした。市の負担割合は15%ですが、総工費は今のところ算定されていないとのことでした。

次に、国博開館後の周辺の交通渋滞緩和策についてです。

国博周辺の駐車場は約2,300台あり、正月三が日は北側アクセス道路沿いに民営で約200台分新設されるものを含め、市内に通常の1.6倍に当たる約3,800台分が確保できる見込みとのことでした。

委員からの意見として、今後筑紫野市との境界で歴史と文化の環境税による料金差によるトラブルが起こらないようにとの指摘があっています。

次に、県立看護専門学校跡地の取得についてです。

(仮称)JR太宰府駅設置の計画と優先順位が逆ではないかとの指摘があり、執行部から(仮称)JR太宰府駅の設置は現在ある事業の中で最優先事業という認識は変わっていないとの説明がありました。

今後、当特別委員会としては、(仮称)JR太宰府駅及び看護専門学校跡地購入後の佐野東地区のまちづくりに重点を置いて、さらなる調査研究を行うべきとの方向性を決定しました。

以上、簡単でございますが、委員会の中間調査報告とさせていただきます。

議長(村山弘行議員) 報告は終わりました。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員会の中間調査報告を求めます。

太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員会委員長 小柳道枝議員。

〔12番 小柳道枝議員 登壇〕

12番(小柳道枝議員) 太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員会の中間調査報告を行います。

太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員会では、平成15年9月19日に特別委員会が設置されて以降、中学校給食導入、地域福祉、子育て支援などについて調査を行ってまいりました。また、平成16年3月議会、平成17年3月議会と2度にわたり中間調査報告を行ったところであります。

前回の中間調査報告では、中学校給食早期実施へ向けて取り組んでいただくことを強く要望いたしました。

その後、現在に至るまで6回の特別委員会を開催し、少子高齢化問題に関しては、平成17年1月18日に地域福祉計画について、いち早く実施計画を行われたました長崎県諫早市において、「いさはや健康と福祉のまちづくりプラン」を、翌1月19日には次世代育成支援計画について、先進地である佐世保市において、「次世代育成支援佐世保市行動計画・佐世保市エンゼルプラン」について行政視察を行いました。

また、中学校給食に関する視察については、平成17年6月19日、同年4月から民間センター方式を実施いたしました那珂川町へ、平成18年2月1日には、選択制ランチサービス事業として実施されました大野城市、さらには同年2月21日、選択制弁当給食を実施いたしております宇美町へ行政視察を行いました。

まず、少子高齢化問題に関しては、先進地への視察や本市の地域福祉計画・次世代育成支援計画に対する担当課からの説明を受け、両計画について調査研究を進めていくためには、各分科会で検討する必要があるとの結論に至りました。

そこで、両計画に対する分科会を設け、実施計画に対し当委員会において中間報告の取りま



とめを行い、平成17年9月28日に市執行部に対し提言をいたしました。

提言の内容は、次世代育成支援計画『にこにこプラン』の実施計画に対しては、子育て支援という本市の基本的な施策を遂行するための体制づくりや地域の子育てグループなどの支援、市民の自主的な活動の拡充、関係機関を含めたネットワークの形成を図る中核となる子育て支援センターが必要であり、“子育てしやすい魅力あるまち太宰府”としての将来に向け先行投資を行い、担当職員の人員体制・各施設の状況を把握し、迅速かつ適切に対応できるよう予算措置を講じるよう提言いたしました。

地域福祉計画の実施計画に対しては、基本計画に掲げる「福祉でまちづくり」の実現のための太宰府市独自の施策を具体的につくり、方向性を明確にさせていただくよう提言いたしました。

次に、中学校給食問題においては、前回の中間調査報告以降、3度にわたる行政視察を行い、大野城市・那珂川町・宇美町それぞれの方式を調査研究してまいりました。

平成17年9月2日の特別委員会において、担当課より中学校給食検討委員会の進捗状況について説明を求めたところ、8月23日の定例教育委員会において、給食は実施することが望ましく、実施内容は生徒の栄養バランスを含め、食の安全性や安全な食材の確保、食に対する衛生管理などに配慮した中学校給食の実施が必要との報告がなされました。

その後、太宰府市教育委員会では、当特別委員会・検討委員会からの中学校給食についての報告を受け、同10月17日に今後の中学校給食について、「中学校給食は実施することが望ましく、実施方式は『選択制弁当給食』とし、実施時期は平成18年度を目処として検討されたい」との議決結果を市長に提出されました。

12月1日に開催いたしました特別委員会において、教育部長より中学校給食についての経過報告の中で、本市における中学校給食の名称を「中学校ランチサービス」とし、内容についての予算編成も含め平成18年度開始をめどに検討中であるとの説明を受けました。

当特別委員会では、中学校給食実施に向け平成15年から3年間にわたり調査研究、また他市町村への視察を重ねてまいりました。その結果、担当課・中学校給食検討委員会・太宰府市教育委員会のご理解を得られ、中学校給食実施に向け大きく前進したものと確信いたしております。

本市においては、厳しい財政状況のもと、中学校給食実施に向け施設整備や業者選択など財政的負担も強いられることとは推測いたしますが、本市の中学校給食が生徒や保護者の多様な価値観にも柔軟に対応できるよう、各委員から次のような提言がなされました。

まず、食の安全・地産地消の食材をできるだけ利用するという考えで成長期である生徒の食育を考慮し、充実したメニューになるよう、栄養士の雇用のあり方にも配慮すること。次に、初期の設備投資には多少費用がかかるかもしれないが、温かいものは温かく、冷たいものは冷たく提供できるような設備の充実を図ること。さらに、保護者の負担面や注文方法・支払い方法の簡略化により注文数を上げる方法も考慮すること。以上のことに留意をし、給食が実施さ

れた際には、安定した中学校ランチサービス事業が実施できますよう、喫食数の確保にぜひ努力していただきたいと思います。

なお、本市においての中学校給食が導入された後も、当特別委員会としては引き続き経過を見守りながら調査研究を行ってまいります。

以上、中学校給食・少子高齢化問題特別委員会の中間調査報告とさせていただきます。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

両特別委員会の中間調査報告は終わりました。

~~~~~

日程第59 議員の派遣について

議長（村山弘行議員） 日程第59、「議員の派遣について」を議題とします。

地方自治法第100条及び太宰府市議会会議規則第161条の規定に基づき別紙のとおり議員の派遣が生じたので、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~

日程第60 閉会中の継続調査申し出について

議長（村山弘行議員） 日程第60、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり、議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から申し出がっております。別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

お諮りします。

本定例会において決議されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会において議決されました案件整理について、これを議長に委任することに決定しました。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

これをもちまして平成18年太宰府市議会第1回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、平成18年太宰府市議会第1回定例会を閉会します。

閉会 午後2時36分

~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成18年5月29日

太宰府市議会議長 村山弘行

会議録署名議員 安部 陽

会議録署名議員 田川武茂